

包括的保存管理計画

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region

長崎県
熊本県
長崎市
佐世保市
平戸市
五島市
南島原市
小値賀町
新上五島町
天草市

目次

第 1 章

包括的保存管理計画の目的	4
1. 計画策定の主旨	5
2. 地域特性	8
3. 計画の実施と改善	11
4. 包括的保存管理計画の構成	11

第 2 章

顕著な普遍的価値及び構成資産	14
1. 世界遺産委員会決議	16
2. 推薦資産の説明	19

第 3 章

構成資産及び周辺の現状・課題	58
1. 構成資産の保護と調査研究	60
2. 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成	84
3. 構成資産に影響を与える諸条件	94
4. 来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	109
5. 地域の持続的な維持・発展(保存と活用の両立)	157

目次

第 4 章

マネジメントプランの実施	162
1. 構成資産の保護と調査研究	164
2. 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成	222
3. 構成資産に影響を与える諸条件	261
4. 来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	267
5. 地域の持続的な維持・発展(保存と活用の両立)	293

第 5 章

行動計画	304
1. 構成資産の保護と調査研究	307
2. 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成	310
3. 構成資産に影響を与える諸条件	313
4. 来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	314
5. 地域の持続的な維持・発展(保存と活用の両立)	320

第 6 章

経過観察(モニタリング)の体制	324
1. 構成資産共通の方針	326
2. 具体的な方策	327

第 7 章

体制の整備・運営	336
1. 構成資産共通の方針	338
2. 具体的な方策	339

附属資料 目次

附属資料 1 ミッドストリームプロセスに関する資料 (2016年2月～7月)

- a. ICOMOS ミッドストリームレポート (2016年7月)
- b. ミッドストリームレポートへの反論 (2016年10月)
- c. アドバイザリーミッションに用いた資料 (2016年4月～5月)

附属資料 2 地図及び図面の補足資料

- a. 構成資産及び緩衝地帯の境界図
- b. 構成資産及び緩衝地帯の線引き根拠図

附属資料 3 構成資産に関する補足情報

- a. 原城跡に関する補足情報
- b. 比較研究に用いた潜伏キリシタン集落の一覧と構成資産に含まれる潜伏キリシタン集落の補足情報
- c. 比較研究に用いた教会建築の一覧とその関係図面

附属資料 4 推薦資産に含まれる構成資産の目録

- a. 構成資産の目録
- b. 官報告示写し

附属資料 5 資産の法規制

- a. 構成資産の法規制の概要
- b. 緩衝地帯の法規制の概要

附属資料 6 包括的保存管理計画

- a. 包括的保存管理計画 (本文)
- b. 個別管理計画の概要
- c. 関係自治体における保存管理体制

附属資料 7 関係地方公共団体で適用される諸計画

- a. 関係地方公共団体の諸計画概要
- b. 政策横断プロジェクト「世界文化遺産プロジェクト」(長崎県)

第1章

包括的保存管理計画の目的

第1章 包括的保存管理計画の目的

1. 計画策定の主旨

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を続ける中で育んだ独特の伝統を物語る証拠であり、その構成資産の多くが長崎と天草地方の海を介した辺鄙で狭隘な場所に点在して立地している。これらは住民や信徒にとって身近な生活環境や信仰文化と強く関連しており、懸命な営みの中で生まれ、今に引き継がれる生きた遺産であり、強い精神性をあらわしている。

推薦資産は、多様な構成要素が共通する自然的・歴史的・文化的文脈の下に、ひとつのまとまりをもって成立している。各構成資産は、それぞれの保存管理計画に基づき確実に保存されているが、各構成資産間の緊密な関係に基づき、推薦資産全体が持つ顕著な普遍的価値を確実に保存・継承していくためには、推薦資産全体及びそれらの周辺環境も含め、一体的な保護の在り方及びその方法並びに推進体制を含む全体の保存管理体制を明確化する必要がある。

そのため、長崎県、熊本県、長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値

賀町、新上五島町及び天草市（以下「関係地方公共団体」という。）は、本包括的保存管理計画（以下「本計画」という。）を策定し、推薦資産全体に対して総合的なマネジメントを実施し、万全の措置を講ずる。

(1) 構成資産の法的保護と保存管理

推薦資産は12の構成資産から成り、それらは全て、文化財保護法等により、良好に保護されている。保存管理の実施に当たっては、文化財保護法等による法的保護を継続し、構成資産ごとに策定した保存管理計画に即した保存と活用を図る。

また、構成資産周辺の自然的・文化的な要素は、構成資産と一体的にひとつの景観としてのまとまりをもって形成されたものであり、それらは地域住民により維持されてきた。このため、構成資産と周辺の一體的な景観保全を目的とする緩衝地帯を設定した。緩衝地帯では、景観法や文化財保護法のほか複数の法令・制度による保全を進め、世界遺産としてふさわしい周辺環境を維持する。

(2) 構成資産と調和した周辺整備及び秩序ある公開

構成資産は、所在地域の特異な立地や自然環境の中で人々が育んできた文化と歴史をあらわす物証であり、その周辺景観も含めて地域住民によって継承されてきた生活や信仰の場である。引き続き構成資産とその周辺環境の調和に配慮した整備を行うとともに、構成資産全体をもって世界遺産の顕著な普遍的価値を人々にわかりやすく伝える。

また、世界遺産登録を契機とする来訪者の増加により、世界遺産の顕著な普遍的価値のみならず、地域住民の生活や信仰に対して負の影響が及ぶことのないよう、適切な受入対策を講じ、秩序ある公開の実現を目指す。

(3) 地域の持続的発展の推進

構成資産の多くは、長崎と天草地方の離島や半島など過疎地に所在している。わが国全体として人口減少や高齢化は喫緊の課題であるが、これらの地域では特にこのような現象が顕著に生じているため、構成

資産の維持や地域の存続のための対策を講じている。

世界遺産としての価値を将来にわたって後世に引き継いでいくため、構成資産の管理や維持が困難になることのないよう、地域活力を取り戻すための住民活動や産業経済の活性化策を長期的に講じる必要があることから、国・県・市町の行政機関、民間企業、地域コミュニティの連携をさらに強化し、一体となって保護・保全・管理・公開・活用に関して積極的に取り組む。

(4) 所有者及び地域関係者が一体となった保存管理体制

推薦資産の顕著な普遍的価値を共通認識し、構成資産の保護・保全・管理・公開・活用の取組を一体的に進めるための保存管理体制として、2014年に関係地方公共団体、構成資産の所有者等で構成する「世界遺産保存活用協議会」を設置した。本計画の実行は、この体制を中心として進め、状況に応じて計画内容の見直しを行いつつ、長期にわたって持続していく。

また、構成資産の多くは、地域で守って

きた暮らしや信仰とともに築かれた集落等が対象となっているため、所有者だけでなく地域の住民や信徒、関係団体、行政などの関係者が情報を共有しながら、一体となって本計画を実行する。

(5) モニタリング及び改善の仕組み

世界遺産としての価値を維持するため、構成資産及び緩衝地帯の保全状況を把握し、開発や変化に対して長期的な視点から調整を図ることが重要であり、適切な観察

指標を設定するとともに、定期的なフィードバック（振り返り）を行う。

モニタリングによって明らかとなった構成資産の保護に関する課題については、関係者間で情報共有し、速やかにその対策を実行する。そして、その結果を評価するとともに、問題点がある場合は新たな計画により改善していく仕組みとする。

課題の解決に当たっては、短期・長期の取組に分けて目標年を設定し、計画的に原因の除去又は負の影響を軽減させるための対策を行う。

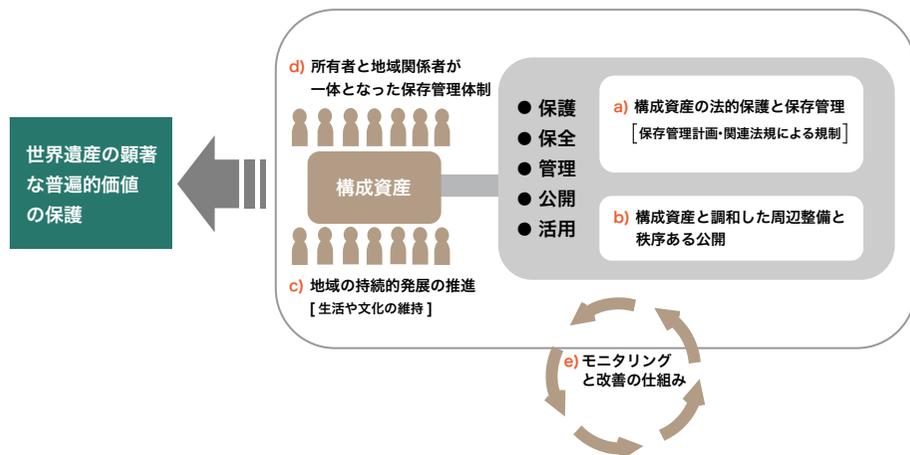


図 1-001 構成資産の一体的な保護の枠組み

2. 地域特性

推薦資産の構成資産は、歴史的背景を反映して離島や半島に位置し、海を介して離島を含む2県6市2町に広く分布している。そのほとんどが辺鄙で狭隘な地域にある集落であり、今も静かな佇まいを保っている。

これらは、地域住民にとって身近な生活環境や文化とともに成り立ち、育まれてきた生きた遺産である。集落は生活・生業の場であり、集落内の教会堂や神社・寺院、墓地の多くは現在も信仰の場として利用されており、観光施設ではない。

また、各構成資産をつなぐ主なアクセス手段は海路で、交通の利便性は決して良いとはいえない。現在、各構成資産に至る交通網の整備や大規模な観光開発は着手されていない状況である。

本計画では、このような地域特性を考慮しながら、構成資産に係る課題を整理し、マネジメントプランを実行していく。

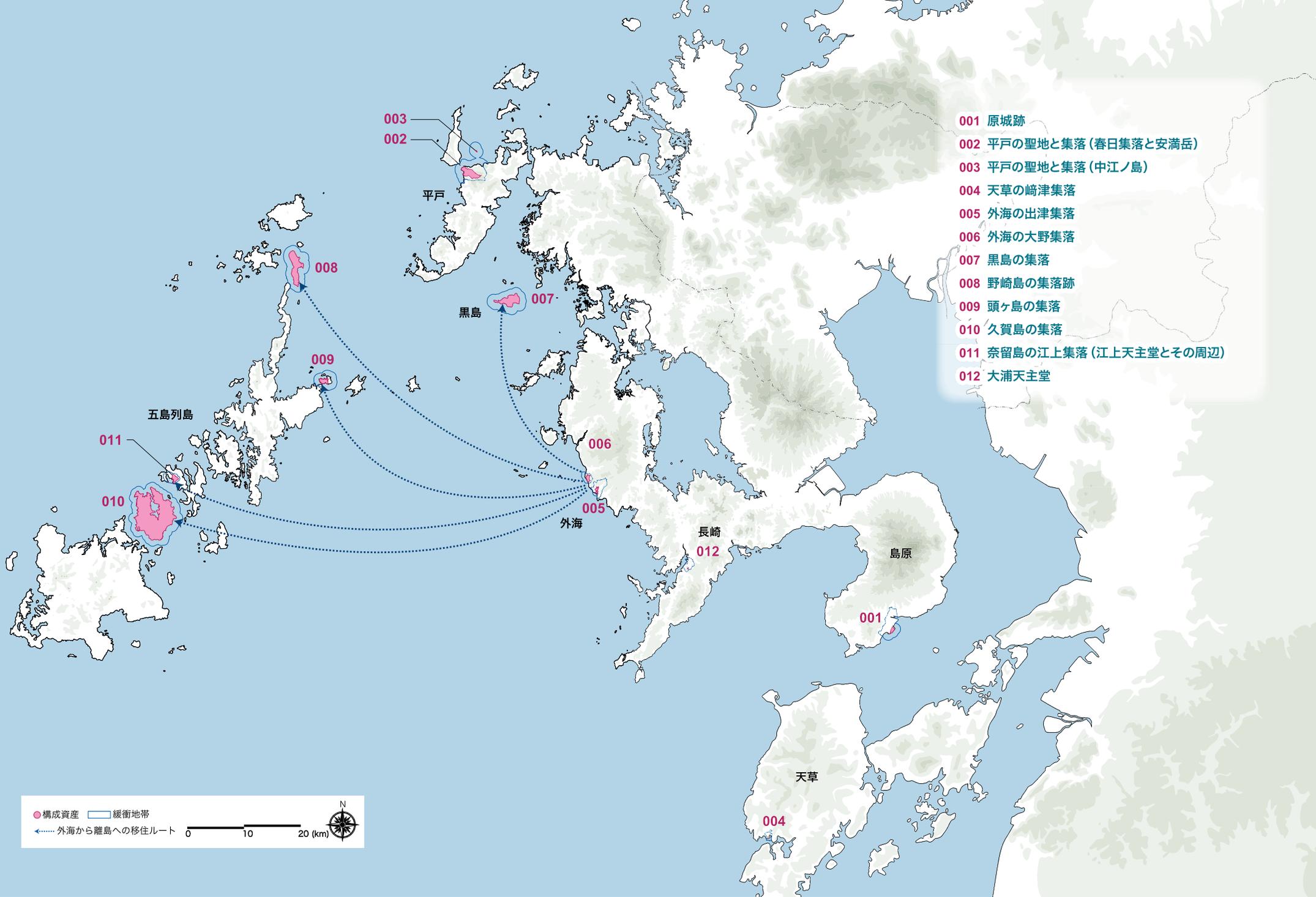


図 1-002 推薦資産及び緩衝地帯の位置図

3. 計画の実施と改善

本計画は、関係地方公共団体が既に2014年に策定し、一部改定を加えて現在実行中である。今後、関係地方公共団体は、2014年に発足した「世界遺産保存活用協

議会」の下、モニタリングによる施策評価を行い、必要に応じて本計画を見直し、より実効性の高い計画へと改善を図る。

4. 包括的保存管理計画の構成

本計画は、推薦資産のマネジメントに必要ないくつかの項目について、第1章から第7章に分けて記載している。

第1章は、計画策定の主旨や構成資産が存在する地域特性など、計画策定の前提となる事柄を簡潔にまとめる。第2章は、顕著な普遍的価値（OUV）と構成資産の概要を記載する。第3章は、構成資産及びその周辺環境の保全状況と、将来、保存管理に影響を及ぼす可能性のある諸条件に関する課題を抽出する。第4章は、第2章及び第3章を踏まえ、マネジメントを実施するに当たっての構成資産に共通する対応策と具体的な取組について記載する。第5章は、第4章に示したマネジメントプランに基づき実施する施策や事業についての行動計画を一覧表で掲載する。第6章は、各種施策を評価するための指標と構成資産のマネジメントを改善していくためのモ

ニタリングの仕組みについて記載する。第7章は、本計画を確実に実行するための体制の整備・運営を示す。なお、推薦書の各章との対応関係は、図1-003のとおりである。

推薦資産のマネジメントに必要な項目は、5つの課題、「1.構成資産の適切な保存管理と調査研究」、「2.世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成」、「3.構成資産に影響を与える諸条件」、「4.来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」及び「5.地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」に大別されている。この5つの課題を表1-001にまとめる。

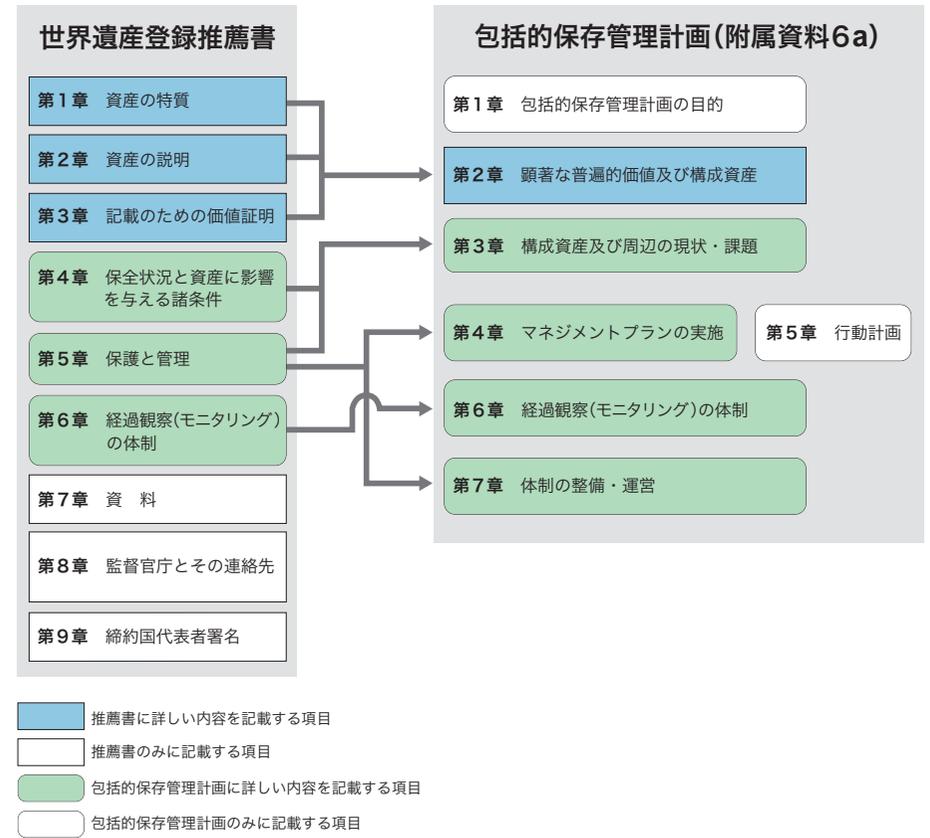


図1-003 推薦書と包括的保存管理計画の対応関係

表 1-001 包括的保存管理計画（第3章～第6章）の構成対応図

項目	第3章		第4章		第5章	第6章
	課題	課題番号	資産共通の対応策		具体的な取組	経過観察
1 構成資産の保護と調査研究	構成資産の適切な保存管理	1-(1)	a)	文化財保護制度に基づく構成資産の保護	[1], [2]	17~22
			b)	構成資産の保存管理	[1]~[6]	
	調査研究の推進	1-(2)	a)	構成資産の調査と研究	[1]	23
b)			関連文化財の調査と研究	[1]		
c)			調査研究体制の充実	[1]		
2 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成	緩衝地帯の保全（世界遺産にふさわしい周辺景観の維持）	2-(1)	a)	構成資産の緩衝地帯の設定	[1]~[4]	3
			b)	法令・制度等による保全		
	構成資産周辺の修景・景観整備（世界遺産にふさわしい周辺景観の向上）	2-(2)	a)	構成資産共通の整備事業の方針	[1]~[3]	4
b)			構成資産の類型ごとの修景・景観整備事業のあり方			
c)			整備検討プロセスの考え方の共有			
3 構成資産に影響を与える諸条件	開発の圧力	3-(1)	a)	法令制度の適切な運用	[1]~[3]	1~11
	環境変化	3-(2)	a)	構成資産保存のための環境対策	[1]~[3]	
	自然災害と危機管理	3-(3)	a)	災害予防と危機管理体制の充実	[1]~[3]	
4 来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）	顕著な普遍的価値の理解	4-(1)	a)	顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	[1]~[5]	13, 24, 27
			b)	構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存と活用	[1]~[3]	
			c)	適切な公開・活用施設の整備	[1]	
			d)	ガイド体制の確保	[1], [2]	
	来訪者に対する利便性の提供	4-(2)	a)	総合窓口の設置	[1]	14, 25, 26
			b)	モデルコースの設定	[1]~[4]	
			c)	交通インフラの整備	[1]~[4]	
			d)	適切な便益施設の整備・管理	[1]~[3]	
	秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	4-(3)	a)	見学マナーの周知徹底	[1]	12, 16
			b)	教会堂（有形文化財）の見守り	[1], [2]	
			c)	秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	[1]	
	5 地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）	地域のアイデンティティ形成による誇りの共有	5-(1)	a)	地域住民等の理解促進	[1]~[3]
交流による共通の意識づくりとネットワーク化		5-(2)	a)	地域における活動の充実	[1]~[4]	28
地域社会の維持と活性化		5-(3)	a)	地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	[1]~[4]	15

第2章

顕著な普遍的価値及び構成資産

第2章 顕著な普遍的価値及び構成資産

本章においては、推薦資産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、第42回世界遺産委員会の決議文全文に加え、構成資産の説明、構成資産と緩衝地帯の範囲図を記載する。

1. 世界遺産委員会決議

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC/18/42.COM/8B (この決議案) 及び WHC/18/42.COM/INF.8B1 (イコモス勧告文書) を審議した。
2. 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」(日本) については、評価基準(iii)に基づき、世界遺産一覧表に登録する。
3. OUV の言明について以下のとおり承認する。

資産の概要

日本列島の九州北西部の長崎県と熊本県に位置する「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17～19世紀の10の集落、1つの城跡、1つの聖堂という12の構成資産からなるシリアル資産である。それらはキリスト教の禁教期や、1873年に正式に禁教が解かれた後のキリスト教信仰組織の単位の再活性化を示している。潜伏キリシタンは海岸部や、禁教期に移り住んだ離島に小さな集落を形成した信仰組織の単位として生き抜いた。潜伏キリシタンは、一見すると日本の在来宗教のように見えながらもキリスト教に根を置いた独

特の宗教的伝統を育み、2世紀以上にわたり信仰を継承して存続した。

評価基準(iii)

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産は、17世紀から19世紀にかけての2世紀以上にわたる日本の禁教期に潜伏キリシタンが密かに信仰を継承する中で育んだ独特の宗教的伝統を物語る物証である。

完全性

12の構成資産は、資産の顕著な普遍的価値を表すのに必要な全ての要素を含む

‘blank page’

だけでなく、十分な資産範囲であり良好な保全状態にある。各構成資産には文化財保護法など、関連する全ての国の法令による十分かつ完全な保護措置がとられている。推薦資産の緩衝地帯では、文化財保護法だけでなく、景観法などの関連法令により十分な保護が図られている。

それゆえ、本資産は開発や管理放棄による負の影響を受けていないだけでなく、周辺の景観とともに良好に保全されている。

真実性

本資産の各構成資産は、その性質に基づいて選ばれた属性に基づき高い真実性を保っている。集落は、「形状・意匠」、「用途・機能」、「伝統・技能・管理体制」、「位置・環境」、「精神・感性」の属性に基づく高い真実性を有している。構成資産である原城跡は、考古遺跡であるため用途・機能に係る真実性を失っているが、他の属性に基づく高い真実性を有している。大浦天主堂及び奈留島の江上集落の江上天主堂は、建築物であるため、他の属性に加え「材料・材質」の属性に基づき高い真実性を有している。

保全管理

本資産や緩衝地帯は、文化財保護法をはじめとする様々な法令に基づき適切に保

全されている。さらに長崎県、熊本県、関連市町は、資産全体の顕著な普遍的価値を守る観点から包括的保存管理計画を策定した。本計画を実施する枠組みとしては、構成資産の所有者等の関係者と協働する世界遺産保存活用協議会がある。本協議会は、資産の適切な保護・整備・活用のために運営される。本協議会は文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁のほか、学術的な組織(長崎世界遺産学術委員会)の専門家による指導・助言を受ける。

4. 推薦国が以下に配慮することを併せて勧告する。

a) 久賀島又は野崎島などにおける集落跡、教会跡、墓地跡などすでに廃絶したものの痕跡について、写真測量又は航空測量もしくはこれらに類する技術を用いて、包括的な記録資料を作成すること。

b) 地元の活動団体又は個人が、市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて、よく周知すること。

c) 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で、「収容力(carrying capacity)」及び望ましい観光の管理について検討すること。

d) 『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』(2011)に基づき、遺産内に

おける新規の開発事業について影響評価を行うこと。

2. 推薦資産の説明

(1) 資産全体の説明

本資産は、禁教時代の長崎と天草地方において、既存の社会・宗教とも関わりつつ信仰を継続した潜伏キリシタンの伝統の証拠となる遺産群である。それらは、(1)潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統の形成の段階から、(2)その多様な展開及び(3)移住による信仰組織の維持の段階を経て、(4)新たな信仰の局面の到来及び伝統の変容・終焉の段階に至るまでの12の構成資産から成る。

それらは、大航海時代のアジアにおけるキリスト教宣教地の東端である日本列島の中で、最も集中的に宣教が行われた長崎と天草地方の半島部及び島嶼部に点在している。

(I)伝統が始まり形成される契機となった原城跡は、島原半島南部に所在する。(II)潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統の多様な形態を表す4つの集落は、西彼杵半島の外海・平戸島・天草下島に存在する。また、(III)開拓移住を通じて信仰組織の維持を意図した潜伏キリシタンの戦略を表す4つの集落は、黒島から五島列島に至る4つの島嶼に存在する。(IV)江上集落(江上天主堂とその周辺)は五島列島の奈留島に所在し、新たな信仰の局面が到来す

る舞台となった大浦天主堂は、禁教期を通じて海外との窓口の役割を担った港町長崎にそれぞれ所在する。

(1) 「信仰の継続に関わる伝統の開始・形成」の段階とその構成資産

大航海時代を背景として16世紀半ばに来日した宣教師は、貿易による利潤を目当てに宣教師と接触を図ってきた長崎と天草地方の地方領主を最初に改宗させ(以下、「キリシタン大名」と呼ぶ。)、その後には彼らの領民を集団で改宗させることによってキリスト教を広めていった。改宗した民衆の間には「慈悲の組」及び「コンフリリア」(以下、「組」と呼ぶ。)などの信仰組織がつくられ、それぞれの集落にキリスト教が深く根付いていった。

16世紀末、豊臣秀吉は日本統一に向けた動きのなかでキリスト教の禁教を開始した。17世紀に入って江戸幕府を開いた徳川家康は、当初キリスト教を黙認したものの、1614年に全国的な禁教令の下に宣教師を国外へと追放し、教会堂の破壊を行った。それに伴い、キリシタン大名など、かつてキリスト教を積極的に取り入れた支配階級は棄教して仏教へと改宗した。密かに潜入する宣教師及び彼らを匿った信者

には過酷な拷問が加えられて処刑された。このように、一般民衆へのキリシタン探索も次第に強化されるようになった。

各地で厳しい弾圧が行われる中で、1637年には「島原・天草一揆」が勃発し、2万人を超える百姓が武装蜂起した。一揆勢のほとんどはキリシタンであり、組織的に連携して原城跡(構成資産001)に立て籠もったが、幕府軍によりほぼ全員が殺され、一揆は鎮圧された。この事件を契機として、江戸幕府は幕府の目を盗んで新たな宣教師が入国する可能性を確実に排除するため、ポルトガル船の来航を禁止する海禁体制を確立した。その後、1644年に最後の宣教師が殉教すると、ついに日本の国内に宣教師は不在となり、キリシタンは宣教師に導かれることなく自分たち自身で信仰を続けていかなければならなくなった。

本資産に含まれる原城跡は、このような一連の禁教及び海禁体制確立の契機となった重要な場所であり、信仰の継続に関わる伝統が始まり、形成された段階を表す構成資産である。

(II) 「信仰の継続に関わる伝統の多様な展開」の段階とその構成資産

日本各地には、宣教師との接触が絶たれた後も、厳しい探索をかいくぐり、潜伏し

て信仰を続けることを選択した「潜伏キリシタン」が存在した。しかし、17世紀後半に日本の各地で「崩れ」と呼ぶ大規模な潜伏キリシタンの摘発事件が相次いで発生し、その結果、一部の例外を除き日本各地の潜伏キリシタンは途絶えた。その例外となった地域がかつての宣教拠点であり、他の地域に比べて長期にわたる宣教師の指導の下に組織的な信仰の基盤が整っていた長崎と天草地方であった。従って、潜伏キリシタンが自らの信仰を継続した伝統の証拠となる資産は、長崎と天草地方のみ存在する。

長崎と天草地方の潜伏キリシタンは、16世紀の信徒たちの信仰を強化・維持するために各地に設立された共同体を基盤として、それぞれの集落内に信仰組織を編成し、宣教師に代わって洗礼を授ける「水方」及び教会暦を司る「帳方」など、役職を担当する指導者を中心として、キリシタンの信仰に関わる儀礼・行事などを行った。

既存の自然崇拝に重ねて山岳やキリシタンの処刑の行われた島を崇敬し(平戸の春日集落(構成資産002及び003))、生活・生業に根差した身近なものを信心具として代用して崇敬した(天草の崎津集落(構成資産004))ほか、マリア像などの聖画像に対して密かに祈りを捧げ、教会暦・教理書を信仰のよすがとし(外海の出津集落(構成資産005))、既存集落では古来の

神社に密かに自分たちの信仰対象を重ねる(外海の大野集落(構成資産006))などして、秘匿を基本とする信仰形態を育んだ。

250年もの長期間にわたって、キリシタンが潜伏し、信仰を継続することができた背景には、取締を行う幕府の側に、本人が信仰を表明しない限り密告も処罰もしないなどの「黙認」の姿勢も存在した。潜伏キリシタンによる「秘匿」と社会的な「黙認」との微妙な均衡の下に、既存の社会・宗教とも関わりつつ自らの信仰を継続しようとする潜伏キリシタンの伝統が育まれたのである。

本資産のうち、4つの集落は、いずれも潜伏キリシタンの信仰に関わる伝統が多様な展開を遂げた段階を表す集落である。

(III)「移住による信仰組織の維持」の段階とその構成資産

18世紀の終わりになると、大村藩に属する西彼半島西岸の外海では人口が増加し、五島藩と大村藩との協定の下に開拓移住が行われた。開拓移住者の中には多くの潜伏キリシタンが含まれていたことから、新たに島嶼部各地に潜伏キリシタンの集落が形成された。潜伏キリシタンは、各島嶼の既存の社会・宗教との折り合いを

付けつつ、信仰組織を維持することを意図して、移住先を定めた。例えば、藩の牧場の跡地利用のため再開発の必要があった黒島及び神道の聖地である野崎島へと入ったほか、病人の療養地として忌避された頭ヶ島、藩の政策に乗じて未開地であった久賀島を移住地として選択した。

黒島の集落(構成資産007)、野崎島の集落跡(構成資産008)、頭ヶ島の集落(構成資産009)及び久賀島の集落(構成資産010)は、潜伏キリシタンの移住による信仰組織の維持の段階を表す代表的な集落である。

(IV)「信仰における新たな局面が到来し、信仰の継続に関する伝統が変容・終焉した段階とその構成資産

1854年、アメリカをはじめとする西欧諸国からの相次ぐ開国の要求を受けて、江戸幕府は下田及び函館を開港した。長崎も同年に開港し、長崎へと入った宣教師は居留地に住む西洋人のために大浦天主堂を建造した。建造直後の1865年、大浦天主堂にいた神父に対し、密かに信仰を継続してきた潜伏キリシタンたちが信徒であることを告白した(信徒発見)。この衝撃的な出来事により、長崎と天草地方の潜伏キリシタンは新たな局面を迎えることとなった。

各地の潜伏キリシタン集落の指導者は、密かに宣教師との接触を開始した。しかし、それぞれの集落では宣教師の指導下に入るのか、これまでの信仰を続けるのかの判断を迫られ、時には対立事件にまで発展することもあった。1868年当時、キリスト教はまだ解禁されていなかったため、潜伏キリシタンであることを表明した集落には再び厳しい弾圧が加えられた。

1873年、ついにキリスト教が解禁されると、潜伏キリシタンのうち宣教師の指導下に入ることを決めた者はカトリックへと復帰し、かつての指導者の屋敷などを「仮の聖堂」として新たな信仰活動を開始した。その一方、宣教師の指導下に入ること拒んだ者は、引き続き自分たちの信仰形態にとどまった(彼らを「かくれキリシタン」と呼ぶ)。また、在来の神道・仏教へと改宗する者もあった。

解禁から10年が経過した頃から、集落内の「仮の聖堂」などを祈りの場としていたかつての潜伏キリシタンは、新たに素朴な教会堂を建造し始めた。これらの教会堂は、カトリックの信仰活動が復活したことを表す存在であったのみならず、2世紀半にも及ぶ禁教の下で、長崎と天草地方の各地に形成された潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統が、当該集落において終焉したことを象徴的に示す存在でもあった。

本資産に含まれる奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)(構成資産011)の江上天主堂は、外海から移住した潜伏キリシタンがカトリックへと復帰し、江上の地勢に適応して建造した木造教会堂である。それは当該地域の風土に基づく在来の技術の在り方を示すとともに、潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統が変容・終焉した段階を示す教会堂の代表例である。

大浦天主堂は、日本人の司祭及び伝道師の育成の場として重要な役割を果たした。彼らは長崎と天草地方の各地へ派遣され、潜伏キリシタンのカトリックへの復帰を促す重要な原動力の役割も果たすこととなった。大浦天主堂(構成資産012)は、新たな信仰の局面の到来及び潜伏キリシタンの伝統の変容・終焉の契機となった「信徒発見」の場所である。

登録基準	(iii) 17世紀から19世紀にかけて2世紀以上にわたる日本の禁教期に信仰を継承した潜伏キリシタンの						独特の宗教的伝統を物語る物証						
段階	I キリスト教の禁教期						II 1873年に正式に禁教が解かれた後のキリスト教コミュニティの再活性化						
価値の側面	①信仰組織の単位で、海辺の集落または禁教期に移り住んだ離島に小さ ②2世紀を超える世界的にも稀な長期にわたる禁教の中で、それぞれの集落で、						な集落を形成し、信仰を維持した 一見すると日本の在来宗教のように見える固有の信仰形態を育んだ						
	独特の宗教的伝統形成の契機の証拠		独特の宗教的				伝統の証拠			独特の宗教的伝統の終焉に至る証拠			
構成資産	一揆勢が立て籠もったかつてのキリシタン大名の城跡	幕府軍による攻撃の最前線	信仰実践の試みの証拠				既存の社会や宗教との関わりを示す場所(表向きに関わりや弾圧を示す場所)	共同体維持の試みの証拠			宣教師と接触した場所	伝統の変容を促した場所	伝統の終焉を示す場所
			独自に信仰を続けた共同体の痕跡	一見すると在来のように見えながらもキリスト教に根を置いた信仰の痕跡	移住戦略を示す場所	信仰組織が維持されたことを示す場所		開拓移住の痕跡					
	一見普通の集落のようにみえる生活の場	信仰組織の存在を示す場所	信心具・祭壇	密かな崇敬対象									
001 原城跡	①本丸、②二ノ丸、③二ノ丸出丸、④三ノ丸、⑤鳩山出丸、⑥天草丸、以上における籠城、戦闘、破壊の痕跡	⑦仕寄場											
002 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)	1つの城跡		①土地利用形態	②潜伏キリシタンの墓地	③納戸神を所有する住居	④安満岳、⑤丸尾山							
003 平戸の聖地と集落(中江ノ島)						①島全体(聖水採取の場あり)	※かつてキリシタンが処刑された場所						
004 天草の崎津集落			①土地利用形態	②潜伏キリシタンの指導者屋敷跡	③生業と関連する信心具(有形物)	④崎津諏訪神社	⑤吉田庄屋役宅跡(現崎津教会)						⑥旧崎津教会堂跡
005 海外の出津集落			①土地利用形態	②潜伏キリシタンの墓地	③聖画像を継承した屋敷跡	④聖母のプラケット、ロヨラに見立てた銅像、聖ミカエル図、十五玄義図(有形物)	⑤出津代官所跡、⑥庄屋屋敷跡				⑦小濱浦	⑧仮聖堂跡	⑨出津教会堂
006 海外の大野集落			①土地利用形態	②潜伏キリシタンの墓地		③門神社、④辻神社	⑤大野神社						⑥大野教会堂
007 黒島の集落					10の集落		①興禅寺、②本村役所跡、③黒島神社	④土地利用形態のうち、牧場→農地の痕跡(蔭・東堂平・田代・根谷)	⑤潜伏キリシタンの指導者屋敷跡、⑥潜伏キリシタンの墓地	⑦土地利用形態		⑧仮聖堂跡	⑨初代黒島教会堂跡(現黒島天主堂)
008 野崎島の集落跡							①沖ノ神嶋神社、②神官屋敷跡	③潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(現旧野首教会)、④潜伏キリシタンの墓地	⑤土地利用形態				⑥初代野首教会堂跡 ⑦瀬戸脇教会堂跡
009 頭ヶ島の集落							①頭ヶ島白浜遺跡、②前田儀太夫墓		③土地利用形態	④潜伏キリシタンの指導者屋敷跡	⑤仮聖堂跡		⑥初代頭ヶ島天主堂跡(現頭ヶ島天主堂)
010 久賀島の集落							①牢屋の窄殉教地	②仏教徒と潜伏キリシタンが協働した作業場(田の浦、大開、永里、細石流)	③潜伏キリシタンの墓地	④土地利用形態			⑤浜脇教会堂跡、⑥旧五輪教会堂、⑦永里教会堂跡、⑧細石流教会堂跡、⑨赤仁田教会堂跡
011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)									①土地利用形態/地勢				②初代江上教会堂跡、③江上天主堂
012 大浦天主堂										1つの聖堂		①大浦天主堂	②旧羅典神学校、③旧長崎大司教館、④旧伝道師学校、⑤大浦天主堂境内

(2) 構成資産の説明

001 原城跡

原城跡は、禁教初期に有馬領のキリシタンが蜂起した「島原・天草一揆」の主戦場となった城跡である。一揆は、全国的に禁教政策が推進される過程で起こった出来事であり、江戸幕府に大きな衝撃を与えた。それは、幕府が宣教師の潜入の可能性のあるポルトガル船の来航を禁止し、2世紀を越える海禁体制を確立する契機とな

るとともに、宣教師不在の下に潜伏キリシタンが長期間にわたって自らの信仰を密かに継続する重要な契機をももたらした。



002 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)

003 平戸の聖地と集落(中江ノ島)

平戸の聖地と集落は、潜伏キリシタンが古来の自然崇拜思想に重ねて自然の山などを崇敬し、キリシタンの殉教地であった島を聖地とすることにより、自らの信仰を密かに継続した潜伏キリシタンの集落である。聖地の石造物、集落内の土地利用形態、墓地遺構などには、禁教下にあっても聖地及び殉教地への崇敬を密かに継続し

てきた潜伏キリシタンの信仰に関する伝統が反映している。禁教期の春日集落の潜伏キリシタンは、キリスト教伝来以前から山岳信仰の場とされてきた安満岳に対して自らの信仰を重ねて崇拝した。さらに、彼らは禁教初期にキリシタンの処刑が行われた中江ノ島を殉教地として崇敬し、洗礼などに使う聖水採取の場とした。



004 天草の崎津集落

天草の崎津集落は、生業に根差した身近なものをキリシタンの信心具として代用することにより、自らの信仰を密かに継続しようとした潜伏キリシタンの集落である。禁教期の崎津集落では、指導者を中心として自分たち自身で密かに信仰を続ける過程で、大黒天及び恵比須神をキリスト教の唯一神であるデウスとして崇拝し、アワビの貝殻の模様を聖母マリアに見立て

るなど、漁村独特の信仰形態が育まれた。キリスト教解禁後、崎津集落の潜伏キリシタンはカトリックへと復帰し、禁教期に密かに祈りを捧げた神社の隣接地に教会堂を建てた。



005 外海の出津集落

外海の出津集落は、小規模な潜伏キリシタン集落が連帯し、聖画像を秘匿して祈りを捧げ、教理書及び教会暦などを伝承して自らの信仰を継続しようとした集落である。禁教期には多くの外海地域出身の潜伏キリシタンが五島列島など島嶼部へと移住し、潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統が離島の各地へと拡がり、移住先において継続することとなった。解禁後、潜

伏キリシタンは段階的にカトリックへと復帰し、集落を望む高台に教会堂を建てた。



006 外海の大野集落

外海の大野集落は、潜伏キリシタンが自らの信仰を装うために仏教徒や集落内の神社の氏子となり、神社に自らの信仰対象を密かに祀り、在来宗教である神道における祭祀の場と潜伏キリシタンの信仰における祈りの場とを共存させた集落である。解禁後にカトリックへと復帰した大野集落の潜伏キリシタンは、当初、外海の出津集落に所在する出津教会堂へと通ってい

たが、その後、自らの集落の中心に大野教会堂を建造して祈りの場とした。



007 黒島の集落

黒島の集落は、19世紀半ばに潜伏キリシタンが藩の牧場跡の再開発地となっていた場所へと移住し、信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落である。平戸藩が黒島の牧場跡地への耕作移住を奨励したのに応じて、島外各地から黒島へと移住した潜伏キリシタンは、表向き所属していた仏教寺院で密かに「マリア観音」の像に祈りを捧げ、既存の仏教集落

の非干渉にも助けられて、自らの信仰を継続した。解禁後はカトリックへと復帰し、かつての水方屋敷を「仮の聖堂」とした後、島の中心部に教会堂を建造した。



008 野崎島の集落跡

野崎島の集落跡は、19世紀以降に潜伏キリシタンが神道の聖地へと移住することにより、自らの信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落の遺跡である。外海地域から海を渡った潜伏キリシタンは、五島列島一円から崇敬を集めていた沖ノ神嶋神社の神官の居住地のほかは未開地となっていた野崎島の中央部及び南部の2ヶ所に移住し、神社の氏子となることによ

り在来の神道への信仰を装いつつ、密かに潜伏キリシタンとしての信仰を続けた。戸主である男性は氏子としての役職を務める必要があったため、女性が潜伏キリシタンの信仰の指導者となった。野崎島の潜伏キリシタンは、キリスト教解禁後にカトリックへと復帰し、2つの集落のそれぞれに教会堂を建てた。



009 頭ヶ島の集落

頭ヶ島の集落は、禁教期の潜伏キリシタンが病人の療養地として忌避された島へと移住することにより、密かに信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落である。外海地域から中通島の鯛ノ浦地区へと渡った潜伏キリシタンは、仏教徒の開拓指導者の下に無人島であった頭ヶ島へと入植し、閉ざされた環境下で密かに潜伏キリシタンとしての信仰を継続した。信徒発見

後は、海に向かって開けた谷間の奥に「仮の聖堂」を建てた後、地元で産出する砂岩を多用した教会堂へと建て替えられた。



010 久賀島の集落

久賀島の集落は、潜伏キリシタンが藩の開拓移民政策に従い、未開拓地に移住して自らの信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落である。外海地域から久賀島へと移住した潜伏キリシタンは在来の仏教集落から離れた場所に集落を形成する一方、漁業又は農業に伴う作業をともに行うことで仏教集落の住民とも互助関係を築き、密かに潜伏キリシタンとしての信仰

を継続した。1865年の大浦天主堂における「信徒発見」の後、久賀島の潜伏キリシタンは最後の弾圧を乗り越えてカトリックへと復帰し、各集落に新たに教会堂を建造した。



011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

江上天主堂とその周辺を含む奈留島の江上集落は、潜伏キリシタンが禁教下の移住という過酷な条件の中で移住先の社会・宗教とも関わりつつ自らの信仰を継続した潜伏キリシタンの集落である。江上地区に移住した潜伏キリシタンは、既存の集落から離れた海に近い谷間に居を構え、僅かな農地及び漁業で生計を営みつつ、自らの信仰を組織的に継続した。キリスト教

の解禁後、彼らはカトリックへと復帰し、湧水に恵まれ防風に優れた場所に、湿度及び風通しにも配慮した在来技術を用いて木造の教会堂を建造した。それは、江上地区に固有の迫地形及び在来の建築意匠・工法に基づく風土的特徴とカトリック教会としての西洋の特徴との融合がもたらした教会堂の代表例である。



012 大浦天主堂

大浦天主堂は、潜伏キリシタンが新たな信仰の局面を迎える契機となった「信徒発見」の場所である。それは自由に信仰を表明することのできなかつた潜伏キリシタンが既存の社会・宗教と関わりつつ自らの信仰を継続することにより育んだ伝統が変容し、終焉を迎える契機となった場所である。大浦天主堂は、19世紀後半の日本の開国により来日した宣教師が1864年に

建造した教会堂であり、16世紀に長崎において殉教した日本二十六聖人に捧げられた。献堂の直後、長崎近郊の潜伏キリシタンが密かに訪れ、自分たちの信仰を宣教師に告白した「信徒発見」の舞台である。その後続く大浦天主堂の宣教師と各地の潜伏キリシタン集落の指導者との接触は、それぞれの集落において新たな信仰の局面をもたらした。



001 原城跡

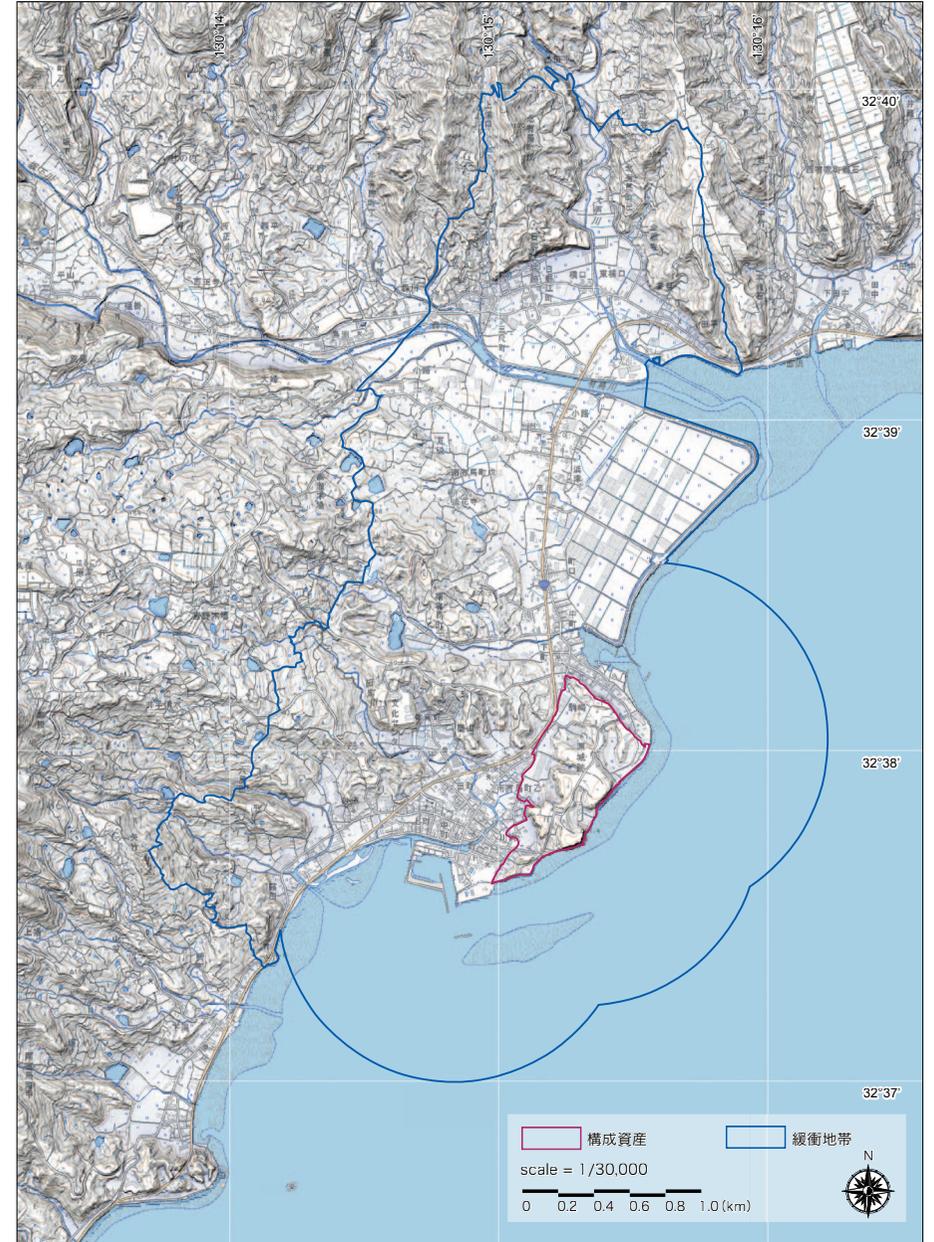


図 2-001 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

001 原城跡

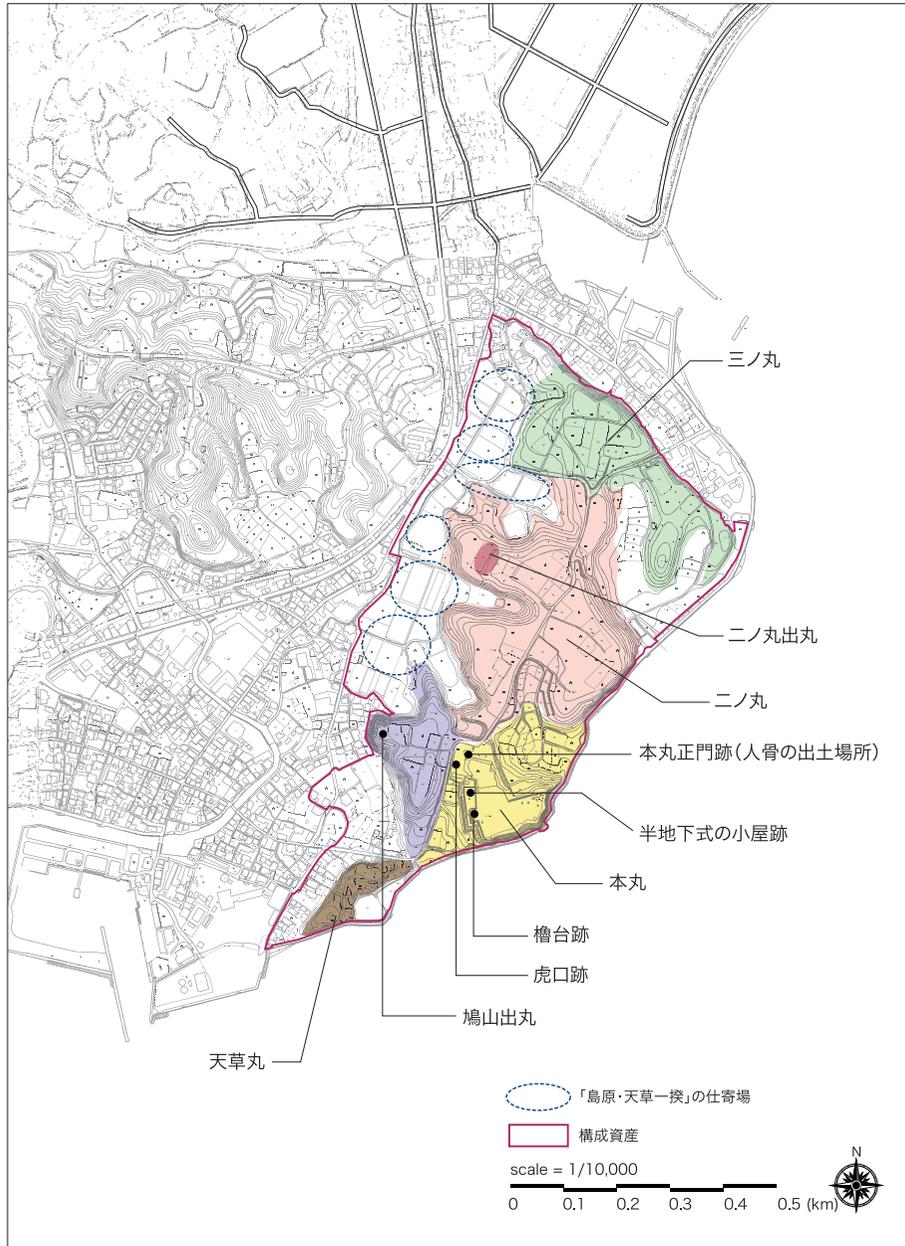


図 2-002 資産拡大図

002, 003 平戸の聖地と集落

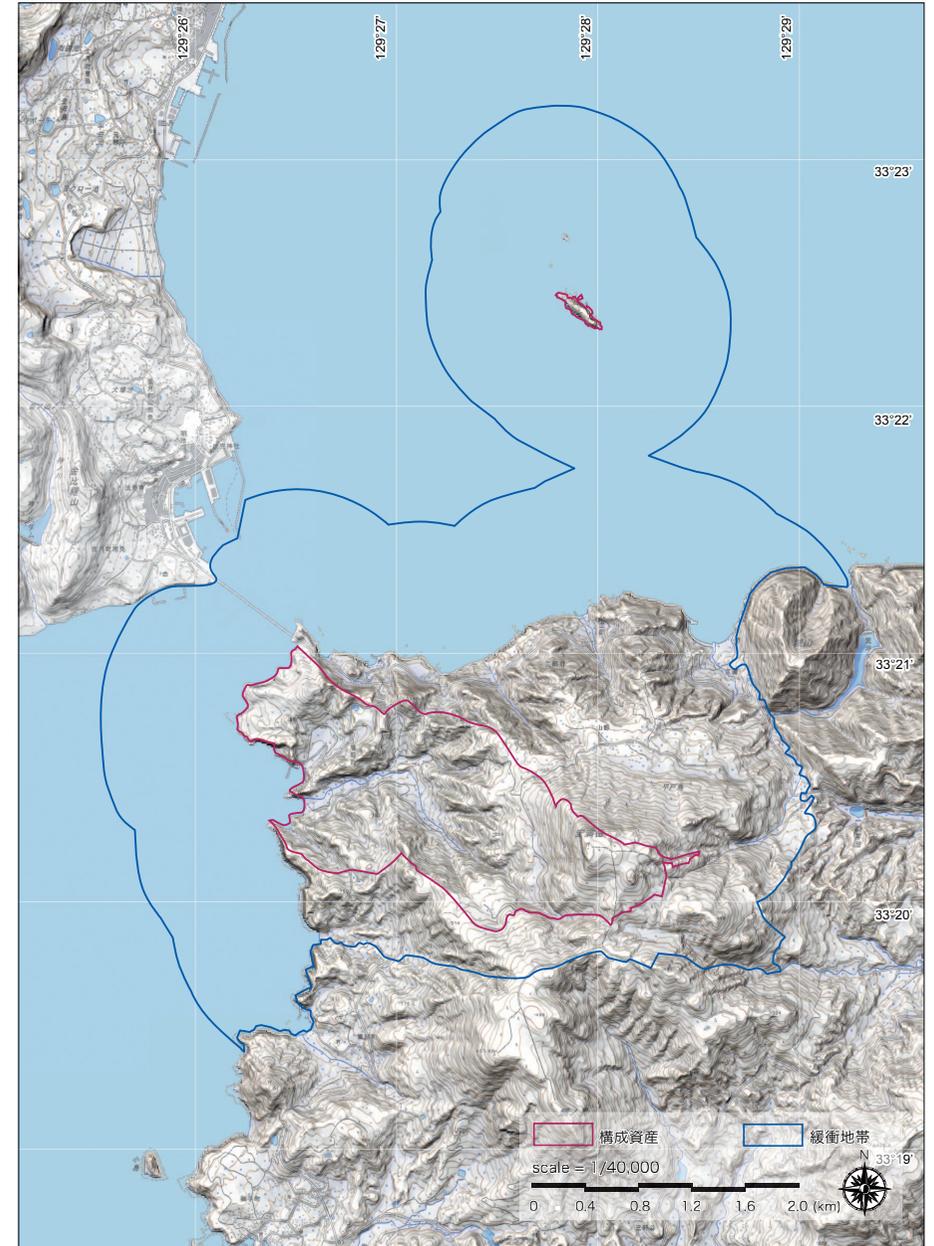


図 2-003 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

002, 003 平戸の聖地と集落



図 2-004 資産拡大図

004 天草の崎津集落

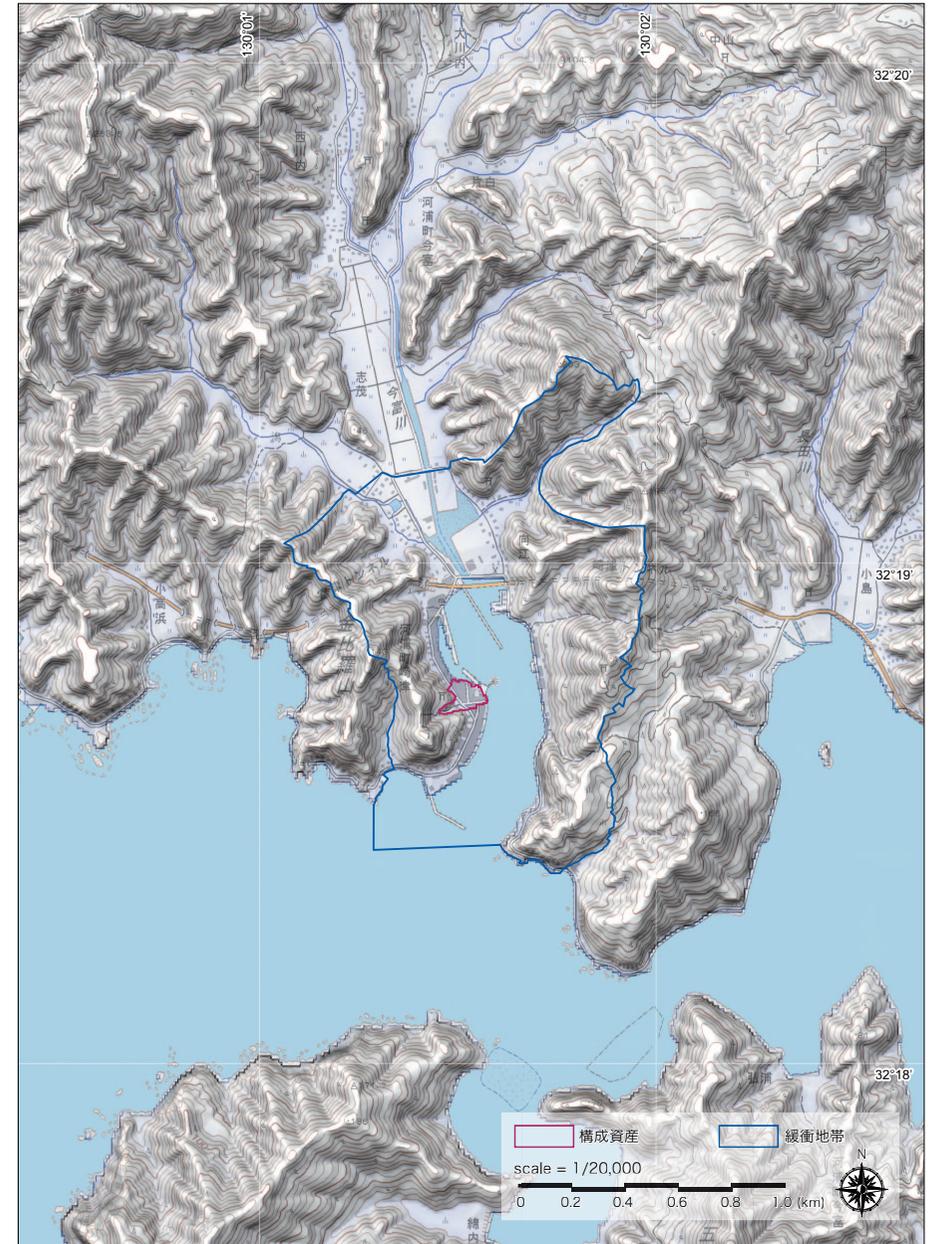


図 2-005 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

005 外海の出津集落



図 2-008 資産拡大図

006 外海の大野集落

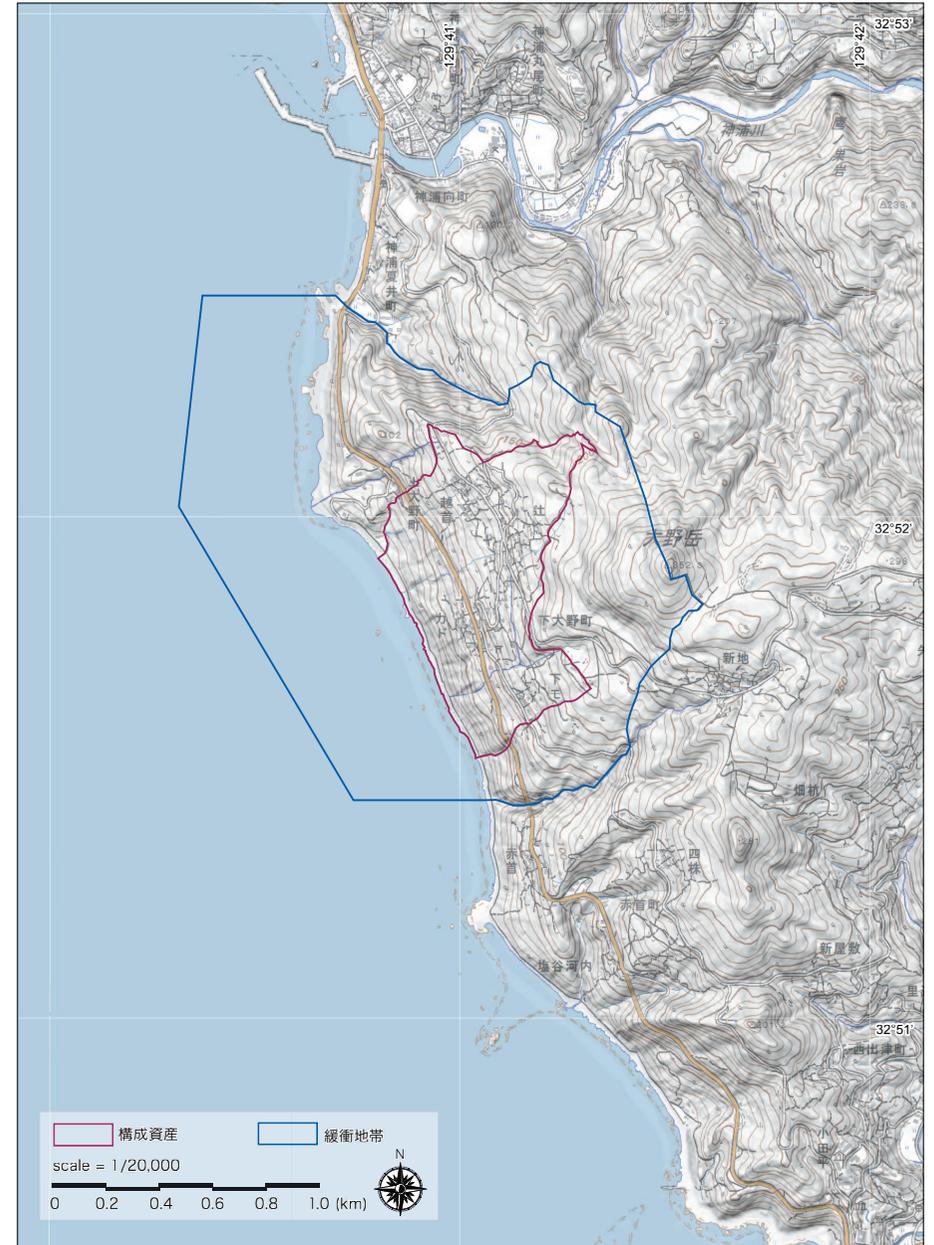


図 2-009 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

006 外海の大野集落



図 2-010 資産拡大図

007 黒島の集落



図 2-011 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

007 黒島の集落

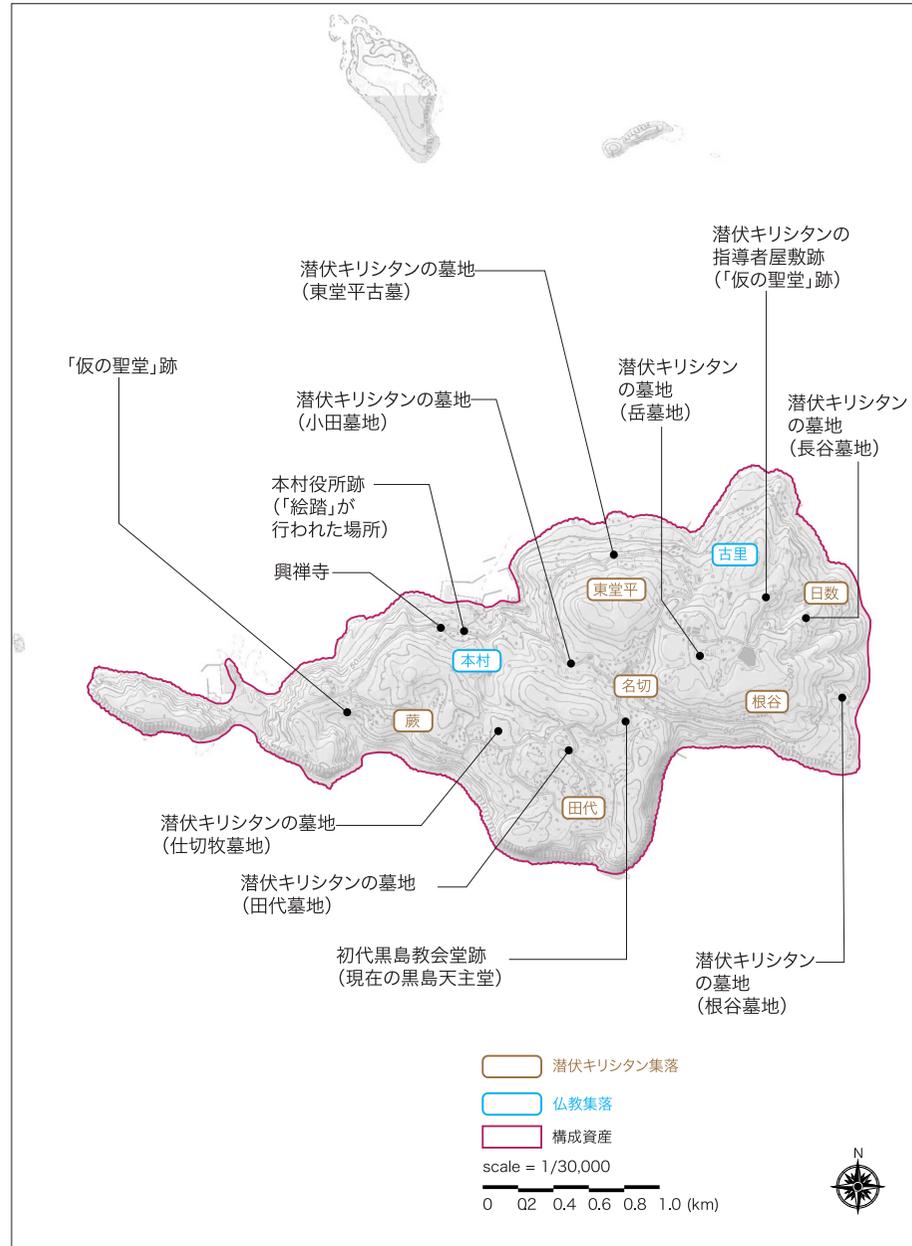


図 2-012 資産拡大図

008 野崎島の集落跡

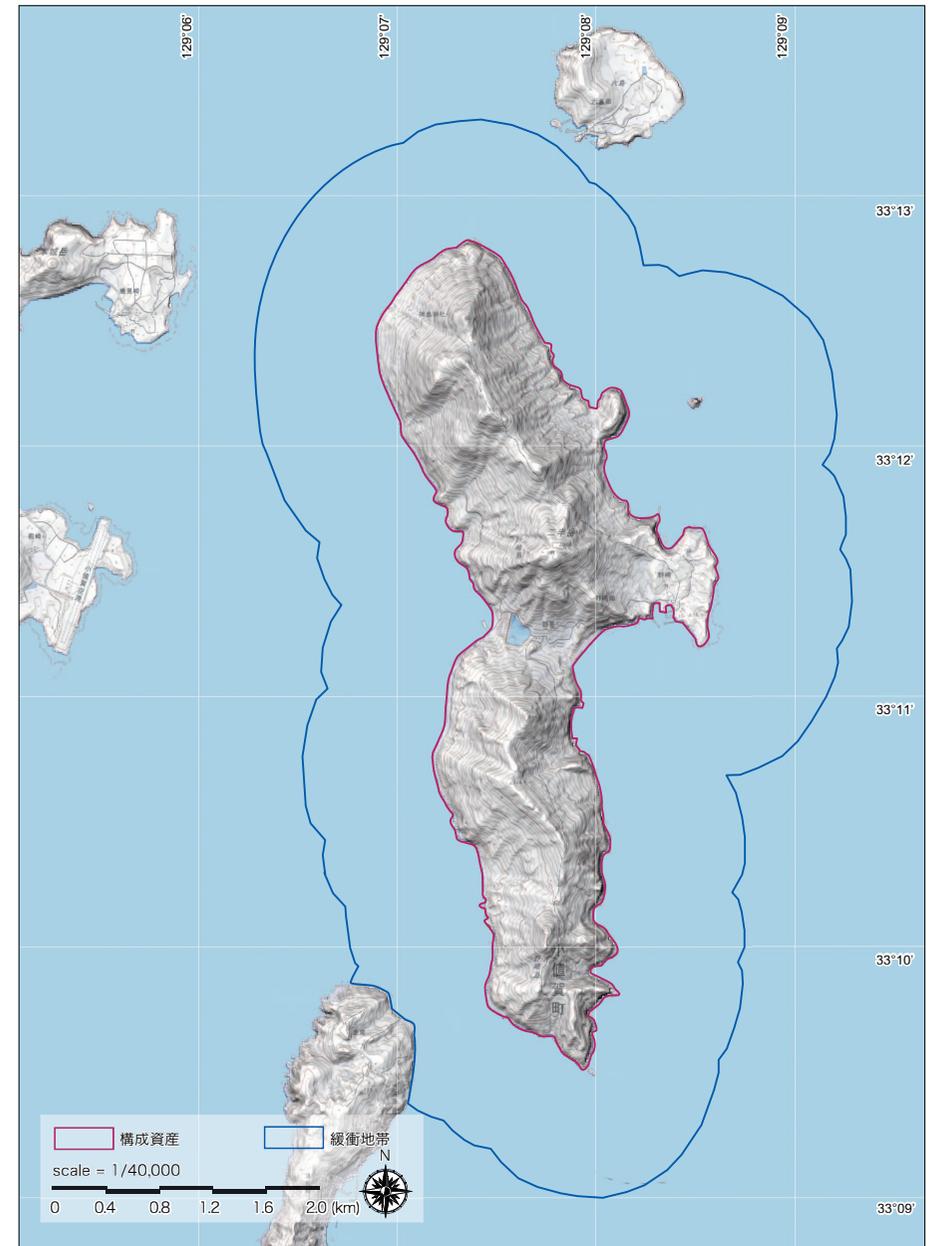


図 2-013 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

008 野崎島の集落跡

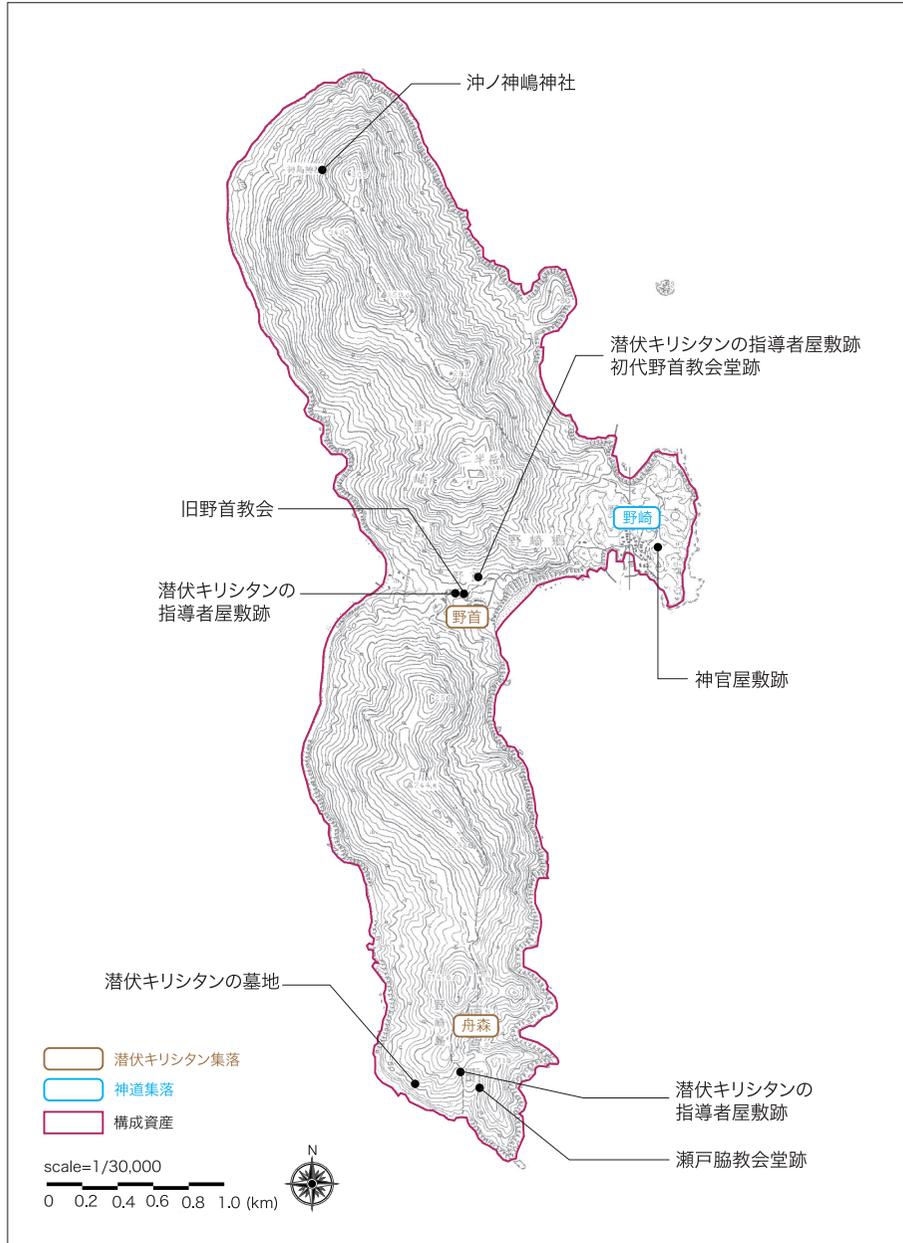


図 2-013 資産拡大図

009 頭ヶ島の集落

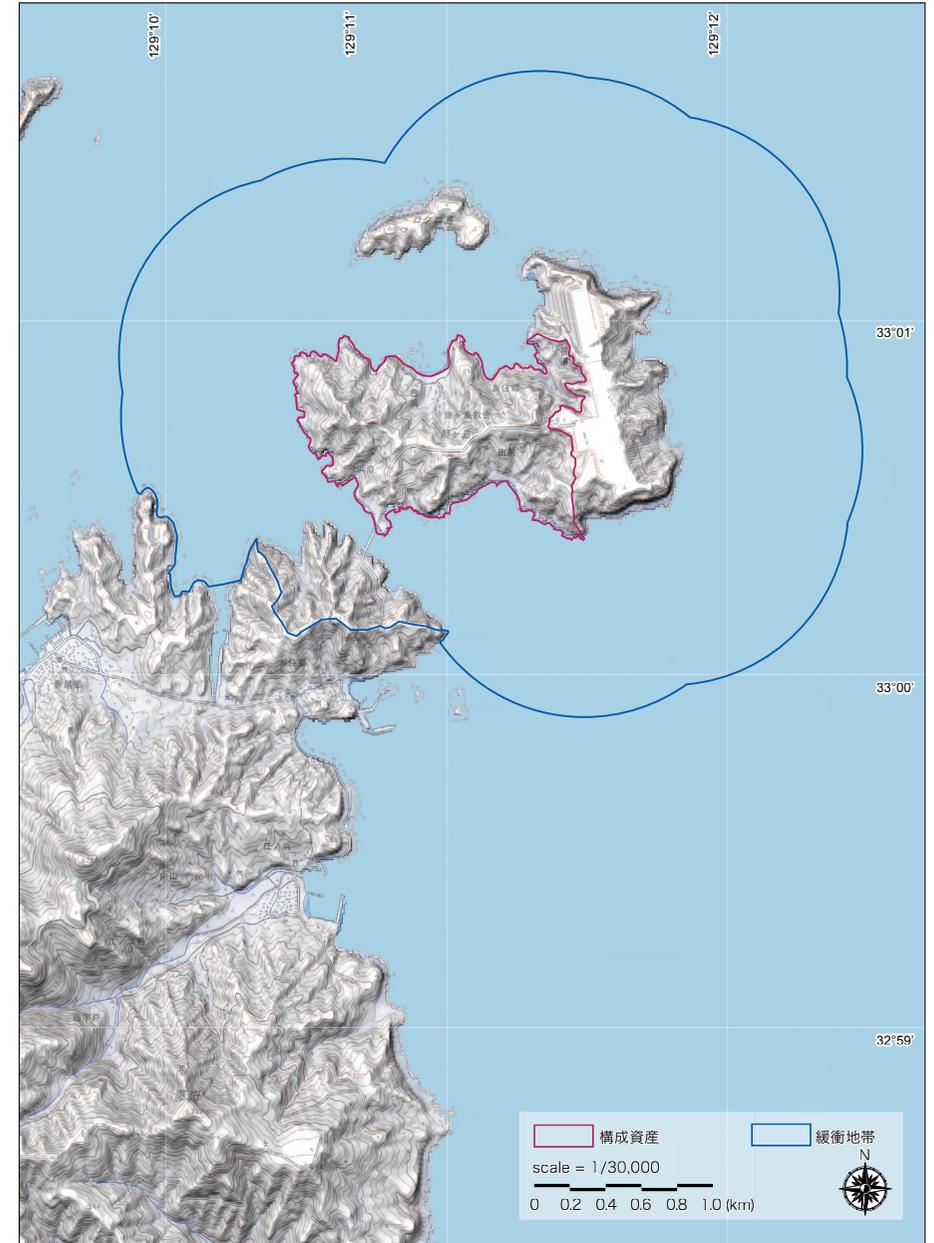


図 2-015 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

009 頭ヶ島の集落

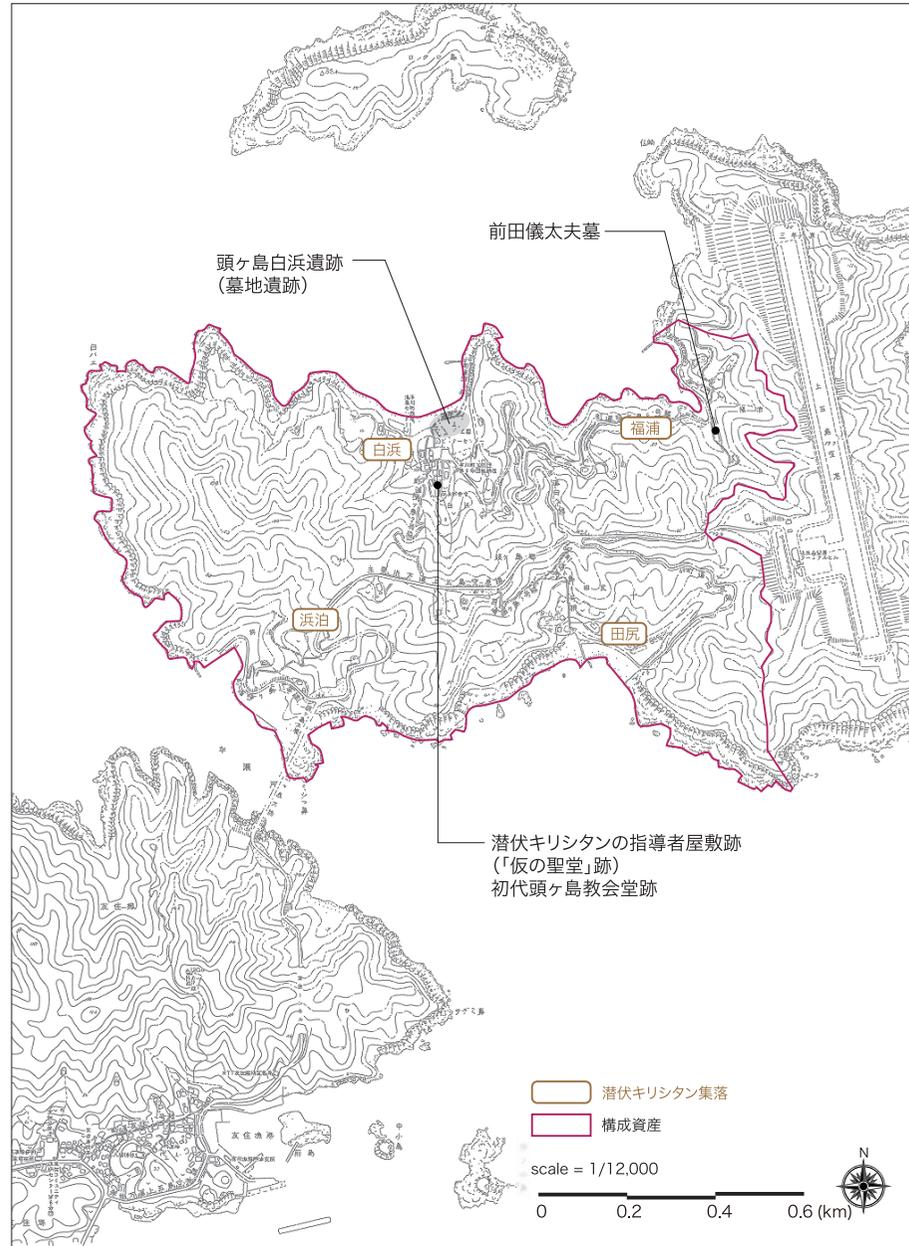


図 2-016 資産拡大図

010 久賀島の集落

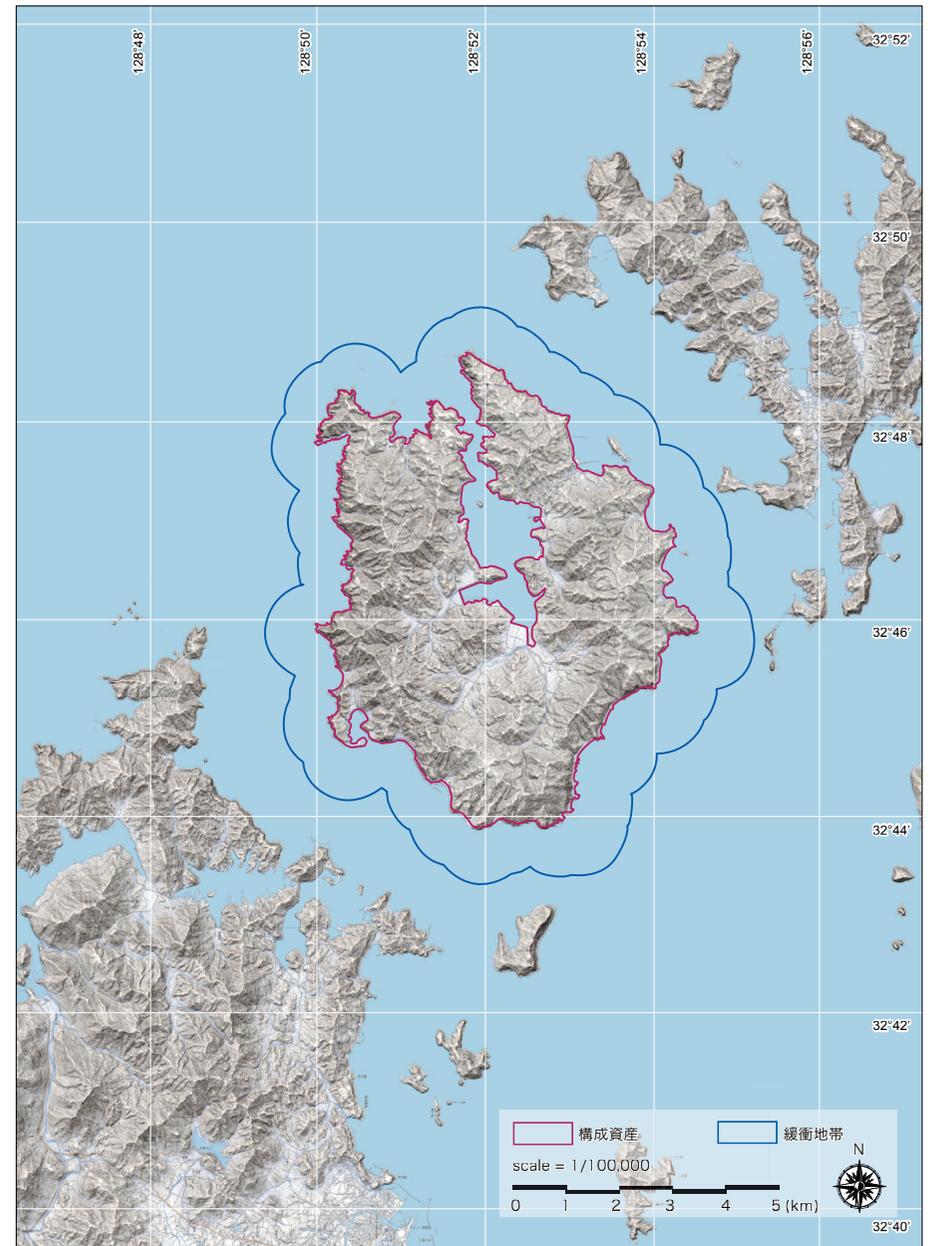


図 2-017 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

010 久賀島の集落

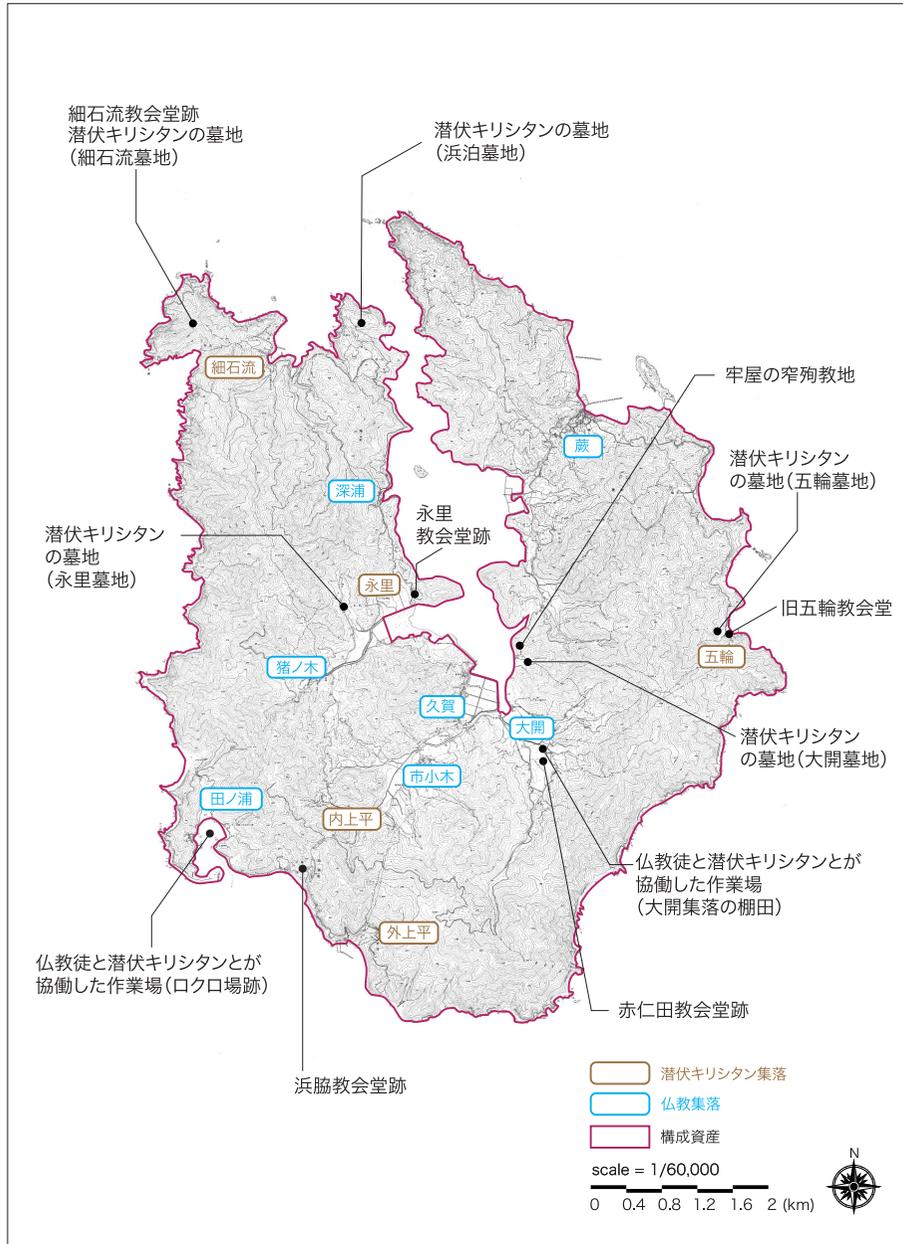


図 2-018 資産拡大図

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

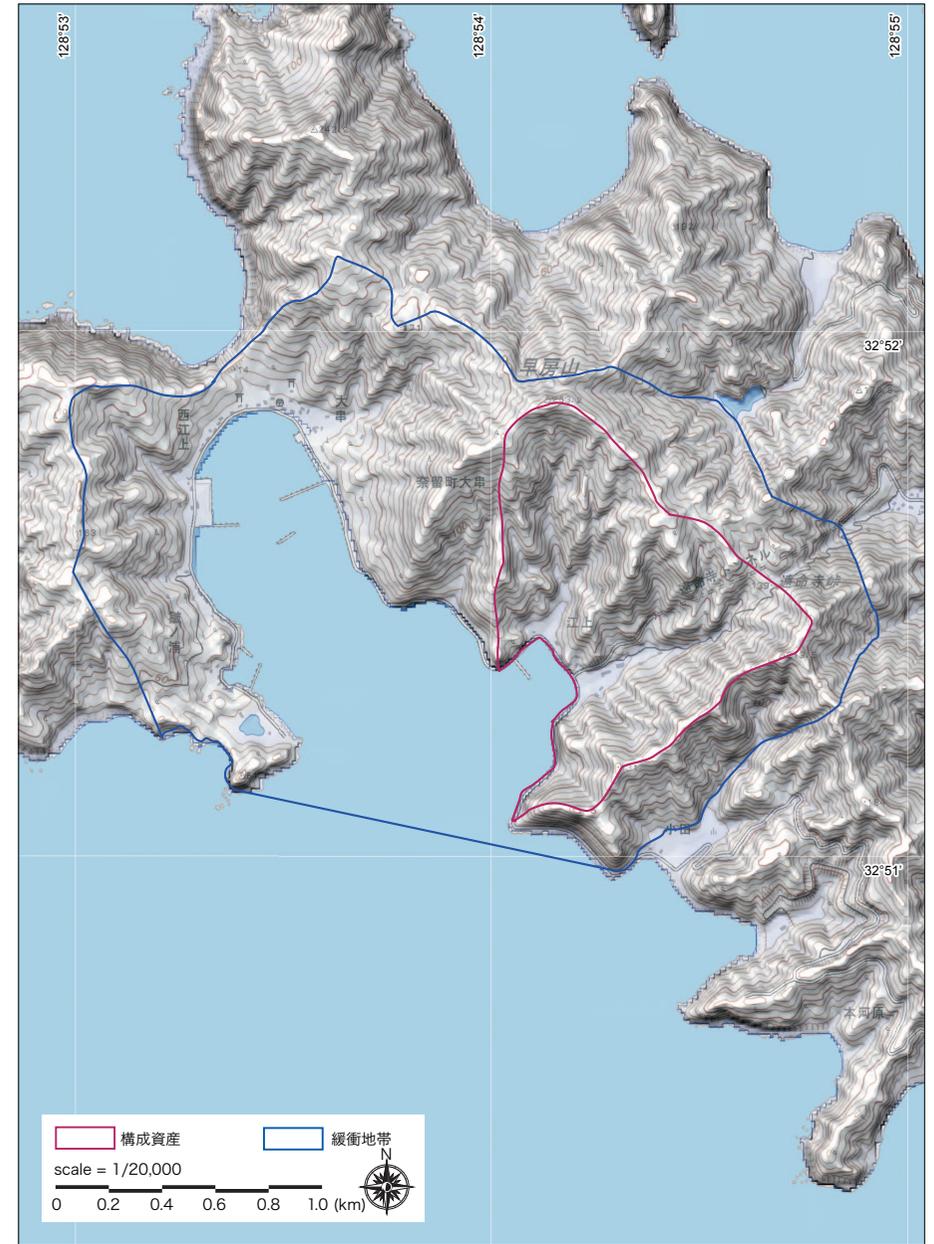


図 2-019 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



図 2-020 資産拡大図

012 大浦天主堂

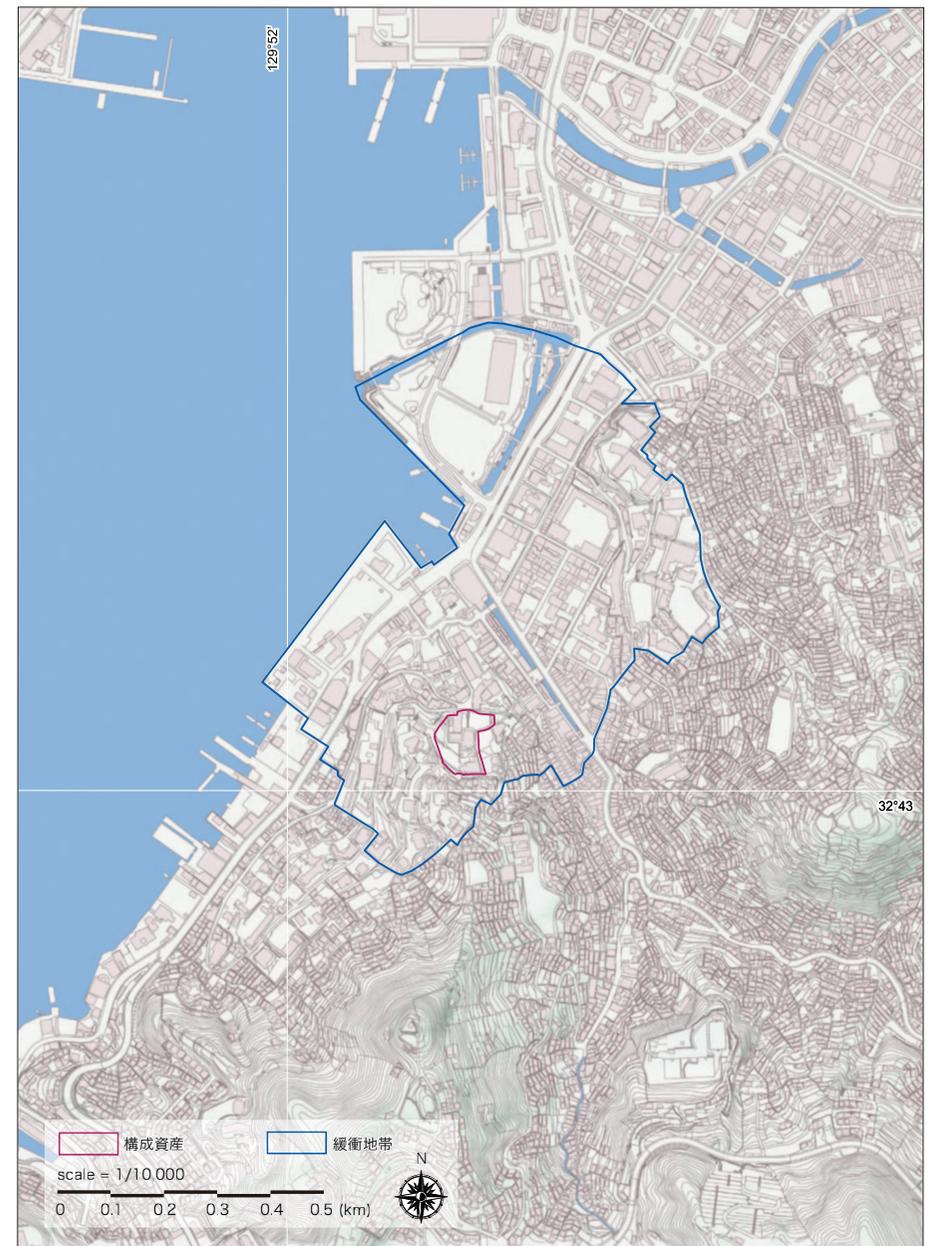


図 2-020 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

012 大浦天主堂

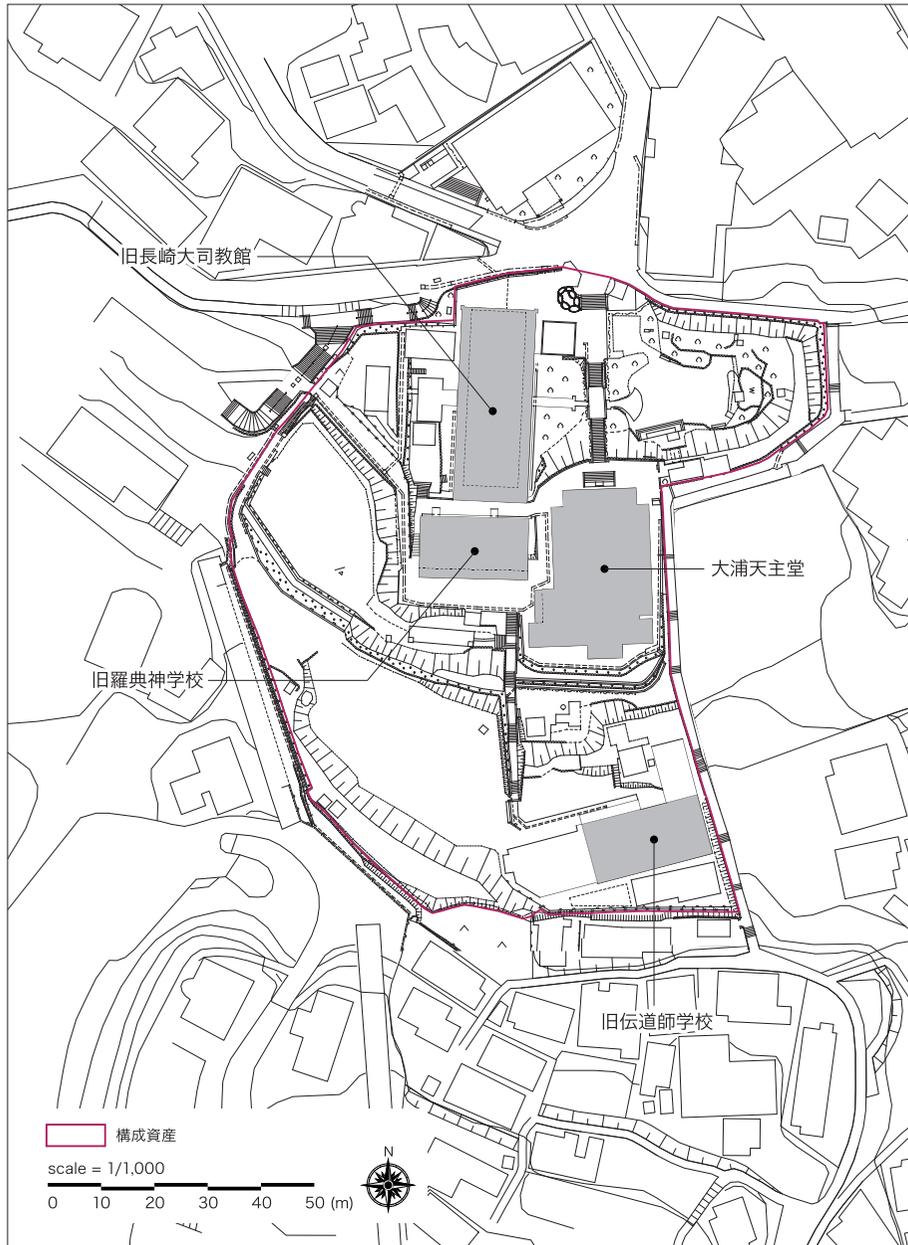


図 2-022 資産拡大図

第3章

構成資産及び周辺の現状・課題

第3章 構成資産及び周辺の現状・課題

項目	第3章		第4章		第5章	第6章
	課題	課題番号	資産共通の対応策		具体的な取組	経過観察
1 構成資産の保護と調査研究	構成資産の適切な保存管理	1-(1)	a)	文化財保護制度に基づく構成資産の保護	[1], [2]	17~22
			b)	構成資産の保存管理	[1]~[6]	
	調査研究の推進	1-(2)	a)	構成資産の調査と研究	[1]	23
		b)	関連文化財の調査と研究	[1]		
		c)	調査研究体制の充実	[1]		
2 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成	緩衝地帯の保全（世界遺産にふさわしい周辺景観の維持）	2-(1)	a)	構成資産の緩衝地帯の設定	[1]~[4]	3
			b)	法令・制度等による保全		
	構成資産周辺の修景・景観整備（世界遺産にふさわしい周辺景観の向上）	2-(2)	a)	構成資産共通の整備事業の方針	[1]~[3]	4
		b)	構成資産の類型ごとの修景・景観整備事業のあり方			
		c)	整備検討プロセスの考え方の共有			
3 構成資産に影響を与える諸条件	開発の圧力	3-(1)	a)	法令制度の適切な運用	[1]~[3]	1~11
	環境変化	3-(2)	a)	構成資産保存のための環境対策	[1]~[3]	
	自然災害と危機管理	3-(3)	a)	災害予防と危機管理体制の充実	[1]~[3]	
4 来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）	顕著な普遍的価値の理解	4-(1)	a)	顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	[1]~[5]	13, 24, 27
			b)	構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存と活用	[1]~[3]	
			c)	適切な公開・活用施設の整備	[1]	
			d)	ガイド体制の確保	[1], [2]	
	来訪者に対する利便性の提供	4-(2)	a)	総合窓口の設置	[1]	14, 25, 26
			b)	モラルコースの設定	[1]~[4]	
			c)	交通インフラの整備	[1]~[4]	
			d)	適切な便益施設の整備・管理	[1]~[3]	
	秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	4-(3)	a)	見学マナーの周知徹底	[1]	12, 16
b)			教会堂（有形文化財）の見守り	[1], [2]		
c)			秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	[1]		
5 地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）	地域のアイデンティティ形成による誇りの共有	5-(1)	a)	地域住民等の理解促進	[1]~[3]	24
	交流による共通の意識づくりとネットワーク化	5-(2)	a)	地域における活動の充実	[1]~[4]	28
	地域社会の維持と活性化	5-(3)	a)	地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	[1]~[4]	15

本章においては、構成資産の保存に影響を及ぼす恐れのある諸条件を把握し、構成資産を良好に保存するために検討・実施が必要な課題を整理する。

第1節においては、各構成資産そのものを適切に保存するために必要な課題を記載する。第2節では、世界遺産としての価値にふさわしいものとして、構成資産の周辺環境を保全・形成していくための課題を記載する。第3節では、開発・環境変化・自然災害等の諸条件が構成資産に及ぼす影響について、第4節では、来訪者受入れの観点から構成資産の公開・整備・活用について、現状と課題を記載している。また、第5節では、世界遺産としての価値を後世に引き継ぐ力となる地域の基盤強化に関する課題をまとめている。

なお、本章で把握した課題を解消するための方策については、第4章に課題の種類ごとに整理して詳細を明示する。

1. 構成資産の保護と調査研究

推薦資産は、全て文化財保護法等の法律により保護されている。構成資産の全域は、文化財保護法により国宝若しくは史跡として指定又は重要文化的景観として選定され、万全の保護措置が講じられている。

構成資産の保護には、長期的・体系的な保存管理の基本方針を定めておくことが重要であり、それを具体的に示した保存管理計画が管理を担う所有者等により12の構成資産に含まれる指定・選定文化財ごとに策定されている。

これらの保存管理計画では、保存管理の

基本方針として、文化財としての価値を守り伝えるための将来像を提示するほか、日常的な管理方法及び体制等の改善策、保護の対象とする土地・建造物に想定される様々な改変行為への許可・不許可の区分と条件を明示している。構成資産の保存管理は、既に各保存管理計画に従って適切に行われており、推薦資産の顕著な普遍的価値は確実に継承される。

さらに、保存管理計画を補完するために、構成資産の価値がき損又は衰亡している場合の復旧・修理の方法をはじめ、その公開・活用の方法等を明示した整備計画

構成資産の保護と調査研究

を多くの構成資産で定めている。各整備計画に従って、現在、構成資産の保存・活用のための整備事業及び来訪者受入れのための環境整備事業が進められている。

史跡に指定された原城跡と大浦天主堂の境内は、各保存管理計画に従って、それぞれの管理者が国の史跡として適切に維持管理している。重要文化的景観に選定された各集落及び集落内の諸要素は、文化財保護法による重要文化的景観の保存計画と景観法による景観計画に従って、地域住民が国の重要文化的景観として適切に維持管理しており、各集落の様相が良好に保全されている。

国宝に指定された大浦天主堂のほか、重要文化財に指定された各集落の教会堂（出津教会堂・大野教会堂・江上天主堂・旧五輪教会堂）及びその関連施設（旧羅典神学校）についても、所有者が策定した保存管理計画に従って、宗教法人及び地域の信徒が国宝又は重要文化財として適切に維持管理しており、良好に保存されている。

構成資産の保存管理計画と整備計画の策定状況については、推薦書第5章「保護と管理」の表5-005及び本保存計画第4章「マネジメントプランの実施」の表4-003を参照されたい。

関係地方公共団体は、推薦資産の本質的価値を明確化するため、推薦資産に含まれる各構成資産について歴史的・自然的・社会的各側面から各種の調査を行った。本計画には、その調査成果を踏まえて明確化された本質的価値の保存管理の方針や方法を定めている。推薦資産の顕著な普遍的価値を継承していくためには、今後も推薦資産に関する調査研究を積極的に推進し、調査研究によって得た新しい知見を本計画や各構成資産の保存管理計画に反映させることで、推薦資産を確実に保護していく必要がある。また、調査研究によって推薦資産のもつ多様な価値を一層明確化し、それを情報発信して推薦資産の顕著な普遍的価値の理解を促進する。

構成資産の保護と調査研究

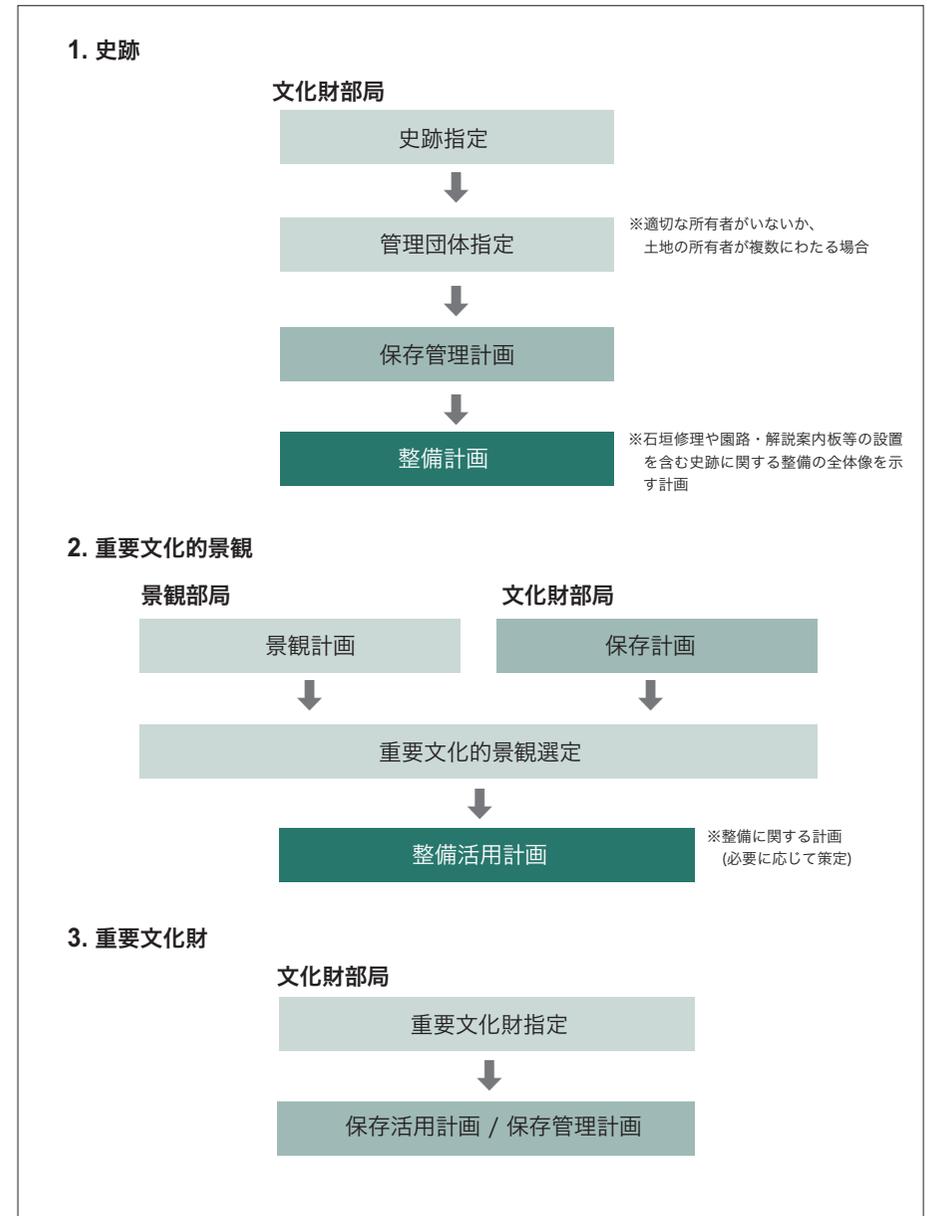


図 3-001 文化財保護に関する各種計画の種類

構成資産の保護と調査研究

包括的保存管理計画の構成対応図(表 1-001)のうち項目 1 の現状と課題

項目	現状	課題	課題番号
1 構成資産の適切な保存管理と調査研究	●全ての構成資産は、文化財保護法等による法的保護を受ける。	●文化財保護法等に基づく保存管理を継続し、確実に構成資産を保護する必要がある。	(1) 構成資産の適切な保存管理 1-(1)
	●文化財保護の指針となる計画のもと、保存管理を行っている。		
	●各構成資産においては、修理・修景の方法や公開活用の方法を具体的に示した基本計画を定めている。		
	●これまで行ってきた調査研究の成果が、構成資産の保護に重要な役割を果たしている。	●構成資産全般に関する調査研究を継続する必要がある。	(2) 調査研究の推進 1-(2)

構成資産の保護と調査研究

001 原城跡

構成資産の概要

項目	内容
立地	●長崎と天草地方の南東部に位置する島原半島の南部に所在する。
主な構成要素と範囲	●古文書・絵図及び発掘調査により判明した城郭の全ての場所、「島原・天草一揆」において一揆勢が立て籠もった場所及び幕府軍が最前線の拠点とした場所の全てを含んでいる。
法的保護	●原城跡は、文化財保護法に基づき史跡に指定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
1938	「原城跡」として国の史跡に指定
	南有馬町(現南島原市の一部)を史跡の管理団体に指定
1977	「原城跡保存管理計画」策定
1989	「原城跡環境整備計画」策定
1992	保存のための発掘調査の開始
1996~1998	本丸石垣の保護工事(石垣法面や上端部への植生土嚢設置等)の実施
2000~2006	調査が完了した遺構の埋め戻し、本丸石垣の保護工事、史跡管理のための仮設道路の設置等を実施
2010	「原城跡保存管理計画」策定(1977年策定計画の改訂版)
2011	「原城跡整備基本計画」策定(1989年策定計画の改訂版)
2013~現在	本丸の保存整備事業(崖面の崩落防止工事、遺構の展示整備、各種便益施設設置等)の実施
2017	「原城跡整備基本計画(改訂版)」策定(2011年策定計画の補足追加)
2021	「原城跡保存管理計画」策定(2010年策定計画の改訂版)
2022	「原城跡整備基本計画」策定(2011年策定計画の改訂版)

構成資産の保護と調査研究

保存管理の課題

保存管理の課題

- 本丸以外の地区について、保存のための発掘調査を計画的に推進する必要がある。
- 近現代に部分的に改変された本丸の石垣について、価値を回復するための整備を行う必要がある。
- 本丸崖面の崩落が進行しており、崩落防止対策を行う必要がある。
- 樹木の繁茂により、風雨による倒木が増加している。また、眺望を阻害している箇所があるため、樹木の管理が必要である。
- 耕作放棄地等の管理されていない土地が増加していることから、管理体制の強化が必要である。

構成資産の保護と調査研究

002 平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）

003 平戸の聖地と集落（中江ノ島）

構成資産の概要

項目	内容
立地	●長崎と天草地方の北西部に位置する平戸島の西海岸に所在する。
主な構成要素と範囲	●春日集落は、江戸時代（1868年以前）及び明治期（1868年～1912年）の絵図及び文献との照合により、潜伏キリシタンが生活を営んで形成した集落構造の全体像が、ともに16世紀から禁教期を経て現在に至るまでほぼ変わらずに維持されてきた稀有な集落であることが判明している。潜伏キリシタンが関わった歴史的な土地利用の痕跡が残る範囲をはじめ、禁教期に聖地として崇拝した安満岳、白山比賣神社とその参道、石祠、西禅寺跡及び禁教期に管理されていた山頂の自然林の範囲を推薦資産の範囲としている。中江ノ島は無人数島であり、禁教期の様相をほぼ留めている。潜伏キリシタンから聖地とされた島の全体を推薦資産の範囲としている。
法的保護	●平戸の聖地と集落は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2008～2009	平戸島と生月島の文化的景観保存調査実施
2009	「平戸島と生月島の文化的景観保存計画」策定
2010	「平戸島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定
2011	市内遺跡確認調査（丸尾山の発掘調査）実施
2013	平戸島西海岸地域の景観保全に関する研究（東京大学先端科学技術研究センター都市保全システム分野）を実施
	「平戸島の文化的景観整備活用計画」策定

保存管理の課題

保存管理の課題

- 集落の見学マナーの周知及びガイダンス機能の充実を図る必要がある。
- 社会構造の変化と少子高齢化により、農地や森林の維持管理が困難になりつつあり、維持管理のための新たな仕組みづくりが必要である。
- 構成資産に対する地域コミュニティ関与の強化やモニタリング技術の向上が必要である。

004 天草の崎津集落

構成資産の概要

項目	内容
立地	●長崎と天草地方の南東にある熊本県天草市河浦町に所在する。
主な構成要素と範囲	●崎津集落は、禁教期以来の主要な道及び宅地など、骨格となる集落構造を今日まで良好な状態で継承している潜伏キリシタンの集落である。推薦資産の範囲は、禁教期の信仰組織である最小の単位（小組）が成立した範囲であり、密かに祈りを捧げた神社の境内、水方屋敷跡、絵踏が行われた庄屋役宅跡（現在の崎津教会堂の敷地）をはじめ、解禁後に最初に建てられた旧崎津教会堂跡地とその周辺の範囲としている。
法的保護	●天草の崎津集落は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2007～2010	富津地域の文化的景観保存調査実施
2010	「天草市崎津の漁村景観保存計画」策定
2011	「天草市崎津の漁村景観」として国の重要文化的景観に選定
2012	「天草市崎津・今富の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定
2013	崎津諏訪神社境内の修景を実施（ビニルパイプの撤去）
2014	「崎津・今富の文化的景観整備活用計画」策定
	集落家屋の修景事業を実施（住宅等の外壁材や塗装の変更）
2015	「崎津地区防災計画」策定
2020	「崎津・今富の文化的景観 整備活用計画」策定（2014年策定計画の改訂版）

保存管理の課題

保存管理の課題

- 集落や周囲の景観と不調和を生じている家屋や工作物について、計画的に改善を図る必要がある。
- 家屋が密集して立地しているため、集落全体の防火対策が必要である。
- 観光の圧力によって、住民の生活環境が悪化することがないような公開活用を図る必要がある。

005 外海の出津集落

構成資産の概要

項目	内容
立地	●長崎と天草地方の中央にある西彼杵半島西海岸の外海地区に所在する。
主な構成要素と範囲	●出津集落は、潜伏キリシタンが聖画像・教会暦・教理書を秘匿しつつ密かに信仰を続けた集落の様相を良く留めている。集落を管轄した代官所跡、聖画像を所有していた屋敷跡、墓地、生業空間などの禁教期以来の土地利用の在り方が大きく変わることなく残されており、これらを含む範囲を推薦資産の範囲としている。
法的保護	●外海の出津集落は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。 ●出津教会堂は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定し、保護している。 ●出津代官所跡及び庄屋屋敷跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した旧出津救助院の敷地の一部として、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2008～2012	外海地域の文化的景観保存調査実施
2012	「長崎市外海の石積集落景観」として国の重要文化的景観に選定
	「長崎市外海の石積集落景観保存計画」策定
2014	「長崎市外海の石積集落景観整備活用計画」策定

「出津教会堂」「旧出津救助院（授産場・マカロニ工場・鰯網工場）」

西暦	項目
1882	出津教会堂建設
1883	授産場とマカロニ工場建設
1885	鰯網工場建設
1999～2002	鰯網工場の保存修理を実施
2003	鰯網工場・授産場・マカロニ工場を「旧出津救助院」として国の重要文化財に指定
2007～2013	授産場とマカロニ工場の保存修理を実施
2010	「出津教会堂保存管理計画」策定
2011	「出津教会堂」を国の重要文化財に指定
2014	「旧出津救助院保存活用計画」策定

保存管理の課題

保存管理の課題
●現状において、特記すべき課題は見られない。

構成資産の保護と調査研究

006 外海の大野集落

構成資産の概要

項目	内容
立地	●長崎と天草地方の中央にある西彼杵半島西海岸の外海地区に所在する。
主な構成要素と範囲	●大野集落には、潜伏キリシタンが氏子となり、神道に基づく本来の祭神をキリスト教に由来する祭神として密かに祈った神社をはじめ、潜伏キリシタンの墓を含む墓地、集落の地割など、禁教期以来の土地利用形態が大きく変わることなく残されており、解禁後に建造された教会堂を含め、それらの全てを推薦資産の範囲に含めている。
法的保護	●外海の大野集落は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。 ●大野教会堂は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2012	「長崎市外海の石積集落景観保存計画」策定
2014	「長崎市外海の石積集落景観整備活用計画」策定
2016～2017	大野地区の文化的景観保存調査(実施中)
2017	「長崎市外海の石積集落景観保存計画」(大野・赤首地区)策定
2018	「長崎市外海の石積集落景観」の一部として追加選定

「大野教会堂」

西暦	項目
1893	大野教会堂建設
2003～2007	保存修理を実施
2008	「大野教会堂」として国の重要文化財に指定
2010	「大野教会堂保存管理計画」策定

構成資産の保護と調査研究

保存管理の課題

保存管理の課題
●大野教会堂を維持管理している信徒数が減少しており、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組む必要がある。

構成資産の保護と調査研究

007 黒島の集落

構成資産の概要

項目	内容
立地	●長崎と天草地方の北西に位置する平戸島の南東海上に所在する。
主な構成要素と範囲	●黒島には19世紀前半に移住した潜伏キリシタンに起源をもつ6つの集落が分布し、指導者の屋敷跡、墓地、生業に関わる土地利用形態が大きく変わることなく残されている。19世紀後半の新たな信仰の局面を迎えた後に建てられた「仮の聖堂」の跡をはじめ、初代の教会堂跡も良好に遺存している。潜伏キリシタンに対して非干渉の姿勢を取り続けた仏教集落内に位置し、潜伏キリシタンが密かにマリア観音像を安置して祈りを捧げた仏教寺院及び絵踏が行われた代官所跡も良好な保存状態にある。それらは、黒島の牧場跡地へと移住することにより、移住先の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰組織を維持しようとした潜伏キリシタンの戦略を表している。これらの遺跡とともに、禁教期の潜伏キリシタンと仏教徒との関係を示す6つの集落を含む黒島の全域を推薦資産の範囲としている。
法的保護	●黒島の集落は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2008～2011	黒島地域の文化的景観保存調査実施
2011	「佐世保市黒島の文化的景観保存計画」策定
	「佐世保市黒島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定
2014	「佐世保市黒島の文化的景観整備活用計画」策定

保存管理の課題

保存管理の課題
<ul style="list-style-type: none"> ●廃絶された墓地が荒廃しないように、持続的に維持管理する仕組みが必要である。 ●墓地や農地の保全に影響を及ぼすイノシシ被害の軽減に取り組む必要がある。

構成資産の保護と調査研究

008 野崎島の集落跡

構成資産の概要

項目	内容
立地	●五島列島の北方に位置する小値賀諸島に所在する。
主な構成要素と範囲	●野崎島は、2001年に野崎集落に住んでいた最後の住民が離村したことにより、現在は無人島となっている。しかし、潜伏キリシタンの移住の背景となった沖ノ神嶋神社の社殿とその背後の巨岩群をはじめ、移住以前から在住した野崎地区の神官の屋敷跡、移住によって形成された野首及び舟森の2つの潜伏キリシタン集落跡、指導者の屋敷跡、墓地、住戸の痕跡及びそれらの周辺の農地の痕跡を示す石積み等の地割、解禁後に建造した教会堂又はその跡など、潜伏キリシタンに関わる多様な遺跡が良好に残されている。それらは、神道の聖地であったために未開拓地となっていた野崎島へと移住することにより、移住先の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰組織を維持しようとした潜伏キリシタンの戦略を表している。潜伏キリシタンの移住の対象となった島の陰阻な地形をはじめ、移住の背景及び経過を物語る全ての信仰関連の痕跡を含め、全島を推薦資産の範囲としている。
法的保護	●野崎島の集落跡は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2008～2012	小値賀諸島の文化的景観保存調査実施
2011	「小値賀諸島の文化的景観保存計画」策定
	「小値賀諸島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定
	野崎島を国の重要文化的景観に追加選定
2012	野崎集落跡と野首集落跡を結ぶ町道野崎本線の一部及び野首集落跡の石積み修理を実施
2014	野首集落跡にイノシシ侵入防止柵を設置。異常繁殖植物の駆除を実施
	野首、舟森、野崎集落跡の石積み保存を目的とした現況調査を実施
2015	「小値賀諸島の文化的景観整備活用計画」策定
	「小値賀諸島の文化的景観整備活用計画(防災版)」策定
2016	野崎島沖ノ神嶋神社神官屋敷の修復工事を実施
	野首集落跡にイノシシやシカの侵入防止柵を設置。イノシシを捕獲することを目的とした箱わなを設置

保存管理の課題

保存管理の課題

- イノシシ・シカの増加が石積みの保存や自然環境の保全等に影響を及ぼす可能性があるため、対策が必要である。
- 野首集落跡に異常繁殖植物(ハマゴウ)が繁茂したことがあるため、定期的に伐採駆除を行う必要がある。
- 海岸漂着ゴミの堆積により、海浜植物の植生や景観の悪化が懸念されるため、定期的に清掃を行う必要がある。
- 入島者の把握が困難であるため、自然環境の保護や集落跡保存の観点から管理体制の強化が必要である。

009 頭ヶ島の集落

構成資産の概要

項目	内容
立地	●五島列島北部に位置する中通島の東端の沖合に所在する。
主な構成要素と範囲	●頭ヶ島には、病人の隔離地であったことを示す近世の墓地、仏教徒であったにもかかわらず、潜伏キリシタンの移住に助力した開拓指導者の屋敷跡及びその墓地、潜伏キリシタンが営んだ禁教期以来の農地等の土地利用に関する地割、「仮の聖堂」跡及び解禁後に建造された教会堂、潜伏キリシタンに起源する墓地などの遺跡が良好に残されている。それらは、病人の隔離地へと移住することにより、自らの信仰組織を維持しようとした潜伏キリシタンの戦略を表している。潜伏キリシタンの移住の対象となった島の険阻な地形をはじめ、彼らの移住の背景及び経過を物語る全ての信仰関連の痕跡を含む範囲を推薦資産の範囲としている。
法的保護	●頭ヶ島の集落は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。 ●初代頭ヶ島教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した頭ヶ島天主堂の境内の一部として、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2008～2013	上五島地域の文化的景観保存調査実施
2012	「新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画」策定
	「新上五島町崎浦の五島石集落景観」として国の重要文化的景観に選定

頭ヶ島天主堂

西暦	項目
1919	頭ヶ島天主堂建設
2001	「頭ヶ島天主堂」として国の重要文化財に指定
2003	境内を国の重要文化財に追加指定

保存管理の課題

保存管理の課題

- 集落景観と不調和を生じている建築物や工作物について、計画的に改善を図る必要がある。
- 頭ヶ島天主堂を維持管理している信徒数が減少しており、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組む必要がある。

010 久賀島の集落

構成資産の概要

項目	内容
立地	●五島列島中央部に所在する。
主な構成要素と範囲	●久賀島では、潜伏キリシタンが移住によって形成した集落及び彼らが互助関係を結んだ仏教徒の集落が島内の全域にわたって分布し、両者の互助関係を示す生業の土地利用形態は現在も良好に継承されている。さらに、19世紀後半の新たな信仰の局面を迎えて建造された教会堂及びその跡、禁教期以来の潜伏キリシタンの墓地も全島に点在しているため、島内全域を推薦資産の範囲としている。
法的保護	●久賀島の集落は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。 ●旧五輪教会堂は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2008～2011	下五島地域の文化的景観保存調査実施
2011	「五島市久賀島の文化的景観保存計画」策定
	「五島市久賀島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定
2013	「五島市久賀島の文化的景観整備活用計画」策定
2021	「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観保存活用計画」策定
2022	国の重要文化的景観の「五島市久賀島の文化的景観」を「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観」に名称を変更

構成資産の保護と調査研究

旧五輪教会堂

西暦	項目
1882	久賀島の教会堂として浜脇集落内に建設
1931	浜脇集落から五輪集落に移築
1985	新教会堂の建設を契機に五島市に寄贈
1986～1987	保存修理を実施
1999	「旧五輪教会堂」として国の重要文化財に指定
2010	「旧五輪教会堂保存管理計画」策定
2015	「旧五輪教会堂の防災計画」策定

保存管理の課題

保存管理の課題
<ul style="list-style-type: none"> ●潜伏キリシタン墓地进行を維持管理している地域信徒が減少しており、地域住民や行政等と連携して保存管理に取り組む必要がある。 ●旧五輪教会堂の防火・防犯設備の整備や防災対策を計画的に行う必要がある。

構成資産の保護と調査研究

011 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）

構成資産の概要

項目	内容
立地	●五島列島中央部に位置する奈留島西岸に所在する。
主な構成要素と範囲	●江上天主堂とその周辺を含む奈留島の江上集落は、五島列島において潜伏キリシタンが移住先として選択した地勢の典型例である迫地形及びそれに適応して建造された江上天主堂を含む範囲を資産範囲としている。
法的保護	<ul style="list-style-type: none"> ●江上天主堂は文化財保護法に基づき重要文化財に指定し、保護している。 ●初代江上教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した江上天主堂の境内の一部として、保護している。 ●奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）は、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2009	景観法に基づき五島市景観条例を制定
2021	「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観保存活用計画」策定
2022	「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観」として国の重要文化的景観に選定

江上天主堂

西暦	項目
1918	江上天主堂建設
2008	「江上天主堂」として国の重要文化財に指定
2010	「江上天主堂保存管理計画」策定
2012	境内を国の重要文化財に追加指定
2014	「江上天主堂の防災計画」策定
2016～現在	江上天主堂の部分修理を実施中

保存管理の課題

保存管理の課題
<ul style="list-style-type: none"> ●江上天主堂の外壁等の経年劣化が進行しており、修理中である。 ●江上天主堂を維持管理している信徒数が減少しており、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組む必要がある。 ●江上小学校跡地の校舎の撤去と、土地の整備活用方針を検討する必要がある。

012 大浦天主堂

構成資産の概要

項目	内容
立地	●長崎と天草地方の中央部に位置する長崎市内の大浦地区に所在する。
主な構成要素と範囲	●大浦天主堂は潜伏キリシタンが新たな信仰の局面を迎え、既存の社会・宗教と共生しつつ自らの信仰を継続することにより育んだ伝統が変容・終焉する契機となった場所である。天主堂のみならず、宣教師が居住した司教館（旧長崎大司教館）、潜伏キリシタンのカトリックへの復帰を促す原動力となった場としての旧羅典神学校、旧伝道師学校などを含め、境内の全域を構成資産の範囲としている。
法的保護	<ul style="list-style-type: none"> ●大浦天主堂境内は、地上建物及び工作物を含めて、文化財保護法に基づき史跡に指定し、保護している。 ●大浦天主堂は、文化財保護法に基づき国宝に指定し、保護している。 ●大浦天主堂が所在する南山手地区は、文化財保護法に基づき重要伝統的建造物群保存地区に選定し、保護している。

構成資産の保護の経緯

西暦	項目
2012	「大浦天主堂境内」として国の史跡に指定
2013	「大浦天主堂境内保存管理計画」策定

「大浦天主堂」「旧羅典神学校」「旧長崎大司教館」「旧伝道師学校」

西暦	項目
1864	大浦天主堂建設
1875	旧羅典神学校建設
1883頃	旧伝道師学校建設
1915	旧長崎大司教館建設
1933	「大浦天主堂」として国宝に指定
1947～1951	戦災復興に伴う大浦天主堂の保存修理を実施
1972	「旧羅典神学校」として国の重要文化財に指定
1979～1981	旧羅典神学校の保存修理を実施
1991	「南山手伝統的建造物群保存地区」として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定
2010	「大浦天主堂・旧羅典神学校保存管理計画」策定
2011	「旧長崎大司教館」として長崎県の有形文化財に指定

保存管理の課題

保存管理の課題
<ul style="list-style-type: none"> ●旧伝道師学校は、経年劣化が進行しており、保存修理と活用を検討する必要がある。 ●境内の煉瓦工作物の経年劣化が進行しており、修理が必要である。 ●建物直近の樹木が繁茂し、眺望を阻害する原因となるため、定期的に伐採管理を行う必要がある。

2. 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

推薦資産の構成資産は、そのほとんどが離島や半島に立地し、海を介して広く分布している。

構成資産の多くは、辺鄙で狭隘な地域にあって、美しい山や海に囲まれ、それぞれの地域の暮らしや生業を背景とした文化的な景観が代表的な特徴として挙げられる。また、構成資産の重要な要素でもある教会堂の多くは、集落の中心部や高台に立地し、今も地域の暮らしの風景や歴史的環境と一体となった、静かな佇まいを醸し出している。唯一、「大浦天主堂」は、都市部に立地する構成資産である。かつての外国人居留地内の歴史的建造物の町並みが保全された地域にあって、長崎県の代表的な観光地として、国内外の多くの来訪者に親しまれている。

このように、構成資産の周辺環境は、それぞれの立地や景観上の特性があり、それらに応じた自然環境の保全措置、新たな建築物や工作物に対する規制・誘導等多様な手法を講じている。今後も世界遺産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、構成資産とその周辺環境を良好な状態で維持していくため、共通の方針に基づき、緩衝地帯を設定し、保全していく必要がある。

各構成資産においては、個別に保存管理計画及び整備活用計画を定めている。構成資産とその周辺における修景・景観整備事業は、これらの計画に基づき、所有者と行政、さらには地域住民が一体となった協働による推進体制の中で、適切かつ着実に実施することが重要である。一方で、生活インフラ等に関する事業においては、地域の利便性の向上という側面にも十分な配慮が必要となる。そのため、各市町においては、専門家や住民代表等で構成する整備活用委員会等を設置し、専門的な見地や地域ニーズによる多様な意見を適切に反映させながら、事業の推進に努めている。また、構成資産全体としての統一的なコンセプトに基づき、負の影響の除去や景観の向上に資する事業について、包括的な方針の下で積極的に取り組んでいかなければならない。

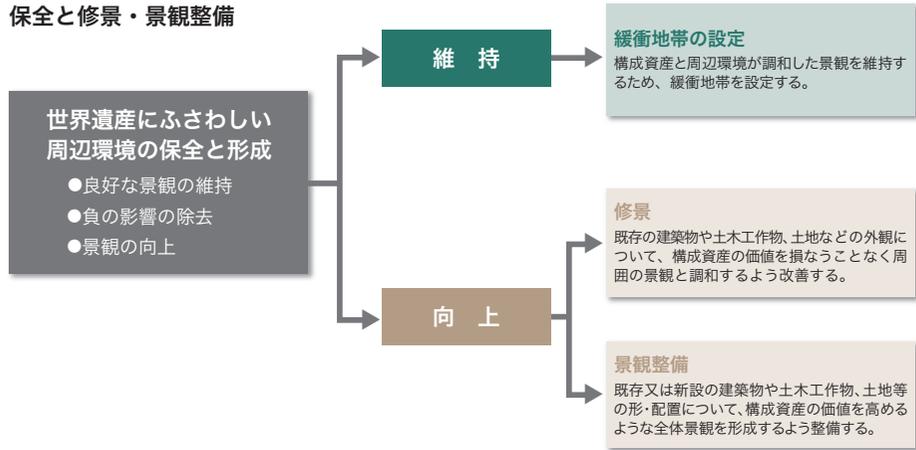
なお、特筆すべき点として、わが国の文化財保護法に基づく重要文化的景観としての選定を受けた農山漁村集落の景観は、そこに人々の営みがあってこそ引き継がれる生きた文化財としての特性を持つことを挙げておく。そのため、現在に至る景観を形成してきた地域のコミュニティや生業の実情に配慮し、地域住民の理解や協

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

力を得るためにも、住民代表等が参画する整備活用委員会等を効果的に活用し、世界遺産にふさわしい周辺環境の保全に取り組んでいる。

以下に、各構成資産の立地環境及び景観特性を述べ、その保全状況と個別の課題を整理する。

保全と修景・景観整備



世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

包括的保存管理計画の構成対応図(表 1-001)のうち項目 2 の現状と課題

項目	現状	課題	課題番号	
2 世界遺産にふさわしい周辺環境保全と形成	<ul style="list-style-type: none"> ●構成資産の多くは離島や半島に立地し、構成資産とその周辺は今も静かな佇まいを保っている。 ●「大浦天主堂」はかつての外国人居留地内の歴史的建造物の町並みが保全された地域にあり、代表的な地である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、各構成資産と周辺環境が調和した景観の保全と形成を図るためには、適切な緩衝地帯の設定が必要である。 	(1) 緩衝地帯の保全(世界遺産にふさわしい周辺環境の維持)	2-(1)
	<ul style="list-style-type: none"> ●整備については、構成資産ごとに計画を定め、市町が設置する整備活用委員会等での検討を経て実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備対象の選定や確実な効果を得るための方針や検討過程、進捗の度合い等について、包括的な視点からの調整が必要である。 		2-(2)
	<ul style="list-style-type: none"> ●構成資産の周辺環境は、それぞれ立地や景観上の特性があり、それらに応じた整備事業が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各構成資産と周辺環境との関係性を把握し、それらの一体的な保護のために意識の共有化を図る必要がある。 	(2) 構成資産周辺の修景・景観整備(世界遺産にふさわしい周辺景観の向上)	
	<ul style="list-style-type: none"> ●構成資産と一体的に景観を形成している周辺環境は、構成資産とともに永続的に保全していくべきもので、地域住民の理解や協力が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備事業の検討・実施に当たっては、関係者の共通の理解のもと、コンセンサスを得るためのプロセスが重要である。 		

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

001 原城跡

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 原城跡は、島原半島の南端に広がる平野部に立地する。構成資産の北側は、幹線道路沿いに一部市街化が進んでいるものの、眺望を阻害するような高層の建築物は少なく、宅地や水田・畑地を中心とした土地利用が行われている。市街地の北側には、原城跡と歴史的な結び付きが強いキリシタン大名有馬氏の居城であった日野江城跡がある。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。 ● 原城跡の直近においては、電線・電柱の色彩調整等の修景事業を行っており、良好な景観形成に努めている。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく南島原市の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。

002, 003 平戸の聖地と集落

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 平戸の聖地と集落は、平戸島の西海岸に位置する。春日集落周辺は、農林業を中心とした営みが今日まで継承されており、急峻な地形を利用して開かれた棚田・段畑、高い垣を伴った家屋や板壁の住宅等の伝統的な様相が多く残っている。安満岳周辺は、原生林を含む禁教期以来の自然環境が良好に保全されている。 ● 中江ノ島の周辺海域は、漁業施設を除けば大きな開発は行われておらず、良好に保全されている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。春日集落周辺における平戸田平線道路改良事業は、構成資産の保存に与える影響を考慮し、計画段階で建設ルートの変更やトンネル区間の縮小、緑化等の改善を図り、行われている。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく平戸市の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

項目	概要
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成資産周辺は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対する届出を義務付けている。また、重要文化的景観の選定範囲は、眺望を阻害する要因となる風力発電施設等を設けないことにしている。 ● 安満岳周辺及び中江ノ島は、自然公園法に基づいて西海国立公園に指定し、工作物の設置や木竹の伐採等を制限している。また、周辺海域は同じく普通区域に指定し、これら行為に対する届出を義務付けている。

004 天草の崎津集落

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 崎津集落は、天然の良港である羊角湾の穏やかな入り江の西岸に立地する。東西を海と山に囲まれた、南北に細長く延びる集落で、現在も漁業を中心とした生業が営まれている。周辺海域は、漁業施設の整備を除けば、大きな開発は行われておらず、良好に保全されている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成資産周辺は、国道や港湾施設などの大型の公共施設を含み、将来にわたり、定期的な維持補修が想定される。また、台風や高潮対策事業として、護岸整備や河川改修も計画されており、周辺景観との調和が求められる。周辺において行われる公共事業は、適切にコントロールされており、良好な周辺環境が保全されている。 ● 崎津集落直近の便益施設は、漁村集落との調和に十分配慮して整備した。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく天草市の景観条例と景観計画により、一定規模以上の建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。 ● 構成資産周辺は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対する届出を義務付けている。 ● 崎津集落対岸の山林は、自然公園法に基づいて雲仙天草国立公園に指定し、工作物の設置や木竹の伐採等を制限している。

005 外海の出津集落

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 外海の出津集落は、西彼杵半島西岸の外海地区に位置する、山に挟まれた谷地形の低位段丘上に形成された集落である。集落周辺に広がる斜面は、禁教期に開墾された農地を中心とした土地利用が行われている。周辺海域は、漁業施設の整備を除けば、大きな開発は行われておらず、良好に保全されている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。 ● 旧出津救助院周辺のほか集落内においては、市道改修等にあわせたガードレールのデザイン変更や、電線・電柱の撤去等の修景事業を行い、良好な景観形成に努めている。また、構成資産周辺に整備した便益施設についても、周辺の集落景観と調和したデザインを採用している。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく長崎市の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。 ● 海域を除く構成資産周辺は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対する届出を義務付けている。

006 外海の大野集落

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 大野集落は、西彼杵半島西岸の外海地区に位置する、東シナ海に面した大野岳から広がる斜面地形に形成された集落である。急峻な斜面地形にわずかな宅地と小規模な農地を中心とした土地利用が行われている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。 ● 大野集落においては、大野教会堂直近の電線電柱の移設を行い、良好な景観形成に努めている。また、大野教会堂の直近に整備した便益施設についても、周辺の集落景観と調和したデザインを採用している。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく長崎市の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。 ● 海域を除く構成資産周辺は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対する届出を義務付けている。

007 黒島の集落

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 黒島は、平戸島の南方に位置する面積約4.6km²の島である。島内は島の中央部にある山からなだらかに広がる台地状の地形で、農業と漁業を生業とする小規模な集落が点在している。黒島の周辺海域は、漁業施設の整備を除けば、大きな開発は行われておらず、良好に保全されている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。 ● 黒島においては、黒島天主堂直近の電線・電柱の除去等の修景事業を行い、良好な景観形成に努めている。 ● 構成資産周辺は、佐世保市の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。 ● 黒島は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対し届出を義務付けている。また、重要文化的景観の選定範囲は、眺望を阻害する要因となる風力発電施設等を設けないことにしている。

008 野崎島の集落跡

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 野崎島は、五島列島の北方に位置する小値賀諸島に属する面積約7.3km²の無人島である。島内は、亜熱帯性の動植物を中心とした自然環境が保全されている。周辺海域についても、今日まで開発されることなく、良好に保全されている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 野崎島は、小値賀町の管理の下、島の自然環境や歴史的資源を活用した学習や観光の場所として利用されている。将来的に民間開発や公共事業が行われる可能性は極めて低い。 ● 野崎島と西側の海域は、景観法に基づく小値賀町の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。 ● 野崎島は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対する届出を義務付けている。また、重要文化的景観の選定範囲は、眺望を阻害する要因となる風力発電施設等を設けないことにしている。 ● 野崎島は、自然公園法に基づいて西海国立公園に指定し、工作物の設置や木竹の伐採等を制限している。また、その周辺海域は同じく普通区域に指定し、これら行為に対する届出を義務付けている。

009 頭ヶ島の集落

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 頭ヶ島は、五島列島に属する中通島の東端に位置する約 1.9 km² の島である。島内は、全体が急峻な丘陵地形で平坦地に乏しい立地であり、狭隘な迫地形に形成された小規模集落では、宅地と農地を中心とした土地利用が行われている。構成資産周辺は、1981年に建設された上五島空港によって地形形状が改変されていることを除けば、周辺海域を含めて大きな開発は行われておらず、良好に保全されている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。 ● 白浜集落においては、電線地中化、公共施設の外観の色彩変更、自然素材を用いた海岸防護柵の採用等の修景事業を行い、良好な景観形成に努めている。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく新上五島町の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。 ● 頭ヶ島を含む崎浦地区は、文化財保護法によって重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対する届出を義務付けている。また、重要文化的景観の選定範囲は、眺望を阻害する要因となる風力発電施設等を設けないことにしている。 ● 頭ヶ島の北側に位置するロクロ島は、自然公園法で西海国立公園に指定し、工作物の設置や木竹の伐採等を制限している。また、周辺海域の一部は、同じく普通区域に指定し、これら行為に対する届出を義務付けている。

010 久賀島の集落

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 久賀島は五島列島に属する面積約 37.3 km² の島である。島内は、全体に平坦地に乏しい丘陵地形で、沿岸部のわずかな平野部や河川に沿って形成された谷間に漁業や農業を生業とする小規模集落が点在する。久賀島の周辺海域は、漁業施設の整備を除けば大きな開発は行われておらず、良好に保全されている。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく五島市の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物の設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。 ● 港湾部を含む久賀島全域は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対し届出を義務付けている。また、重要文化的景観の選定範囲は、眺望を阻害する要因となる風力発電施設等を設けないことにしている。 ● 久賀島東岸の山林は、自然公園法に基づいて西海国立公園に指定し、工作物の設置や木竹の伐採等を制限している。また、その周辺海域は、同じく普通区域に指定し、これら行為に対する届出を義務付けている。

011 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 江上集落は、五島列島中央に位置する奈留島の西岸に立地する。江上川流域の僅かな平坦地に、小規模な集落が形成され、宅地、農地、公共施設（小学校跡地）等の土地利用が行われている。小さな入り江に面した集落は、深い森林に覆われた狭隘な迫地形のなかに形成されており、五島列島に見られる典型的な移住集落の立地環境を示している。

項目	概要
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、構成資産の保存に影響を及ぼすような開発は計画されておらず、良好な周辺環境が保全されている。 ● 2014年に行われた海岸工事は、石積を基調とした既存の集落景観に配慮して、石積護岸を採用した。また、小学校跡に整備した便益施設についても、周辺の集落景観と調和したデザインを採用している。 ● 構成資産周辺は、文化財保護法に基づいて重要文化的景観に選定し、重要文化的景観の現状変更等に対する届出を義務付けている。 ● 周辺海域は、漁港漁場整備法に基づいて漁港区域に指定し、漁港施設の整備をコントロールしている。

012 大浦天主堂

項目	概要
構成資産の立地及び周辺の景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成資産がある南山手地区は、開国後に外国人居留地が造成された地域で、19世紀以来の町並みが良好に保全されている。南山手地区は現在、近隣の東山手地区とあわせて、国内有数の観光地となっている。また構成資産周辺は、長崎市の中心市街に近接しているため、学校施設・病院等の公共施設、マンション、商業ビル、港湾施設等が形成され、市街化が進んでいる。
構成資産周辺の保全状況及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成資産周辺では、道路開発や上下水道の整備等の都市インフラ維持のための開発が行なわれる機会が多く、これらが構成資産の保存に影響を及ぼさないよう誘導する必要がある。また、市街ではマンション建設等による土地の高度利用が進んでいることから、建築物や工作物の高さを適切に抑制し、構成資産からの眺望と構成資産への良好な眺望を保全する必要がある。 ● 構成資産周辺は、景観法に基づく長崎市の景観条例と景観計画により、一定規模を超える建築物及び工作物設置や開発行為等に対する届出の義務付けを行い、開発事業をコントロールしている。また、新たに設けられる建築物や工作物の高さを制限している。 ● 構成資産周辺は、都市計画法に基づいて、新たに設けられる建築物の用途や形態等について規制が定められている。また、南山手地区と東山手地区は、同法に基づく長崎市風致地区条例により風致地区に指定し、建築物及び工作物の設置等を制限している。 ● 南山手地区と東山手地区は、文化財保護法に基づいて重要伝統的建造物群保存地区に指定し、地区内にある建築物の現状変更等を制限している。

3. 構成資産に影響を与える諸条件

各構成資産は良好に保存されているが、今後その保存に影響を及ぼす可能性のある以下に述べる圧力を想定して必要な措置を講じている。

(1) 開発の圧力

保存・復旧等の措置によるものを除き、原則として構成資産の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為は文化財保護法により厳重に規制しており、推薦資産の顕著な普遍的価値を損なう開発が行われることはない。

各集落は、文化財保護法及び景観法で法的保護が行われている。特に、文化財保護法に基づく重要文化的景観の保存計画において、あらかじめ指定した重要な構成要素について現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、法により事前に届出を行うことが義務付けられており、推薦資産の顕著な普遍的価値を損なうような開発を未然に防止している。

また、景観法に基づき各地方公共団体が策定した景観計画において、建築物そ

他の工作物を新築・増築又は移転する場合には、その高さ、形態・意匠、色彩等の制限を設けており、伝統的な集落景観と調和するよう行為の内容を誘導している。

構成資産の周辺環境は、都市部に所在する大浦天主堂（構成資産 012）を除き、農村又は離島の比較的開発の影響が少ない地域である。これまでに、居住地の周辺では家屋の新築・増築・改築、道路・上下水道・電柱の設置等の生活に関連した事業が行われてきたが、それらが構成資産の保存に影響を及ぼしたことはない。特に公共事業に関して、長崎県は2011年に周辺の景観形成及び公共工事のデザインについての考え方等を「世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン」としてまとめた。2022年に「世界遺産の保存活用に向けた県公共事業のあり方ガイドライン」として名称・内容を改訂し、このガイドラインに沿って周辺景観に調和した社会資本の整備に努めている。熊本県も「熊本県公共事業等環境配慮システム要綱」（1997年）を制定し、環境への配慮を徹底している。

大浦天主堂は長崎市の中心市街地に近

接しているため、近傍において商業ビル・高層マンションの開発が行われることが多く、これらの高層建築物による景観の悪化が懸念される。そのため、大浦天主堂周辺を文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区として選定するとともに、都市計画法に基づく風致地区にも指定し、当該地域における建築物その他の工作物の新築・増築・改築又は移転をはじめとする開発事業の実施に当たっては長崎市長の許可を得ることを義務付け、景観に悪影響を及ぼす行為を厳重に規制している。また、市街地を含めた周辺一帯は、景観法に基づく長崎市景観条例で景観形成重点地区に指定し、建築物その他の工作物の高さ・位置・形態意匠・色彩について制限を加え、大浦天主堂周辺の眺望を阻害する建築物の建設等を抑制している。

近年、再生可能エネルギーの利用の観点から、構成資産の周辺でも風力・太陽光・潮力による発電施設の設置が計画されている。関係地方公共団体では、発電施設が設置された場合の景観・環境への影響について、事業の計画段階で入念にシミュレーションを行い、構成資産の保護及びその周辺環境の保全に悪影響を及ぼさないよう調整を図っている。なお、

文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定した地区の多くは、風力発電施設及び大規模な鉄塔類を新たに設けないことが定められており、あらかじめ構成資産の保存に影響を及ぼさないよう対策を講じている。

現在、構成資産及びその周辺において計画されている開発事業を図3-002～009に示す。なお、天草の崎津集落（構成資産004）、野崎島の集落跡（構成資産008）、奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）（構成資産011）では開発事業は計画されていない。

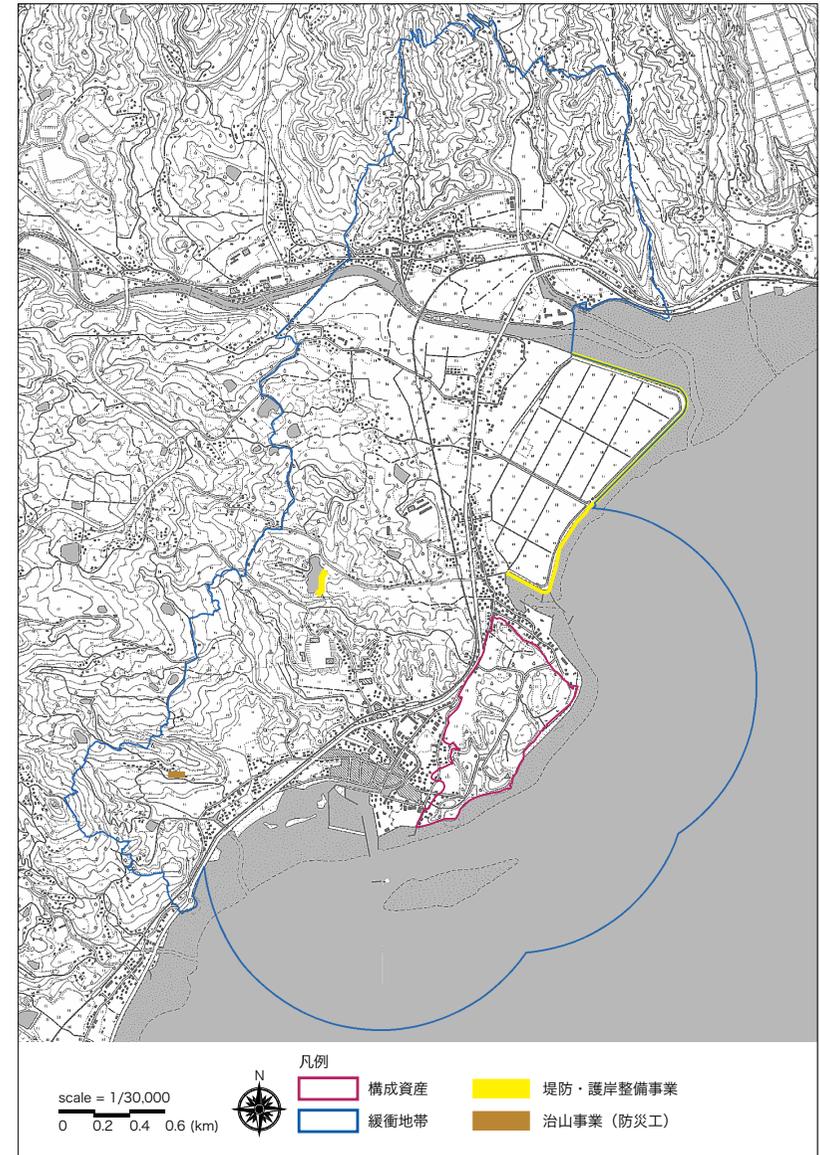


図3-002 開発計画の地図(001 原城跡)

構成遺産に影響を与える諸条件

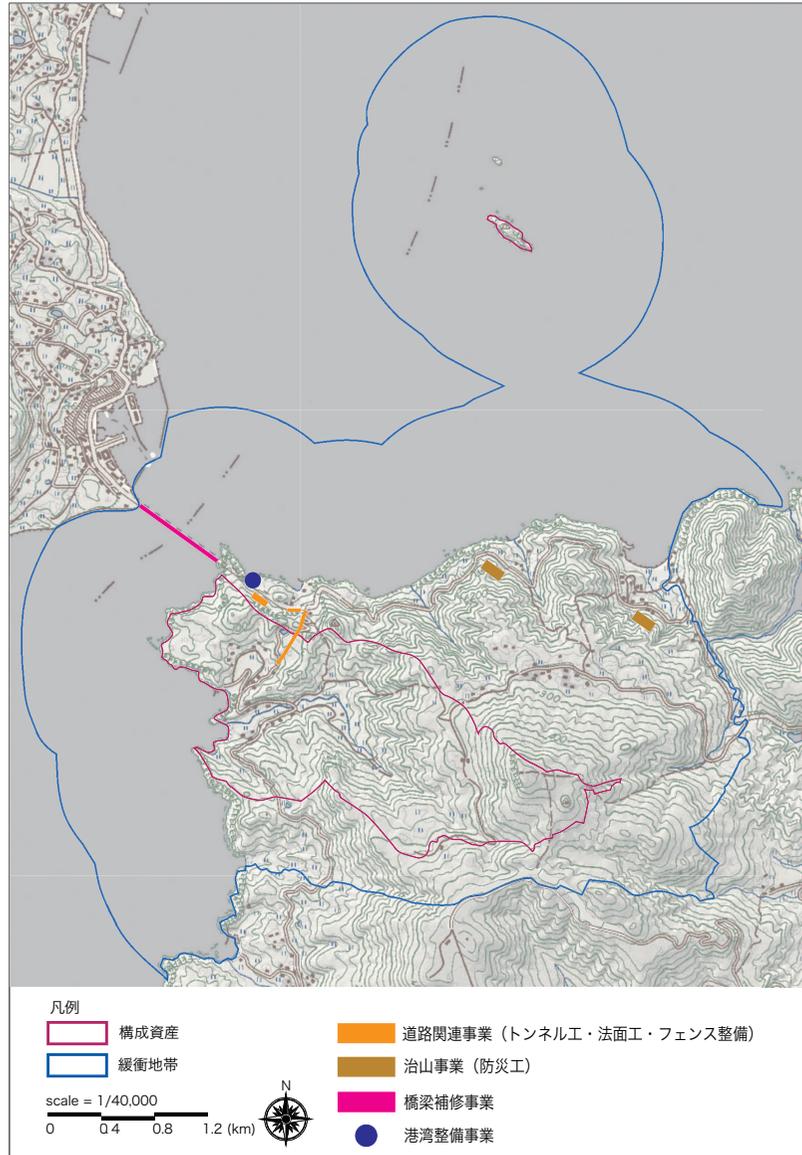


図 3-003 開発計画の地図(002, 003 平戸の聖地と集落)

構成遺産に影響を与える諸条件

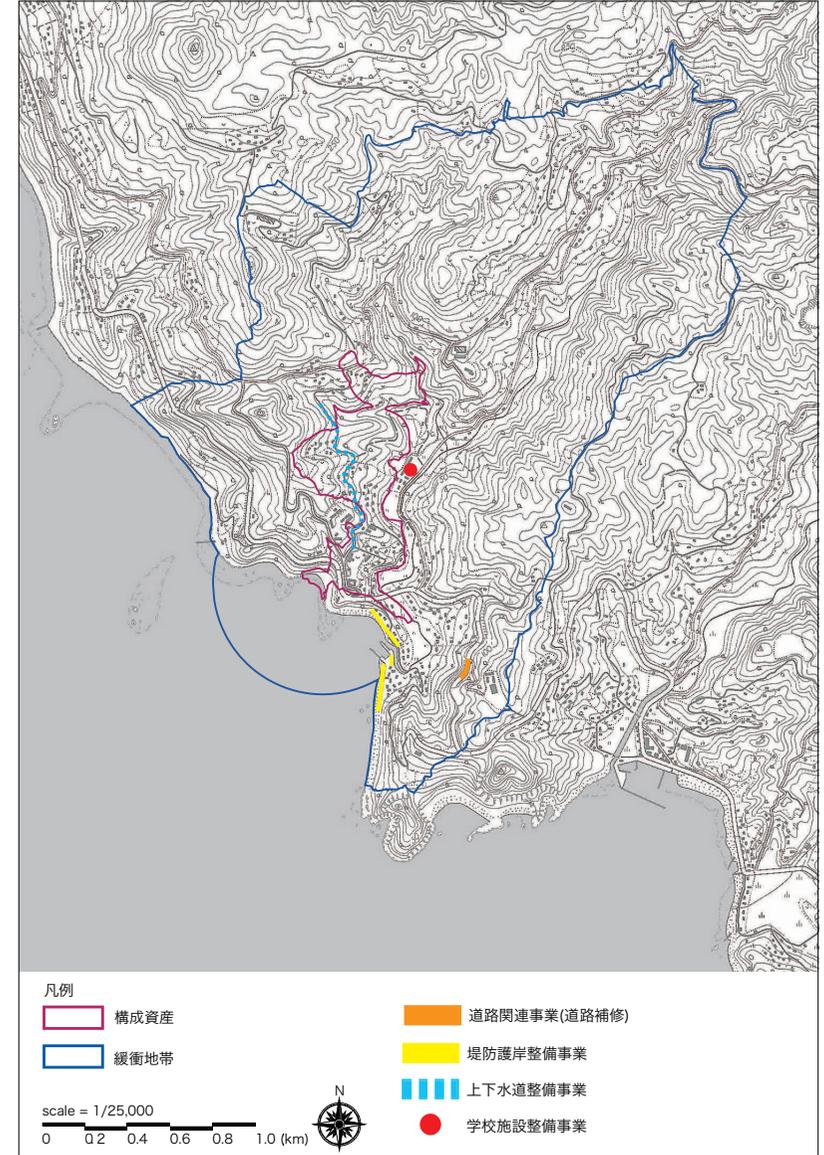


図 3-004 開発計画の地図(005 海外の出津集落)

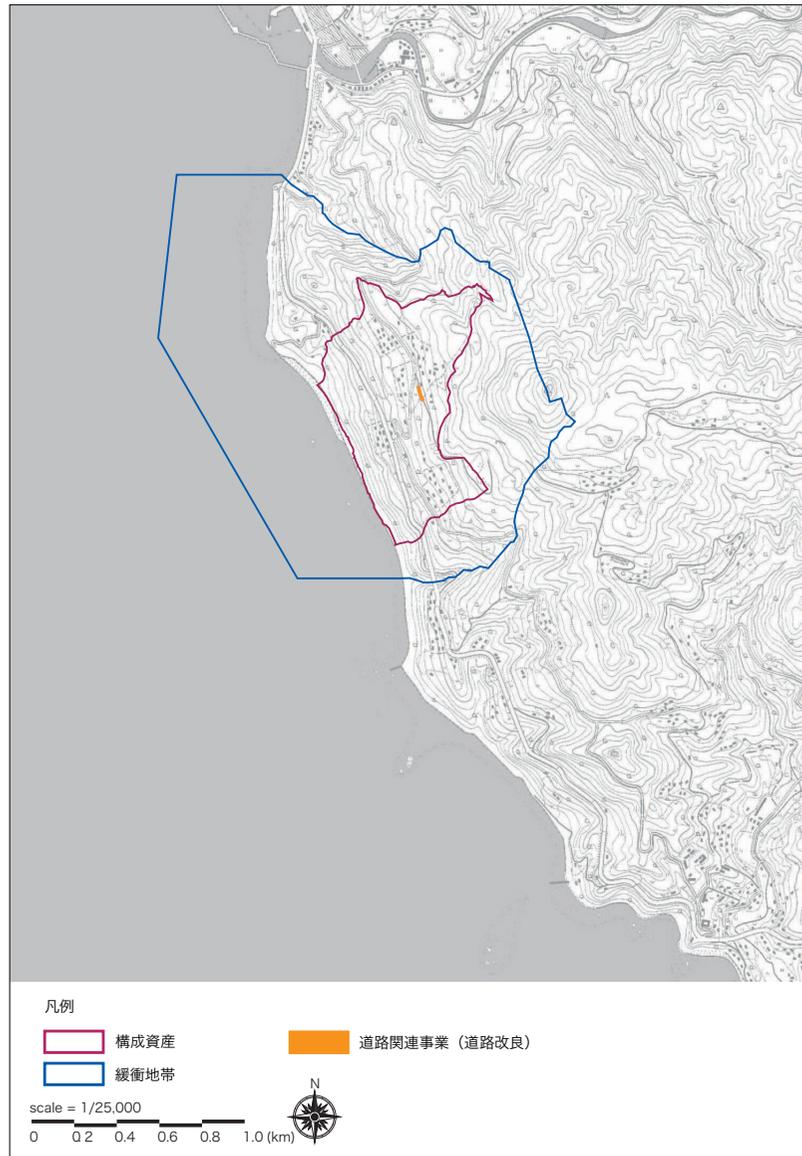


図 3-005 開発計画の地図 (006 外海の大野集落)

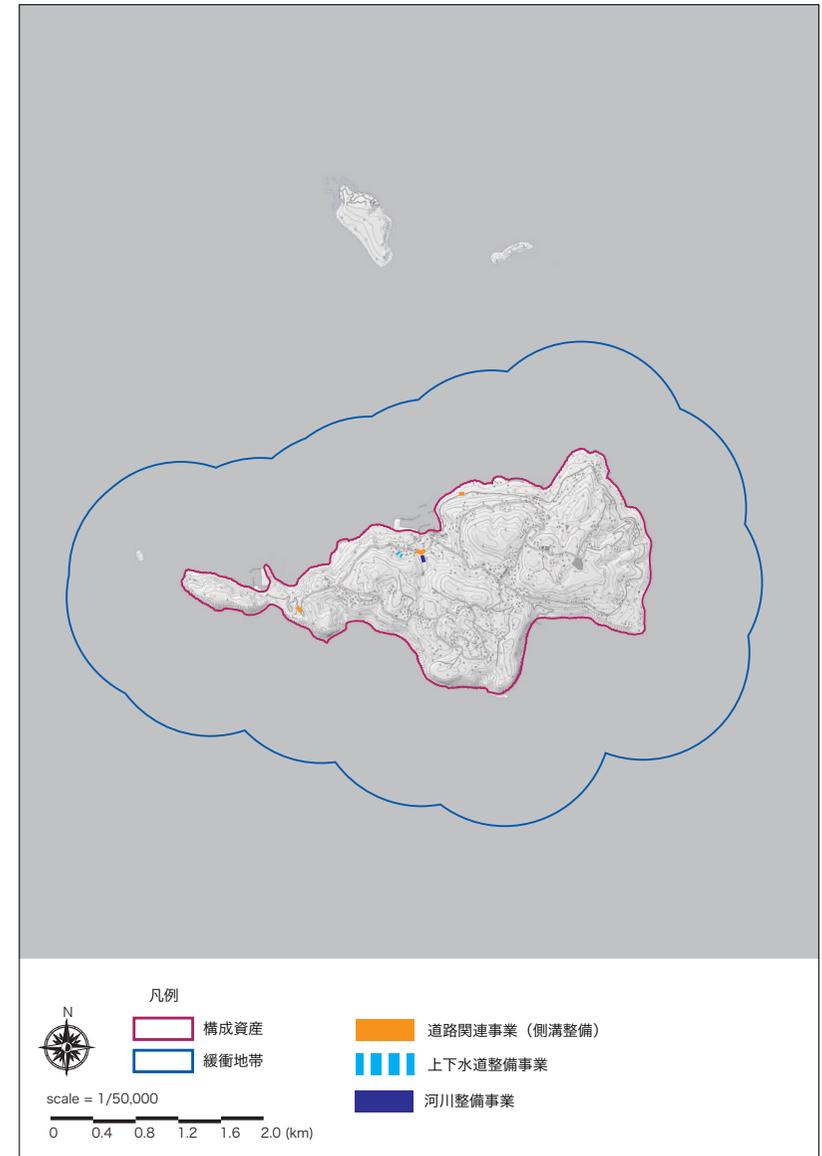


図 3-006 開発計画の地図 (007 黒島の集落)

構成遺産に影響を与える諸条件

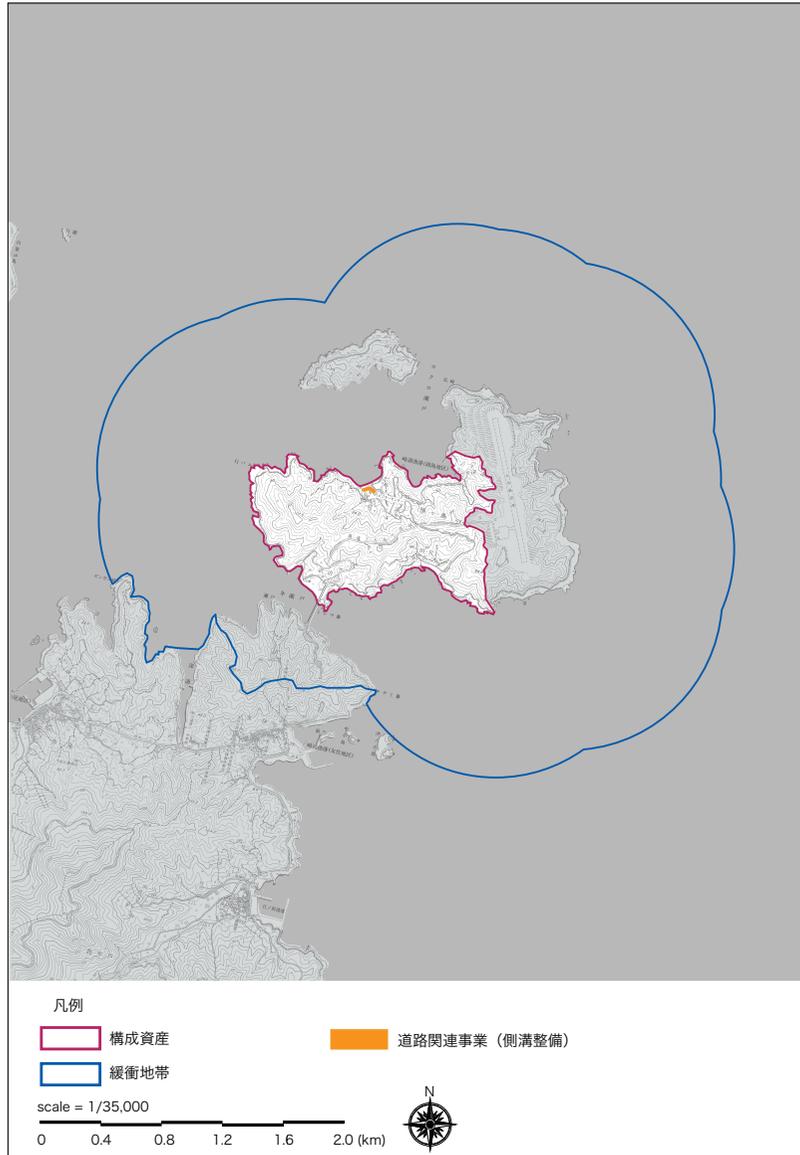


図 3-007 開発計画の地図(009 頭ヶ島の集落)

構成遺産に影響を与える諸条件

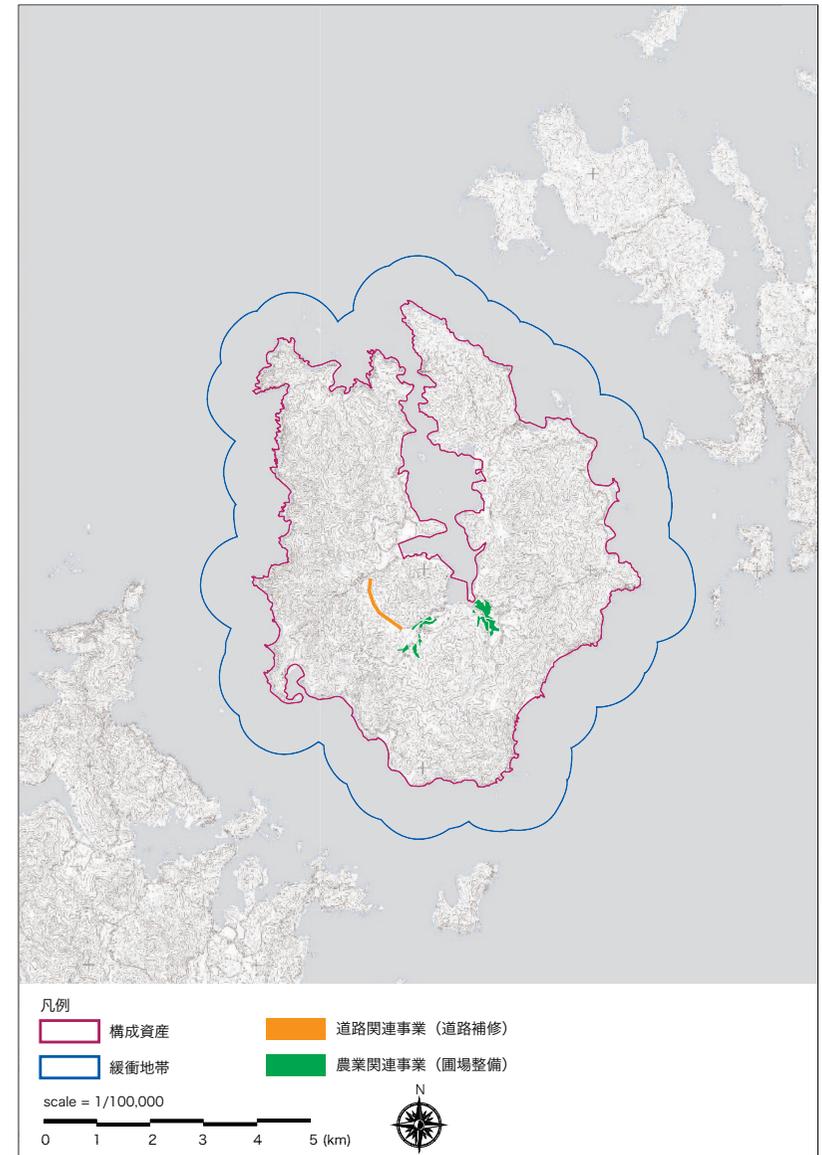


図 3-008 開発計画の地図(010 久賀島の集落)

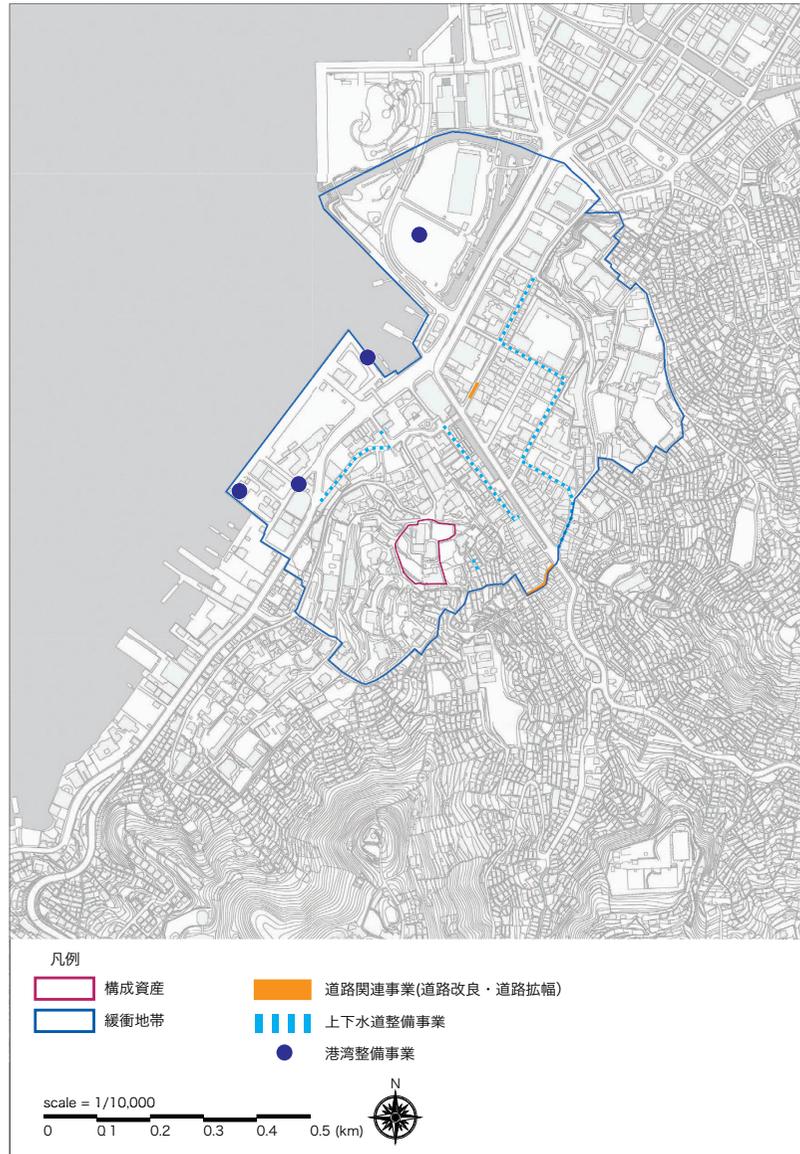


図 3-009 開発計画の地図(012 大浦天主堂)

(2) 環境変化

構成資産の保存に影響を及ぼす可能性がある環境変化としては、酸性雨を含む大気汚染、海岸の漂着ゴミの増加、野生生物による被害等が挙げられる。現時点では、これらを原因として推薦資産の顕著な普遍的価値が低下したことはないが、下記に示す観点から構成資産及びその周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、長期的な取組が必要である。

a) 大気汚染

酸性雨を含む大気汚染は、各構成資産を構成している建築物その他の工作物の部材の腐朽・劣化・汚損を招く可能性がある。長崎県及び熊本県においては、それぞれ測定局（長崎県内 42 箇所、熊本県内 36 箇所）を設置し、構成資産への影響が懸念される硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント等の大気汚染物質及び酸性雨を監視している。

b) 海岸の漂着ゴミ

構成資産は沿岸部に立地するものが多く、美しい海岸線・海域への良好な眺望は

推薦資産を特徴付けるひとつの要因となっている。しかし、近年はペットボトル・ライター・廃ポリタンク・流木等の海岸漂着物の増加によって海浜の美観が損なわれることもあり、生態系を含む海岸の環境悪化又は防護や環境浄化などの海岸機能の低下等が懸念される。

長崎県及び熊本県は、環境省・近隣国・周辺地方公共団体・民間団体等とも連携しつつ、海岸漂着物の回収処理及び発生の抑制、環境教育・普及啓発に関する施策を行っている。また、いくつかの構成資産においては、地域住民及び民間団体ボランティアが海岸清掃に取り組んでいる。

c) 野生生物による被害

近年、わが国においては、自然環境及び社会構造の変化に伴ってイノシシ・シカ等の野生生物による農林業への被害が発生している。長崎県においては、特にイノシシによる農作物被害が増加傾向にある。農作物に対する食害は、耕作地の減少及び集落の衰退の遠因にもなる。また、イノシシには泥浴びをしたり捕食時に地表面を掘り起こしたりする習性があるが、そのような活動は地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存に悪影響を及ぼし、それに起因して地上の石垣等の工作

物が損傷・倒壊したこともある。

集落においては、農地又は墓地の周囲に侵入防止柵を設置するほか、藪・竹林の伐採を行っており、野生生物の活動領域を制限することによって被害の発生を未然に防ぐよう取り組んでいる。また、長崎県及び熊本県は、鳥獣被害を計画的に減少させるため、生態系の維持に留意しつつ、これらの有害鳥獣の捕獲にも努めている。

(3) 自然災害と危機管理

推薦資産の所在地において、今後発生の可能性がある自然災害としては、風水害及び土砂災害・地震・火災が想定される。これらの自然災害に対して、関係地方公共団体はそれぞれ「地域防災計画」を策定しており、当該計画に示された基本方針に従って各種の対策が実施されている。また、各構成資産においても保存管理計画を策定し、構成資産の保存環境及び現状に応じて保存に悪影響を及ぼすような脅威を分析するとともに、個別に対策を講じており、災害によって推薦資産の顕著な普遍的価値が損なわれることはない。

a) 風水害及び土砂災害

長崎と天草地方は、地理的に東シナ海から発達してきた低気圧及び前線、太平洋において発生した台風等の影響を受けやすい位置にある。これまでに、諫早豪雨（1957年）・長崎豪雨（1982年）・台風19号（1991年）・台風18号（1999年）・台風13号（2006年）等の大規模な風水害を経験しており、いずれも大きな被害が発生した。

原城跡が立地する島原半島は、火山灰土壌で土砂災害が発生しやすい地域である。原城跡でも、これまでに大雨によって土砂の流出及び法面の地滑り等が部分的に発生している。史跡原城跡の管理団体である南島原市は、ボーリングによる土壌調査及び雨水排水の流量調査等を体系的に行った上で、その結果に基づき、崩落箇所の地形の復旧及び崩落防止対策に計画的に取り組んでいる。

また、集落内のいくつかの教会堂では、過去に強風によるステンドグラス等の破損又は屋根瓦の飛散、雨漏りによる外壁の汚損等も発生している。これらの教会堂では、保存修理の際に屋根の葺き替え及び雨漏り箇所の修理等の対策を施しているほか、小規模な場合には管理をしている地域の信徒が適宜修理・修繕を

行っている。

関係地方公共団体は、あらかじめ策定した地域防災計画に基づき、過去に災害が発生した場所及びその危険性がある場所について、土砂の流出、地すべり、崖面の崩落、河川の氾濫等を防止するための各種工事を実施している。また、関係地方公共団体では、主な河川の水位及び海の潮位を常時監視するための体制を確保しており、異常が認められた場合には速やかに関係機関に通報することとしている。各構成資産の諸要素である建築物その他の工作物については、それぞれの管理者が定期的な巡視を行い、異常の把握に努めている。また、台風通過後は速やかに点検を行い、異常が認められた場合には、適切に応急措置及び修理・修繕を実施しており、構成資産は常に良好な状態で保存されている。

b) 地震

地震が頻発するわが国の中でも、長崎と天草地方は比較的地震の発生が少ない地域である。近年、九州地方で発生した地震には、2005年3月の福岡県西方沖地震（M7.0）、2016年4月の熊本地震（M7.3）などがあるが、いずれも構成資産に被害を生じるには至っていない。し

かし、長崎県南部の島原半島中央部には、1990年～1995年の噴火活動によって周辺地域に大きな被害をもたらした普賢岳が活動中であり、近年の調査では島原湾から島原半島を經由して橘湾にかけて、活断層である雲仙断層群が存在することも確認されている。調査結果に基づく予測では、雲仙地溝南縁断層帯の東部・西部が連動した場合、地域によってはM7.0程度の地震の発生が想定されている。

地震対策として、各地方公共団体は地域防災計画に基づき建築物の耐震化、地すべり危険箇所及び崩落危険箇所の防災工事、津波被害を軽減させるための護岸整備、休火山の治山・砂防事業等を計画的に推進している。また、教会堂などの国宝又は重要文化財等に指定された建造物については、大規模な保存修理を行う際に併せて耐震診断調査を行い、必要な耐震補強を実施して地震への耐性を確保している。

c) 火災

教会堂をはじめ各構成資産に含まれる建築物その他の工作物については、木材が多用されており、火災に対して脆弱な構造を持つ。また、近年の統計によれば、日本

構成遺産に影響を与える諸条件

の文化財指定された建造物の焼損・焼失原因は、火の不始末、花火・放火等の人為的な事由が多いことが判明している。今後、推薦資産が世界遺産一覧表へ登録されることによって来訪者の増加が予想されることから、今まで以上の防火対策が必要となる。

火災対策としては、消防当局の指導の下に各構成資産で防火水槽及び消火栓等の防火設備の設置を行っているほか、消火体制も確保している。特に、わが国においては、市町村が設置する消防署のほかに地域住民で構成される「消防団」と呼ばれる消防機関がある。消防団は、地域における消防防災の要として、その地域に密着し住民の安全を守るという重要な役割を担っている。構成資産が所在する市町でも消防団が組織されており、災害の発生に対応できるよう体制が確保されている。また、離島に所在する潜伏キリシタン集落に建造された教会堂では、所有者だけでは消火活動が困難であるため、地域住民も火災発生時に連携して対応できるよう消防訓練を通じて所有者との連携を深めている。

構成遺産に影響を与える諸条件

包括的保存管理計画の構成対応図（表 1-001）のうち項目 3 の現状と課題

項目	現状	課題	課題番号
3 構成資産に影響を与える諸条件	● 構成資産とその周辺において、開発行為を制限する法的規制が設けられている。	● 住民生活上必要不可欠な整備や公共工事に対しては、そのデザインについては、独自のガイドラインのもとに引き続き行為を誘導していく必要がある。 (1) 開発の圧力	3-(1)
	● 構成資産の保存に影響を及ぼす可能性がある環境変化に、酸性雨等の大気汚染や海岸の漂着ゴミの増加、野生生物による被害発生が想定される。	● 世界遺産としての顕著な普遍的価値に対する影響について、定期的に確認し、監視を継続する必要がある。 (2) 環境変化	3-(2)
	● 風水害・地震・火災等の自然災害に対する危機管理について、長崎県・熊本県・関係市町は、それぞれ地域防災計画を定めている。	● 構成資産とその周辺において、災害に関する情報を把握する必要がある。 (3) 自然災害と危機管理 ● 構成資産の立地等に応じた個別の防火設備や消火体制等の対策が求められる。	3-(3)

4. 来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)

世界遺産登録により来訪者が増加すること自体は、推薦資産の顕著な普遍的価値に対する理解及び普及啓発にもつながることから、歓迎すべきことではある。しかし、その一方で、来訪者の増加は、構成資産及びその周辺環境の悪化、人や車両の通行による物理的な劣化、心無い来訪者による被害の増加など、構成資産そのものの価値を損なうリスクを招く恐れもある。また、増加した来訪者に対して十分な情報やサービスを提供できる体制やインフラ等が整備されていない場合には、世界遺産としての価値が正確に理解されないばかりでなく、各地域の評価を下げることにもなる。そのため、来訪者数をどのように調整し、地域ごとの観光資源も踏まえた適切な情報やサービスを提供していくかという観点からの取組が重要となる。

推薦資産の構成資産は、歴史的背景を反映して離島や半島に広く分布しており、全体としての価値や構成資産同士の関連性が理解しづらい状況にあるため、無形の要素も含めて、より内容が理解できるようなガイダンスを行う必要がある。一方、構成資産のほとんどが過疎地に所在し、辺鄙で

狭隘な地域にある集落として静かな佇まいを保っていることもあり、これまで交通網の整備や大規模な観光開発は着手されていない。集落は生活・生業の場であり、集落内の教会堂や神社・寺院、墓地の多くは現在も信仰の場として利用されており、いわゆる観光施設ではないため、公開のあり方には一定の限度が生じる。

従って、無秩序な来訪者の増加やそれに対応するための新たな便益施設等の過度な整備は、構成資産やその周辺環境、地域住民の生活に負の影響を及ぼす可能性がある。特に、構成資産には、現在も地域住民が日常的に使用している教会堂や神社・寺院、墓地が含まれているため、世界遺産登録を契機とした来訪者の増加に対しては、来訪者の管理と適切な公開によって“生活・信仰と観光の調和”を実現していくことが重要である。

構成資産のひとつである「大浦天主堂」が位置する長崎市の都市部は、日本でも有数の観光地であるが、それ以外の構成資産の多くは、これまで観光地化していない郊外や離島に所在する集落である。世界遺産登録を契機として、こうした構成資産にも

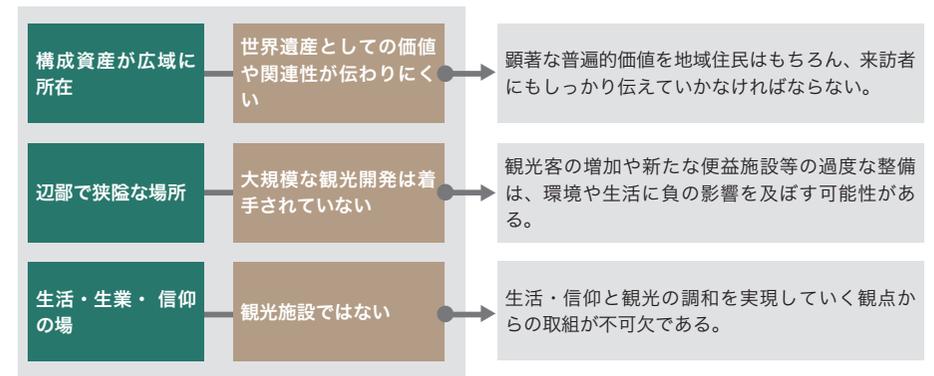
責任ある来訪と適切な公開

多くの来訪者が押し寄せることが見込まれる。

これまで観光の目的地とされて来なかった城跡又は集落では、来訪者数を把握する体制はとられて来なかった。しかし、世界遺産登録に向けた取組の一環として、現在も多くの見学者が訪れる構成資産内の文化財指定された個々の教会堂に「見守る人」(教会守)を配置し、順次、来訪者数を把握できるような体制を整備しつつある。1箇月当たりの平均来訪者概数は、表3-

001に示すとおりである。この数値は、各構成資産における訪問者数のひとつの目安になると考えられる。表3-002に示すとおり、推薦資産が世界遺産に登録された場合に見込まれる来訪者数の増加の試算も行った。

生活・信仰と観光の調和



責任ある来訪と適切な公開

表 3-001 構成資産への直近の来訪者数(2015年)

所在市町	番号	構成資産	構成資産への月平均の来訪者数
南島原市	001	原城跡	約 1,470 人/月
平戸市	002	平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳)	約 100 人/月
	003	平戸の聖地と集落 (中江ノ島)	(地形的制約から上陸不可)
天草市	004	天草の崎津集落	約 7,140 人/月
長崎市	005	外海の出津集落	約 1,780 人/月
	006	外海の大野集落	約 310 人/月
	012	大浦天主堂	約 49,020 人/月
佐世保市	007	黒島の集落	約 340 人/月
小値賀町	008	野崎島の集落跡	約 260 人/月
新上五島町	009	頭ヶ島の集落	約 2,140 人/月
五島市	010	久賀島の集落	約 520 人/月
	011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	約 790 人/月

責任ある来訪と適切な公開

表 3-002 世界遺産登録後の来訪者数の増加見込み¹

所在市町	2014年観光客数 (延べ数：千人)	見込み増加率(%)	観光客増加見込み (延べ数：千人)
南島原市	1,734	5.6	97
平戸市	2,017	5.6	113
天草市	2,909	5.6	163
長崎市	6,307	3.4	214
佐世保市 ²	4,861	1.2	59
小値賀町	43	6.0	3
新上五島町	242	6.0	15
五島市	400	6.0	24
合計	18,513	-	688

¹ 公益財団法人ながさき地域政策研究所「世界遺産登録が地域にもたらす波及効果について(2007年)」を基に、観光客数データを2014年に更新して作成したものである。

² 佐世保市の観光客数については、ハウステンボス(2,878千人)を除いている。

責任ある来訪と適切な公開

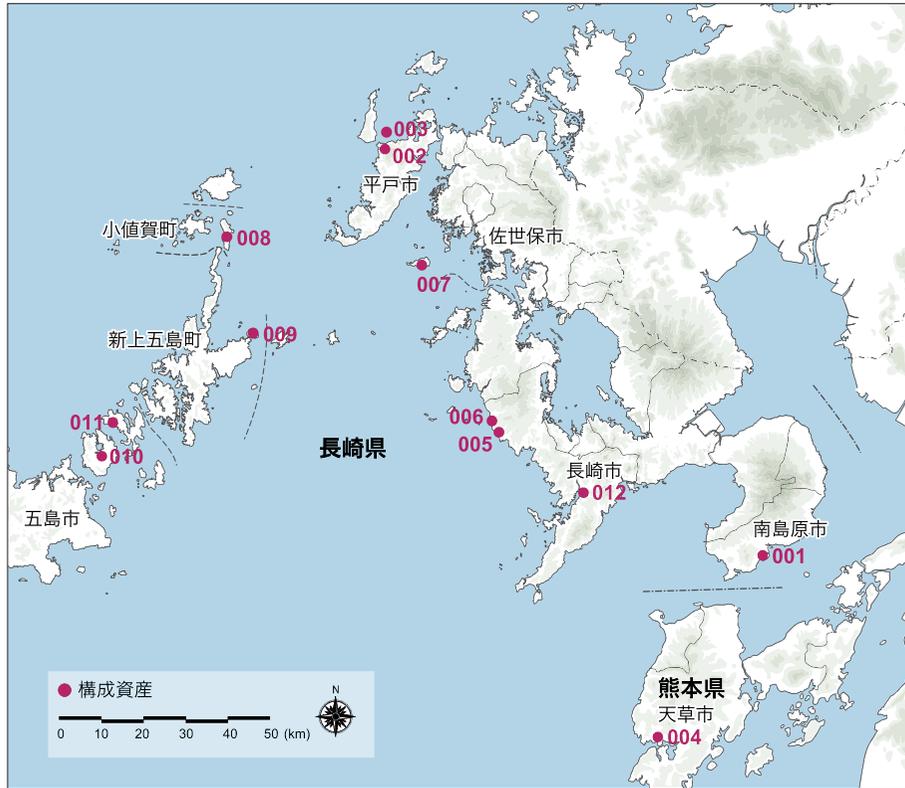


図 3-010 構成資産の位置及び行政区域の地図

責任ある来訪と適切な公開

このように来訪者の大幅な増加が見込まれる中、構成資産を取り巻く現状は下記の表の「現状」欄に示すとおりである。構成資産が共通して抱える問題点は、「顕著な普遍的価値の理解」、「来訪者に対する利便性の提供」及び「秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり」といった観点による課題に整理できる。地域住民・県民・来訪者が、推薦資産の顕著な普遍的価値とあわせて、それを支える地域の

実情を理解し、秩序ある来訪と適切な受入れが実現できるような施策を実施する。課題の具体的な内容は、表中の「課題」欄に記載する。

なお、各構成資産の公開・活用の状況を明らかにするため、主なアクセス方法、ガイド施設・便益施設の設置、受入体制の状況等について、各構成資産が所在する市町ごとに記述する。

包括的保存管理計画の構成対応図(表 1-001)のうち項目 4 の現状と課題

項目	現状	課題	課題番号	
4 来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	<ul style="list-style-type: none"> ● 離島を含む 2 県 6 市 2 町に広く分布している。 ● 辺鄙で狭隘な集落で静かな佇まいを保っている。 ● 海を介した辺鄙で狭隘な離島・半島に点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各構成資産がどのような位置付けなのかわかりにくい。 ● 目に見える景観だけでは来訪者は理解しづらい。 ● 活動団体同士の連携や交流が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 点在する文化遺産を有機的に結び、多面的で重層的な歴史文化の価値を伝えていく必要がある。 ● 世界遺産としての価値や構成資産同士の顕著な普遍的関連について、全体価値の理解を説明する場所(施設)が必要である。 ● 施設や現地での説明体制を充実させるため、ガイドを育成していく必要がある。 	(1) 顕著な普遍的価値の理解 4-(1)

項目	現状	課題	課題番号	
4 来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史文化を活かしたまちづくりやガイド活動に取り組むグループが活動している。 ●各構成資産をつなぐ交通手段は主に海路で、来訪者にとって利便性は良くない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通拠点からのアクセス、エリア内の公共交通機関の利便性が良くない。 ●来訪者のための宿泊施設や物販施設などが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的に案内できる窓口を設置する必要がある。 ●交通手段と連動した、わかりやすい周遊コースを設定する必要はある。 	4-(2)
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活や生業、信仰の場である。 ●文化財指定を受けた教会堂では、宗教活動に支障がない限り、見学区を限定して内部を公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●来訪者の受入れには一定の限度がある。 ●来訪者に見学マナーが周知されていない。 ●不特定多数の来訪者増加によるき損、悪戯、ごみ投棄等の懸念がある。 ●生きた遺産であることを来訪者に共有してもらいにくい。 ●信徒用のトイレや駐車場を来訪者が利用し、維持管理費用が負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●無秩序な来訪者の増加や新たな便益施設等の過度な整備は、構成資産及び周辺環境や生活に負の影響を及ぼす可能性がある。 ●日常生活や信仰活動を阻害せず、観光と調和できる共存の仕組みにしていく必要がある。 ●来訪者が地域住民とふれあい、生活・歴史・文化を知って、心が豊かになるような機会を提供していく必要がある。 	4-(3)

(1) 南島原市

所在地の概要

南島原市（人口46,564人。国勢調査2015年、以下同じ。）には、年間約173万人（長崎県観光統計2014年の観光客延数、以下同じ。）の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「原城跡」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港及びJR長崎駅から南島原市まではバス・鉄道が運行しており、熊本県天草市鬼池港からは島原半島までフェリーが運航している。半島内の移動には路線バスが利用できるが、主に住民向けの生活路線であり、1時間に1本程度の便数である。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。

001 原城跡

ガイドランス・周遊・便益施設

原城跡では、来訪者に対して構成資産の価値を伝えるため、発掘調査の成果等をもとに策定した整備計画に沿って整備を進めている。南島原市は、2014年に原城跡と歴史的にも関連の深い日野江城跡との中間地点に位置する「原城文化センター（原城跡・日野江城跡発掘出土品展示室）」を拡充整備し、「有馬キリシタン遺産記念館」として開館した。同館は、両城跡を舞台として展開した歴史・文化を中心に、長崎と天草地方のキリシタン史をわかりやすく紹介するガイドランス施設としての役割を担っている。

また、城跡の構造、長崎と天草地方のキリシタン史、関連スポット、出土遺物などを紹介するアプリケーションソフト「有馬歴史ガイド」（無料）により、来訪者は自らのスマートフォン・タブレット端末を用いて、静止画像・動画・3DCGによる解説を受けることができる。同アプリは、ウォークラリー機能及びゆかりの史跡へのナビゲート機能を備え、外国語（英・仏・韓・中）にも対応している。なお、有馬キリシタン遺産記念館では、同アプリ搭載のタブレット端末を無料で貸し出している。

責任ある来訪と適切な公開

同市では、原城跡、日野江城跡及び有馬キリシタン遺産記念館を一連の周遊ルートに設定し、世界遺産としての価値を伝えることとしており、これらの施設に加えて飲食も可能な温泉施設を巡る周遊バスの運行も試行している。また、同記念館又は同温泉施設には電動アシスト機能付きのレンタサイクルを配置し、少人数の来訪者が気軽に周遊するのに役立っている。

トイレ・駐車場については既設のものを有効に活用することとしており、同市では老朽化したトイレの順次改修を進め



写真 3-001 有馬キリシタン遺産記念館の展示状況

ているほか、多目的トイレの仮設等の対応も実施している。また、史跡の保存及び来訪者の安全確保の観点から、史跡近隣への車両進入を抑制するため、同市は原城跡の隣接地に駐車場・トイレを整備した。

なお、外国人を含む来訪者が増加する傾向にあることから、原城跡及び有馬キリシタン遺産記念館などの主要施設では、情報収集の利便性の向上、災害時の通信手段の確保等のため、無料で利用できる観光・防災 Wi-Fi ステーションを設置している。



写真 3-002 原城ウォーキング



写真 3-003 アプリ「有馬歴史ガイド」

責任ある来訪と適切な公開

受入体制の状況

南島原市には5つのガイド団体が存在するが、これまでは各々が個別に活動を行ってきた。しかし、世界遺産登録への取組を契機として、2014年には5つの団体を統括する組織として「南島原ガイドの会 有馬の郷」が創設された。有馬の郷は、2つの城跡をはじめ、関連文化財、市内の観光地等の情報を来訪者の要請に応じて提供している。また、市内を広域にガイドするために市民向けのツアー、出前講座、先進地の見学及び講師を招聘して行うスキルアップ研修等を実施している。

同市は、基幹産業である農林水産業を生かした体験型観光を推進するため、南島原ひまわり観光協会をグリーン・ツーリズムの推進組織として位置付け、「農林漁業」体験民泊事業を展開している。来訪者が島原半島に固有の自然・文化に触れ、地域住民との交流を通じて「おもてなしの心」を感じることができるよう、豊富な体験プログラムを提供している。現在、170軒の民泊事業者が登録されており、年間約1.3万人を受け入れている。また、市内小学生を対象として「ふるさと民泊体験ツアー」を実施しているほか、近年では台湾・韓国・中国などからの外国人（2015年、1,403人）も受け入れている。なお、同市は、民泊の施設整備又は旅館等の改修に補助金を支

給するとともに、民泊事業者等に対して来訪者を笑顔で気持ちよく迎えることを目的として各種講座・研修等を定期的に開催している。

さらに、来訪者に旅の思い出となる土産物を提供するために、地域の住民・団体は農林水産物等の地域資源を活用した新商品を開発したり、既存商品を改良したりする事業等に取り組んでいる。同市は、そのような地場産品のブランド化に係る民間の取組に対しても支援している。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第5節）にも記載しているので、そちらを参照されたい。

責任ある来訪と適切な公開



写真 3-004 原城跡をガイドする有馬の郷



写真 3-005 種芋植え体験学習



写真 3-006 体験民泊を終えての離村式



写真 3-007 Food Expo (原城跡)で賑わう来訪者



写真 3-008 原城跡のボランティア清掃活動

責任ある来訪と適切な公開

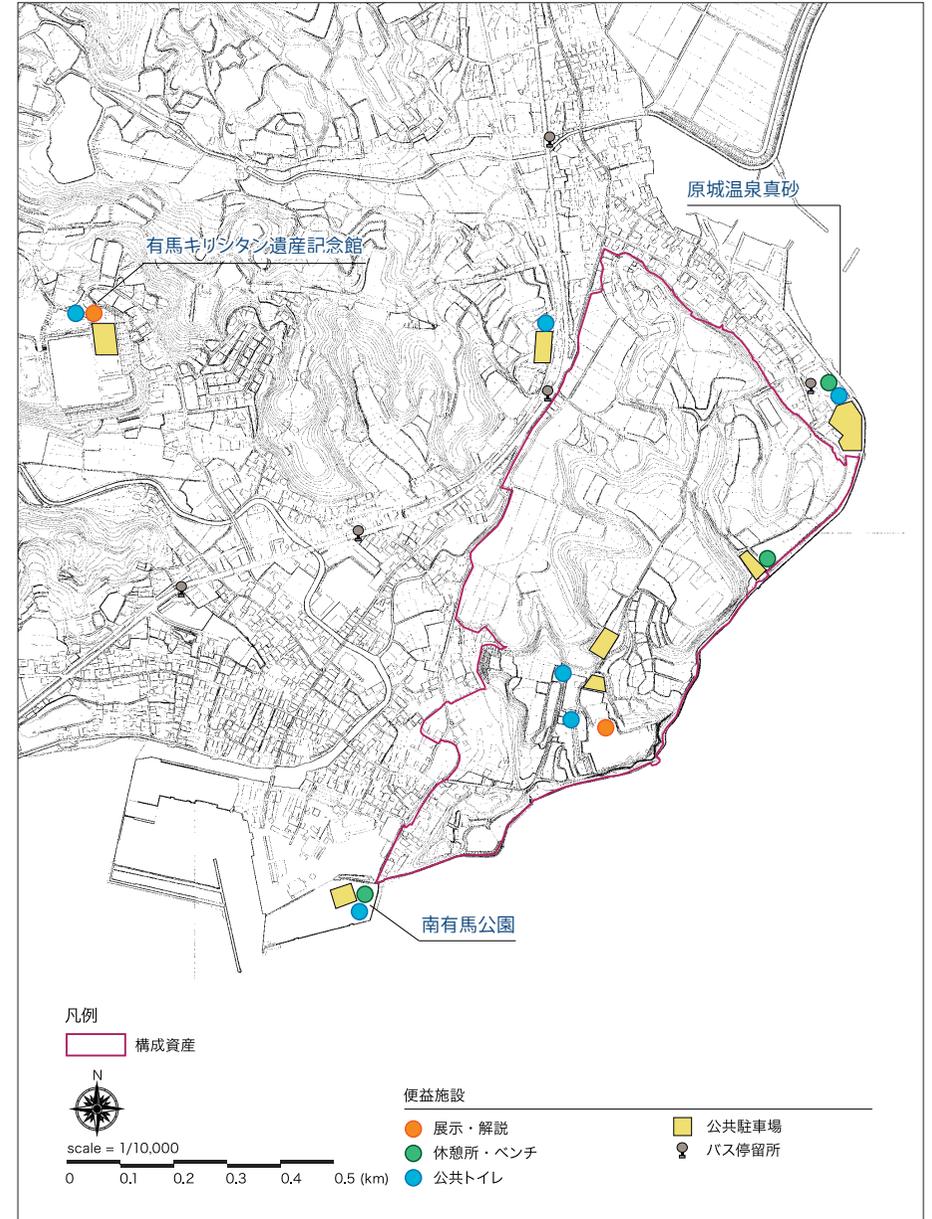


図 3-011 構成資産「原城跡」における便益施設の配置

(2) 平戸市

所在地の概要

平戸市（人口31,949人）には、年間約202万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「平戸の聖地と集落」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又はJR佐世保駅から平戸市までは、バス・鉄道が運行している。市内の各所には路線バスが運行しているが、主に住民向けの生活路線であり、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況にはない。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。

002 平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）

003 平戸の聖地と集落（中江ノ島）

ガイドンス・周遊・便益施設

2つの構成資産の近傍には、「平戸市生月町博物館島の館」及び「平戸市切支丹資料館」といった禁教期の様相を理解することが可能なガイドンス機能を持った施設が存在する。平戸市は、これらの施設を活用し、構成資産の歴史的価値の理解促進を図っている。なお、「春日集落」内においても、地域公民館を活用して展示等を実施している。今後、同集落内の空家を新たに休憩所としても利用できるよう改修し、ガイドンス施設として活用する予定である。

同市は、春日集落・島の館・切支丹資料館を一連の周遊ルート上に位置付け、世界遺産としての価値を伝えることとしており、ルート化の実現に向けて周遊バ

スの運行を試行した。2014年には、前述の公民館のトイレを洋式化するとともに、屋外からも出入りができるように改修し、来訪者の利便性を高めている。

「安満岳」の山頂へと至る参道は九州自然歩道に位置付けられ、登山客にも親しまれているほか、同市が主催するウォーキングイベントのコースのひとつにも設定されている。また、「中江ノ島」は、その地形的制約から上陸できないため、通常は対岸からの眺望のみとなる。そこで、少しでも来訪者が島の雰囲気を間近に感じることができるよう、島の周囲を船で巡るクルージングも試行している。



写真 3-009 島の館の展示状況



写真 3-010 切支丹資料館の展示状況



写真 3-011 公民館内の説明パネル



写真 3-012 春日集落の棚田ウォーク



写真 3-013 安満岳での小学生のウォーキング



写真 3-014 中江ノ島のクルージング

受入体制の状況

春日集落内には「安満の里 春日講」という名の住民組織があり、周遊バスの運行時又はイベントの開催時には、集落内

の散策マップ及びガイド教材等を用いて来訪者に説明を行っている。このようなマップを作成する過程を通じて、住民自

責任ある来訪と適切な公開

身が構成資産の価値を再認識し、来訪者に説明を行うことを通じて、さらに郷土愛が育まれている。また、春日講は集落内で収穫した米を「春日の棚田米」の名称でブランド化し、販売している。食品加工場を整備し、地域の食材を用いた土産品の開発につなげる取組も開始した。

また、平戸市及び観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、同市では、来訪者が平戸地域に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラム及び

民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。市内にはホテルも存在する。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第5節）にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-015 集落を案内する春日講

写真 3-017 住民の手による散策マップ



写真 3-016 棚田での田植え体験



写真 3-018 地産商品の「春日の棚田米」

責任ある来訪と適切な公開

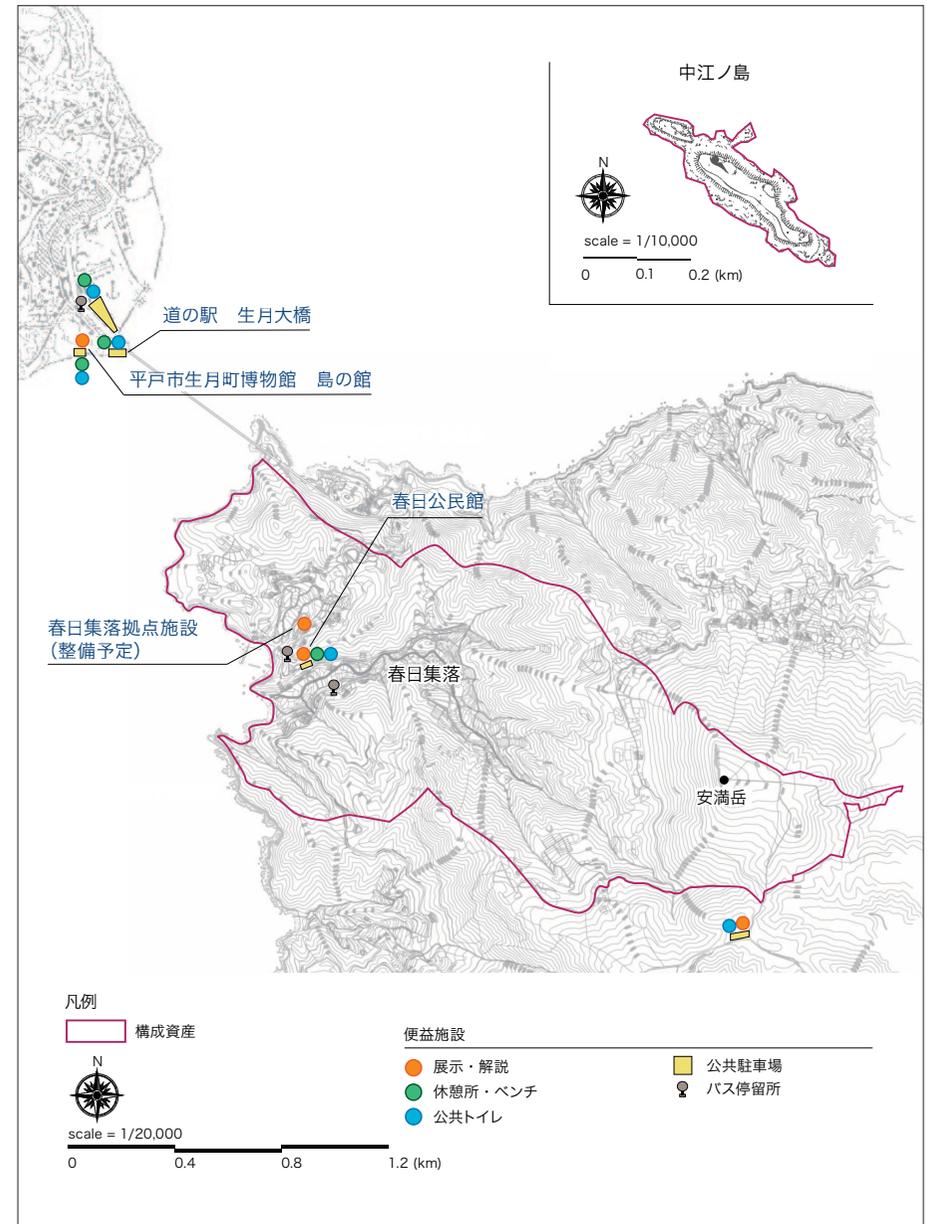


図 3-012 構成資産「平戸の聖地と集落」における便益施設の配置

(3) 天草市

所在地の概要

天草市（人口82,770人）には、年間約291万人（天草市統計書2015年の観光客総入込客数）の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「天草の崎津集落」が存在する。

主なアクセス

天草市へは飛行機・フェリー・自動車などの複数の交通手段がある。市内の各所には路線バスが運行しているが、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況にはない。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。なお、他の構成資産である「原城跡」が存在する南島原市とはフェリーの定期航路により、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」・「大浦天主堂」が存在する長崎市とは高速船の定期航路により、それぞれ往来が可能である。

004 天草の崎津集落

ガイダンス・周遊・便益施設

2016年に天草市は観光交流施設としての「天草市崎津集落ガイダンスセンター」を崎津集落の入口に整備し、観光・道路に関する情報のほか、集落内での見学ルールに関する情報も提供している。また、集落内の「崎津教会堂」前の古民家を改修して開館した「天草市崎津資料館みなと屋」では、集落の歴史及び崎津地域の禁教期の特徴等をわかりやすく紹介している。

崎津教会堂では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。また、崎津教会堂と関連資料館（天草コレジヨ館・天草ロザリオ館）

を巡る周遊バスが毎日運行されており、効率的に関連施設を巡るのに役立っている。

崎津集落は天草市街地から離れた位置にあることから、乗用車・レンタカーを利用する来訪者も多いため、同市は道路案内板等の整備を進めている。なお、住民の生活環境を保護するため、集落内では車による通行ではなく徒歩による散策を推奨している。そのため、同市は集落の入口にある天草市崎津集落ガイダンスセンターに隣接して駐車場・トイレを整備した。



写真 3-019 天草市崎津集落ガイダンスセンター



写真 3-020 天草市崎津資料館みなと屋



写真 3-021 崎津資料館みなと屋の展示状況(企画展の様子)

受入体制の状況

崎津教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2013年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、地域ガイド及び高校生ガイドが来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等を説明するのみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。なお、天草市及び天草宝島観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

集落内では、地域住民が漁村集落ならではの海産物を加工して販売しており、来訪者にとって好適の土産品となっている。また、同市では来訪者が天草に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。市内にはホテルも存在する。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と

観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第5節）にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-022 崎津教会堂付近で説明する教会守



写真 3-023 集落の歴史等を説明する地域ボランティアガイド



写真 3-024 崎津資料館みなと屋での発掘作業体験

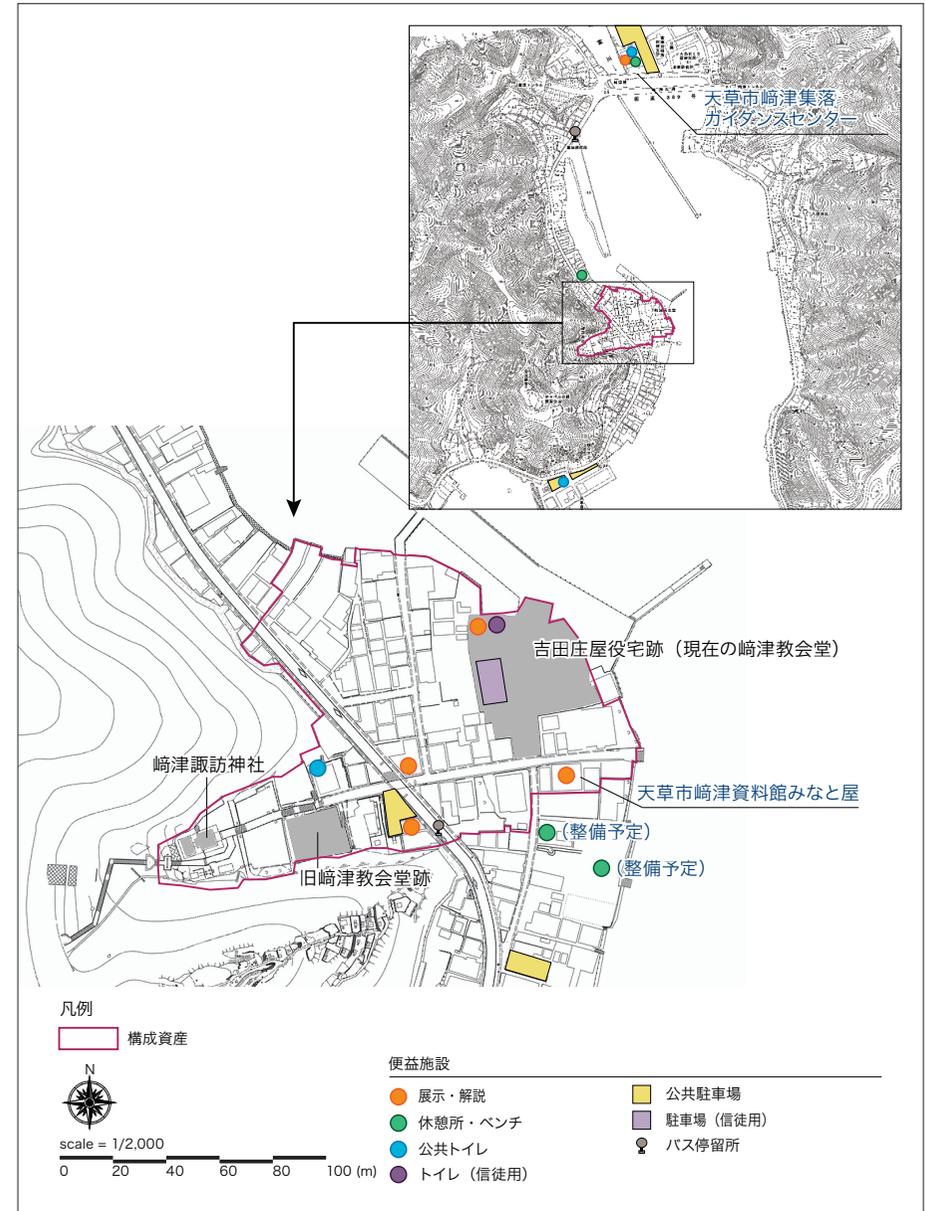


図 3-013 構成資産「天草の崎津集落」における便益施設の配置

(4) 長崎市

所在地の概要

長崎市(人口 429,644 人)は、年間約 631 万人の来訪者が訪れる観光都市である。推薦資産の構成資産としては、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」・「大浦天主堂」が存在する。

005 外海の出津集落

006 外海の大野集落

ガイダンス・周遊・便益施設

3つの構成資産のうち、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」は、長崎市郊外の外海地区に位置し、独特の石積み風景及び角力灘の海域が一望できる夕陽の観賞スポットとして知られ、素晴らしい自然風景を満喫できる。また、キリスト教文学で著名な作家遠藤周作にゆかりの「遠藤周作文学館」、「外海歴史民俗資料館」等の歴史・文化の施設が存在する。

外海歴史民俗資料館は、外海地区のキリスト教及び集落に関する歴史・文化の資料等を展示するとともに、多言語対応の各種パンフレットを配布したり公衆無線 LAN を配備するなど、来訪者への情報発信の拠点となっている。今後は、外海

主なアクセス

長崎県の県庁所在地として、構成資産が存在する市町の中でも最も交通網が整備されている都市である。長崎市への主要なアクセス手段は鉄道及び飛行機であり、その拠点となる長崎空港から長崎市街地までは高速バスが運行している。来訪者は、市内の路線バス・路面電車を利用して構成資産を訪問できる。

地区の構成資産に関する情報のみならず、推薦資産の全体に関わる顕著な普遍的価値に関する情報も提供し、海外からの来訪者に対しても対応できる総合的な展示を計画している。

外海の出津集落内に建つ「出津教会堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。外海の大野集落内に建つ「大野教会堂」では、年1回行われるミサのとき以外は施錠されているが、来訪者は教会堂入口から堂内を見学することができる。

また、ド・ロ神父が出津集落の住民のために建てた授産施設のうち、「旧出津救助院」として公開されている旧授産場

及び旧マカロニ工場では、当時の生活・作業の様子などが体感できる作業空間及び道具等が展示されており、施設ガイドが案内を行っている。「ド・ロ神父記念館」として公開されている旧罎網工場では、ド・ロ神父ゆかりの資料が展示されている。長崎市では、これらの施設近辺でスマートフォンを活用した多言語対応のデジタルコンテンツ(エアサイネージ)による解説を提供しており、外海地区のキリシタン史など、構成資産の価値に関する理解促進を図っている。

外海地区は長崎市街地から離れた位置にあるため、乗用車・レンタカーを利用する来訪者も多いことから、同市は駐車場・トイレ及び案内板を整備するとともに、地域住民の生活の支障とならないよ

う来訪者用の駐車場から徒歩で構成資産内を巡る周遊ルートの検討を開始している。

同市は、国内でいち早く学びながらのまち歩き型観光事業である「長崎さるく」に取り組み、学びのテーマに応じたマップを提供しガイド付きコースを設定するなど、散策プログラムの充実に努めている。外海地区の長崎さるくの散策コースとしては、「夕陽が美しいキリシタンの里～遠藤周作が魅せられた町」があり、外海歴史民俗資料館及び出津教会堂などを中心として出津集落を巡ることができるようになっている。また、大野集落では地域のボランティアガイドにより来訪者の案内が行われている。



写真 3-025 外海歴史民俗資料館の展示状況



写真 3-026 ド・ロ神父記念館の展示状況



写真 3-027 旧出津救助院で当時のオルガンを演奏するシスター



写真 3-028 出津集落の来訪者用の新設駐車場

責任ある来訪と適切な公開



写真 3-029 大野集落の来訪者用の新設駐車場



写真 3-031 外海の歴史を説明する「さるくガイド」



写真 3-030 子どもガイドの活動状況



写真 3-032 重要文化的景観のパフレット・DVD

責任ある来訪と適切な公開

受入体制の状況

出津教会堂及び大野教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014年以降、両教会堂を保護する(見守る)ために配置された「教会守」は教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、外海地区では、地域に固有の自然及び生業・生活に触れ、地域住民との交流を楽しむ農業体験などの体験プログラム及び民泊などを来訪者に提供するグリーン・ツーリズム活動が進められている。旧出津救助院では、地域の食材を用いた料理体験のプログラムを提供したり、農産物等を販売したりしている。さらに、緩衝地帯内に存在する道の駅「夕陽が丘そとめ」では、地域の農林水産物又はド・ロ様そうめんなどの特産品等が販売されているほか、同施設内のレストランでは地産商品を食材とする家庭料理等を味わうこともできる。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)」(第4節)及び「地域の持続的な維持と発展(保存と活用の両立)」(第5節)にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-033 大野教会堂で説明する教会守



写真 3-034 旧出津救助院のお茶もみ体験

責任ある来訪と適切な公開

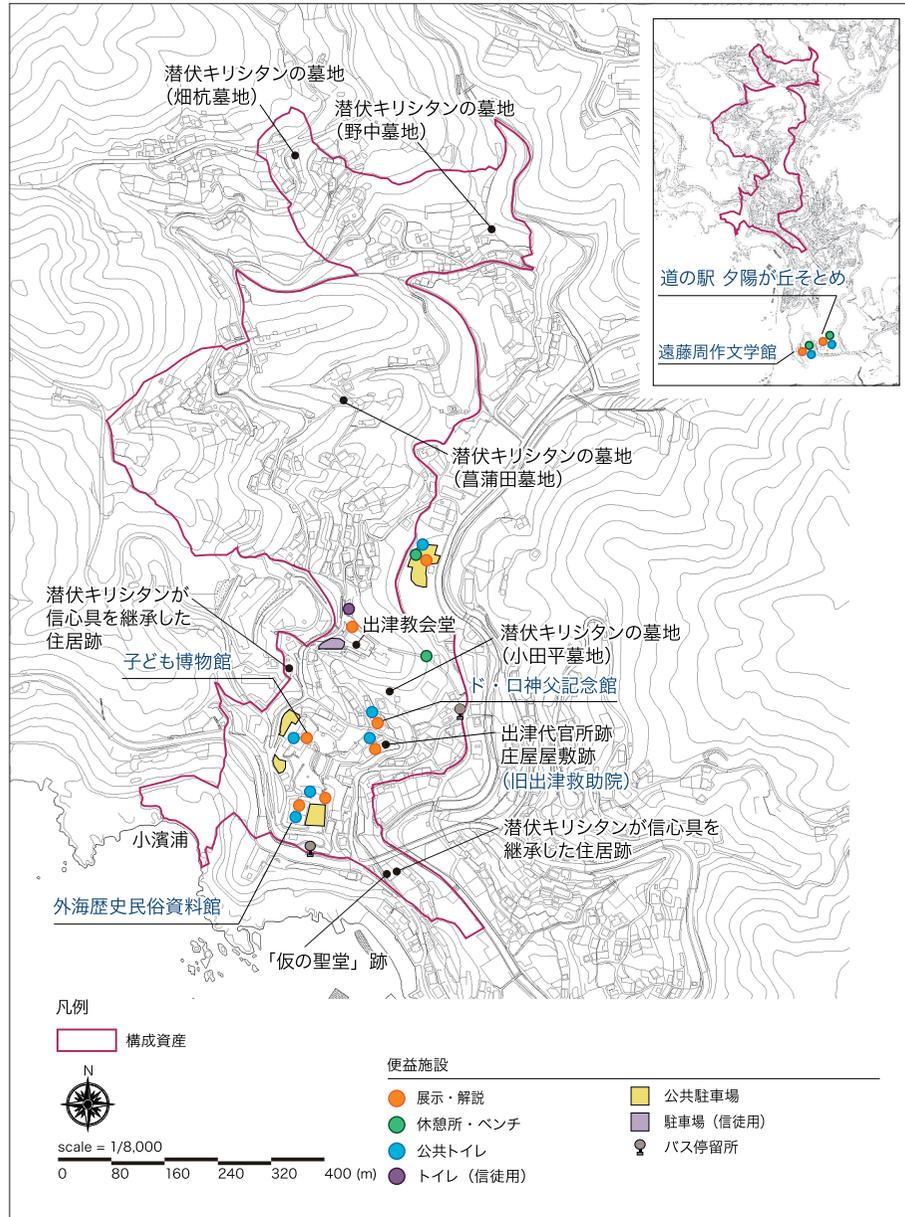


図 3-014 構成資産「外海の出津集落」における便益施設の配置

責任ある来訪と適切な公開

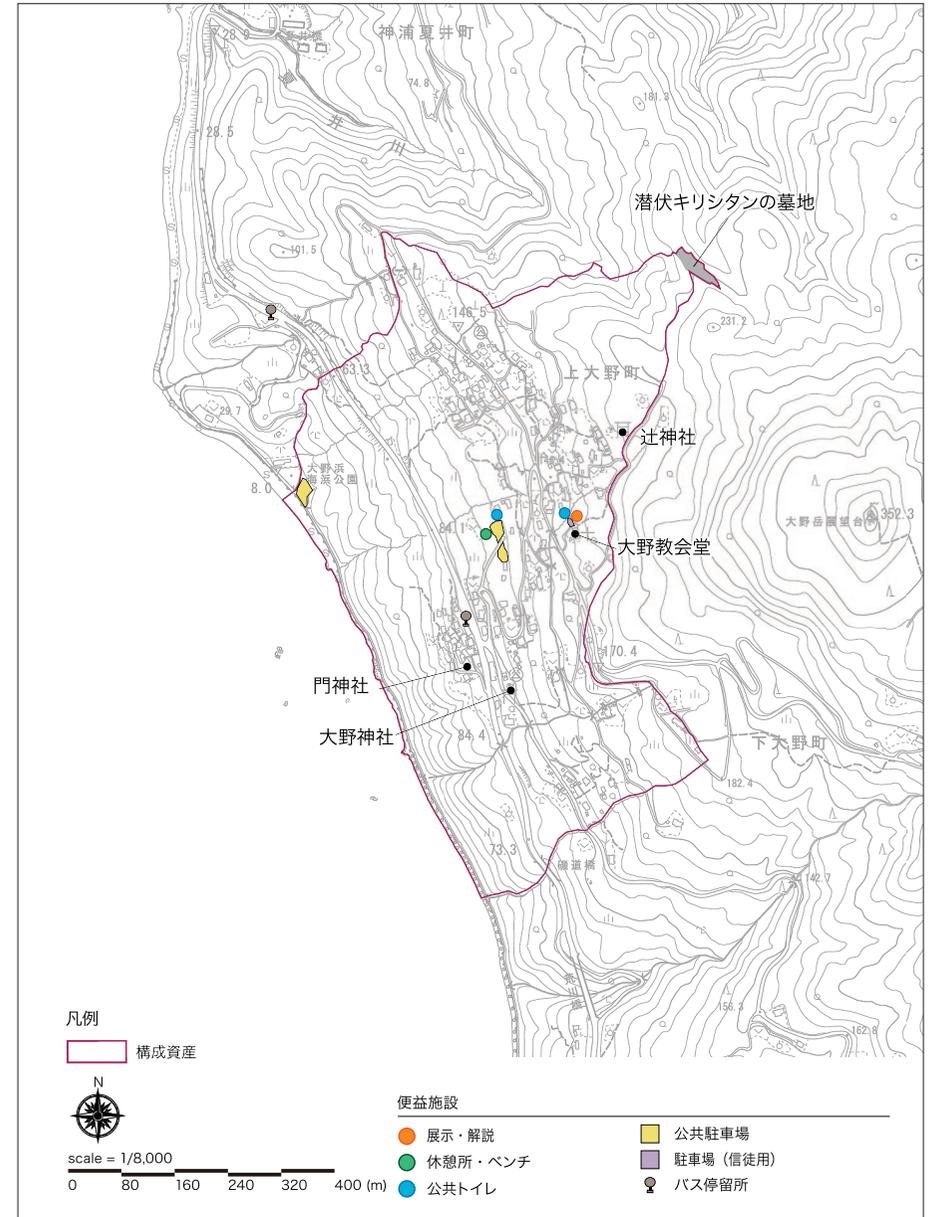


図 3-015 構成資産「外海の大野集落」における便益施設の配置

責任ある来訪と適切な公開

012 大浦天主堂

ガイダンス・周遊・便益施設

「大浦天主堂」は、市内有数の文化・観光地である南山手地区に位置する。

同天主堂では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り、見学区域を限定して堂内を有料公開している。併設の「旧羅典神学校」ではキリスト教関連の歴史資料が展示されており、来訪者は長崎と天草地方のキリシタン史を理解することができるようになっている。また、入場の際に配布されるパンフレットをはじめ、同天主堂入口付近のスマートフォンを活用したデジタルコンテンツ（エアサインージ）による解説（いずれも多言語対応）を通じて、構成資産の価値に対する理解の促進が図られている。

長崎市内では路線バス・路面電車の公共交通手段が充実し、駐車場・トイレ・解説板・案内板等の便益施設も整備されている。同天主堂の周辺には多数のホテル及び土産物販売所などの施設が存在し、来訪者の利便性も高い。



写真 3-035 小学生ガイドの活動状況



写真 3-036 大浦天主堂前で説明する「さるくガイド」



写真 3-037 説明パンフレット（日・英・中・韓）

責任ある来訪と適切な公開

受入体制の状況

大浦天主堂境内の入口にある来訪者の受付施設では、マナーなどの周知を行うとともに、入場者数を把握している。

長崎さるくの散策コースとしては、「長崎居留地プレミアムさるく」があり、同天主堂のみならず、2015年に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「旧グラバー住宅」等も含め、外国人居留地の

歴史の全体を学ぶことができる。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第5節）にも記載しているので、そちらを参照されたい。

スマホで撮ると写真が動く!!

動画を体験!!
アプリを使って右下の写真をスマホで撮影すると、紹介動画が始まります。
「動フォト」をご覧ください。無料アプリのダウンロードが必要です。
下記QRコードもしくはApp Store、Google Playにて「動フォト」を検索。

①アプリをインストール(無料)
②右の画像を撮影
③画像が動き出す!

iPhone版 Android版

※動フォトアプリは無料ですが、動画のデータ通信料が高額になる可能性があります。
パケット定額サービスのご利用をお勧めいたします。
動フォトはJAFMATE社、NTTコムウェア九州(株)が提供するアプリです。
※スマートフォンの機種によっては動作しない場合があります。

折りのナガサキ
和歌蘭ラビンス

写真 3-038 長崎さるくを紹介する動画アプリ

長崎「明治日本の産業革命遺産」
「グラバー」周辺の世界遺産めぐり
長崎「明治日本の産業革命遺産」
「グラバー」周辺の世界遺産めぐり
「グラバー」周辺の世界遺産めぐり
「グラバー」周辺の世界遺産めぐり

龍馬が昇った長崎の空
「龍馬が昇った長崎の空」
「龍馬が昇った長崎の空」
「龍馬が昇った長崎の空」

長崎居留地プレミアムさるく
「長崎居留地プレミアムさるく」
「長崎居留地プレミアムさるく」
「長崎居留地プレミアムさるく」

長崎は今日も異国だった
「長崎は今日も異国だった」
「長崎は今日も異国だった」
「長崎は今日も異国だった」

写真 3-039 長崎居留地プレミアムさるくの紹介



写真 3-040 信徒見のレリーフ前で説明する「さるくガイド」

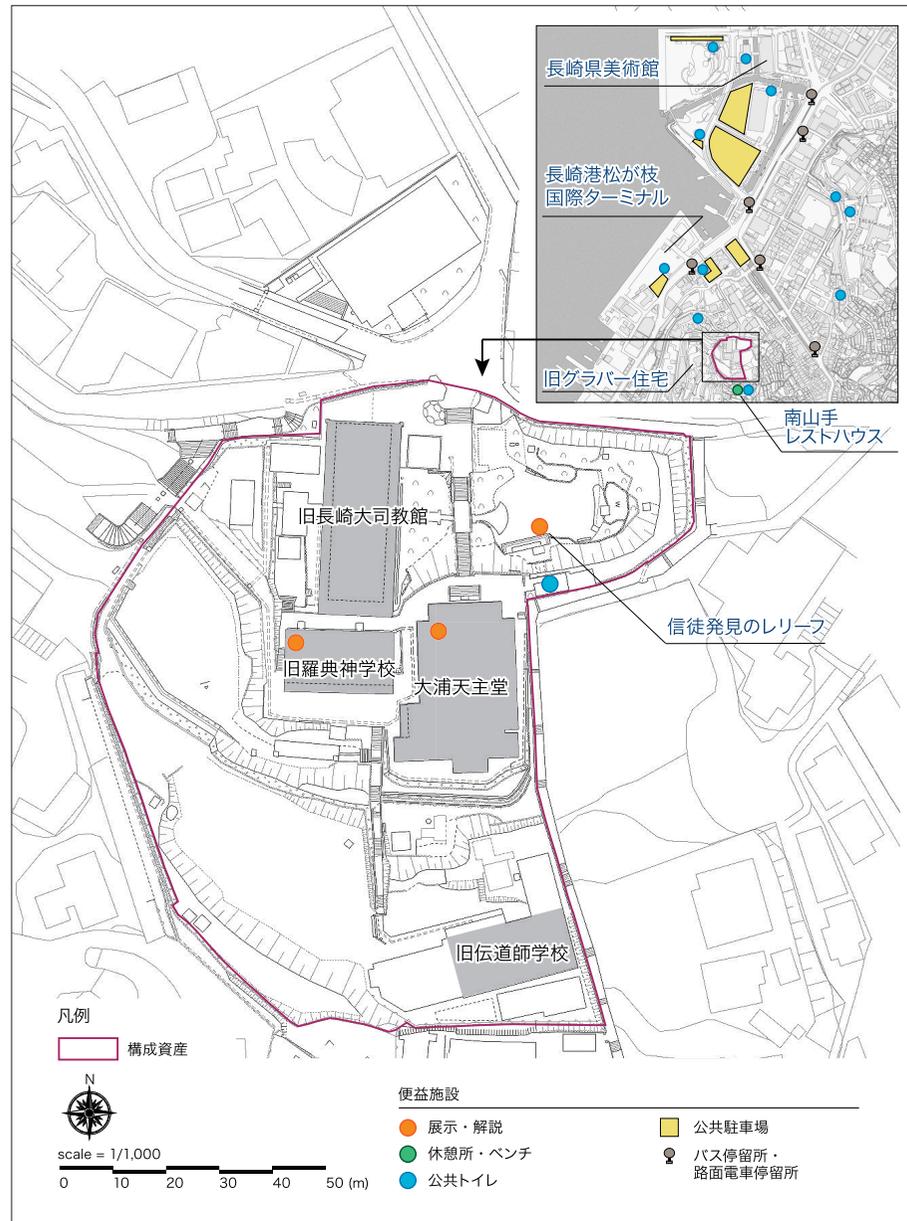


図 3-016 構成資産「外海の出津集落」における便益施設の配置

(5) 佐世保市

所在地の概要

佐世保市(人口 255,648 人)には、年間約 774 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「黒島の集落」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又は JR 長崎駅から佐世保市までは、バス・鉄道が運行している。佐世保市の本土(相浦港)と黒島との間には定期船が就航しており、海上タクシーでの入島も可能である。

007 黒島の集落

ガイダンス・周遊・便益施設

島内の NPO 法人である「黒島観光協会」は、2016 年に黒島港のフェリーターミナルに併設して観光交流施設の「黒島ウェルカムハウス」を開設した。今後は、黒島の歴史・文化を中心としつつ、キリシタン史をわかりやすく紹介するガイダンス施設として、当該施設を活用する予定である。

構成資産内に建つ「黒島天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。同天主堂の見学・参拝を目的として黒島を訪れる来訪者も多いため、2014 年には同天主堂に隣接する建物(門部屋)を改修し、「黒島教会資料館」として関係資料を展示している。

島内には公共交通手段がないが、黒島ウェルカムハウスには電動アシスト機能

付きのレンタサイクルを配置し、少人数の来訪者が気軽に周遊するのに役立っている。また、定期船では、マイクロバス・タクシーを黒島へ渡すこともできる。なお、同天主堂に隣接して佐世保市がトイレを設置している。

ガイドの付きの島内周遊の方法としては、黒島の食及びものづくり体験ができる「黒島めぐる」という体験ツアーがある。



写真 3-041 黒島ウェルカムハウス



写真 3-042 黒島ウェルカムハウスの展示(物販)状況
写真 3-043 電動アシスト機能付きのレンタサイクル



写真 3-044 黒島めぐるツアーの紹介

受入体制の状況

黒島観光協会は、黒島の受入体制の中心的組織として2015年に設置された。島内に既に存在するガイド組織とも連携しつつ、黒島の魅力を発信する役割を担っている。

黒島天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014年以降、同天主堂を保護する(見守る)ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し教会堂の歴史の説明を通じて来訪者を歓迎している。

地域ガイド又は巡礼ガイドが来訪者に同行して教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等の説明のみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。また、佐世保市及び佐世保観光コンベンション協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、黒島では、来訪者が黒島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラムも提供している。島内には旅館も存在する。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調

和)」(第4節)及び「地域の持続的な維持と発展(保存と活用の両立)」(第5節)にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-045 集落の歴史等を説明する地域ガイド



写真 3-046 まんじゅうづくり体験



写真 3-047 地産商品の「ふくれまんじゅう」



写真 3-049 旧野首教会堂での小値賀国際音楽祭



写真 3-050 野崎島のトレッキングツアー



写真 3-051 来訪者用のパンレットなど

受入体制の状況

旧野首教会堂の近隣の旧野崎小中学校舎を活用して開設された「野崎島自然学塾村」は、自然体験学習を提供する場(宿泊も可能)として民間研修又は修学旅行にも利用されている。NPO 法人おぢかアイランドツーリズムでは、島内ガイドの活動拠点として学塾村の施設を利用しており、小値賀町の委託を受けて教会堂の管理も行っている。

旧野首教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014年以降、同教会堂を保護する(見守る)ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、同町では、来訪者が野崎島を含む小値賀町に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム・民泊(グリーン・ツーリズム)も提供している。町内には旅館・民宿も存在する。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)」(第4節)及び「地域の持続的な維持と発展(保存と活用の両立)」(第5節)にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-052 旧野首教会堂でガイドするおぢかアイランドツーリズム



写真 3-053 カヌー体験



写真 3-054 旧野首教会堂のボランティア清掃活動

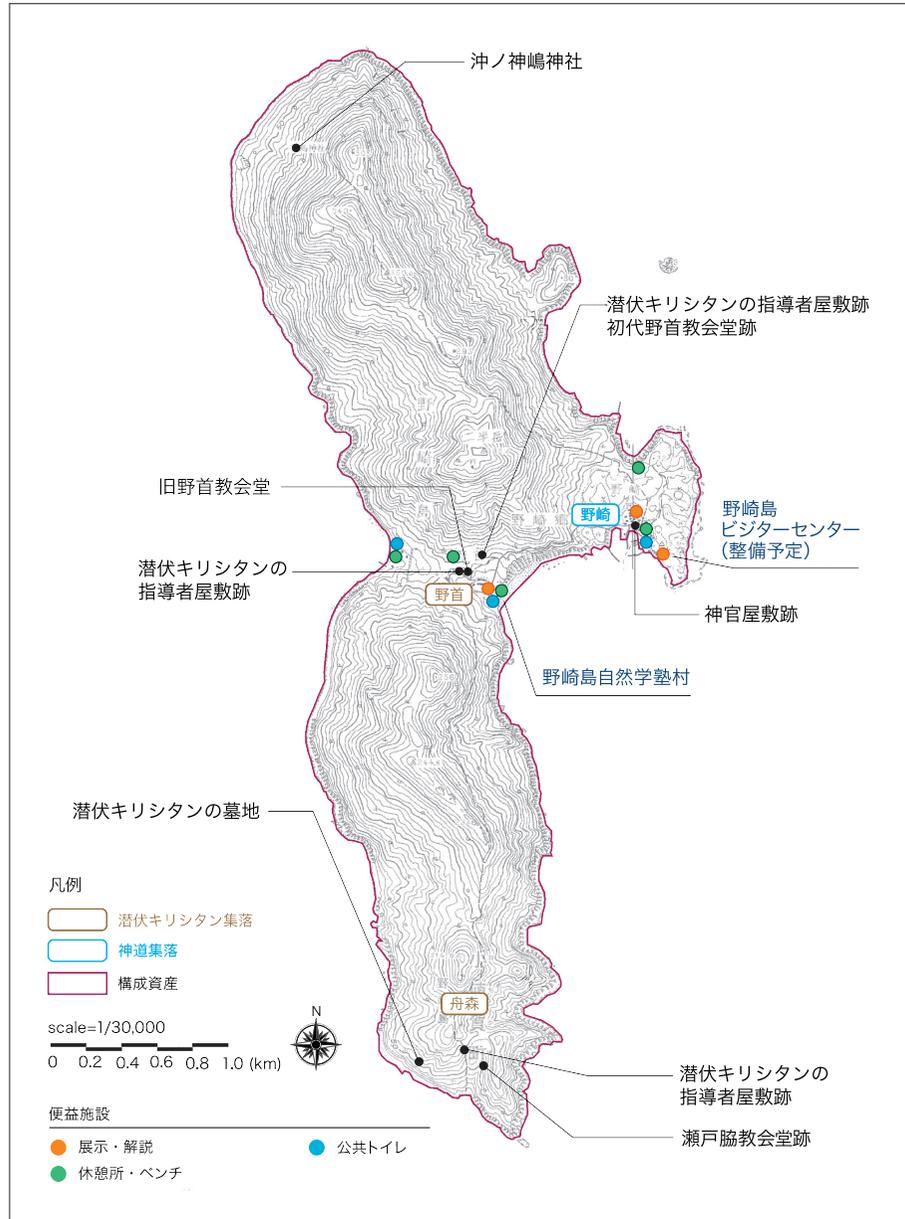


図 3-018 構成資産「野崎島の集落跡」における便益施設の配置

(7) 新上五島町

所在地の概要

新上五島町(人口19,722人)には、年間約24万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「頭ヶ島の集落」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎港又は佐世保港から新上五島町までは、高速船・フェリーが運航している。島内の移動には路線バスが利用できるが、主に住民向けの生活路線であり、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況とはなっていない。そのため、観光バス・レンタカーを利用する来訪者が多い。

009 頭ヶ島の集落

ガイドンス・周遊・便益施設

新上五島町は、頭ヶ島天主堂の近くに存在する上五島空港(休港)のターミナルビルの一部を改修し、2016年に「祈りの島インフォメーションセンター」を開設した。同センターは、上五島の歴史・文化を中心として、キリシタン史をわかりやすく紹介するガイドンス施設である。また、同町は、集落内の古民家を改修して開設した休憩所にもパネル等を展示し、構成資産の概要等を紹介している。同休憩所にはトイレも併設している。

教会堂が密集していることもあり、近年、巡礼(教会堂・殉教地を巡る旅)を目的として複数の教会堂を巡る来島者も多い。「教会めぐりウォーク&クルーズ」等のイベントも定着してきている。

構成資産内に建つ「頭ヶ島天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。堂内を活用した音楽コンサート等のイベントも実施され、好評を得ている。

また、集落内の生活環境に配慮するため、同町は、上五島空港の駐車場を拠点とするパーク&ライド(繁忙期及び土日祝祭日)も試行している。

なお、同町では、外国人の訪問も考慮して、スマートフォンを活用したデジタルコンテンツ(エアサイネージ)による教会堂の解説(日・英・韓・中)も行っている。

町内には、頭ヶ島天主堂をはじめ数多くの

責任ある来訪と適切な公開



写真 3-055 祈りの島インフォメーションセンターの展示状況



写真 3-056 集落内の休憩所



写真 3-057 休憩所に併設する公衆トイレ



写真 3-058 頭ヶ島天主堂での音楽コンサート



写真 3-059 教会めぐりウォーク

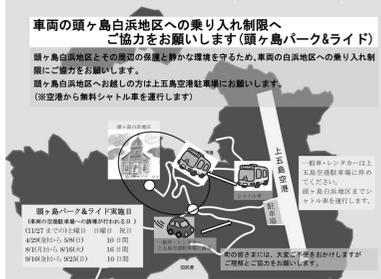


写真 3-060 パーク&ライドの周知チラシ



写真 3-061 パーク&ライドの実施状況



写真 3-062 エアサイネージを利用する来訪者

責任ある来訪と適切な公開

受入体制の状況

頭ヶ島天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同天主堂を保護する(見守る)ために配置された「祈りの島保全員」は教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

「上五島ふるさとガイドの会」による地域ガイド及び巡礼ガイドが来訪者に同行して教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等の説明を行うのみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。また、新上五島町及び観光物産協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来

訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、同町では、来訪者が上五島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラム及び民泊(グリーン・ツーリズム)も提供している。町内にはホテル・旅館も存在する。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)」(第4節)及び「地域の持続的な維持と発展(保存と活用の両立)」(第5節)にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-063 頭ヶ島天主堂で説明する祈りの島保全員



写真 3-064 集落の歴史等をガイドする上五島ふるさとガイドの会



写真 3-065 定置網体験



写真 3-066 集落内海岸のボランティア清掃活動

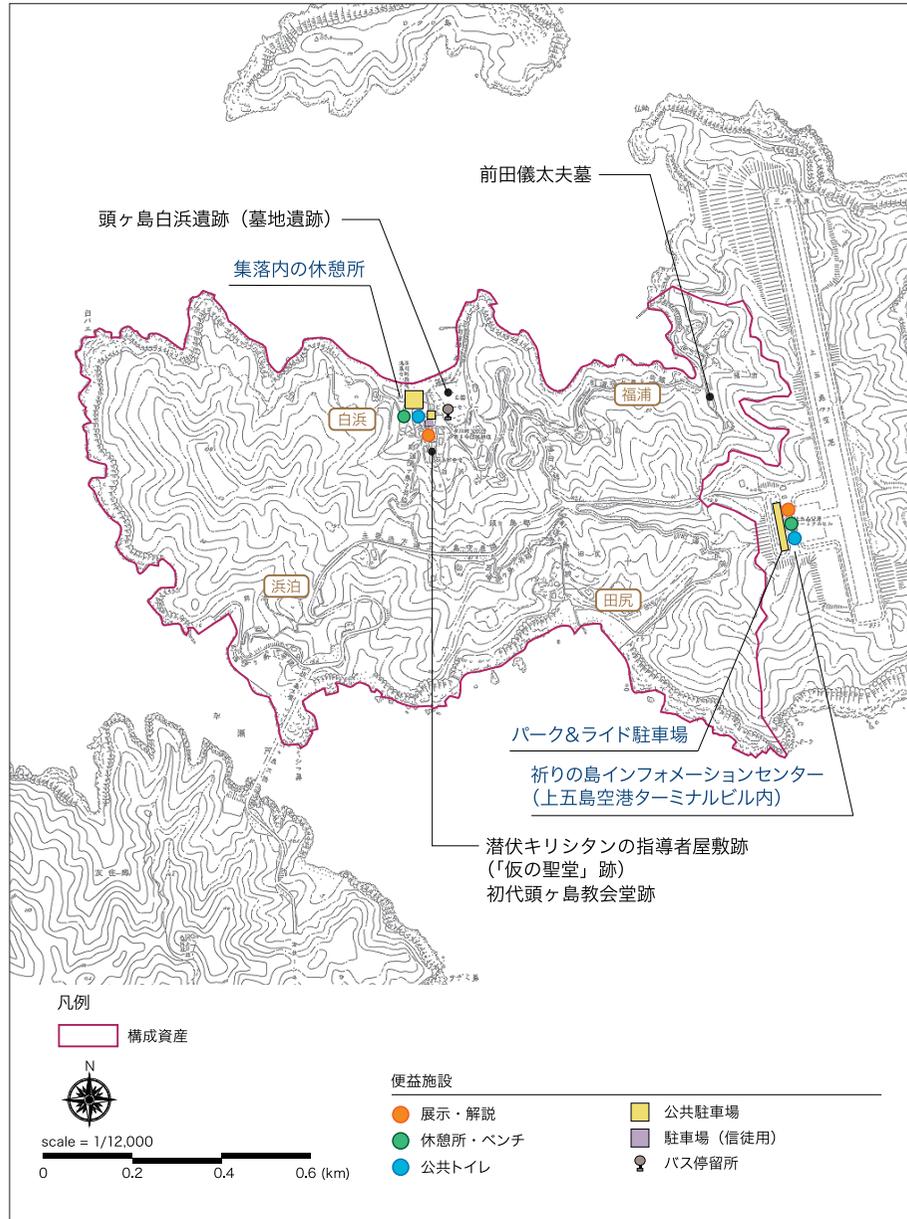


図 3-019 構成資産「頭ヶ島の集落」における便益施設の配置

(8) 五島市

所在地の概要

五島市(人口 37,331 人)には、年間約 40 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「久賀島の集落」及び「奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又は長崎港から五島市の福江島までは、飛行機・ジェットフォイル・フェリーが運航している。福江島から久賀島・奈留島まではフェリー・海上タクシーを利用することになる。

010 久賀島の集落

ガイドンス・周遊・便益施設

五島市は、久賀島・奈留島を含む五島列島全体の歴史・文化及びキリシタン史をわかりやすく紹介するために、福江島の五島観光歴史資料館を改修してガイドンス施設とした。

構成資産内に建つ「旧五輪教会堂」は、堂内の見学が可能である。その所有・管理は、宗教法人から五島市へと移管されている。

島内の交通手段はタクシー又はレンタカーであり、多数の来訪者を受け入れられる体制とはなっていない。同教会堂前の漁港を利用する海上タクシーも多いが、同教会堂だけを見て帰る人も見受けられる。しかし、島内の集落環境又は殉教地等を併せて知ることにより、世界遺産としての歴史的背景に対する理解を深

めることも可能となることから、同市では島内の中心部に位置する古民家を休憩・展示施設として活用するなど、島内全域を巡ることができるような周遊ルートについても広く発信していくこととしている。

なお、来訪者の移動の効率性の観点から海上タクシーを利用し、旧五輪教会堂のほか江上天主堂(奈留島の江上集落)・キリシタン洞窟も一緒に巡ることが可能な周遊ツアーとして「五島列島キリシタンクルーズ」も提供されている。

責任ある来訪と適切な公開



写真 3-067 五島観光歴史資料館の展示状況



写真 3-068 五島列島ツーデーマーチ



写真 3-069 五島列島キリシタンクルーズの紹介



写真 3-070 重要文化的景観のパフレット

受入体制の状況

島内には、「久賀島ファーム」という名の住民組織が存在し、旧久賀島小学校を拠点とする来訪者受入の中心的な組織として活動している。同ファームは、久賀島の特産品（「久賀島の米」など）の開発・販売により、島民の生業を支援し、重要文化的景観の維持・保全につなげる活動も担っている。

旧五輪教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。

2015年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

五島市内で活動する4つのガイド団体から成る五島市おもてなしガイド連絡協議会の地域ガイド及び巡礼ガイドが来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等の説明を行うのみならず、見学マナーについても確

責任ある来訪と適切な公開

実に周知している。また、五島市及び観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、久賀島では、来訪者が久賀島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることでできるように、体験プログラム及び

民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。島内には民宿も存在する。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第5節）にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-071 久賀島ファームの活動拠点(旧久賀島小学校)



写真 3-072 久賀島ファームの活動状況



写真 3-073 地産商品の「久賀島の米」



写真 3-074 牢屋の窄殉教地で説明する地域ガイド



写真 3-075 旧五輪教会堂で説明する教会守



写真 3-076 久賀島のボランティア清掃活動

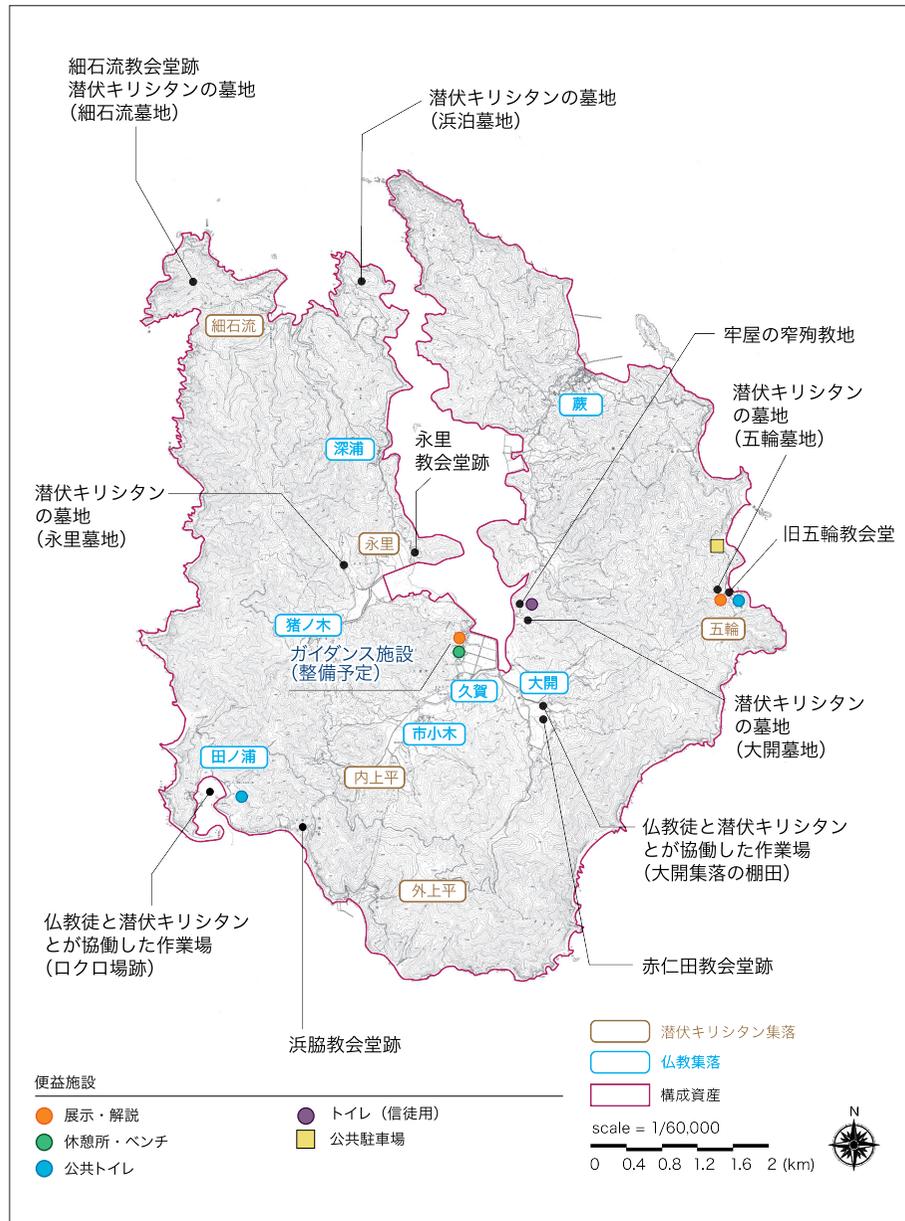


図 3-020 構成資産「久賀島の集落」における便益施設の配置

011 奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)

ガイダンス・周遊・便益施設

五島市は、奈留島・久賀島を含む五島列島全体の歴史・文化及びキリシタン史をわかりやすく紹介するために、福江島の「五島観光歴史資料館」を改修してガイダンス施設とした。また、構成資産の概要及び奈留島全体の歴史等を紹介するために、江上集落内の旧江上小学校敷地を活用したガイダンス施設の設置を計画している。なお、奈留島のフェリーターミナルにおいてもパネル等を展示し、構成資産の概要等を紹介している。

構成資産内に建つ「江上天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。

島内の交通手段としては、路線バスをはじめレンタカー・タクシーを利用することができる。また同市は、江上天主堂

に隣接する旧小学校敷地にトイレ及び小規模な駐車場を設置している。

前述の「五島列島キリシタンクルーズ」を利用する場合には、江上天主堂のほか、関連遺産も効率的に巡ることができるようになっている。



写真 3-077 インフォメーションコーナー(奈留港ターミナル)



写真 3-078 移動販売車



写真 3-079 移動販売車による物販風景

受入体制の状況

島内のNPO法人「DONDON 奈留」は、観光の企画・運営及びガイド事業を実施するなど、来訪者の中心的な受入組織として活動している。

江上天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同天主堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

五島市内で活動する4つのガイド団体から成る「五島市おもてなしガイド連絡協議会」の地域ガイド及び巡礼ガイドが来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等について説明するのみならず、見学マナーにつ

いても確実に周知することとしている。また、五島市及び観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、奈留島では、来訪者が奈留島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。島内には旅館も存在する。

これらの受入体制等に係る人材の育成に関する取組については、第4章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第5節）にも記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 3-080 江上天主堂で説明する地域ガイド



写真 3-081 民泊モニターツアー



写真 3-082 木工食器づくり体験



写真 3-083 江上集落のボランティア清掃活動

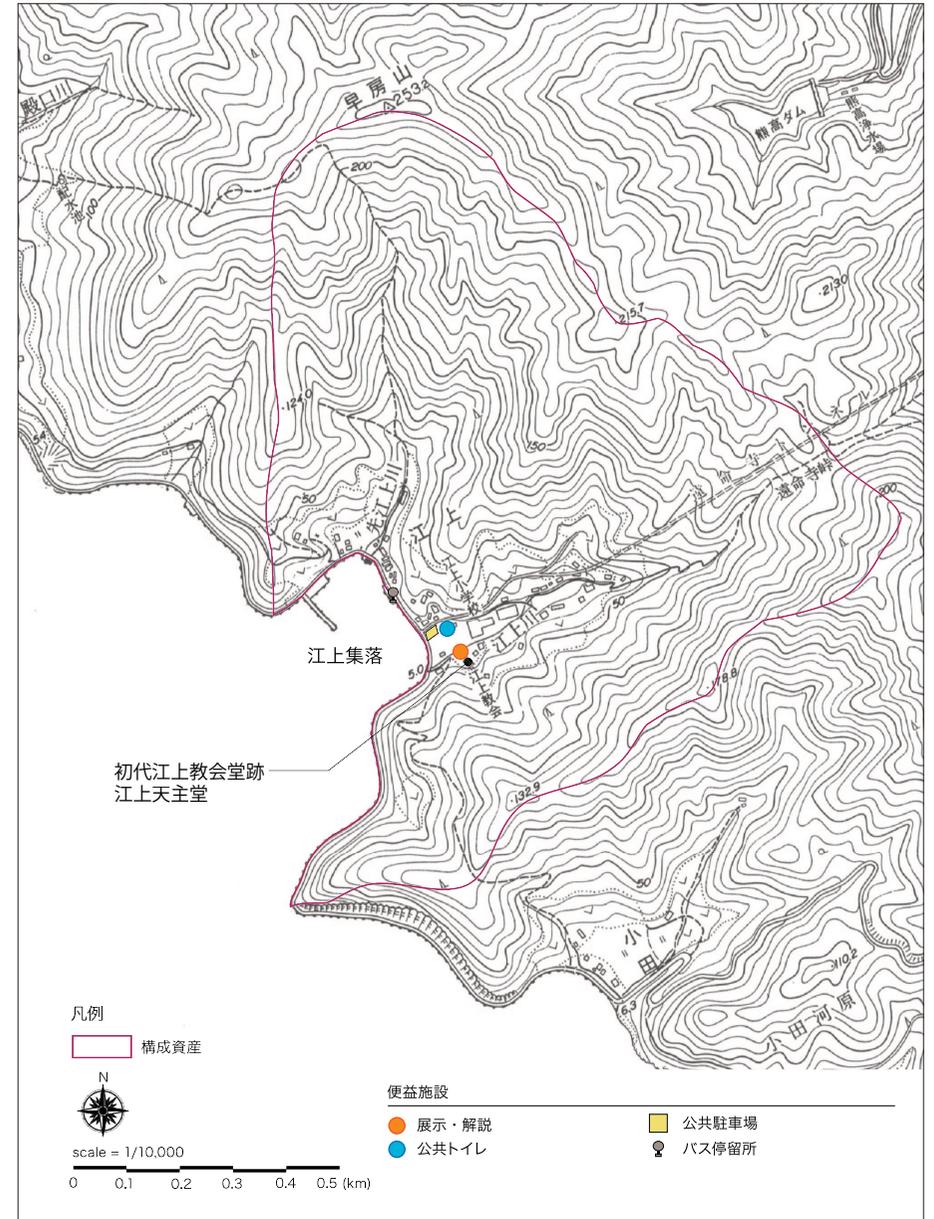


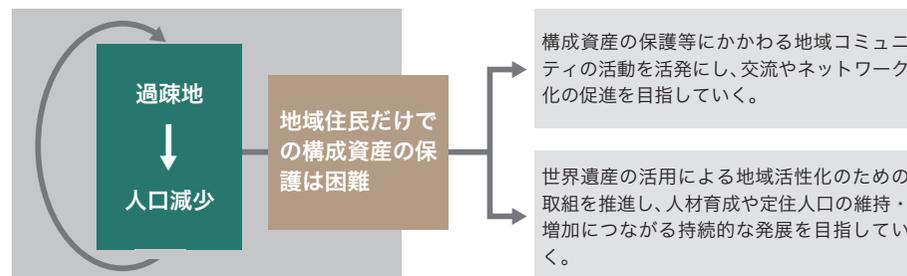
図 3-021 構成資産「久賀島の集落」における便益施設の配置

5. 地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）

構成資産の価値を永続的に保護し引き継いでいくためには、地域の生活・信仰・文化的要素の保護と地域経済の持続的な発展による基盤強化を共存させていく必要がある。地域における暮らしや文化とともに構成資産を恒久的に維持・管理して後世に引き継いでいくためには、地域コミュニティの存続が不可欠である。しかしながら、構成資産の多くは人口減少の著しい過疎地に所在しており、将来的に地域コミュニティが担う維持管理の機能が低下する恐れがある。

今回の世界遺産登録へ向けた取組は、構成資産の確実な保護と構成資産が所在する地域社会の持続的な発展とを密接に関連付ける契機となっている。そのため、構成資産の“保存と活用の両立”による地域活性化を長期的な課題として捉え取り組んでいかなければならない。

保存と活用の両立



地域の持続的な維持・発展

表 3-003 構成資産が所在する市町の人口の推移（2020年、2030年及び2040年は、将来推計人口）
出典：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

市町名	2010年 (a)人	2020年 (b)人	2030年 (c)人	2040年 (d)人	減少傾向 (d/a×100)%
南島原市	50,363	43,549	37,013	30,919	61.4
平戸市	34,905	28,916	23,613	18,959	54.3
天草市	89,065	75,595	63,151	51,912	58.3
長崎市	443,766	412,982	374,345	331,191	74.6
佐世保市	261,101	241,197	218,415	193,949	74.3
小値賀町	2,849	2,183	1,661	1,250	43.9
新上五島町	22,074	17,497	13,645	10,374	47.0
五島市	40,622	33,734	27,498	21,987	54.1
長崎県	1,426,779	1,312,976	1,184,609	1,048,728	73.5
熊本県	1,817,426	1,724,546	1,603,413	1,467,142	80.7
全国	128,057,000	124,100,000	116,618,000	107,276,000	83.8

表 3-004 構成資産と緩衝地帯の居住者人口（2016年）

番号	構成資産の名称	構成資産内人口（人）	緩衝地帯内人口（人）	合計(人)
001	原城跡	82	3,814	3,896
002	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)	69	149	218
003	平戸の聖地と集落(中江ノ島)			
004	天草の崎津集落	53	487	540
005	外海の出津集落	546	537	1,083
006	外海の大野集落	178	15	193
007	黒島の集落	419	0	419
008	野崎島の集落跡	1	0	1
009	頭ヶ島の集落	15	0	15
010	久賀島の集落	329	11	340
011	奈留島の江上集落(江上天堂とその周辺)	5	0	5
012	大浦天主堂	1	3,392	3,393
合計		1,698	8,405	10,103

地域の持続的な維持・発展

こうした状況を抱える過疎地における現状は、次ページの表の「現状」欄に示すとおりである。来訪者にとって、推薦資産の顕著な普遍的価値はもちろん、「海外交流の歴史に育まれた独自の文化」や「海と自然が織り成す景観」、「島の暮らしがもたらす癒し」といった面も魅力である。これらは、構成資産及び緩衝地帯に暮らす人々が生み出し、育み、継承してきた“たからもの”である。これらを総合的に地域のアイデンティティとして誇りを持って未来につないでいくためには、地域の発展につながる振興策を積極的に推進していくことが重要である。

そのため、関係地方公共団体は、それぞれの地域におけるコミュニティや経済の活動を活性化させ、地域社会の基盤を強めていくための諸施策を実施していく。構成資産に共通する問題点を整理すると、「地域のアイデンティティ形成による誇りの共有」、「交流による共通の意識づくりとネットワーク化」及び「地域社会の維持と活性化」の観点からの課題が挙げられる。具体的な内容は、表中の「課題」欄に記載した。

地域の持続的な維持・発展

包括的保存管理計画の構成対応図(表 1-001)のうち項目 5 の現状と課題

項目	現状	課題	課題番号		
5	地域の持続的な維持・発展(保存と活用の両立)	●構成資産の多くが、少子高齢化や人口減少が進む過疎地にある。	●地域住民だけで、構成資産を守り、後世に引き継いでいくことは困難である。	(1) 地域のアイデンティティ形成による誇りの共有	5-(1)
		●若い世代の地域学習の機会が少ない。	●地域住民、県民、来訪者が世界遺産を支える地域の現状を共通の土台として理解していく必要がある。		
		●歴史や文化を生かしたまちづくりに取り組むグループの継承と発展につながる地域間・世代間の交流が不足している。	●広域的な視点で学ぶ機会を提供したり、ネットワークを構築する必要がある。	(2) 交流による共通の意識づくりとネットワーク化	5-(2)
		●構成資産とともに暮らす人々の営みの存続が厳しい。	●過疎化に直面する地域の維持・活性化を図っていく必要がある。	(3) 地域社会の維持と活性化	5-(3)

'blank page'

第4章

マネジメントプランの実施

第4章 マネジメントプランの実施

		第3章		第4章		第5章	第6章
項目	課題	課題番号	資産共通の対応策		具体的な取組	経過観察	
1	構成資産の保護と調査研究	1-(1)	a)	文化財保護制度に基づく構成資産の保護	[1], [2]	17~22	
			b)	構成資産の保存管理	[1]~[6]		
	調査研究の推進	1-(2)	a)	構成資産の調査と研究	[1]	23	
			b)	関連文化財の調査と研究	[1]		
c)	調査研究体制の充実		[1]				
2	緩衝地帯の保全（世界遺産にふさわしい周辺景観の維持）	2-(1)	a)	構成資産の緩衝地帯の設定	[1]~[4]	3	
			b)	法令・制度等による保全			
	構成資産周辺の修景・景観整備（世界遺産にふさわしい周辺景観の向上）	2-(2)	a)	構成資産共通の整備事業の方針	[1]~[3]	4	
			b)	構成資産の類型ごとの修景・景観整備事業のあり方			
c)	整備検討プロセスの考え方の共有						
3	開発の圧力	3-(1)	a)	法令制度の適切な運用	[1]~[3]	1~11	
	環境変化	3-(2)	a)	構成資産保存のための環境対策	[1]~[3]		
	自然災害と危機管理	3-(3)	a)	災害予防と危機管理体制の充実	[1]~[3]		
4	顕著な普遍的価値の理解	4-(1)	a)	顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	[1]~[5]	13, 24, 27	
			b)	構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存と活用	[1]~[3]		
			c)	適切な公開・活用施設の整備	[1]		
			d)	ガイド体制の確保	[1], [2]		
	来訪者に対する利便性の提供	4-(2)	a)	総合窓口の設置	[1]	14, 25, 26	
			b)	モデルコースの設定	[1]~[4]		
			c)	交通インフラの整備	[1]~[4]		
			d)	適切な便益施設の整備・管理	[1]~[3]		
	秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	4-(3)	a)	見学マナーの周知徹底	[1]	12, 16	
			b)	教会堂（有形文化財）の見守り	[1], [2]		
			c)	秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	[1]		
	5	地域のアイデンティティ形成による誇りの共有	5-(1)	a)	地域住民等の理解促進	[1]~[3]	24
交流による共通の意識づくりとネットワーク化		5-(2)	a)	地域における活動の充実	[1]~[4]	28	
地域社会の維持と活性化		5-(3)	a)	地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	[1]~[4]	15	

本章では、第3章の現状と課題を踏まえ、推薦資産をマネジメントするために必要な全体方針及び具体的方策について、「構成資産の保護と調査研究」（第1節）、「世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成」（第2節）、「構成資産に影響を与える諸条件」（第3節）、「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）」（第5節）に対応し、それぞれ述べる。

1. 構成資産の保護と調査研究

構成資産の保存管理は、文化財保護法等による法的保護の下に、適切な保護措置を講じることを基本的な考え方とし、推薦資産の顕著な普遍的に影響を及ぼすような行為を厳格に規制する。保存管理に当たっては、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を行う場合の取扱基準を定めた保存管理計画にしたがって実行することとする。

また、構成資産の維持管理は、土地建物の所有者や地域住民に委ねられている場合が多い。文化財保護法では、所有者らが行う維持管理のための措置に対して、行政機関が財政的支援や技術的指導を行うことを定めており、本推薦資産においても、国・県・市の関係機関が、所有者、地域住民らと連携して各構成資産の保存管理にあたることとする。さらに、調査研究についても引き続き行うこととし、推薦資産の顕著な普遍的価値を確実に次世代に継承する。

包括的保存管理計画の構成対応図（表1-001）のうち項目1の対応策と具体的な取組

課題	課題番号	構成資産共通の対応策		具体的な取組		計画番号
構成資産の適切な保存管理	1-(1)	a)	文化財保護制度に基づく構成資産の保護	[1]	文化財保護法等による構成資産の保護	1-(1)-a-[1]
				[2]	所有者が行う保存管理の支援	1-(1)-a-[2]
		b)	構成資産の保存管理	[1]	日常の維持管理	1-(1)-b-[1]
				[2]	土地公有化の推進	1-(1)-b-[2]
				[3]	保存のための復旧・修理	1-(1)-b-[3]
				[4]	集落の修景・景観整備	1-(1)-b-[4]
				[5]	防災対策の推進	1-(1)-b-[5]
				[6]	巡視・監視体制の強化	1-(1)-b-[6]
調査研究の推進	1-(2)	a)	構成資産の調査と研究	[1]	各種調査の推進	1-(2)-a-[1]
		b)	関連文化財の調査と研究	[1]	関連文化財の調査と研究	1-(2)-b-[1]
		c)	調査研究体制の充実	[1]	調査研究体制の充実	1-(2)-c-[1]

構成資産の保護と調査研究

(1) 構成資産の適切な保存管理

a) 文化財保護制度に基づく構成資産の保護

構成資産については、その本質的価値を構成する諸要素（建築物その他の工作物及びそれらの跡、遺構・遺物、それらと密接な関係を持つ自然地形及び人為的地形等）を厳格かつ的確に把握した上で、それらの全てを含む範囲を文化財保護法の下に国宝・重要文化財・史跡・重要文化的景観に指定・選定し、万全の法的保護を講じている。

文化財保護法により国宝若しくは重要文化財若しくは史跡に指定された建築物その他の工作物又は土地の現状を変更する場合、国の許可が必要となる。また、重要文化的景観の選定範囲で現状変更を行う場合は、文化財保護法に基づき文化庁長官又は景観法及び景観法に基づく条例に基づき景観行政団体の長へ届け出が必要である（文化財保護法第134条・第139条）。

また、国宝若しくは重要文化財又は史跡の保存管理・修理・公開については、文化財保護法の定めるところにより所有者又は管理団体が適切に行うことが原則とされて

いる（文化財保護法第31条・第32条の2・第113条・第115条・第119条）。

国宝又は重要文化財に指定されている建築物その他の工作物の修理に際して、部材の痕跡調査などから判明した原形への復元などの現状変更等を行おうとする場合のほか、史跡の指定地内において現状変更等を行う場合には、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第43条・第125条）。

文化庁長官は、国が設置した文化審議会文化財分科会に対して当該現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可することとしている。従って、構成資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可が必要とされる。

文化財保護法は国宝・重要文化財・史跡・重要文化的景観の管理と修理・修景に対しては、必要に応じて国が経費を補助し技術的指導を行うことができることも規定している（文化財保護法第35条・第47条・第118条・第141条の3）。

構成資産の保護と調査研究

文化財保護法による構成資産の保護の状況を表 4-001、文化財保護法の概要を表 4-002、その規制内容を表 4-003 に示す。

構成資産の保護と調査研究

表 4-001 文化財保護法による構成資産の保護の状況

番号	構成資産の名称	保護の対象	保護の種別	文化財(指定・選定)の名称
001	原城跡	原城跡の遺構・遺物	史跡	原城跡
002 003	平戸の聖地と集落	集落の土地利用形態・納戸神を所有する住居・潜伏キリシタンの墓地・丸尾山(キリシタン墓地遺跡)・安満岳(白山比賣神社・参道・石造物・西禅寺跡)・中江ノ島	重要文化的景観	平戸島の文化的景観
004	天草の崎津集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡・崎津諏訪神社・吉田庄屋役宅跡・初代崎津教会堂跡	重要文化的景観	天草市崎津・今富の文化的景観
005	外海の出津集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンが聖画像を継承した屋敷跡・潜伏キリシタンの墓地・小濱浦・「仮の聖堂」跡	重要文化的景観	長崎市外海の石積集落景観
		出津教会堂	重要文化財	出津教会堂
		出津代官所跡及び庄屋屋敷跡 1	重要文化財	旧出津救助院
006	外海の大野集落	集落の土地利用形態・大野神社・門神社・辻神社・潜伏キリシタンの墓地	重要文化的景観	長崎市外海の石積集落景観
		大野教会堂	重要文化財	大野教会堂
007	黒島の集落	集落の土地利用形態・興禅寺・本村役所跡・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(「仮の聖堂」跡)・潜伏キリシタンの墓地・初代黒島教会堂跡	重要文化的景観	佐世保市黒島の文化的景観
008	野崎島の集落跡	集落の土地利用形態・沖ノ神嶋神社・神官屋敷跡・潜伏キリシタンの墓地・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡・初代野首教会堂跡、瀬戸協教会堂跡	重要文化的景観	小値賀諸島の文化的景観

構成資産の保護と調査研究

番号	構成資産の名称	保護の対象	保護の種別	文化財(指定・選定)の名称
009	頭ヶ島の集落	集落の土地利用形態・頭ヶ島白浜遺跡(墓地遺跡)・前田儀太夫の墓	重要文化的景観	新上五島町崎浦の五島石集落景観
		潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(「仮の聖堂」跡)・初代頭ヶ島教会堂跡 ²	重要文化財	頭ヶ島天主堂
010	久賀島の集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンの墓地・仏教徒と潜伏キリシタンとが協働した作業場・牢屋の窄殉教地・浜脇教会堂跡・永里教会堂跡・細石流教会堂跡・赤仁田教会堂跡	重要文化的景観	五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観
		旧五輪教会堂	重要文化財	旧五輪教会堂
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)	集落の土地利用形態/地勢	重要文化的景観	五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観
		江上天主堂・初代江上教会堂跡 ³	重要文化財	江上天主堂
012	大浦天主堂	遺構・遺物(地上建物及び工作物を含む)	史跡	大浦天主堂境内
		大浦天主堂	国宝	大浦天主堂
		旧羅典神学校	重要文化財	旧羅典神学校
		大浦天主堂・旧羅典神学校・旧長崎大司教館・旧伝道師学校	重要伝統的建造物群保存地区	南山手伝統的建造物群保存地区

¹ 出津代官所跡及び庄屋敷跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した旧出津救助院の敷地の一部として保護する。

² 潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(「仮の聖堂」跡)及び初代頭ヶ島教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した頭ヶ島天主堂の境内の一部として保護する。

³ 初代江上教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した江上天主堂の境内の一部として保護する。

構成資産の保護と調査研究

表 4-002 文化財保護法の概要

法令名	目的等	概要
文化財保護法	文化財の保存及び活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	文化財保護法は、わが国の文化財保護に当たっての基本法として1950年に制定され、文化財を取り巻く社会環境の変化に応じて保護対象の拡大や保護施策の多様化などの改正が行われ、文化財保護制度の根幹を成す法律である。

表 4-003 文化財保護法の規制内容

文化財の種別	許可/届出等	規制内容	罰則規定
史跡	文化庁長官の許可(文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市町の教育委員会に委譲)	現状変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)国の文化財に指定・選定された、構成資産又はその構成要素については、所有者又は地元市町が策定した保存管理計画に現状変更等の取扱基準を定めている。	懲役又は禁錮 罰金又は科料
国宝、重要文化財			
重要伝統的建造物群保存地区			
重要文化的景観	文化庁長官への届出		過料

b) 構成資産の保存管理

構成資産の保存管理は、現行の厳格な文化財保護のシステムを継続することを基本的考え方とし、各構成資産共通の保存管理の方針を以下のとおり設定する。

顕著な普遍的価値を示す諸要素の保存管理

構成資産の顕著な普遍的価値を直接的に示す特性と属性に対し、厳密な保護を図る。また、それら諸要素がき損又は衰亡している場合には、速やかに修理復旧を行う。

顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素の保存管理

構成資産の顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素に対しては、その意義や規模・性質・用途等を把握し、活用方針等を踏まえた適切な保存管理を行う。

顕著な普遍的価値に影響を及ぼす諸要素

構成資産の顕著な普遍的価値に影響を与える諸要素に対しては、計画的にその除去及び改善に努める。

構成資産の保護には、長期的・体系的な保存管理の基本方針を定めておくことが重

要であり、それを具体的に示した保存管理計画が管理を担う所有者等により12の構成資産に含まれる指定・選定文化財ごとに策定されている。

これらの保存管理計画では、保存管理の基本方針として、文化財としての価値を守り伝えるための将来像を提示するほか、日常的な管理方法及び体制等の改善策、保護の対象とする土地・建造物に想定される様々な改変行為への許可・不許可の区分と条件を明示している。構成資産の保存管理は、既に各保存管理計画に従って適切に行われており、推薦資産の顕著な普遍的価値は確実に継承される。

さらに、保存管理計画を補完するために、構成資産の価値がき損又は衰亡している場合の復旧・修理の方法をはじめ、その公開・活用の方法を明示した整備計画を多くの構成資産で定めている。各整備計画に従って、現在、構成資産の保存・活用のための整備事業及び来訪者受入れのための環境整備事業が進められている。

国・県・市町の行政機関は、所有者等が行う管理や修理について技術的指導を行うとともに必要に応じてその経費の一部を補助している。経費の補助については、所有者

等が認識できるよう行政機関がホームページへの掲載、チラシの配布など周知に努めている。さらに、長崎県では、所有者等の負担軽減を一層図るため、2015年に構成資産の保存のための基金を創設している。

構成資産の個別の保存管理計画と整備活用個別の保存管理計画の策定状況を表4-004に示す。また、それぞれの計画の概要を附属資料6bに添付する。

構成資産の保護と調査研究

表 4-004 推薦資産に関する保存管理計画・整備活用計画一覧

番号	構成資産の名称	保存管理計画の名称	整備活用計画の名称
001	原城跡	●原城跡保存管理計画	●原城跡整備基本計画
002 003	平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳) (中江ノ島)	●平戸島と生月島の文化的景観保存計画	●平戸島と生月島の文化的景観整備活用計画
004	天草の崎津集落	●天草市崎津の漁村景観保存計画	●崎津・今富の文化的景観整備活用計画
005	外海の出津集落	●長崎市外海の石積集落景観保存計画 ●出津教会堂保存管理計画	●長崎市外海の石積集落景観整備活用計画
006	外海の大野集落	●長崎市外海の石積集落景観保存計画 ●大野教会堂保存管理計画 ●旧出津救助院保存活用計画	
007	黒島の集落	●佐世保市黒島の文化的景観保存計画	●佐世保市黒島の文化的景観整備活用計画
008	野崎島の集落跡	●小値賀諸島の文化的景観保存計画	●小値賀諸島の文化的景観整備活用計画
009	頭ヶ島の集落	●新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画	●新上五島町崎浦の五島石集落景観整備活用計画
010	久賀島の集落	●五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観保存活用計画 ●旧五輪教会堂保存管理計画	●五島市久賀島の文化的景観整備活用計画

構成資産の保護と調査研究

番号	構成資産の名称	保存管理計画の名称	整備活用計画の名称
011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	●五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観保存活用計画 ●江上天主堂保存管理計画	
012	大浦天主堂	●大浦天主堂境内保存管理計画 ●大浦天主堂・旧羅典神学校保存管理計画	

001 原城跡

保存管理の基本的な考え方

- 原城跡の価値を構成する要素を明らかにし、十分な真実性を確保し、確実に保護する。その際に学術的な位置付けが必要な要素については、発掘調査等の優先度とその理由を明示する。
- これまでの発掘調査で明らかにされた原城跡の各遺構について、それぞれの要素を個別に捉えるのではなく、有機的なつながりの中で取扱いの方向性を定め、一体的に保存管理する。
- 原城跡の保護とともに、この地域固有の

地形や自然環境をいかし、現代の景観や土地利用との調和を図りながら、原城跡を含めた地域全体の魅力を高めていく。

- 地域住民の暮らしと原城跡の保存を両立させるために、居住者や耕作者などへの理解と協力を求め、土地所有者の意向に十分配慮した保存管理を行う。また、原城跡が将来にわたって維持管理されるように地域住民が継続的に関わりを持つことができる管理体制を整備する。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
原城跡	顕著な普遍的価値を示す諸要素	本丸	<ul style="list-style-type: none"> ●原城跡のなかでも城郭としての価値に関わる中心的な遺構が集中する場所であり、城郭遺構を確実に保護するとともに史跡整備を促進する。 ●本丸崖面は、遺構を保護する観点から、崩落箇所等の復旧整備を行う。 ●原城跡の特徴をよく表す地区として、積極的な公開活用を図る。
		二ノ丸、二ノ丸出丸、三ノ丸、鳩山出丸、天草丸、仕寄場	<ul style="list-style-type: none"> ●城郭の範囲や遺構遺物を明らかにするための発掘調査を計画的に行う。また、土地の公有化を促進し、現在の地形形状を維持するとともに、土地が荒れないように維持管理する。 ●住民生活や生業の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	原城跡から出土した人骨及び信心具等の遺物	<ul style="list-style-type: none"> ●南島原市が適切に保管する。 ●保存状態が良好な遺物は、資料館等で公開を行う。
		神社建築、地藏、石碑、墓碑、供養塔等の建築物及び工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺遺構と一体的に維持管理する。 ●一揆の供養碑や三ノ丸の板倉重昌碑等、歴史的価値が明らかにされたものについては、風化防止のための保存処理を施して保存する。
顕著な普遍的価値に影響を及ぼす諸要素	南有馬中学校・住居・農業施設・看板・電柱等の建築物及び工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●新築・増改築等を行う場合は、保存管理の基準と方針を遵守して行う。 ●将来的に撤去・移転が望ましいと判断される物件については、南島原市と協議して対応していく。 	

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
本丸、二ノ丸、二ノ丸出丸、三ノ丸、鳩山出丸、天草丸、仕寄場	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、史跡の管理団体に指定された南島原市の職員が保存管理計画にしたがって適切に行う。定期的に現状変更行為のパトロールや崩落危険箇所の経過観察を行い、異常の有無を確認する。 ● 整備した本丸や公有化した土地は、定期的に草刈り等を行い、適切に維持管理する。本丸の樹木についても、定期的に伐採等を行い、眺望を確保する。 ● 現状変更、土地公有化、発掘調査及びその他の調査、追加指定については、史跡指定地内を土地の性質に応じて A～C 地区の 3 つの地区に区切り、それぞれで保存管理の基準と方針（保存管理基準）を設定して計画的に行う。 ● 崩落が進行している本丸崖面は、2015 年から崩落防止のための復旧整備を行っている。事業は、南島原市が設置する文化財専門委員会における入念な検討を経て施工されており、十分な真実性が確保されている。 ● 後世に改変された本丸の石垣は、考古学的な調査成果に基づいて復旧修理を行う。 ● 保存のための発掘調査が完了した本丸地区を中心に史跡整備を行い、一般に公開する。公開活用に当たっては、住民生活や生業活動に支障をきたさないよう留意する。原城跡では、駐車場を資産範囲外に移転して来訪者のコントロールを行うとともに、各種便益施設の整備に取り組んでいる。

原城跡の保存管理の詳細は、附属資料6b「原城跡保存管理計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「原城跡整備基本計画」を参照されたい。

- 002 平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）
- 003 平戸の聖地と集落（中江ノ島）

保存管理の基本的な考え方

- 無形の要素を背景とする居住地は、調査により明らかにされた信仰と集落構造の関係性を引き継ぐことを基本とし、居住地を構成する伝統的な構造を持つ家屋やそれを取り巻く防風林や石積み、キリシタン墓地遺跡等の諸要素を維持する。禁教期に信仰の対象とされた納戸神（信心具）を含める。
- 居住地に隣接する生業空間は、地域の景観を特徴付けるものであり、その維持に努めるとともに、棚田を形成する石積み技術の継承についても支援を行う。また、伝統的な土地利用を継続しながら、特産品の販売、加工、流通等に取り組み、今後も生業空間を維持していく。

- 安満岳山頂のアカガシ原生林や中江ノ島に代表される自然空間は、禁教期から聖地として信仰の対象になっている場所であり、その場所の意味（価値）を損なうことがないよう現状を維持する。人工造林等については、地域の風土に適した植生の回復に努める。
- 居住地や生業空間、自然空間で構成された構成資産の維持管理は、そこに営まれる人々の暮らしと密接に関係しているため、地域の特性を活かした地域振興や交流人口の拡大を積極的に推進する。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳) (中江ノ島)	顕著な普遍的価値を示す諸要素	春日集落 (集落の土地利用形態)	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的木造家屋の再利用に努める。 ● 家屋は、高さ・色彩・屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。防風石垣や、家屋石堀等の保全に努める。 ● 棚田は現状維持に努め、圃場整備はできるだけ行わない。矩形の棚田景観をいかしたイベント等を実施し、まちづくりの推進に努めていく。 ● 集落内の石造物は原則移設しない。 ● 周囲と不調和を生じている建築物及び工作物の修理修景事業を計画的に推進し、景観の質を高める。 ● 住民生活や生業の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		納戸神を所有する住居	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的木造家屋の再利用に努める。 ● 家屋を更新する場合は、周囲の景観との調和に努める。 ● 住民の生活の場であり、家屋の公開は行わない。
		丸尾山 (キリシタン墓地遺跡)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状を維持し、直近の環境を損なわないようにする。 ● 直近で行われる生業活動に留意し、適切な方法で公開活用を図る。史跡整備を行う場合には、地下遺構の保存に影響が及ばない方法で行う。
		潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在も利用されている墓地は、現状を維持し、利用の継続を図る。 ● 古墓は、住民の協力を得ながら保全に努める。 ● 墓地様式及び時代性に価値があるものについては、可能な限り保存していく。 ● 公開活用を行う場合には、保存に影響が及ばない方法で行う。

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳) (中江ノ島)	顕著な普遍的価値を示す諸要素	安満岳 (白山比賣神社・参道・石造物・西禅寺跡)	<ul style="list-style-type: none"> ● 原生的な森林は、聖なる山として信仰の対象になっていることから、現状を維持する。 ● 山頂のアカガシ原生林は、国立自然公園として保全されている。現状を維持することを基本とし、原則として伐採を行わない。 ● 白山比賣神社 (本殿・拝殿・鳥居・参道)、西禅寺跡、山頂の石祠等、信仰に関係する物証は、現状を維持する。これらが損じた場合には、管理者が適切に修理し、機能や形態を維持する。神社の拝殿を更新する場合は、周囲の景観に配慮したデザインを採用し、信仰空間を損なわないようにする。 ● 信仰の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		中江ノ島	<ul style="list-style-type: none"> ● 島全体が国立自然公園として保全されている。 ● 聖水を採取する場所を有し、島全域が聖域として認知されている他、禁教期以来の自然環境が変わらず保全されているため、現状を維持する。 ● 一般来訪者が島へ上陸することは困難であることから、眺望や写真展示等の代替的手法により公開していく。
	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	納戸神	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の所有者が引き続き維持管理する。平戸市は、適切に管理されるようその方法を指導助言する。 ● レプリカや解説パネル、映像資料等の代替手法で、公開活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
春日集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、平戸市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。 ● 周辺に影響を与える可能性がある現状変更等を行う場合は、平戸市が設置する文化的景観の委員会に諮り、集落の様相と調和するように誘導する。 ● 集落内には、禁教期に形成された独自の信仰形態とその対象物が内在しており、それらの継承に必要な調査研究を推進する。 ● 公開活用にあたっては、住民生活や生業活動に支障をきたさないよう留意し、見学動線の設定や各種便益施設の整備に取り組む。 ● 農業者が行う体験学習や農業観光等のエコツーリズムを中心とした文化観光を推進する。また、新規就農者移住促進事業を推進する。
納戸神を所有する住居	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、所有者が適切に行う。家屋を更新する場合には、平戸市景観計画を遵守する。 ● 住民の生活の場であり、家屋の公開は行わない。納戸神は、レプリカや解説パネル、映像資料を作成し、ガイダンス施設で展示する等、保存に影響が及ばない方法で行う。
丸尾山（キリシタン墓地遺跡）	<ul style="list-style-type: none"> ● 平戸市の協力のもとに地域住民が定期的に草刈りや火入れを行い、適切に維持管理する。 ● 公開活用にあたっては、生業活動に支障をきたさないよう留意する。保存に影響が及ばない範囲で遺跡であることへの理解促進を図っていく。
潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用されている墓地は、地域住民が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 ● 古墓は、地域住民や平戸市の職員が定期的に巡視を行い、異常の有無を確認する。 ● 平戸市は、2016年に春日集落にある墓地の現状を把握するための調査を行った。
安満岳（白山比賣神社・参道・石造物・西禅寺跡）	<ul style="list-style-type: none"> ● 山頂にある白山比賣神社や周囲の石造物、墓地遺跡等は、神社宮司や氏子が日常管理を行う。 ● 参道（歩道）については、管理者である平戸市が路面改修等を行い、適切に維持管理する。 ● 山頂付近の森林は、国（林野庁）が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づく地域管理経営計画により、森林保全に関する巡視や境界の管理、森林病害虫の駆除や防止等を行い、適切に維持管理する。 ● 現在も宗教活動が行われる聖地であり、公開活用にあたっては、宗教行事の開催や自然環境の保全に十分配慮する。

構成資産の保護と調査研究

構成資産の要素	方法
中江ノ島	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形上、頻繁に上陸することは難しいため、日常的には平戸市が目視で状況を確認する。現地調査等で上陸した際には、聖水採取場や石造物等の異常の有無を確認する。 ● 一般来訪者が訪れることが困難な場所であるため、公開は対岸や船からの見学を主とする。主要な視点場には、案内板や解説板を整備するとともに、船を利用した見学ツアー等を行う。

平戸の聖地と集落の保存管理の詳細は、附属資料6b「平戸島と生月島の文化的景観保存計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「平戸島の文化的景観整備活用計画」を参照されたい。

004 天草の崎津集落

保存管理の基本的な考え方

- 潜伏から復活を経て今日に至るまで継続している集落の土地利用の継続とその維持管理を保存管理の基本とし、崎津集落の様相を後世に伝えていく。
- 集落と不調和を生じている家屋や工作物等、集落内の景観を阻害する要因は、段階的に撤去・修景等を行い、改善を図る。
- 自然災害や火災等の発生に備えて、防災設備の整備や住民への防災知識の普及啓

- 発に努め、集落全体の防災機能の強化を図る。
- 現在も漁業を中心とした生業が営まれるため、住民生活に支障をきたさないよう、集落での公開活用を適切に管理するとともに、来訪者のマナー向上を図る。
- 崎津集落を将来に継承していくため、地域資源を活用した新たな取組みを検討し、地域の生活や生業の活性化を目指す。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
天草の崎津集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	崎津集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な景観を有する集落として一体で景観保全に努める。 ● 家屋は、高さ・色彩・屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。周辺と不調和を生じている建築物及び工作物については、計画的に撤去・修景を行う。 ● 漁業集落を特徴付けているトウヤやカケが滅失しないよう保全に努める。 ● 住民生活や生業の場であることに留意し、適切な公開活用を図る。
		潜伏キリシタンの指導者屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋を更新する場合は、周囲の景観との調和に努める。 ● 住民の生活の場であり、家屋の公開は行わない。
		崎津諏訪神社	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落を見おろす境内地の立地と景観を維持する。 ● 社殿を更新する場合には、周辺景観と調和した形態・意匠・色彩等について、伝統的な建築様式になるようにする。 ● 境内には、保存及び宗教目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		吉田庄屋役宅跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地は、現状を維持することを基本とし、保存及び宗教目的以外で新たな建物や工作物を設けない。 ● 宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
天草の崎津集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	旧崎津教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は、現状を維持することを基本とし、保存及び宗教目的以外で新たな建物や工作物を設けない。 土地建物の保存と活用の方針を協議していく。
	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	信心具	<ul style="list-style-type: none"> 現在の所有者が引き続き維持管理することとし、天草市は適切に管理されるようその方法を指導助言する。 集落内の資料館で期間を限定して展示する等、保存に影響が及ばない方法で公開していく。
		崎津教会堂	<ul style="list-style-type: none"> 吉田庄屋役宅跡に立地する崎津教会堂は、解禁後の集落の歴史を象徴する建築物として現状を維持する。修理修繕を行う場合は、形態・意匠・色彩等について、当初の建築様式になるようにする。

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
崎津集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、天草市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。構成資産内の土地建物については、特に用途や形状について住民協定を締結して、周囲の景観に影響を及ぼす行為を抑制している。 周辺に影響を与える可能性がある現状変更等を行う場合は、天草市が設置する文化的景観の委員会に諮り、集落の様相と調和するように誘導する。 集落や海岸では、地域住民と行政が連携して、定期的にボランティア清掃を行う。 崎津集落の防災機能の強化を目的として、2015年に天草市が防災計画を策定した。防火対策の一環として、各戸に自動火災警報器と消火器の設置を行った。 公開活用にあたっては、住民生活や生業活動に支障をきたさないよう留意し、見学動線の設定や各種便益施設の整備に取り組む。特に、観光客が増大する時期は、集落への車両の乗り入れの制限や要所に誘導員を配置して安全確保を行う。
潜伏キリシタンの指導者屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理は、所有者が適切に行う。家屋を更新する場合には、天草市景観計画を遵守する。 住民の生活の場であり、家屋の公開は行わない。集落に継承された信心具は、集落内の資料館で期間を限定して展示する等、保存に影響が及ばない方法で公開していく。
崎津諏訪神社	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理は、神社に所属する氏子が適切に行う。 境内は、定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 公開活用にあたっては、宗教行事の開催に支障をきたさないよう留意する。
吉田庄屋役宅跡	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理は、崎津教会に所属する信徒が適切に行う。境内は、定期的に清掃等を行い、適切に維持管理する。 宗教行事との調整を図りながら、建物内部を公開する。公開時間中は、教会守を配置して見学マナーの周知を行う。
旧崎津教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> 現在、土地建物は利用されておらず、定期的に崎津教会に所属する信徒が清掃活動等を行っている。土地建物の保存と活用については、今後所有者の意向を尊重しながら、構成資産の要素としての価値を損なわないよう適切な方法で行う。

天草の崎津集落の保存管理の詳細は、附属資料6b「天草市崎津の漁村景観保存計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「崎津・今富の文化的景観整備活用計画」を参照されたい。

005 外海の出津集落

保存管理の基本的な考え方

- 潜伏から復活を経て今日に至るまで継承されてきた集落の土地利用を維持することを保存管理の基本とする。
- これまで地域が維持してきた保存のための仕組みを尊重し、地区ごとの特性を活かした保存管理を行う。
- 地域の様相を特徴付けている屋敷地、墓

地やネリベイ建物等の石積み建造物の保存と維持管理を持続させるための仕組みづくりを進める。

●地域との連携による、視点場などの整備を通じた地域景観の保存と活用を推進する。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
外海の出津集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	出津集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋は、高さ・形態意匠・色彩・屋根の構造等について、周囲の景観と調和したものになるようにする。 ●地域に特徴的なネリベイ建物は、現在の構造と外観を維持する。 ●現在の農地は現状のまま維持管理する。圃場整備はできるだけ行わず、段畑と石積みによる斜面地の景観を維持する。 ●現在の石積み建造物は、定期的な草刈りや維持補修を行い、地域全体で保存に努める。 ●近世以来の石垣等、地域の石積み文化を特徴づける石積み建造物については、現状のまま保存する。 ●古道は、集落の姿を示す貴重な遺産であるため、大きな改変を行わず、修復や保全に努める。
		小濱浦	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の景観を維持する。
		潜伏キリシタンが聖画像を継承した屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の形質変更は極力行わない。 ●建築物及び工作物の新築・改築等を行う場合は、周囲の景観との調和を図る。
		「仮の聖堂」跡	
		潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ●現在も利用されている墓地は、地域による草刈り等の維持管理を継続する。 ●廃絶された墓地は記録を取り、現状を維持する。

構成資産の保護と調査研究

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
外海の出津集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	出津代官所跡及び庄屋屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> 敷地に新たな建物等を設けない。土地の形質変更は、防災上必要な場合に限る。 修理事業で明らかにされた遺構は、現状のまま保存する。 展示や体験の施設として一般公開する。
		出津教会堂	<ul style="list-style-type: none"> 教会堂の主要な構造及び外壁について、厳密な保護を図る。原則として、当初部材は、材料自体の保存を行い、定期的に取り替え等を行う部位については、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等を保存する。 境内に新たな建物等を設けない。土地の形質変更は防災上必要な場合に限る。 宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	聖画、日本語の教義書、教会暦等、集落に継承された信心具	<ul style="list-style-type: none"> 宗教法人や博物館等の施設で維持管理する。 保存状態の良いものは、博物館等で展示公開する。
		旧出津救助院	<ul style="list-style-type: none"> 出津代官所跡及び庄屋屋敷跡に立地する旧出津救助院の各建築物は、解禁後の集落の歴史を示す建築物として、敷地と一体で保存活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
出津集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、長崎市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。 周辺に影響を与える可能性がある現状変更等を行う場合は、長崎市が設置する文化的景観の委員会の指導・助言を仰ぎ、現状変更行為と集落の様相との調和を図る。
小濱浦	<ul style="list-style-type: none"> 小濱浦及びその直近では、開発を極力行わない。
潜伏キリシタンが聖画像を継承した屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理は、所有者が適切に行う。土地の形質変更や建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、長崎市景観計画を遵守する。
「仮の聖堂」跡	
潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> 利用されている墓地は、地域住民が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 廃絶された墓地は記録を取り、現状を維持する。
出津代官所跡・庄屋屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理は、所有者から委託を受けた団体職員が適切に行う。 地域の発展に寄与したド・ロ神父の業績を伝える展示や体験の施設として公開活用する。また、施設内のガイドにより、世界遺産価値の理解促進を図る。
出津教会堂	<ul style="list-style-type: none"> 日常管理は、出津教会に所属する信徒が保存管理計画にしたがって適切に行う。 1996年～1999年にかけて保存修理を行っており、保存状態は良好である。 これまで段階的に防火・防犯設備を整備している。また、信徒と地域住民が協力して定期的に消火訓練を行っており、災害への備えは万全である。 宗教行事との調整を図りながら、建物内部の公開を行う。公開時間中は、教会守を配置して見学マナーの周知を行う。

外海の出津集落の保存管理の詳細は、附属資料6b「長崎市外海の石積集落景観保存計画」、出津教会堂の保存管理の詳細は、附属資料6b「出津教会堂保存管理計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「長崎市外海の石積集落景観整備活用計画」を参照されたい。

006 外海の大野集落

保存管理の基本的な考え方

- 潜伏から復活を経て今日に至るまで継承されてきた集落の土地利用を維持することを保存管理の基本とする。
- これまで地域が維持してきた保存のための仕組みを尊重しつつ、地区ごとの特性を活かした保存管理を行う。
- 地域の様相を特徴付けている屋敷地、墓

地やネリベイ建物等の石積み建造物の保存と維持管理を持続させるための仕組みづくりを進める。

●地域との連携による、視点場などの整備を通じた地域景観の保存と活用を推進する。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
外海の大野集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	大野集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋は、高さ・形態意匠・色彩・屋根の構造等について、周囲の景観と調和したものになるようにする。 ●地域に特徴的なネリベイ建物は、現在の構造と外観を維持する。 ●現在の農地は現状のまま維持管理する。圃場整備はできるだけ行わず、段畑と石積による斜面地の景観を維持する。 ●現在の石積み建造物は、定期的な除草や維持補修を行い、地域全体で保存に努める。 ●近世以来の石垣等、地域の石積み文化を特徴づける石積み建造物については、現状のまま保存する。 ●古道は、集落の姿を示す貴重な遺産であるため、大きな変更を行わず、修復や保全に努める。
		大野神社・門神社・辻神社	<ul style="list-style-type: none"> ●神社建築は、現在の構造と外観を維持する。更新する場合は、周囲の景観との調和を図る。 ●境内には、保存や宗教目的以外で新たに建物や工作物を設けない。
		潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ●現状を維持する。
		大野教会堂	<ul style="list-style-type: none"> ●教会堂の主要な構造及び外壁について、厳密な保護を図る。原則として、当初部材は、材料自体の保存を行い、定期的に取り替え等を行う部位については、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等を保存する。

構成資産の保護と調査研究

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
外海の大野集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	大野教会堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 境内に新たな建物等を設けない。土地の形質変更は防災上必要な場合に限る。 ● 宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
大野集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、長崎市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。 ● 周辺に影響を与える可能性がある現状変更等を行う場合は、長崎市が設置する文化的景観の委員会の指導・助言を仰ぎ、現状変更行為と集落の様相との調和を図る。¹⁾
大野神社・門神社・辻神社	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、各神社に所属する氏子が適切に行う。境内は定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。
潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ● 極力、積石墓の外観を維持するために所有者等が適切に保存管理を行う。 ● 必要に応じて記録をとる。
大野教会堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、大野教会に所属する信徒が中心となって保存管理計画にしたがって適切に行う。 ● 2003年から2007年にかけて保存修理を行っており、保存状態は良好である。 ● これまで段階的に防火・防犯設備を整備している。また、信徒と地域住民が協力して定期的に消火訓練を行っており、災害への備えは万全である。 ● 外部公開を主とし、内部の公開は、建物の保存の観点から外からの見学のみとする。公開時間中は、教会守を配置して見学マナーの周知を行う。

¹⁾ 外海の大野集落の保存管理の詳細は、附属資料6b「長崎市外海の石積集落景観保存計画」を参照されたい。また、大野教会堂の保存管理の詳細は、附属資料6b「大野教会堂保存管理計画」を参照されたい。

007 黒島の集落

保存管理の基本的な考え方

- 島内に形成された各集落の集落構造と土地利用を維持し、禁教期から続く集落の様相を継承する。家屋、農地・漁業施設等の生業空間、これらを取り巻く自然環境は、それぞれが有機的に結び付いて集落を構成しており、一体で保存管理する。
- 禁教期から解禁後にかけて形成された諸要素は、集落の様相を特徴付ける物証として、確実に維持保存する。
- 集落には、住民生活、生業、信仰に関する

空間が多く含まれている。保存管理に当たっては、これらを物質的に存続させるだけでなく、そこで行われる諸活動の持続性にも十分配慮する。また、公開活用がその妨げにならないように留意する。

●黒島は、人口減少や高齢化が進行している地域である。構成資産を将来的に良好に維持管理するため、黒島の特性を活かした地域の振興や交流人口の拡大、人材の育成にも積極的に取り組む。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
黒島の集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	黒島の集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋は、高さ・色彩・屋根の構造等について、周囲の景観との調和を図る。屋敷地を囲む防風林は、地域の特徴の一つであり、住居と一体で保全する。 ●農地の継続利用に努め、現状を維持する。最近の耕作放棄地は、農地として再生できるよう努めていく。 ●森林や自然海岸の保全に努める。港湾整備等の公共事業は、周囲の景観と調和するよう整備する。 ●住民生活や生業の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		潜伏キリシタンの指導者屋敷跡（「仮の聖堂」跡）	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋を更新する場合は、周囲の景観との調和を図る。 ●仮の聖堂跡に設置された信仰復活の地碑は、地域の歴史や文化を示す物証であり、現状のまま保存する。石材の更新や移設は行わない。 ●住民の生活の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ●現在も利用されている墓地は、現状を維持し、利用の継続を図る。 ●廃絶した古い墓地は、住民の協力を得ながら保全に努める。保存状態が良好なものは、保存に影響が及ばない範囲で公開活用を図る。その際は、信仰空間であることに留意し、適切な方法で行う。
		興禅寺	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の構造、材料、色彩等の保存に努める。更新する場合は、高さ・色彩・屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式となるようにする。

構成資産の保護と調査研究

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
黒島の集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	興禅寺	<ul style="list-style-type: none"> ● 境内には、保存や宗教目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 潜伏キリシタンの名前が刻まれた梵鐘は、原則移設せずに保存する。 ● 宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		本村役所跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状維持を基本とする。 ● 保存又は活用目的以外に新たな建物や工作物を設けない。公園施設を更新する場合は、保存に影響がない範囲で行う。 ● 当面は公園として利用の継続を図り、将来に向けた整備活用の方針を検討する。
		初代黒島教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 境内には、管理・防災目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	黒島天主堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 初代黒島教会堂跡に立地する黒島天主堂は、土地利用の継承を示す建築物として、境内と一体で保存活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
黒島の集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物や工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、佐世保市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。 ● 周辺に影響を与える可能性がある現状変更等を行う場合は、佐世保市が設置する文化的景観の委員会に諮り、集落の様相と調和するように誘導する。 ● イノシシ被害を予防するため、墓地や農地の周囲に侵入防止柵を設置するとともに、わな等を用いて捕獲も行う。 ● 公開活用にあたっては、住民生活や生業活動に支障をきたさないよう留意し、見学動線の設定や各種便益施設の整備に取り組む。
潜伏キリシタンの指導者屋敷跡（「仮の聖堂」跡）	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、所有者が適切に行う。記念碑が設置された場所については、地域住民も協力して清掃や草刈り、記念碑の美化等を行う。 ● 公開活用にあたっては、住民生活に支障をきたさないよう留意し、公開範囲は、記念碑が設置された敷地に限定する。
潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用されている墓地は、地域住民が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。仕切牧墓地は、佐世保市が管理を委託する NPO 法人が適切に行う。 ● 保存状態の良い仕切牧墓地は、見学に必要な最小限の整備を行い、見学ツアー等で公開する。
興禅寺	<ul style="list-style-type: none"> ● 寺に所属する地域住民が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 ● 公開活用にあたっては、宗教活動に支障をきたさないよう留意する。公開範囲は、境内のみとし、建物内部の公開は行わない。
本村役所跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 ● 現在は、本村地区の公園となっており、当面は公園として利用を継続する。将来的な保存と活用については、所有者の意向を尊重しながら、構成資産の要素としての価値を損なわないよう適切な方法で行う。
初代黒島教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、黒島教会に所属する信徒が適切に行う。 ● 宗教行事との調整を図りながら、建物内部の公開を行う。公開時間中は、教会守を配置して見学マナーの周知を行う。

黒島の集落の保存管理の詳細は、附属資料6b「佐世保市黒島の文化的景観保存計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「佐世保市黒島の文化的景観整備活用計画」を参照されたい。

008 野崎島の集落跡

保存管理の基本的な考え方

- 野首・舟森・野崎の各集落跡に残存する石積み区画を確実に維持保存し、野崎島に形成された集落の様相を継承する。
- 沖ノ神嶋神社、神官屋敷跡、旧野首教会堂等の各建築物は、野崎島の潜伏キリシタンの歴史を伝える要素として、関係性の深いそれぞれの集落跡と一体で保存管理する。
- 島内には、禁教期と変らぬ良好な自然環

境が保全されており、潜伏キリシタンたちの生業と密接に関係する要素であるため、島全体を対象として保護に取り組む。

●無人島という特異な立地環境を考慮し、集落跡の維持管理体制の強化や防災設備の整備を計画的に推進する。また、今後増加が見込まれる来訪者の安全対策にも取り組む。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
野崎島の集落跡	顕著な普遍的価値を示す諸要素	野崎島の集落跡（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ●現状維持を基本とし、石積みに区画された土地形状を保存する。自然崩落した石積みは、復旧修理を行う。 ●農地跡には新たに作付けを行わない。 ●集落間を結ぶ里道や水路跡は現状を維持する。通行に支障がある箇所は、周囲の景観との調和を図りながら補修を行う。 ●島内の自然環境は自然公園として保全されており、現状を維持する。 ●石積みの保存に影響を及ぼす動植物に対して、定期的に駆除等の対策を行うとともに、管理体制を整備する。 ●来訪者の安全を確保し、適切な公開活用を図る。
		沖ノ神嶋神社	<ul style="list-style-type: none"> ●社殿の構造、材料、色彩等を保存する。更新する場合は、高さ・規模・屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ●境内には、保存及び宗教目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ●古来より残る海岸からの参道や境内の王位石は、社殿と併せ一体的に保存管理する。 ●宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ●現状維持を基本とし、保全に努める。 ●野生生物等によって毀損の恐れがある場合は、侵入防止柵等の対策を行う。 ●集落の歴史を象徴する場所として、集落跡と一体で活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
野崎島の集落跡	顕著な普遍的価値を示す諸要素	神官屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 社殿の構造・材料・色彩等を保存する。更新する場合は、高さ・規模・屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ● 敷地には、保存又は活用目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 保存整備を行い、展示施設として公開活用を図る。
		潜伏キリシタンの指導者屋敷跡 初代野首教会堂跡 瀬戸脇教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状維持を基本とし、保全に努める。 ● 管理又は防災目的以外で新たに建築物や工作物を設けない。
	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	旧野首教会堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 潜伏キリシタンの指導者屋敷跡に立地する旧野首教会堂は、土地利用の継承を示す建築物として、跡地と一体で保存活用を図る。
	顕著な普遍的価値に影響を及ぼす諸要素	野崎ガム	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落の様相と調和するよう緑化等の修景を行い、長期的に改善を図る。
野崎集落跡の港湾施設		<ul style="list-style-type: none"> ● 野崎島への唯一の交通手段として施設を維持する。 ● 見学マナーや資産価値を周知するための便益施設を整備する。 	

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
野崎島の集落跡（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ● 来訪者のためのガイダンス施設の整備等を行う場合は、小値賀町景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。あわせて、小値賀町が設置する文化的景観の委員会に諮り、集落の様相と調和するように誘導する。 ● 日常管理は、小値賀町の職員が行う。定期的に巡視を行い、石積みの崩落等の異常の有無を確認する。将来的には、ビジターセンターが整備されるため、その職員も巡視等の管理の一部を担う予定である。 ● 2014年に石積の崩落箇所調査を行っており、その調査結果に基づいて、計画的に崩落箇所の復旧修理を行う。修理を行う場合は、伝統的な工法で積み直す。 ● 石積みに区画された宅地跡や畑地跡の保存に影響を及ぼす草木については、定期的な伐採等を行う。また、野崎集落跡に残存する比較的新しい廃屋は、来訪者の安全確保の観点から解体撤去を検討する。 ● イノシシやシカ等の野生生物に対する侵入防止柵の設置や駆除を継続し、石積みの崩落や自然環境の悪化を未然に防ぐ。 ● 公開活用に当たっては、構成資産保護の観点から、来訪者の立入禁止区域を設定する。また、来訪者の安全確保のため、入島の際の管理手法を計画する。
沖ノ神嶋神社	<ul style="list-style-type: none"> ● 神社の所有者である宗教法人や所属する小値賀島の氏子が、定期的に訪れて異常の有無の確認や建物の換気を行う。 ● 社殿や境内の工作物がき損した場合は、速やかに復旧修理する。その場合は、十分に真实性を確保する。 ● 無人島となった現在も、宗教施設として維持されており、不定期で参拝客が訪れている。公開活用に当たっては、ツアーガイドが見学者を案内することとし、見学マナーの周知を行う。
潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、小値賀町の職員が行う。定期的に巡視を行い、石積みの崩落等の異常の有無を確認する。 ● 野生生物によって一部毀損が発生したことがあったため、墓地の周囲に侵入防止柵を設置した。
神官屋敷跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、小値賀町の職員が適切に行う。 ● 2016年に保存のための修理を行った。野崎島の価値を伝える展示施設として整備し、公開活用する。
潜伏キリシタンの指導者屋敷跡 初代野首教会堂跡 瀬戸脇教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、小値賀町の職員が適切に行う。集落跡全体の維持管理とあわせて定期的に草刈りや巡視等を行う。

野崎島の集落跡の保存管理の詳細は、附属資料6b「小値賀諸島の文化的景観保存計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「小値賀諸島の文化的景観整備活用計画」を参照されたい。

009 頭ヶ島の集落

保存管理の基本的な考え方

- 島内に形成された各集落の集落構造と土地利用を維持し、禁教期から続く集落の様相を継承する。家屋、農地等の生業空間、石造工作物、これらを取り巻く自然環境は、それぞれが有機的に結び付いて集落を構成しており、一体で保存管理する。
- 禁教期から解禁後にかけて形成された諸要素は、集落の様相を特徴付ける物証として、確実に維持保存する。
- 集落には、住民生活、生業、信仰に関する

空間が多く含まれている。保存管理に当たっては、これらを物質的に存続させるだけでなく、そこで行われる諸活動の持続性にも十分配慮する。また、公開活用がその妨げにならないようにする。

●頭ヶ島は、人口減少や高齢化が進行している地域である。構成資産を将来的に良好に維持管理するため、頭ヶ島の特性を活かした地域の振興や交流人口の拡大、人材の育成にも積極的に取り組む。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
頭ヶ島の集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	頭ヶ島の集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観を有する集落として一体で景観を保全する。景観と不調和を生じている建築物及び工作物については、計画的に修理修景を行う。 ●家屋は、高さ・色彩・屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。 ●農地の適正管理に努め、現状を維持する。耕作放棄地は農地としての回復に努め、目立つ場所については、定期的に草刈り等を行う。 ●集落内に多数分布する石垣の景観は、地域を特徴付ける要素であり、保全に努める。 ●森林や自然海岸の保全に努め、現状を維持する。 ●住民生活や生業の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		頭ヶ島白浜遺跡（墓地遺跡）	<ul style="list-style-type: none"> ●現状維持を基本とし、保全に努める。 ●現在の墓地は、住民の協力を得ながら現状を維持し、利用の継続を図る。 ●信仰空間であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		潜伏キリシタンの指導者屋敷跡（「仮の聖堂」跡） 初代頭ヶ島教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ●境内には、管理又は防災目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ●宗教施設であることに留意し、適切な公開活用を図る。
		前田儀太夫墓	<ul style="list-style-type: none"> ●現状維持を基本とする。墓碑の移設は行わないこととし、やむを得ない場合は、近接した場所に設置する。石材の更新は行わない。 ●墓地の公開は行わないこととし、写真展示等の代替的手法により公開していく。

構成資産の保護と調査研究

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
頭ヶ島の集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	頭ヶ島天主堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 初代頭ヶ島教会堂跡に立地する頭ヶ島天主堂は、土地利用の継承を示す建築物として、境内と一体で保存活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
頭ヶ島の集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、新上五島町景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。 ● 周辺に影響を与える可能性がある現状変更等を行う場合は、新上五島町が設置する文化的景観の委員会に諮り、集落の様相と調和するように誘導する。 ● 公開活用にあたっては、住民生活や生業活動に支障をきたさないよう留意し、見学動線の設定や各種便益施設の整備に取り組む。
頭ヶ島白浜遺跡（墓地遺跡）	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺跡内で建築物及び工作物の設置等が計画された場合には、事前に発掘調査等を行い、遺構・遺物の有無を確認する。新たに遺構が認められた場合には、必要な保護措置を講じ、遺跡の保存に影響が及ばないようにする。 ● 現在の墓地の日常管理は、地域住民が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 ● 公開は敷地外からの見学を主とし、信仰空間としての価値が損なわれないよう留意する。
潜伏キリシタンの指導者屋敷跡（「仮の聖堂」跡） 初代頭ヶ島教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、頭ヶ島教会に所属する信徒が適切に行う。所属する信徒数が少ないため、地域住民や新上五島町も日常の巡視や防災活動等に協力する。 ● 宗教行事との調整を図りながら、建物内部を公開する。公開時間中は、教会守を配置して見学マナーの周知を行う。
前田儀太夫墓	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、所有者が定期的に墓碑や敷地の清掃等を行い、適切に維持管理する。 ● 原則公開は行わない。ガイダンス施設における写真や映像展示等、保存に影響が及ばない方法で価値の伝達を行う。

頭ヶ島の集落の保存管理の詳細は、附属資料6b「新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「新上五島町崎浦の五島石集落景観整備活用計画」を参照されたい。

010 久賀島の集落

保存管理の基本的な考え方

- 島内に形成された各集落の集落構造と土地利用を維持し、禁教期から続く集落の様相を継承する。家屋や農地・漁業施設等の生業空間、これらを取り巻く自然環境は、それぞれが有機的に結び付いて集落を構成しており、一体で保存管理する。
- 禁教期から解禁後にかけて形成された諸要素は、集落の様相を特徴付ける物証として、確実に維持保存する。
- 集落には、住民生活、生業、信仰に関する

空間が多く含まれている。保存管理に当たっては、これらを物質的に存続させるだけでなく、そこで行われる諸活動の持続性にも十分配慮する。また、公開活用がその妨げにならないように留意する。

●久賀島は、人口減少や高齢化が進行している地域である。構成資産を将来的に良好に維持管理するため、久賀島の特性を活かした地域の振興や交流人口の拡大、人材の育成にも積極的に取り組む。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
久賀島の集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	久賀島の集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観を有する住居群（集落）としての景観を保全する。 ●家屋は、高さ・色彩・屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。 ●農地は、現状を維持し、利用継続を図る。耕作放棄された場所が多いため、可能な限り、農地として再生することに努めていく。 ●森林や自然海岸の保全に努め、現状を維持する。 ●住民生活や生業の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		仏教徒と潜伏キリシタンとが協働した作業場（田ノ浦港の漁港施設・大開集落の水田）	<ul style="list-style-type: none"> ●水田は、現状を維持し、農地として利用継続を図る。圃場整備等を行う場合は、周囲の景観との調和に努め、生業景観の継承を図る。 ●田ノ浦港は、現状を維持し、漁港施設として利用継続を図る。施設の整備を行う場合は、景観デザインの管理を徹底し、周囲の景観との調和に努める。ロク口場は、現状を維持する。 ●生業の場であり、原則公開は行わない。
		潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ●現在も利用されている墓地は、現状を維持し、利用の継続を図る。 ●廃絶した古い墓地は、住民の協力を得ながら保全に努める。保存状態が良好なものは、保存に影響が及ばない範囲で公開活用を図る。その際は、信仰の場であることに留意し、適切な方法で行う。

構成資産の保護と調査研究

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
久賀島の集落	顕著な普遍的価値を示す諸要素	牢屋の窄殉教地	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状維持を基本とし、保存又は宗教目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 教会堂を更新する場合は、五島市景観計画を遵守し、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ● 信仰の場であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る。
		浜脇教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 境内には、保存や宗教目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 宗教施設であることに留意し、適切な方法で公開活用を図る
		旧五輪教会堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 教会堂の主要な構造及び外壁について、厳密な保護を図る。原則として、当初部材は、材料自体の保存を行い、定期的に取り替え等を行う部位についても、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う。 ● 境内には、管理又は防災目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 文化財として広く一般公開する。かつて宗教施設であったことに留意し、適切な方法で公開活用する。
		永里教会堂跡 細石流教会堂跡 赤仁田教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状維持を基本とし、保全に努める。 ● 新たに建築物や工作物等を設置する場合には、五島市景観計画を遵守する。 ● 公開活用の方法を検討する。
	顕著な普遍的価値を示す諸要素と密接に関わる諸要素	浜脇教会堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 浜脇教会堂跡に立地する現在の浜脇教会堂は、土地利用の継承を示す建築物として、境内と一体で保存活用を図る。

構成資産の保護と調査研究

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
久賀島の集落（集落の土地利用形態）	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、五島市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。 ● 周辺に影響を与える可能性がある現状変更等を行う場合は、五島市が設置する文化的景観の委員会に諮り、集落の様相と調和するように誘導する。 ● 公開活用にあたっては、住民生活や生業活動に支障をきたさないよう留意し、見学動線の設定や各種便益施設の整備に取り組む。
潜伏キリシタンの墓地	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用されている墓地は、地域住民が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 ● 廃絶された古い墓地は、五島市が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。維持管理には、地域住民の参画が不可欠であり、地域住民を中心とする管理体制の整備を検討する。 ● 保存状態が良好な墓地に限定して公開する。周辺には見学に必要な案内板や解説板を整備し、価値の伝達を行う。
仏教徒と潜伏キリシタンとが協働した作業場（田ノ浦港の漁港施設・大開集落の水田）	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、所有者又は管理者が適切に行う。 ● 利用継続のために水田の圃場整備や漁港施設の更新を行う場合は、五島市景観計画を遵守し、真实性の確保と周囲の景観との調和に十分配慮して行う。 ● 生業空間であるため原則非公開とする。ガイダンス施設の展示やパンフレット等の代替手法で価値の伝達を行う。
牢屋の窄殉教地	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、浜脇教会に所属する信徒が定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 ● 公開活用にあたっては、隣接する牢屋の窄教会堂の宗教活動に支障をきたすことがないように留意し、信仰空間としての価値を損なわないようにする。
浜脇教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、浜脇教会に所属する信徒が適切に行う。境内は、定期的に清掃や草刈り等を行い、適切に維持管理する。 ● 宗教行事との調整を図りながら、建物内部を公開する。今後、来訪者が増加することも予想されることから、地域信徒が公開時間中の管理者の配置を検討中である。

構成資産の要素	方法
旧五輪教会堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、五島市から委嘱を受けた文化財監視人が保存管理計画にしたがって適切に行う。 ● 五島市に寄贈された1986年に大規模な修復を行っており、保存状態は良好である。教会堂が立地する敷地は、雨水排水対策等の周辺環境整備を行う。 ● 教会堂には、火災報知機と消火器が設置されているが、防火設備の充実を図るため、2022年～2023年にかけて、易操作性消火栓、建物周辺に可動式の消防ポンプ等を設置する。また、管理者が常駐していないため、防火管理体制を強化していく。 ● 建物内部を公開する。公開時間中は、教会守を配置して見学マナーの周知を行う。 ● 急傾斜地対策などの措置を検討し、敷地の周辺環境の改善を図っていく。
永里教会堂跡 細石流教会堂跡 赤仁田教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転を行う場合には、五島市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成基準を遵守する。 ● 土地建物は、現在利用されていない状態であり、今後適切な公開活用の方法を検討する。

久賀島の集落の保存管理の詳細は、附属資料6b「五島市久賀島の文化的景観保存計画」、旧五輪教会堂の保存管理の詳細は、附属資料6b「旧五輪教会堂保存管理計画」を参照されたい。また、整備活用の詳細は、附属資料6b「五島市久賀島の文化的景観整備活用計画」を参照されたい。

011 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）

保存管理の基本的な考え方

- 解禁後の江上集落の様相を象徴する江上天主堂を確実に維持保存する。また、境内に立地する司祭館や水路の石積み、樹木等も、その一部として保全する。
- 江上天主堂の周辺の地勢は、潜伏キリシタンの移住環境を典型的に表しており、自然環境も含めて集落と一体で保全する。
- 旧江上小学校校舎等、集落の様相と不調和を生じている諸要素については、計画的に撤去修景を行う。また、新たに建築物及び工作物の設置等を行う場合は、既存集落との調和を図り、良好な集落景観の形成を推進する。
- 江上集落は、人口減少や高齢化が進行している地域であることから、地域住民と行政が連携して構成資産の維持管理に当たるとともに、管理体制や支援策を検討する。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）	顕著な普遍的価値を示す諸要素	江上天主堂 初代江上教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 教会堂の主要な構造及び外壁について、厳密な保護を図る。原則として、当初部材は、材料自体の保存を行い、定期的に取り替え等を行う部位についても、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等を保存する。 ● 境内には、管理又は防災目的以外で新たに建物や工作物を設けない。 ● 宗教施設であることに留意し、適切な公開活用を図る。
		地勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的な地形を尊重し、価値保全の目的以外で不用意に土地区画の形質変更等は行わない。 ● 建築物及び工作物の設置を行う場合は、位置・高さ・色彩・形態意匠等について、集落の様相との調和を図る。 ● 広告物の氾濫は、景観を悪化させる原因となるため、自家用広告物のみとし、宣伝用広告物の設置は認めない。 ● 送電線塔、電波塔等は極力新たに立地しない。建替え等の場合は極力高さを抑え、目立たない位置に設置する。
	顕著な普遍的価値に影響を及ぼす諸要素	旧江上小学校跡地	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧江上小学校校舎は、集落景観の改善を図る目的で2017年～2018年にかけて解体撤去した。 ● 敷地は当面、江上天主堂の便益施設用地として利用しつつ、修景・景観整備計画に基づいた整備を図っていく。

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
江上天主堂 初代江上教会堂跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、奈留教会に所属する信徒が保存管理計画にしたがって適切に行う。所属する信徒数が少ないため、地域住民や五島市も日常の巡視や防災活動等に協力する。 ● 教会堂の外壁や内装の経年劣化が進行していたため、2016年～2017年にかけて修理を行った。 ● これまで段階的に防火・防犯設備を整備している。また、信徒と地域住民が協力して定期的に消火訓練を行っており、災害への備えは万全である。 ● 宗教行事との調整を図りながら、建物内部を公開する。公開時間中は、教会守を配置して見学マナーの周知を行う。
地勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の形質変更や建築物及び工作物の設置等を行う場合は、五島市景観計画に示す景観形成方針及び景観形成規準を遵守する。将来的に旧江上小学校跡地の整備を行う場合にも同様の取扱いとする。 ● 旧江上小学校校舎は、2017年～2018年にかけて解体撤去した。また、五島市は、旧江上小学校跡地の修景・景観整備計画を策定しており、計画に基づき、構成資産の保護の観点から、適切な土地の活用方法を目指していく。

江上天主堂の保存管理の詳細は、附属資料6b「江上天主堂保存管理計画」を参照されたい。

012 大浦天主堂

保存管理の基本的な考え方

- 信徒発見の場である大浦天主堂は、潜伏キリシタンが信仰を告白した当時とほぼ変わらぬ状態で維持されており、土地建物を確実に保存する。
- 旧羅典神学校・旧長崎大司教館・旧伝道師学校は、潜伏キリシタンがカトリックに復帰した各集落の成立に深く関与する建築物であり、大浦天主堂とあわせて維

- 持保存する。
- 伝統的建造物群保存地区の一角として、構成資産の周辺環境に配慮した一体的な保護と景観の調和に努める。
- 顕著な普遍的価値の普及啓発と交流人口の活性化に貢献する場所を目指し、適切な整備活用を推進する。

構成資産の個別要素の保存管理の方針

構成資産	分類	主要な要素	保存管理の方針
大浦天主堂	顕著な普遍的価値を示す諸要素	大浦天主堂 旧羅典神学校 旧長崎大司教館	<ul style="list-style-type: none"> ●各建物の主要な構造及び外壁について、厳密な保護を図る。原則として、当初部材は、材料自体の保存を行い、定期的に取り替え等を行う部位については、材料の形状・材質・仕上げ・色彩等を保存する。 ●大浦天主堂は、宗教施設としての機能を保持しつつ、見学施設として一般公開する。 ●旧羅典神学校と旧長崎大司教館は、展示施設として一般公開する。
		旧伝道師学校	<ul style="list-style-type: none"> ●建設当初の姿を目指して保存修理を行い、その価値の顕在化に努める。 ●活用計画に基づいて、活用の方向性を協議していく。
		大浦天主堂境内	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の形質変更は、保存管理又は防災上必要な場合に限る。 ●境内の煉瓦造、石造の工作物は、各建物と一体的に保存する。 ●地下遺構等については、計画的に調査を行い、その価値を明らかにする。 ●樹木や植生等の境内地の環境を管理し、歴史的景観を保全する。また、各建物への眺望を確保する。

保存管理の具体的な方法

構成資産の要素	方法
大浦天主堂 旧羅典神学校 旧長崎大司教館	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、宗教法人の職員が保存管理計画にしたがって適切に行う。 ● 大浦天主堂は 1947 年から 1952 年、旧羅典神学校は 1979 年から 1981 年にかけて保存修理を行っており、保存状態は良好である。旧長崎大司教館は、施設整備にあわせて屋根と外部塗装の修理を行っている。 ● 境内と各建物には、これまで段階的に防火・防犯設備を整備している。また、職員と地域住民が協力して定期的に消火訓練を行っており、災害への備えは万全である。 ● 大浦天主堂は、宗教行事との調整を図りながら、一般に公開する。また、宗教行事と直接関係ない活用は制限する。旧羅典神学校は、キリスト教の歴史を伝える展示施設として活用する。旧長崎大司教館についても、旧羅典神学校とあわせた展示施設として活用するため、施設整備を行っている。
旧伝道師学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在利用されておらず、職員が定期的に巡視し、異常の有無を確認する。 ● 2016年に行った建物調査や活用計画の結果をもとに、今後の活用の方向性を協議していく。
大浦天主堂境内	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常管理は、職員が保存管理計画にしたがって適切に行う。 ● 境内は、定期的に草刈りや樹木の伐採を行う。 ● 建物直近の樹木は、剪定や枝透きを行い、建物への眺望を確保する。 ● 境内の煉瓦工作物や石造物は、現状を維持する。修理を要する場合は、旧状に復することを原則とする。その他の工作物は、工法・材料・意匠等について周辺環境との調和に留意して修理を行う。 ● 不要となった浄化水槽や焼却炉等は修景の観点から撤去する。

大浦天主堂と旧羅典神学校の保存管理の詳細は、附属資料6b「大浦天主堂・旧羅典神学校保存管理計画」、旧長崎大司教館と旧伝道師学校を含む境内の保存管理の詳細は、附属資料6b「大浦天主堂境内保存管理計画」を参照されたい。

(2) 調査研究の推進

a) 構成資産の調査と研究

各構成資産の真実性と完全性を維持し、適切に保存管理を行うため、関係地方公共団体は、引き続きその調査と研究に取り組むこととする。

原城跡では、発掘調査を行っていない地区の調査や出土した遺構・遺物の研究を積極的に行い、城郭の全体構造や歴史的変遷等の解明に努める。また、歴史資料の調査をあわせた学際的な研究を行うこととする。これら調査研究で得られた成果は、遺構の展示施設等を整備する際に参照し、考古学的事実に則った適切な公開活用を推進する。地上の石垣等を修復する際は、これまでの調査で明らかにした考古学的事実を踏まえて行う。

各集落では、伝統的家屋調査や墓地の発掘及び石造物調査等を行い、その履歴を把握し、集落全体の歴史的変遷の解明に役立てる。集落跡、教会跡、墓地跡などすでに廃絶したものの痕跡について、写真測量又は航空測量もしくはこれらに類する技術を用いて、包括的な記録資料を作成する。また、

集落景観を特徴付けている石垣等の構築技術を把握し、修理の際にその成果を反映させることで、伝統的な集落の様相を維持する。さらに、今日の集落に継承された信心具の所在確認調査にも取り組み、これらが散逸しないよう、詳細な調査研究による目録等を作成し、法的手法による保護を整備する。また、保存に影響の及ばない範囲で公開活用を図っていく。

大浦天主堂や各集落の教会堂と関連施設は、これまでに建物構造の把握や建築当初の部材や改変箇所の特定に努めており、建物の修理を行う際は、調査で明らかにした建築物としての価値の保存を前提として、適切に修理を行う。また保存修理の際は、さらに詳細な調査を行い、建物の特徴や構造の把握に努めることとする。

b) 関連文化財の調査と研究

長崎と天草地方には、推薦資産のみならず 16～19世紀のキリスト教関連の有形・無形の文化財が多く存在する。具体的には、長崎と天草地方には有馬氏以外のキリシ

構成資産の保護と調査研究

タン大名の城跡やこれと一体となる貿易港、キリシタンの墓地や墓碑、禁教期の潜伏集落、伝承地等が挙げられる。また、構成資産と同じくキリスト教解禁後に建造された教会堂も多数残っており、そのなかには、構成資産に含まれる教会堂の建造に関与した外国人宣教師や日本人大工の設計施工によるものもある。

これらは推薦資産の顕著な普遍的価値の理解に有用なものであり、また地域の歴史を特徴付ける文化財であることから、関係地方公共団体は、これらの調査研究にも取り組むこととする。さらに、現在消滅の危機にあるかくれキリシタンの信仰生活を記録する調査等、無形文化財の保護にも取り組んでいく。

なお、各構成資産や関連する文化財の調査研究の成果は、文化庁や外部の専門家の評価の上で、調査報告書としてまとめられている。また、博物館展示等の普及啓発活動を通じて広く一般に公開されている。主な成果を表 4-005 に示す。

c) 調査研究体制の充実

関係地方公共団体は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に関する調査研究体制を整えることとする。今後はその

体制のもとに、多角的な観点から学術的な調査を推進する他、資産に関わる文献資料・歴史資料の収集やこれまでに行われてきた調査研究の成果の蓄積を行うこととする。また、国内外の研究機関、研究者とのネットワークを形成し、有益な情報交換を行い、推薦資産とこれに関連する文化財の調査研究を継続的に行っていく。

構成資産の保護と調査研究

表 4-005 推薦資産に関連する主な調査研究成果一覧

項目	資料名	発行年 実施年
構成資産	原城跡 - 平成 13 ~ 20 年度の調査 -	2010
	平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書	2009
	平戸島西海岸地域の景観保全に関する研究	2013
	天草市崎津の漁村景観保存調査報告書	2010
	崎津・今富の集落調査報告～史料編～	2013
	崎津・今富の集落調査報告～史料編 2～	2013
	長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書	2013
	長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書 資料編	2013
	佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書	2011
	小値賀諸島の文化的景観保存調査報告書	2011
	新上五島町崎浦の五島石集落景観保存調査報告書	2012
	五島市久賀島の文化的景観保存調査報告書	2011
	大浦天主堂境内及び教会施設調査報告書	2012
構成資産を構成する要素 (建築物・墓地等)	復活の島 - 五島・久賀島キリスト教墓碑調査報告書	2007
	出津教会保存修理工事報告書	1999
	旧出津救助院授産場ほか 1 棟建造物保存修理工事報告書	2012

構成資産の保護と調査研究

項目	資料名	発行年 実施年
構成資産を構成する要素 (建築物・墓地等)	旧羅典神学校修理工事報告書	1981
	長崎県のカトリック教会	1977
	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物調査報告書	2011
推薦資産に関連する文化財等	日本キリシタン墓碑総覧	2012
	長崎県歴史資料調査 キリシタン関連資料	1980
	長崎県のカクレキリシタン -長崎県カクレキリシタン習俗調査事業報告書-	1998
	長崎県内の多様な集落が形成する文化的景観保存調査報告書	2013
	崎津古墓 1	2015
	ド・口神父記念館（いわし網工場跡）保存修理工事報告書	2001
	重要文化財黒島天主堂耐震対策・保存修理工事報告書	2021
公開活用	パチカンの名宝と文化	2008
	長崎の教会群とキリスト教関連世界遺産フォーラム キリスト教文化の密かな継承	2012
	長崎の教会群とキリスト教関連世界遺産シンポジウム キリスト教文化の密かな継承	2012
	聖母が見守った奇跡～長崎の教会群とキリスト教関連遺産～	2015

2. 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

世界遺産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、各構成資産と周辺環境が調和した景観の保全と形成を図るためには、各構成資産に対し適切な緩衝地帯の設定を行い、負の影響の除去や良好な景観形成のための修景・景観整備事業に積極的に取り組む。

構成資産ごとの特徴・立地に基づき、緩衝地帯を設定し、緩衝地帯の保全に当たっては、景観法・都市計画法等の法律やその

他条例・要綱等の法令・制度等に基づく適切な運用・実施を図ることとする。

修景・景観整備の対象とする範囲は、構成資産及び緩衝地帯を中心に、構成資産からの眺望の届く範囲や、港など主要な交通拠点からのアクセスルート周辺など、構成資産との景観的な関連の深い範囲も含む。

なお、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産周辺の修景・景観の整備については、共通する方針を示した。

包括的保存管理計画の構成対応図（表1-001）のうち項目2の対応策と具体的な取組

課題	課題番号	構成資産共通の対応策		具体的な取組		計画番号
		a)	b)	[1]	[2]	
緩衝地帯の保全（世界遺産にふさわしい周辺環境の維持）	2-(1)	a)	各構成資産の緩衝地帯の設定 法令・制度等による保全	[1]	景観法に基づく景観保全	2-(1)-a)-b)-[1]
		b)		[2]	文化財保護法に基づく景観保全	2-(1)-a)-b)-[2]
				[3]	自然公園法に基づく自然環境の保全	2-(1)-a)-b)-[3]
				[4]	その他関連法令による景観保全	2-(1)-a)-b)-[4]
構成資産周辺の修景・景観整備（世界遺産にふさわしい周辺景観の向上）	2-(2)	a)	構成資産共通の整備事業の方針 構成資産の類型ごとの修景・景観整備事業のあり方 整備検討プロセスの考え方の共有	[1]	景観阻害要因の除去及び修景・景観整備の実施	2-(2)-a)-b)-c)-[1]
		b)		[2]	屋外広告物の規制及び違反広告物の撤去	2-(2)-a)-b)-c)-[2]
		c)		[3]	既存及び新設の施設等における景観への配慮	2-(2)-a)-b)-c)-[3]

(1) 緩衝地帯の保全（世界遺産にふさわしい周辺景観の維持）

a) 構成資産の緩衝地帯の設定

緩衝地帯については、推薦資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、構成資産と周辺環境が調和した現在の良好な景観の保全を図ることを目的とする区域であることを念頭に置き、構成資産ごとに範囲を設定した。

基本的に、緩衝地帯は構成資産と一体感のある周辺環境（セッティング）の範囲とした。緩衝地帯の境界線は、法律・条例等に基づく規制区分の境界、土地の所有境界、行政界、道路等の施設等も考慮し、人々の

認知が可能な明確な境界として設定した。

なお、緩衝地帯に対しては、景観法をはじめ文化財保護法・自然公園法等の法律及び関係地方公共団体が定める条例により、構成資産の周辺環境としての保護措置を講じている。

構成資産の緩衝地帯の設定方針と根拠については、表 4-006 に整理している。その設定範囲は、図 4-001 ～ 4-011 のとおりである。

表 4-006 構成資産の緩衝地帯の設定方針と根拠

構成資産名		概要
001	原城跡	原城跡の緩衝地帯は、原城跡の北に位置し、原城跡とも歴史的な関係が深い日野江城跡との相互の視覚的つながりを重視し、双方からの視認範囲を基準とした。緩衝地帯の範囲内には、原城跡の周辺の海域、日野江城跡へと連続する農用地及び市街地も含めた。緩衝地帯の境界線は、字界・道路界を根拠として設定した。また、海域の範囲は、原城跡の海に突出した3つの基準点から沖合1kmの範囲に設定した。
002 003	平戸の聖地と集落	春日集落及び安満岳、中江ノ島の緩衝地帯は、相互の視覚的なつながりを重視し、それらの全体を含む範囲として一体的に設定した。安満岳・春日集落・中江ノ島を保全するために必要な範囲のみならず、構成資産と関連性を有する平戸島西海岸の集落を含む範囲も加えることとした。また、周辺海域における開発の可能性を考慮し、自然公園法の普通区域の範囲を追加した。緩衝地帯の境界線は、海岸線・字界・林班界を根拠として設定し、海域は平戸島及び中江ノ島の海岸線から沖合1kmまでの範囲を含むよう設定した。
004	天草の崎津集落	天草の崎津集落の緩衝地帯は、入り江に面する崎津集落とその周囲の山並みが一体の景観として保全できるように必要な範囲とした。緩衝地帯の境界線は、海岸線、山・丘陵の稜線、土地所有の境界線を根拠として設定し、崎津教会堂の周辺から望む海域の展望景観を保護するために海上に設定した景観形成地域（「番所の鼻」のある海岸線から南へ伸ばした線と崎津灯台のある海岸線から西に伸ばした線で囲まれる海域）を含めることとした。
005	外海の出津集落	外海の出津集落の緩衝地帯は、出津川流域の潜伏キリシタン集落と周辺の斜面地形に見られる段畑が一体となって形成する禁教期以来の良好な石積みの集落景観を保全するために必要な範囲とした。また、小濱浦から五島列島への良好な眺望を保全するため、その直近の海域を加えた。緩衝地帯の境界線は、海岸線、山・丘陵の稜線、町界、道路界、土地所有境界線等を根拠とし、海域は小濱浦を基準として沖合500mの範囲に設定した。
006	外海の大野集落	外海の大野集落の緩衝地帯は、大野岳から海に向かって広がる斜面地形に形成された大野集落周辺の景観を保全するために必要な範囲とした。また、海岸から五島列島への良好な眺望を保全するために、その直近の海域（海岸線から沖合500mの範囲）を加えた。緩衝地帯の境界線は、陸域は海岸線及び字界を基準としつつ、道路界又は土地所有境界線等を根拠とし、海域は海岸線上の3つの基準点から西の沖合500mに位置する3点を相互に結んだ範囲に設定した。

構成資産名		概要
007	黒島の集落	黒島の集落の緩衝地帯は、禁教期以来の様相を留める黒島の景観を保全するために必要な範囲とし、海域における開発の可能性を考慮して周辺海域を含むように設定した。 緩衝地帯の境界線は、黒島の四周の海岸線から沖合1kmの範囲に設定した。
008	野崎島の集落跡	野崎島の集落の緩衝地帯は、野崎島の良好な自然環境を保全するために必要な範囲とした。 海域における開発の可能性を考慮し、島の四周の海岸線から沖合1kmまでの周辺海域を含むように設定した。
009	頭ヶ島の集落	頭ヶ島の集落の緩衝地帯は、頭ヶ島全体の自然環境の一体的保全と、上五島空港（資産範囲の東側に位置し、現在は使われていない）で今後行われる可能性のある開発に対する景観誘導等の必要性を考慮し、頭ヶ島の全域を含む範囲とした。さらに、海域における開発の可能性を考慮し、白浜集落の対岸に存在する口ク口島及び頭ヶ島周辺の海域の両者を含むよう設定した。 緩衝地帯の範囲は、頭ヶ島の海岸線から沖合1kmまでの周辺海域及び頭ヶ島から視認できる陸域を基準として、海岸線及び山・丘陵の稜線を根拠として設定した。
010	久賀島の集落	久賀島の集落の緩衝地帯は、禁教期以来の様相を留める久賀島の景観を保全するために必要な範囲とし、海域における開発の可能性を考慮して周辺海域を含めるよう設定した。 緩衝地帯の境界線は、久賀島の四周の海岸線から沖合1kmの範囲に設定した。
011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）の緩衝地帯は、狭隘な迫地形に形成された江上集落周辺に広がる地形と自然環境を一体的に保全するために必要な範囲とした。また、海側から江上集落への眺望を確保するため、漁港漁場整備法の漁港区域を含む周辺海域を加えた。 緩衝地帯の境界線は、陸域は山・丘陵の稜線、谷、海岸線、海域は大串湾の入口にある岬を結んだ線を根拠として設定した。
012	大浦天主堂	大浦天主堂の緩衝地帯は、周辺の都市開発が天主堂からの眺望景観に与える可能性のある負の影響を考慮し、天主堂からの視認範囲に周辺市街地を加えた範囲とした。 緩衝地帯の境界線は、町界・道路界・海岸線、土地所有の境界線を利用して設定した。

001 原城跡

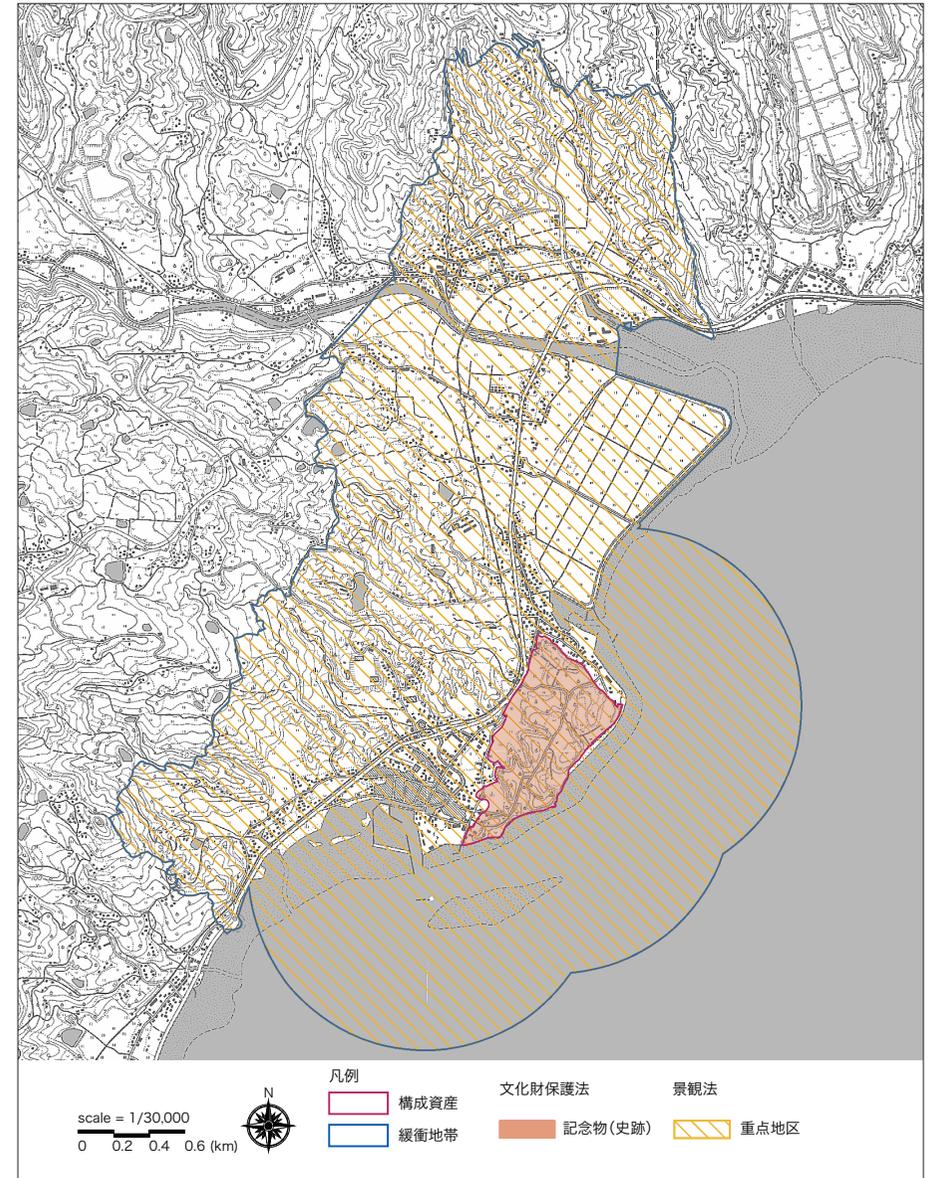


図 4-001 緩衝地帯における法規制図

002 平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）

003 平戸の聖地と集落（中江ノ島）



図 4-002 緩衝地帯における法規制図

004 天草の崎津集落

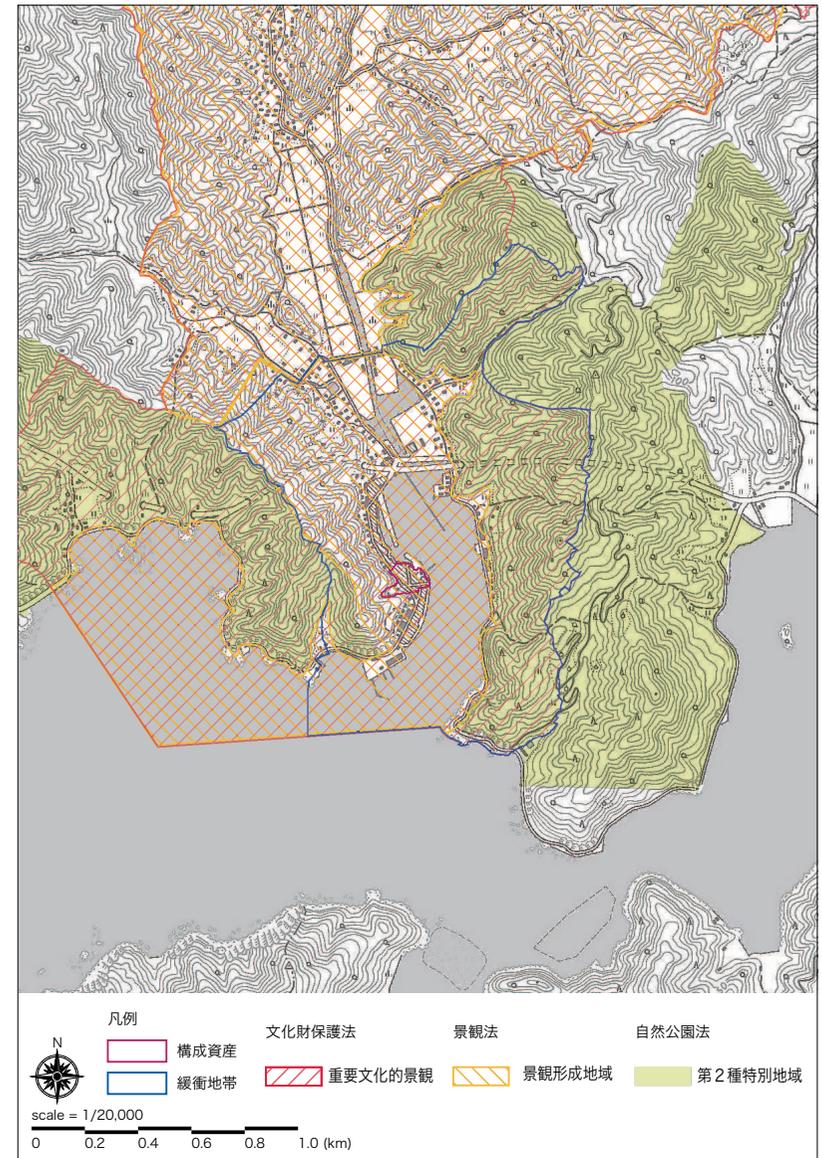


図 4-003 緩衝地帯における法規制図

005 外海の出津集落

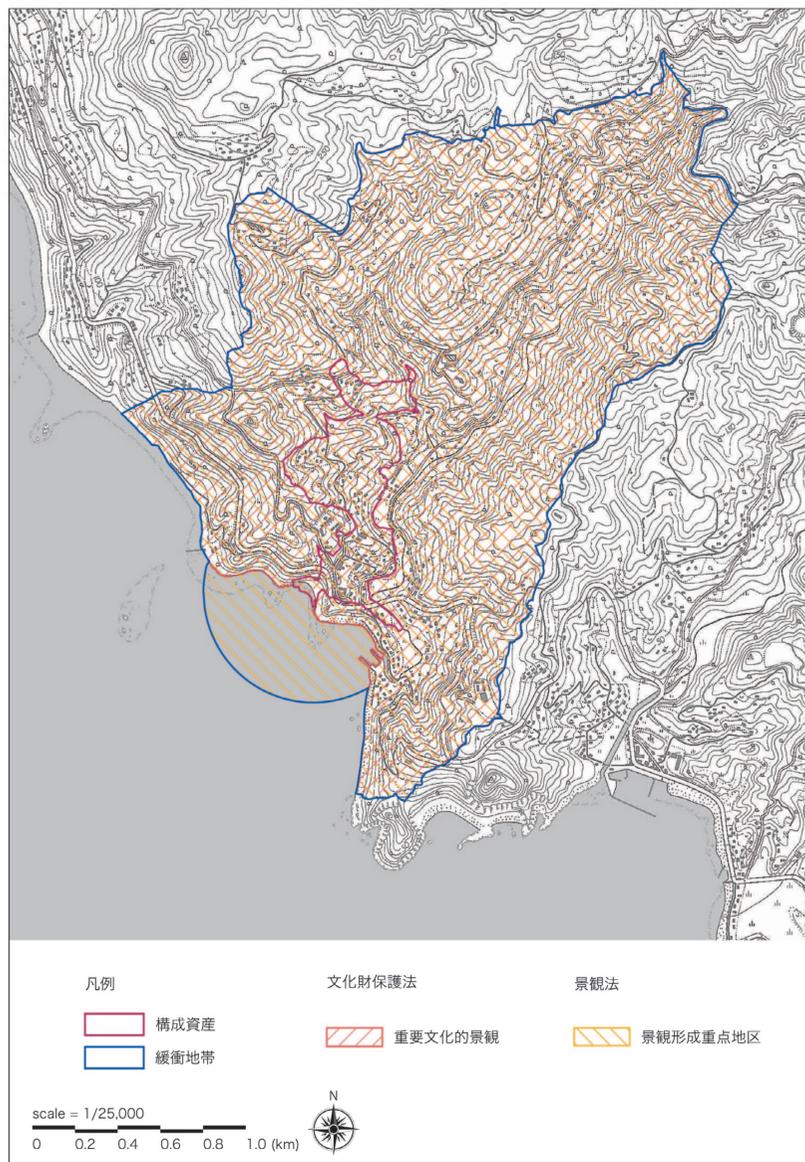


図 4-004 緩衝地帯における法規制図

006 外海の大野集落

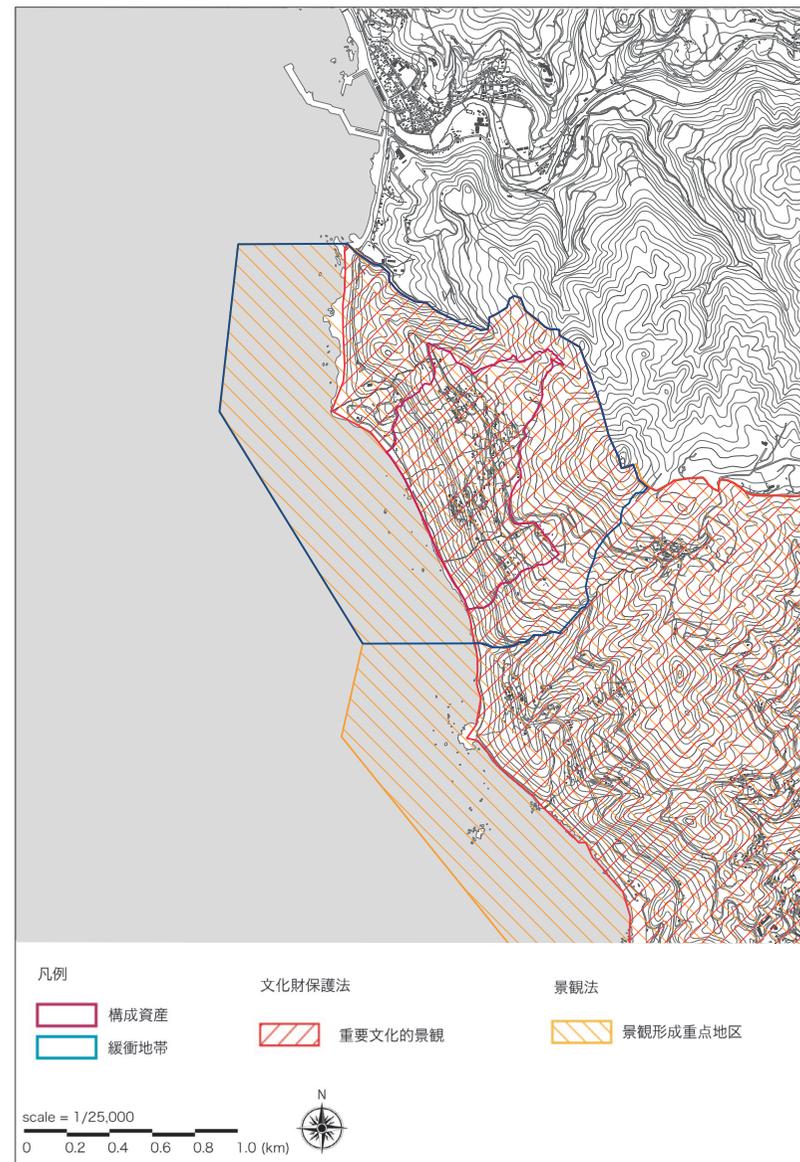


図 4-005 緩衝地帯における法規制図

007 黒島の集落



図 4-006 緩衝地帯における法規制図

008 野崎島の集落跡

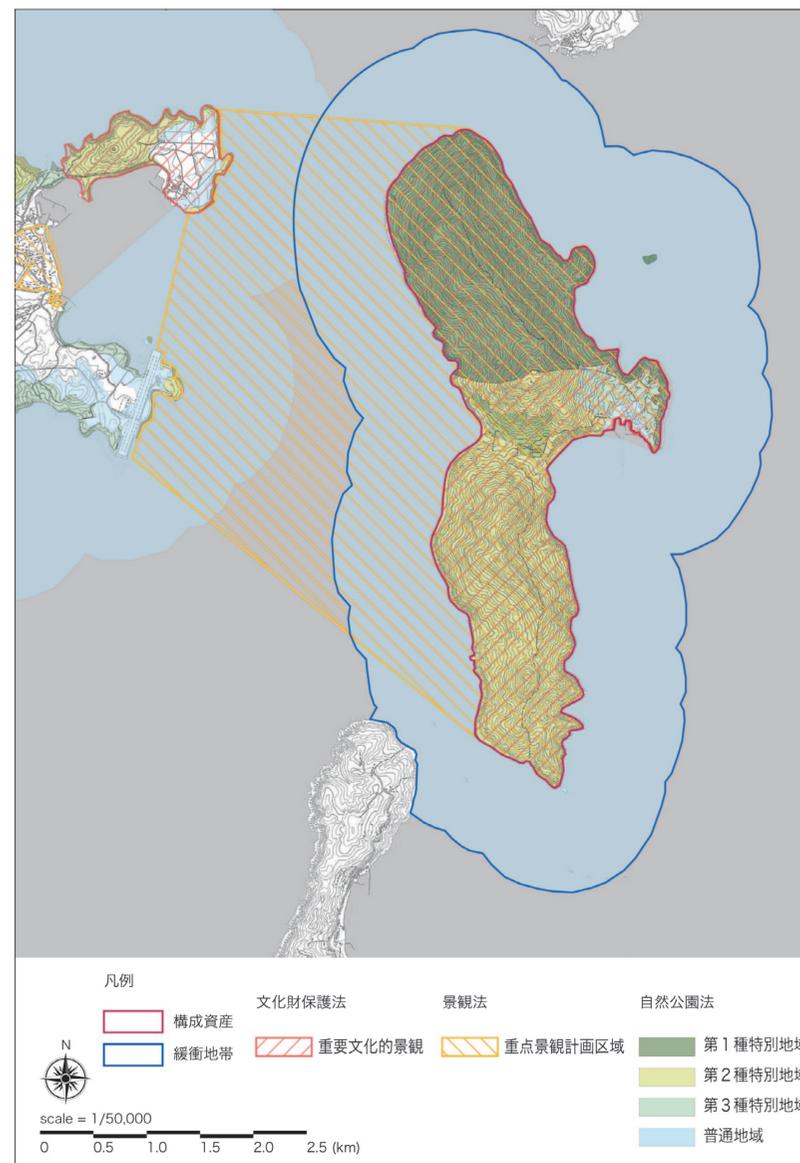


図 4-007 緩衝地帯における法規制図

009 頭ヶ島の集落

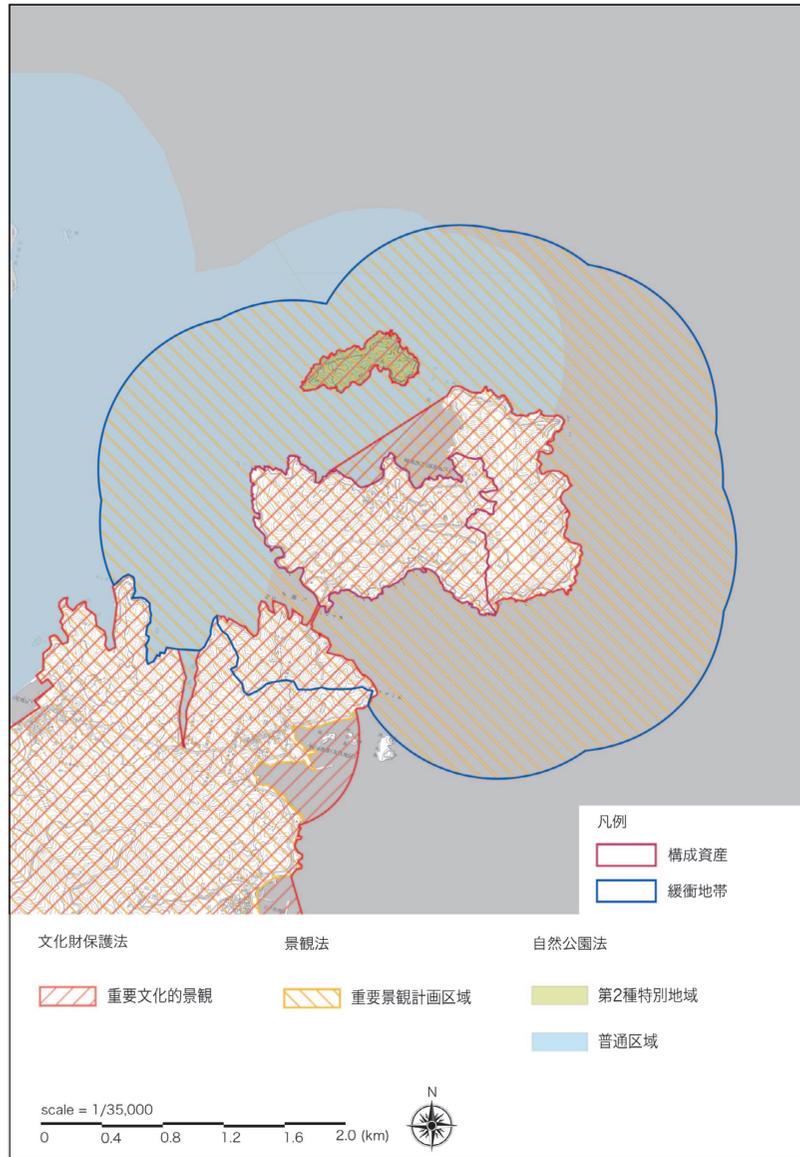


図 4-008 緩衝地帯における法規制図

010 久賀島の集落

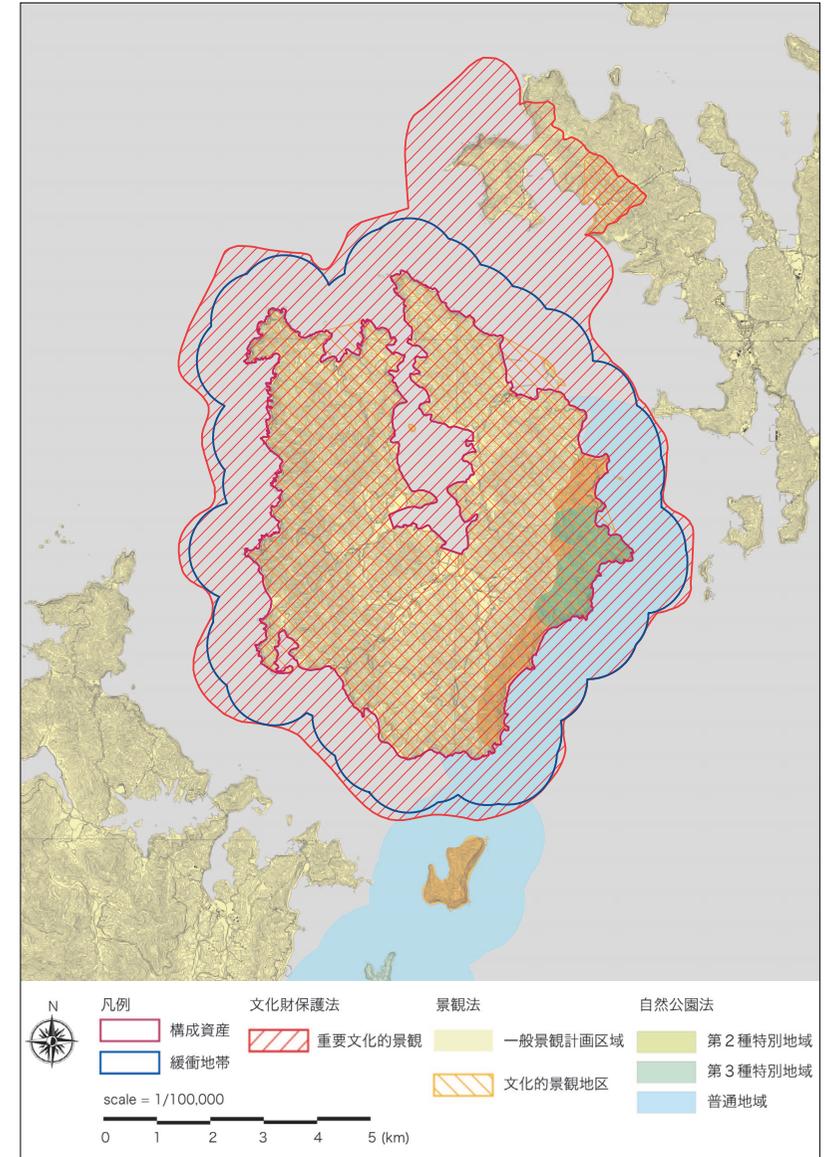


図 4-009 緩衝地帯における法規制図

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

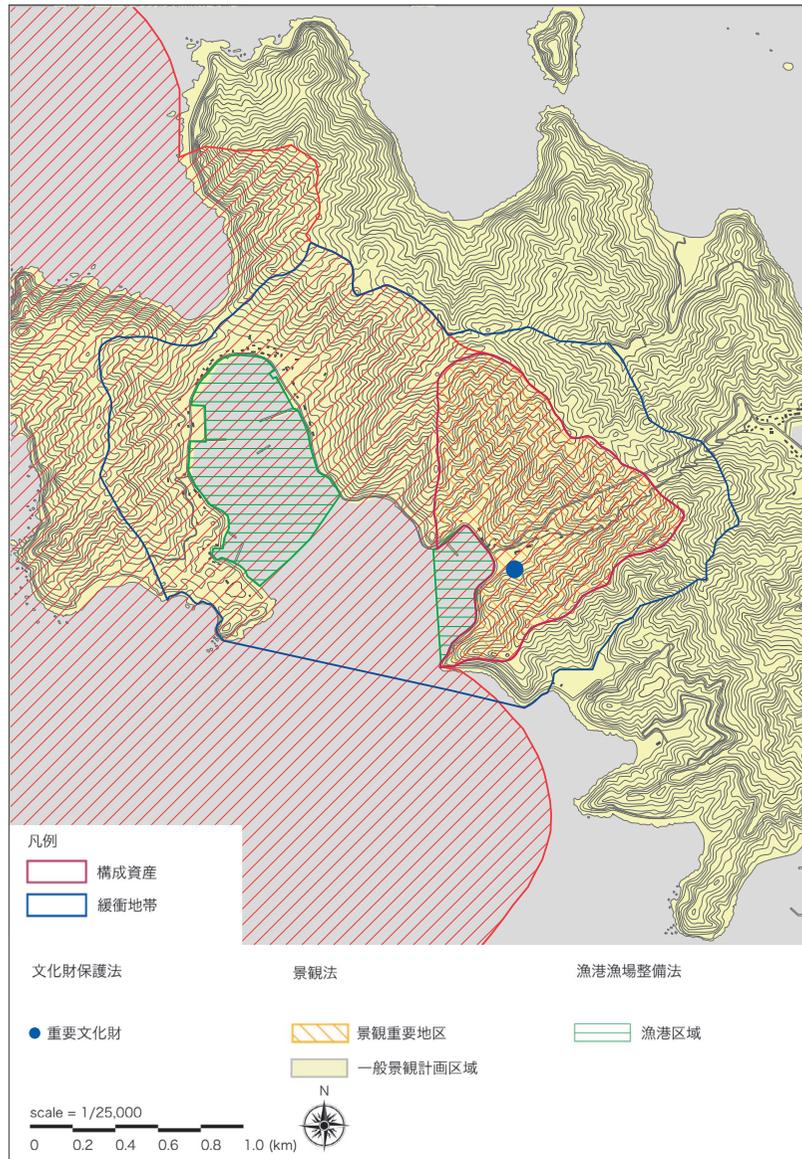


図 4-010 緩衝地帯における法規制図

012 大浦天主堂

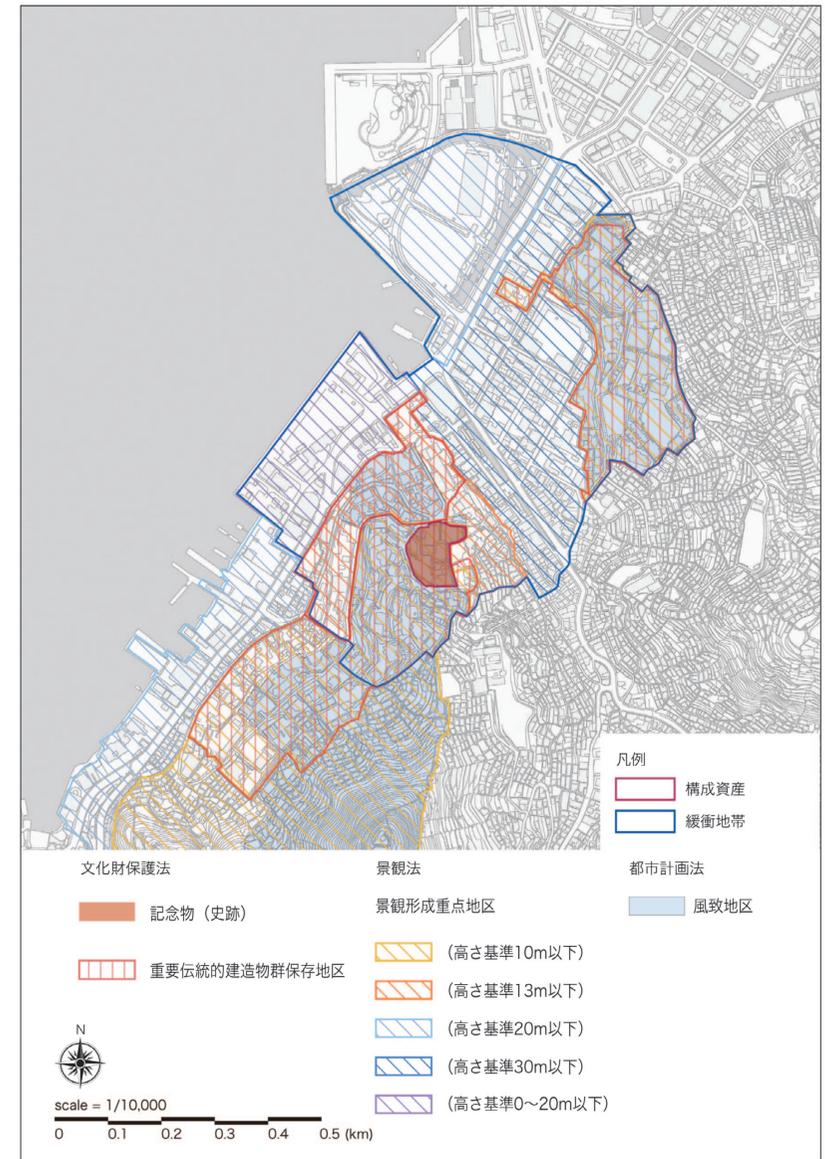


図 5-011 緩衝地帯における法規制図

b) 法令・制度等による保全

緩衝地帯の保全は、景観法・文化財保護法・自然公園法など緩衝地帯に適用される法律及びこれらの法律に基づいて定められた条例及び関連諸計画を適切に運用して行う。

緩衝地帯における建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為は、文化財保護法、都市計画法、景観法、自然公園法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、漁港漁場

整備法、屋外広告物法及び関係地方公共団体が定める条例等によって規制されている。それらの行為を行う場合には事前の許可又は届出が義務付けられ、適用される法令・制度の趣旨に従って関係機関が適切に指導・助言することにより構成資産の周辺環境が良好に保全される。

なお、各構成資産及び緩衝地帯に適用される法令制度の概要を表 4-007、適用状況を表 4-008 に示す。

表 4-007 構成資産に適用した各法令・制度等の概要

根拠法令	目的・概要	制度・対象区域名	許可/届出等	規制の対象となる行為	罰則
文化財保護法	文化財の保存及び活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。	史跡	禁止	●滅失、毀損又は衰亡	懲役、禁錮又は罰金
			許可	●現状変更 ●保存に影響を及ぼす行為	罰金、過料
			届出	●復旧（許可を要する行為を除く。）	—
		国宝、重要文化財	禁止	●損壊又は毀棄	懲役、禁錮又は罰金
			許可	●現状変更 ●保存に影響を及ぼす行為	罰金、過料
			届出	●復旧（許可を要する行為を除く。）	—
重要文化的景観	届出	●現状変更 ●保存に影響を及ぼす行為	過料(管理命令違反)		
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	重要伝統的建造物群保存地区	許可	●建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却 ●外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更 ●宅地の造成等の土地の形質の変更 ●木竹の伐採、土石の採取、水面の埋立て又は干拓	罰金	

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい国土の形成、豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する。	景観計画区域	届出	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物等の新築、増築、改築又は移転 ●外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更 ●開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。以下「都市計画法」において同じ。） ●景観行政団体の条例で定める行為（下記参照） 	懲役 又は罰金
南島原市景観条例		重点地区		<ul style="list-style-type: none"> ●土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ●木竹の植栽又は伐採 ●屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ●水面の埋立て又は干拓 	
平戸市景観条例		重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ●土地の開発等 ●木竹の伐採 ●屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ●水面の埋立て又は干拓 	
天草市景観条例		景観形成区域		<ul style="list-style-type: none"> ●建築物等の新築、増築、改築又は移転 ●外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更 ●屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ●鉱物の掘採又は土石の採取 ●土地の区画形質の変更 	

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
長崎市景観条例	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい国土の形成、豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する。	景観形成重点地区	届出	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ●屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 	懲役 又は罰金
佐世保市景観条例		重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ●土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ●河川、水路、道路、農道等の新設、改修等 ●木竹の植栽又は伐採 ●屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ●水面の埋立て又は干拓 	
小値賀町景観条例		重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ●空き家となる場合 ●土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ●木竹の植栽又は伐採 ●屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ●水面の埋立て又は干拓 	
新上五島町景観条例		重要景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ●土地の開発等の変更 ●木竹の伐採 ●屋外における物の集積又は貯蔵 ●水面の埋立て 	
五島市景観条例		文化的景観地区 景観重要地区		<ul style="list-style-type: none"> ●土石類の採取等の土地の形質の変更 ●木竹の植栽又は伐採 ●屋外における物件の堆積 	

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
自然公園法	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。	第1種特別地域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の新築、改築又は増築 ● 木竹の伐採 ● 鉱物の掘採又は土石類の採取 ● 河川等の水位又は水量の増減 ● 指定湖沼への汚水の排出等 ● 広告物等の掲出又は設置 ● 屋外における土石等の集積または貯蔵 ● 水面の埋立て又は干拓 ● 土地の開墾等による土地の形状変更 ● 指定植物の採取、指定動物の捕獲等 ● 屋根、壁面、塀、橋等の色彩の変更 ● 指定する区域内の航空機の着陸等 	懲役 又は罰金
		第2種特別地域			
		第3種特別地域			
		普通地域	届出		
都市計画法	都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	都市計画区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の規模を超える開発行為 	懲役 又は罰金
長崎市風致地区内における建築物等の規制に関する条例		風致地区		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の新築、改築、増築又は移転 ● 宅地の造成、土地の開墾等の土地の形質の変更 ● 木竹の伐採 ● 土石の類の採取 ● 水面の埋立て又は干拓 ● 建築物等の色彩の変更 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 	罰金

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、環境との調和に配慮した整備事業を計画的に推進し、国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与する。	漁港区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の建設又は改良 ● 土砂の採取、土地の掘削又は盛土 ● 汚水の放流又は汚物の放棄 ● 水面又は土地の占用 ※ 公有水面の埋立行為（公有水面埋立法） 	罰金
屋外広告物法	良好な景観を形成又は公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等について、必要な規制の基準を定める。	条例で定める地域	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告物の表示 ● 広告物を掲出する物件の設置 	懲役 又は罰金
長崎県屋外広告物条例（長崎市・小値賀町を除く長崎県全域に適用）		禁止地域（重要文化財、史跡、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、風致地区等）	禁止		
		許可地域（都市計画区域、景観計画区域（五島市・佐世保市を除く）等）	許可		

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
熊本県屋外 広告物条例	良好な景観を形成 又は公衆に対する 危害の防止のため、 屋外広告物の表示 及び屋外広告物を 掲出する物件の設 置等について、必要 な規制の基準を定 める。	禁止地域 (重要文化 財、史跡、風 致地区等)	禁止	● 広告物の表示 ● 広告物を掲出する物件の設置	懲役 又は罰金
		許可地域 (景観計画 区域、景観 形成地域 等)	許可		
長崎市屋外 広告物条例		禁止地域 (重要文化 財、史跡、重 要文化的景 観、重要伝 統的建造物 群保存地 区、風致地 区等)	禁止		
		許可地域 (禁止地域 を除く長崎 市全域)	許可		

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
小値賀町屋 外広告物条 例	良好な景観を形成 又は公衆に対する 危害の防止のため、 屋外広告物の表示 及び屋外広告物を 掲出する物件の設 置等について、必要 な規制の基準を定 める。	禁止地域 (重点景観 計画区域)	禁止	● 広告物の表示 ● 広告物を掲出する物件の設置	懲役 又は罰金
		許可地域 (一般景観 計画区域)	許可		
農業振興地域 の整備に関す る法律	農業振興地域の整備 に関する措置を 講じ、農業の健全な 発展及び国土資源 の合理的な利用に 寄与する。	農用地区域 (農用地等 として利用 すべき土地 の区域)	許可	● 宅地の造成、土石の採取等の 土地の形質の変更 ● 建築物等の新築、改築又は増 築	懲役 又は罰金
農地法	農地の転用規制及 び利用確保のため の措置を講じ、工作 者の地位の安定と 農業生産の増大に よる食料の安定供 給の確保に資する。	農地	許可	● 農地の権利の移動 ● 農地の転用及び農地転用のた めの権利の移動	懲役 又は罰金

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

表 4-008 法令・制度等の構成資産及び緩衝地帯への適用状況

根拠法令	構成資産 制度名・対象地域名	001	002 003	004	005	006	007	008	009	010	011	012
		原城跡	平戸の聖地と集落	天草の崎津集落	海外の出津集落	海外の大野集落	黒島の集落	野崎島の集落跡	頭ヶ島の集落	久賀島の集落	(江上天主堂とその周辺)	奈留島の江上集落
文化財保護法	史跡	●										●
	国宝、重要文化財				●	●	●		●	●	●	●
	重要文化的景観		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	重要伝統的建造物群保存地区											●
	景観法	景観計画区域								●	●	
南島原市景観条例	重点地区	●										
	重点景観計画区域		●									
	景観形成区域			●								
	景観形成重点地区				●	●						●
	重点景観計画区域						●					
	重点景観計画区域							●				
	重要景観計画区域								●			
	景観重要地区										●	
	文化的景観地区									●		
	自然公園法	第1種特別地域	●						●		●	
第2種特別地域		●	●					●	●	●		
第3種特別地域		●						●		●		
普通地域		●						●	●	●		
都市計画法	風致地区											●
	都市計画区域(市街化区域)											●

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

根拠法令	構成資産 制度名・対象地域名	001	002 003	004	005	006	007	008	009	010	011	012	
		原城跡	平戸の聖地と集落	天草の崎津集落	海外の出津集落	海外の大野集落	黒島の集落	野崎島の集落跡	頭ヶ島の集落	久賀島の集落	(江上天主堂とその周辺)	奈留島の江上集落	大浦天主堂
漁港漁場整備法	漁港区域		○	○	○		○	○	○	○	○		
屋外広告物法	長崎県屋外広告物条例	禁止区域		○				○		○	○		
		許可区域	○	○									
	熊本県屋外広告物条例	禁止区域			○								
		許可区域			○								
	長崎市屋外広告物条例	禁止区域				○	○						○
		許可区域				○	○						○
小値賀町屋外広告物条例	禁止区域							○					
	許可区域							○					
農業振興地域の整備に関する法律	農用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
農地法	農地	○	○		○		○		○	○	○		

凡例：●：基本的な法規制当 ○：増補的な法規

緩衝地帯に適用される法律の中で、12の構成資産の緩衝地帯を規制・誘導する法律として主体となるものが景観法である。景観法では、届出の対象行為となる行為を行う場合に、行為に着手する30日前までに届出が必要である。また、景観法に基づき各自治体が制定した景観条例では、届出の前に協議や指導を行う制度を設けており、各自治体と事業者が相談し、届出行為が景観保全上ふさわしい内容となるように誘導している。各自治体が行為の誘導を行う際に手引きとなるのが、景観計画である。景観計画は、対象地域の景観特性や地域の土地利用の状況等に応じて、良好な景観を形成するための方針と景観を保全するために必要な景観形成基準を独自に定めている。各構成資産の緩衝地帯については、景観計画の中で一般的な区域よりも届出の対象範囲を拡大している場合が多く、緩衝地帯の景観特性に応じてより細やかな規制を

設定することで、構成資産の保存に負の影響が及ばないように十分な配慮を行っている。

また、構成資産の中には、景観法のほかに文化財保護法の重要文化的景観による法的保護を行っている場合がある。重要文化的景観の選定範囲では、事業者から行為の相談や景観計画に基づく届出が提出された段階で、景観部局と文化財保護部局が協議を行い、取扱いを判断する。文化財的景観の保護の観点から必要性が認められる場合は、文化財保護部局が事業者と協議を行い、文化的景観保存計画にしたがって行為を誘導している。重要文化的景観の選定範囲については、このように景観部局と文化財部局が相互に連携して周辺景観の保護に当たっており、構成資産の周辺環境は良好な状態で保全されている。

以下に、各構成資産の緩衝地帯に適用される景観計画の景観形成方針を示す。

001 原城跡

景観計画の名称	原城跡、日野江城跡周辺重点地区の景観形成方針
南島原市景観計画	<p>全体の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原城跡からの眺望景観を保全するため、低地部に広がる農地・市街地における良好な景観の保全と育成を図る。 ● 原城跡からの眺望の要素である市街地・集落・田園・山並みの景観を保全するため、現状変更によるこれらの景観への影響を最小限にするよう努める。
	<p>ゾーンごとの方針</p> <p>〈原城跡ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財保護法等と連携し、史跡としてのゾーンの特性に応じた景観の保全を図る。 ● ゾーン内から周辺の畑地、雲仙岳や有明海への眺望景観の保全を図る。 ● ゾーン内における建築物等の建設等現状変更に当たっては、遺構の保護を前提に、周辺景観との調和を図る。 <p>〈沿道市街地ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本重点地区の主要道路であるとともに来訪者の主要ルートでもあることから、観光ルートとしての魅力向上を目指し、良好な沿道景観の形成に努める。 <p>〈集落ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ゾーンに残る伝統的な石組み、白壁、農家住宅などを地区の宝として認識しこれらの保存・継承に努めるとともに、建築物等の建設等に当たっては、周辺景観との調和に努める。 <p>〈田園ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸部や河川沿いに広がる田園風景は本重点地区の景観にとって重要な要素であり、農業振興地域の整備に関する法律等と連携しこれら田園景観の保全に努める。 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 史跡からの眺望景観の背景となる山並みの景観の保全に努める。 ● 自然の海岸の緑を極力保全するとともに、護岸等の工作物の建設等に当たっては、周辺景観との調和に努める。

002, 003 平戸の聖地と集落

景観計画の名称	重点景観計画区域（生月島南部・平戸島西海岸地区）における景観形成の方針
平戸市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる山並みの景観の保全 キリシタン信仰に由来する歴史的資源や農漁村集落及び棚田・段畑や草原等の背景となる山並みの自然環境を保全するため、擁壁等のり面保護構造物や土石の採取等による山並みの自然景観への影響を最小限に抑える。また、山並みのスカイラインから突出した印象を与えないよう建築物や工作物の位置や高さを誘導する。 ● キリシタンの生業を伝える棚田・段畑や牧野の景観の保全、形成 キリシタンの生業を伝える景観要素である棚田・段畑や牧野との調和のとれた田園・集落景観を保全・形成するため、建築物を旧来の日本家屋をイメージさせるような色彩・形態・意匠へ誘導するとともに、田園・集落の景観に馴染むような工作物の誘導を図る。 特に農漁村集落に存在する棚田・段畑の石垣を設置・改修する際は、昔より行われてきた方法で行い、従来からある景観を保全するよう促す。 ● 自然景観との調和 当該区域の多くの面積を占める西海国立公園に指定されている良好な自然景観を有する区域に準じ、地域全体での一体的な自然景観の調和を図るため、建築物や工作物の景観誘導を行う。 なお、自然公園法により許可を要する行為（特別地域内で行われる行為）については、自然公園法による十分な景観誘導がなされているため、届出対象行為の適用除外とする。

004 天草の崎津集落

景観計画の名称	崎津・今富景観形成地域（漁村景観形成ゾーン）の基本方針
天草市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の意匠、形態及び色彩は、崎津教会堂への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、集落景観との調和を図り、統一感のある集落景観の形成に努める。 ● 海岸構造物については、主要な地点からの眺望や道路からの眺望に配慮するとともに、自然石等の活用や位置、形態など周囲となじむような景観形成に努める。 ● 広告物については、一般広告物の掲出は行わないものとし、自家用広告物の意匠・形態は周辺の景観への調和を図り、多色使いを避ける。

005 外海の出津集落

景観計画の名称	景観形成重点地区（外海地区）の景観形成に関する方針
長崎市景観計画	<p>全体の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた家並みのたたずまいを守り育てる。 ● 斜面地形の特徴を守り育てる。 ● 身近な環境の緑を保全し、緑化を進める。 ● 海岸や山林等の自然景観を保全する。 ● 眺望景観を守り育てる。 <p>出津地区の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出津教会堂や旧出津救助院などの歴史的な建造物や温じゃく石を使った石垣や石積み保全を図るとともに、地区の原風景である農村景観の再生を図る。

006 外海の大野集落

景観計画の名称	景観形成重点地区（外海地区）の景観形成に関する方針
長崎市景観計画	<p>全体の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた家並みのたたずまいを守り育てる。 ● 斜面地形の特徴を守り育てる。 ● 身近な環境の緑を保全し、緑化を進める。 ● 海岸や山林等の自然景観を保全する。 ● 眺望景観を守り育てる。 <p>大野地区の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大野教会堂周辺から角力灘への眺望の保全を図るとともに、地区の原風景である農村景観の再生を図る。

007 黒島の集落

景観計画の名称	重点景観計画区域（黒島地区）景観形成の方針
佐世保市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 黒島天主堂等の眺望を守り、島しょへの移住にともなう人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な集落形成と、植物を利用した独特な集落景観を保全する。

008 野崎島の集落跡

景観計画の名称	重点景観計画地区（野崎地区）景観形成の方針
小値賀町景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 斜面緑地や海岸線を保存する。 ● 良好な景観を阻害しないよう屋外広告物の掲出を規制する。 ● 良好な眺望景観を阻害するような海面の利用を避ける。 ● 石垣等の外溝も周囲との連続性に配慮する。 ● 旧野首教会堂は、景観重要な建築物として保全・活用を図る。

009 頭ヶ島の集落

景観計画の名称	景観計画の方針
新上五島町景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の適正管理に努め、良好な景観を維持する。休耕地への景観作物の導入なども検討する。 ● 段畑の石垣などを保存するとともに、自然素材の活用や緑化などにより、集落景観との調和に配慮する。 ● 網やその他の漁業で用いる道具などは雑然として見えるため、景観に配慮した管理方法などを検討する。 ● 勾配屋根の設置や伝統的な工法を用いるなど、周辺の既存建物との調和や地域特性に配慮したデザインとなるようにする。 ● 特に教会堂の周辺などは形態や色彩などに配慮する。 ● 自然素材を活用するとともに、生垣や庭木の緑により、周囲の景観と調和したデザインとなるよう配慮する。 ● 看板等は、地域産材を活用するなど、田園景観に調和したデザインとなるよう配慮する。 ● 自動販売機は色彩等を配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。 ● 道路附属物の素材や色彩は、田園景観に調和したものとする。 ● 沿道の緑化や花による修景を推進し、田園景観にふさわしい景観づくりに努める。

010 久賀島の集落

景観計画の名称	景観計画の方針
五島市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 五島市の自然景観を守る。 ● 暮らしの結果としての景観を持続させる仕組みをつくる。 ● 自然景観や暮らしによって形成された景観に調和した景観整備を推進する。 ● 市民と来訪者による景観形成活動を促進する。 ● 来訪者の受入体制を構築する。 ● 景観環境に関する市民意識の啓発に向けた情報発信、教育及び人材育成を促進する。

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

景観計画の名称	景観計画の方針
五島市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 五島市の自然景観を守る。 ● 暮らしの結果としての景観を持続させる仕組みをつくる。 ● 自然景観や暮らしによって形成された景観に調和した景観整備を推進する。 ● 市民と来訪者による景観形成活動を促進する。 ● 来訪者の受入体制を構築する。 ● 景観環境に関する市民意識の啓発に向けた情報発信、教育及び人材育成を促進する。

012 大浦天主堂

景観計画の名称	景観形成重点地区（東山手・南山手地区）景観形成に関する方針
長崎市景観計画	<p>全体の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進める。 ● 歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進める。

012 大浦天主堂

景観計画の名称	景観形成重点地区（東山手・南山手地区）景観形成に関する方針
長崎市景観計画	<p>ゾーンごとの方針</p> <p>〈東山手ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全する。 ● 建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図る。 <p>〈大浦Aゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な市街地として良好な景観づくりを進める。 ● 東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進める。 <p>〈大浦Bゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 斜面市街地としての良好な景観形成を図る。 ● 東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進める。 <p>〈南山手Aゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全する。 ● 施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性を保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進める。 <p>〈南山手Bゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全する。 ● 道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図る。 <p>〈常盤ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海との接点であることに配慮した景観形成を図る。 ● 大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたる場所は、建物等の外壁の位置に配慮する。 <p>〈松が枝埠頭ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 海から見たときに埠頭と山の手の調和を図る。 ② 埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮する。 ③ 山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮する。

(2) 構成資産周辺の修景・景観整備（世界遺産にふさわしい周辺景観の向上）

a) 構成資産共通の整備事業の方針

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産周辺の修景・景観の整備については、専門家を委員とする「修景・景観整備方針検討会」を設置して助言を受けながら、実施している。2012年に「修景・景観整備のあり方」、2014年には「修景・景観整備方針」をまとめ、下記の表4-009のとおり構成資産に共通する方針を示した。

各構成資産の整備活用計画に基づく事業の実施について、総合的な視点から差異が生じることのないよう、整備対象の選定や優先順位の設定、確実な効果を得るための検討過程、進捗の度合い等に関して、この方針に基づき調整を図っている。また、良い整備事例を関係地方公共団体で共有して参考にすることにより、構成資産全体の価値を包括的に高めることができる。「修景・景観整備方針検討会」は、個別の整備事業の実施についても、専門的見地から適切な助言を行う。

なお、各構成資産における具体的な修景・景観整備については、その優先度によって短期的・中長期的に取り組むべき事業に分けて、「修景・景観整備方針」の中で方向性を定め、この方針に沿って着実に取組を進めている。このような世界遺産登録を目指した関係地方公共団体による周辺環境との調和に配慮した景観形成の取組が高く評価され、2015年には「アジア景観デザイン学会」の大賞を受賞したことを附記しておく。

さらに、サインの整備については、構成資産を相互に関連させ、総合的な価値の伝達に有用であるため、「修景・景観整備方針検討会」の部会として「サイン検討会議」を置いた。2014年に策定した「サインのあり方」に基づき、2015年には「サイン整備のガイドライン」を策定した。今後、これらに沿って適切なサイン整備を進めていく。

表 4-009 構成資産周辺における整備事業の共通方針

項目	内容
①真正性を確保する。	当初から変わらず保持されてきた構成資産の真正性を大切に、資産周辺においてもその価値に十分配慮した修景・景観整備を行う。
②素朴さやさりげなく目立たないデザインを目指す。	修景・景観整備は、「さりげなく、目立たせないこと」を基本とし、「過剰」な修景・景観整備は避ける。 また、構成資産の修景・景観整備については、それぞれの特性に応じて実施する。 ただし、サインについては一部分のデザインを統一化する。そのため、専門家による「サイン検討会議」を設置し、あり方及びガイドラインを策定して、整備を行う。
③時期を急ぎ、十分な検討がなされないままの無理な事業実施は避ける。	世界遺産地域にふさわしい修景・景観整備が実現できるよう、十分な検討を行う。整備を「急ぐこと」が積極性ではない。 ●景観保全が法的に担保されていること。 ●小さな変化にも目が届くような、管理体制ができていること。 ●現時点では未解決であっても、今後改善の見通しを立てていくこと。
④地域の生活インフラ系の施設等は、日常生活及び景観保全、ともに配慮する。	生活の上で必要な施設等が修景・景観整備の対象となる場合は、地域住民の理解を得ることが重要であり、景観保全と住民生活の両立を目指す。修景・景観整備を尊重するあまりに、生活を阻害したり、違和感を及ぼしたりするようなことは避ける。
⑤修景・景観整備について関係市町横断的に調整する。	各市町が構成資産ごとの課題に個別に対応していくと、修景・景観整備対象の選定や優先順位の設定、進捗の度合い等の内容に差異が生じるおそれがあるため、横断的に調整を行う。
⑥修景・景観整備に係る良い実践例を関係市町及び県で共有する。	これまでの修景・景観整備の成果や課題などを県・関係市町で共有する。良い実践例については、関係市町が参考にして取り組んでいけるよう、県が主導して情報の共有に努める。

b) 構成資産の類型ごとの修景・景観整備事業のあり方

各構成資産を個別に見た場合、その形態や性質、また、修景・景観整備の必要性や緊急度・優先度が異なることから、より効果的に取り組んでいくため、構成資産の整備事業のあり方を類型ごとに表 4-010 のようにまとめた。整備事業の実施に当たっては、前述した構成資産共通の方針（表 4-009）のもと、下記のような共通の観点

を持って、保存管理計画及び整備活用計画に沿って具体化し、文化庁や専門家の助言を受けるとともに、地域住民の意見をも踏まえながら、実施していく。

なお、来訪者用の施設を整備する際にも、修景・景観整備事業のプロセスを活用することとしている。

表 4-010 修景・景観整備事業のあり方

類型	構成資産		整備事業のあり方
構成資産が城跡である	001	原城跡	● 周囲は開発動向が少なく、今後急速な景観変化の可能性はあまりない。景観法等を活用した景観保全策や、城跡や周辺を見渡す眺望点からのルート形成等を視野に入れた修景・景観整備に取り組んでいく。
構成資産に生業空間が含まれる	002	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)	● 構成資産には農地や漁場など地域の生業の場が含まれており、その生業の継続に配慮しつつ、修景・景観整備に取り組んでいく。 ● 修景・景観整備の対象としては、道路、農地の擁壁、海岸護岸の整備など地域インフラに関連するものが多い。そのため、地域の利便性の向上という側面にも配慮しつつ、その形状(線形や幅員、材料など)に関する修景・景観整備に取り組んでいく。 ● 教会堂や周辺地域、海からの眺め、背後の山等からの見下ろした眺望の中でどのように見えるかを把握し、その景観を保全していく。 ● 構成資産を管理する地域コミュニティの維持についても地域の活性化とあわせて検討し、取り組んでいく。
	004	天草の崎津集落	
	005	外海の出津集落	
	006	外海の大野集落	
	007	黒島の集落	
	009	頭ヶ島の集落	
	010	久賀島の集落	
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)		
構成資産が無人島に位置する	003	平戸の聖地と集落(中江ノ島)	● 無人島であるため、今後急速な景観変化の可能性はあまりない。景観法等の運用により、現状の景観保全について適切に取り組んでいく。
	008	野崎島の集落跡	
構成資産が都市部に位置する	012	大浦天主堂	● 教会堂周辺を対象にした修景や景観整備、アクセスルート近辺の修景や景観整備に取り組んでいく。 ● 教会堂や周辺地域、海からの眺め、背後の山等からの見下ろした眺望の中でどのように見えるかを把握し、その景観を保全していく。

c) 整備検討プロセスの考え方の共有

世界遺産地域の保護・保全については、修景・景観整備だけでなく、その価値をより明確にするための調査やそれぞれの地域で維持管理を継続していくための活性化策なども必要になる。構成資産と一体的に景観を形成している周辺環境について、将来的に地域に住む人々によって永く守られていくこととなるべき、世界遺産にふさわしい姿を目指していくためには、デザイン面での景観的配慮だけでなく、整備対象の選定や確実な効果を得るための検討過程など、そのプロセスも重要である。

構成資産を取り巻く環境の修景・景観整備に当たっては、地域住民と行政との間及び行政内部の部局間において、相互理解と

良好なパートナーシップを構築し、事業に対するコンセンサスを得ることが重要である。そこで、その過程においては、表4-011のような事項に配慮しながら実行していく。

関係地方公共団体においては、修景・景観整備の実施体制が図4-012のような形を基本にして既に整えており、整備事業の内容や事業の段階に応じた協議に基づく景観コントロールを実施している。

表 4-011 整備検討プロセスの考え方を共有するための方策

項目	内容
①地域住民や利用者ニーズの収集に努める。	構成資産及びその周辺の修景・景観整備に関する地域住民や利用者の意識・意向は、修景・景観整備を進める上で基礎的な情報である。これらが、事業担当者等に広く活用され、構成資産を取り巻く環境の質の向上に役立つよう、積極的な情報収集とその整理が必要である。
②地域住民や専門家、行政が参画して質の高い景観をつくる。	地域住民をはじめ、複数の専門家、行政などの参画を得て事業を進めることにより、質の高い修景・景観整備の実施につながることも、修景・景観整備の決定過程の透明性を高めることができる。

項目	内容
③修景・景観整備に関する意識の高揚の機会をつくる。	構成資産を取り巻く環境の修景・景観整備に関する取組においては、各地域の景観特性や修景・景観整備の考え方・手法などに対しても、地域住民や専門家、各行政担当課間で相互理解を深められるように、協議過程を工夫していくことが重要である。 また、事業を通じた取組だけでなく、継続的な景観デザインに関する意識を高めるための勉強会や研修会の実施により、地域住民や専門家、行政の各部署の日常的な意識啓発や情報・意見交換、交流が期待される。
④修景・景観整備の検討、実施結果を事例として情報共有に努める。	各構成資産やその周辺における修景・景観整備事業の協議プロセスは、その後の別の箇所での検討の際に、非常に重要な手がかりとなるものである。その事例を整理し、県や市町間で共有することにより、効果的な修景・景観整備が実現できる。

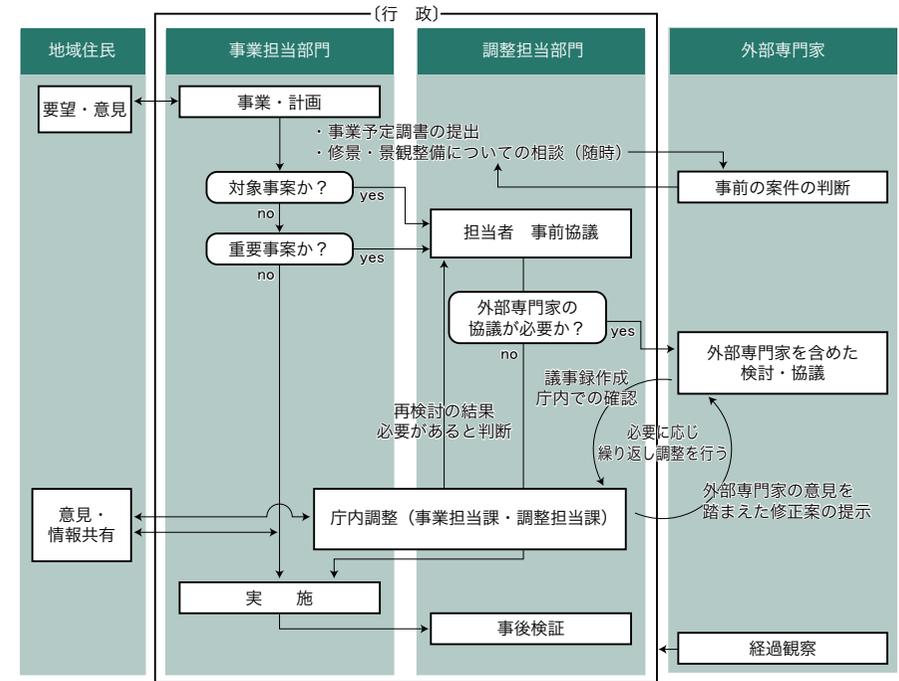


図 4-012 景観事業の実施体制イメージ図

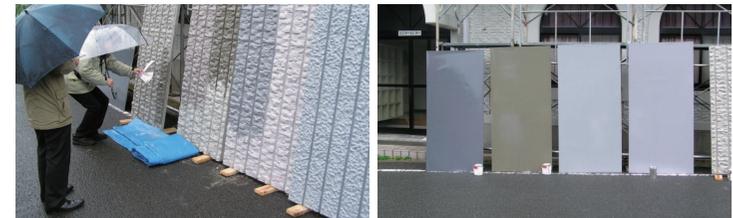


写真 4-001 構成資産内の既存施設の修景事業（壁と屋根の色合いを現場で比較検討して選定）



写真 4-002 修景事業前後の比較

3. 構成資産に影響を与える諸条件

ここでは、3章3節に掲げた推薦資産に
影響を与える諸条件に対策について、全体
に共通する基本的な方針を示す。構成資産
の保存管理と関連して、個別の対策につい
ては、第4章第1節(1)に詳細を述べてい
るので、そちらを参照されたい。

包括的保存管理計画の構成対応図(表1-001)のうち項目3の対応策と具体的な取組

課題	課題番号	構成資産共通の対応策	具体的な取組	計画番号
開発の圧力	3-(1)	a) 法令制度の適切な運用	[1] 法令制度による開発のコントロール	3-(1)-a-[1]
			[2] 公共事業ガイドラインの制定・実施	3-(1)-a-[2]
			[3] 遺産影響評価の実施	3-(1)-a-[3]
環境変化	3-(2)	a) 構成資産保存のための環境対策	[1] 大気汚染の常時観測	3-(2)-a-[1]
			[2] 海岸の清掃活動	3-(2)-a-[2]
			[3] 野生動植物の駆除	3-(2)-a-[3]
自然災害と危機管理	3-(3)	a) 災害予防と危機管理体制の充実	[1] 災害情報の把握と共有	3-(3)-a-[1]
			[2] 計画的な防災対策の推進	3-(3)-a-[2]
			[3] 防災訓練の実施	3-(3)-a-[3]

構成資産に影響を与える諸条件

(1) 開発の圧力

a) 法令制度の適切な運用

構成資産及び緩衝地帯において、建築物及び工作物の設置、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為を行う場合は、法令制度で許可又は届出が義務付けられ、その規模、形態、構造等に応じて規制(建築物及び工作物は、それらの高さ、外壁の色彩等の規制を含む。)が行われており、顕著な普遍的価値に影響を及ぼす開発が行われることはない。

現在、それらにおいては、大規模な開発は計画されていないが、今もなお住民が居住している区域が含まれていることから、住民生活上必要な社会資本の維持整備や公共事業が行われることがある。その場合には、行為に適用される法律や各自治体が条例で定める規制を遵守し、関係機関が適切に指導助言することによって、推薦資産の価値を保全する。また、構成資産の保存や周辺環境に影響を及ぼす可能性がある開発に対しては、地元市町が設置する重要文化的景観の委員会や景観アドバイザー等の有識者の意見を聴取し、事業内容が世界遺産にふさわしいものとなるように調整を図る。

公共事業に対して、長崎県は構成資産の周辺環境の景観形成や公共工事のデザインについての考え方等をまとめた「世界遺産の保存活用に向けた県公共事業のあり方ガイドライン」を定めている。また、熊本県においても「熊本県公共事業等環境配慮システム」を定めて、公共事業のデザインコントロールを行っている。構成資産及緩衝地帯において、公共事業を行う場合は、これらのガイドラインに基づいて既存の景観との調和を図るとともに、良好な景観形成を推進する。

以下に主な開発行為に対するコントロールの事例を記載する。

1) 道路事業

「平戸の聖地と集落」の資産範囲においては、地域住民の緊急避難・輸送路の確保を主な目的として、主要地方道平戸田平線の道路改良事業を行っている。2008年の当初計画時には、春日集落の棚田を分断するルートが予定されていたが、地域住民のほか、国や自治体、有識者等の関係者間で検討を重ね、建設ルートを集落の東側へ大

構成資産に影響を与える諸条件

きく迂回させることにより、集落景観の保全を図ることとした。また、ルートの変更にあわせて、トンネル区間の縮小、施工方法の配慮、緑化の検討等を行い、周辺景観に与える影響が最小になるように計画を修正した。

2) 都市部の開発行為

「大浦天主堂」の周辺は、長崎市の中心市街に近接しているため、商業ビルや高層マンションの開発が行われる機会が多く、これらを原因とする周辺景観の悪化が懸念される。大浦天主堂を含む歴史的な建築物が保全されている南山手地区及び東山手地区は、文化財保護法による重要伝統的建造物群保存地区や都市計画法による風致地区に指定されており、建築物及び工作物の設置等を行う場合は許可を必要とし、周辺景観を悪化させる行為は許可されない。

また、緩衝地帯の全域は、長崎市景観条例により景観重点地区に指定され、地区の用途に応じて新設される建築物及び工作物について高さの制限が設けられており、大浦天主堂周辺の眺望を阻害する物件の建設を抑制している。

3) 再生可能エネルギーを活用した発電施設

再生可能エネルギー利用の観点から、離島や郊外において、風力や太陽光等の発電施設の設置が計画されることがある。これらに対しては、適用される法律や条例による許可及び届出制度に基づいて、計画段階から事業者と協議を行い、構成資産や周辺環境に影響を及ぼさないように誘導する。

特に、周辺景観に大きな影響を及ぼしやすい風力発電施設を設置する場合には、事前に住民の生活や動植物等の生態系、景観等の周辺環境に及ぼす影響を検証することが制度化されている（環境アセスメント）。検証に当たっては、構成資産からの眺望や主要な視点場から見た構成資産への眺望に与える影響も対象となっており、その設置には厳格な手続きを必要としている。

なお、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定範囲の多くでは、景観保全の観点から、風力発電施設を設置しないこととしており、構成資産の保存に影響はない。

それぞれの構成資産及び緩衝地帯に設定されている法規制とその内容については、第4章第1節及び第2節に示している。

b) 遺産影響評価の実施

資産の顕著な普遍的価値に対し、負の影響を及ぼす可能性がある事業については、「世界遺産条約履行のための作業指針」118bisに基づき、事前に遺産影響評価を実施することとする。構成資産や緩衝地帯については、文化財保護法や景観法等に基づき、資産に影響を与えうる事案を規制しており、これらの法令等に基づく手続きを原則、遺産影響評価と位置づけ、関係者の役割分担のもと資産の顕著な普遍的価値の観点から適切に実施していく。

なお、緩衝地帯外についても視覚的な要因等から資産の顕著な普遍的価値に影響を与えうる事案については、開発行為、開発場所等に応じた国内の制度及び手続きに基づき、適切な遺産影響評価を実施していくものとする。

(2) 環境変化

a) 構成資産保存のための環境対策

大気汚染については、直ちに構成資産の保存に影響を及ぼすような自然環境の変化は認められないことから、経過観察を行い対応する。長崎県及び熊本県においては、それぞれ測定局を設置（長崎県内42箇所、熊本県内36箇所）し、構成資産への影響が懸念される硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント等の大気汚染物質や酸性雨の監視を行っており、継続的に調査を行う。また、大気汚染物質による影響が懸念される建築物及び工作物は、管理者が定期的に巡視を行い、異常の有無を確認する。

海岸の美化・保全については、関係地方公共団体が、計画的に漂着ゴミの処理を行うとともに、環境教育や普及啓発に関する事業を推進し、環境保全に努める。また、各構成資産においては、定期的に地域の住民や民間団体のボランティアによる海岸清掃が行われており、関係地方公共団体はこれらの清掃活動の継続の支援に取り組む。

シカ・イノシシ等の野生生物に対しては、関係地方公共団体が構成資産の要素の周囲に侵入防止柵を設置し、地上工作物及

び地下遺構のき損や農地の荒廃を未然に防ぐ。また、構成資産周辺の樹木の間伐・伐採等の管理を行い、野生生物の近寄りにくい環境を保つ。さらに自然界の限界を超えて繁殖し、構成資産の保存を脅かす植物や野生生物については、生態系への影響も考慮しながら計画的な駆除を行い、構成資産の保護と自然環境の保全の両立を図る。



写真 4-003 野崎島におけるイノシシ捕獲のためのワナ

(3) 自然災害と危機管理

a) 災害予防と危機管理体制の充実

自然災害に対しては、日頃から国及び関係地方公共団体が整備する監視システムを利用して、気象・雨量・河川水位・土砂災害等の災害情報の収集に努めることとする。自然災害の発生時には、構成資産を構成する要素である建築物や工作物の被害状況を速やかに確認し、異常の有無を把握する。関係地方公共団体は、連携して推薦資産全体に対する情報把握に努める。構成資産が被災した場合は、所有者及び関係機関の間で被災状況の情報共有を行い、速やかな復旧を図る。また、自然災害の発生に備えてその予兆を把握するため、日頃から関係行政機関や大学等の研究機関の調査研究結果の集約にも努める。

それぞれの構成資産においては、関係自治体が策定した「地域防災計画」や構成資産の「保存管理計画」に示される風水害・地震・火災等に関連する災害防止対策を計画的に推進する。災害防止策として、構成資産周辺で斜面災害や浸水被害等の恐れのある区域では、崩落危険箇所の土留めや地滑り防止、河川改修等の工事を行い、被害の発生を未然に防ぐ。災害の発生時は、来訪者の避難誘導、被災者の救助を優先して行い、安全を確保したうえで、構成資産の被害状況の把握を行い、被害の拡大防止に努める。延焼拡大の可能性や大きな破損があった場合等は、立入制限や応急処置を施す等、速やかに必要な措置を行う。離島や過疎地の構成資産については、必要な防災設備の整備を優先して進める。

構成資産には木造の建築物が多く含まれることから、火気の取扱いには特に注意し、日頃から可燃物の除去及び整理整頓に努めて、火災の発生を未然に防ぐようにする。このほか、建築物の状況に応じて火気使用の制限を設定し、来訪者への周知を促す。文化財指定された建築物については、今後耐震性能を診断する調査を逐次行い耐震性を正当に評価し、構造補強等の地震対策も行う。

構成資産には木造の建築物が多く含まれることから、火気の取扱いには特に注意し、日頃から可燃物の除去及び整理整頓に努めて、火災の発生を未然に防ぐようにする。このほか、建築物の状況に応じて火気使用の制限を設定し、来訪者への周知を促す。文化財指定された建築物については、今後耐震性能を診断する調査を逐次行い耐震性を正当に評価し、構造補強等の地震対策も行う。

4. 来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

構成資産の適切な公開・活用に関しては、地域の生活・信仰における文化的要素の保護を前提に、都市部と離島・半島では状況が異なることを考慮して、地域住民、県民、来訪者が推薦資産の顕著な普遍的価値と、それを支える地域の現状を共通の土台として理解することが必須である。そのため、構成資産間の関連性を重視しながら、来訪者が無形の要素も含めて、各構成資産の内容が十分に理解できるよう、総合的な情報発信をしていく。また、国内外からの来訪者増加が見込まれることに対応するため、受入れのためのハード面及びソフト面の体制整備についても取り組む。

こうした取組によって、構成資産の適切かつ秩序ある公開・活用が図られ、世界遺産としての価値が広く共有され、来訪者の管理を促すことになり、構成資産の価値や周辺環境の永続的な維持・継承につながるものと確信している。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の来訪者管理は、まず、価値の保全と生活・信仰・観光の調和のために行われる。そのうえで、潜伏期の宗教的伝統を継承する10の集落、1つの城跡、1つの聖堂において、地域の人々と来訪者が相互に交流しながら、理解と体験の質を高め、共に遺産への誇りを育み、保存と活用の好循環を生み出すことを目指していく。

この実現のため、構成資産共通の来訪者管理の視点として、「①来訪者の理解度・満足度の向上」「②来訪者の安全性と快適性の確保」「③来訪者の負の影響の回避」「④保護意識の醸成による保存と活用の両立」の4つを掲げる。これらに基づいて現状を把握しながら、課題に対応するための具体的な取組を構成資産ごとに実施していく。

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

『来訪者管理のための4つの視点』

		来訪者管理のための4つの視点	
課題	課題番号	視点	望ましい姿
顕著な普遍的価値の理解	4-(1)	①来訪者の理解度・満足度の向上	来訪者が資産全体及び構成資産に関する情報を享受し、理解増進のための機会を得ることによって満足感を持ち、価値を理解するために十分な時間滞在できるように、必要な施設・設備等の整備がなされ、そのための体制を確保していること
来訪者に対する利便性の提供	4-(2)	②来訪者の安全性と快適性の確保	来訪者が安全・安心で、快適な時間を過ごすことができるように、必要な施設・設備や環境の整備がなされ、そのための体制を確保していること
秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	4-(3)	③来訪者の負の影響の回避	来訪者によって発生する構成資産のき損・劣化等の物理的な影響(被害)や、生活・信仰空間への負の影響等を回避するために、要因となる行動の発生を確実に監視・防止していること
		④保護意識の醸成による「保存」と「活用」の両立	中長期的な地域の実情を見据え、適切な仕組みを持続させるための取組がなされていること

第3章で整理した課題番号4-(1)～4-(3)について、構成資産共通の対応策と具体的な取組を次のとおり記載する。実行する施策や事業の詳細については、「計画番号」に従って、第5章を参照されたい。

なお、世界遺産登録後(2018～2022)の

来訪者数は、顕著な普遍的価値や地域住民に負の影響を与えたり、来訪者受入に混乱をきたすほどの増加はみられない。2020年以降のコロナ渦の影響も大きく、オーバーユースにある状況ではない。

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

包括的保存管理計画の構成対応図（表1-001）のうち項目4の対応策と具体的な取組

課題	課題番号	構成資産共通の対応策	具体的な取組	計画番号	
顕著な普遍的価値の理解	4-(1)	a) 顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	[1] 統一イメージの構築	4-(1)-a-[1]	
			[2] データベース化及び公式サイト開設	4-(1)-a-[2]	
			[3] 各種広報媒体の作成	4-(1)-a-[3]	
			[4] 各種情報媒体の活用	4-(1)-a-[4]	
			[5] 各種啓発イベント等の開催	4-(1)-a-[5]	
	b) 構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存と活用	[1] キリスト教文化遺産群を生かした文化財保護と地域振興の取組	4-(1)-b-[1]		
		[2] 伝統技術の保存・継承及び発信に資する取組	4-(1)-b-[2]		
		[3] 伝統文化の記録保存	4-(1)-b-[3]		
	c) 適切な公開・活用施設の整備	[1] 世界遺産センター（仮称）の整備	4-(1)-c-[1]		
	d) ガイド体制の確保	[1] ガイドの養成及び体制の整備	4-(1)-d-[1]		
		[2] 外国人観光客の受入体制の整備	4-(1)-d-[2]		
	来訪者に対する利便性の提供	4-(2)	a) 総合窓口の設置	[1] 総合窓口の一本化	4-(2)-a-[1]
			b) ツアーやモデルコースの提供	[1] ツアーの創出	4-(2)-b-[1]
[2] モデルコースの設定				4-(2)-b-[2]	
[3] 国際観光対策事業の実施				4-(2)-b-[3]	
[4] 緊急受入対策		4-(2)-b-[4]			
c) 交通インフラの整備		[1] 交通利便性の向上	4-(2)-c-[1]		
		[2] 交通システム実証実験の実施	4-(2)-c-[2]		
		[3] 自然歩道の整備	4-(2)-c-[3]		
		[4] 道路案内標識の設置	4-(2)-c-[4]		
d) 適切な便益施設の整備・管理		[1] トイレ・駐車場・サイン・安全施設等の整備	4-(2)-d-[1]		
		[2] 維持管理費用等に対する民間による新たな支援制度の構築	4-(2)-d-[2]		
		[3] ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進	4-(2)-d-[3]		

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

課題	課題番号	構成資産共通の対応策	具体的な取組	計画番号
秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	4-(3)	a) 見学マナーの周知徹底	[1] 訪問時の見学マナー周知	4-(3)-a-[1]
			[1] 構成資産等の巡視・監視体制の強化	4-(3)-b-[1]
		b) 教会堂（有形文化財）の見守り	[2] 信仰の場を守るための仕組みづくり（教会堂を見守る人の配置）	4-(3)-b-[2]
			[1] 信仰の場を守るための仕組みづくり（教会堂内の見学者数の調整）	4-(3)-c-[1]
		c) 秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	[1] 信仰の場を守るための仕組みづくり（教会堂内の見学者数の調整）	4-(3)-c-[1]

(1) 顕著な普遍的価値の理解

a) 顕著な普遍的価値の総合的な 情報発信の充実

推薦資産の顕著な普遍的価値は、その立地の特性及び自然的・歴史的・文化的背景を踏まえた説明をすることによって、構成資産相互の関連性が明確となり、より理解を深めることができる。

そのため、総合的に情報を提供できるよう、関係地方公共団体は、公式サイト開設をはじめ、パンフレットや展示パネル、ビデオ等を作成している。また、積極的な情報発信により、広くその価値の共有を図っていくことを目指し、イベント実施や様々な媒体を活用した広報活動も行っている。

なお、外国語による情報提供・発信についても充実させていくこととしており、外国語版の冊子やパンフレットは、関係地方公共団体のみならず、関係のNPO法人等も作成し、周知啓発を図っている。

b) 構成資産以外の関連文化財等を含めた 一体的な保存と活用

長崎と天草地方には、キリスト教関連の

遺産が数多く密集して存在している。構成資産に代表される潜伏キリシタンが育んだ文化的伝統に関するもののほか、キリスト教の伝来から復活に至る一連のストーリーに関連する文化財等が豊富である。その形態は様々で、構成資産内にも含まれる宣教師・殉教者ゆかりの地やキリシタン墓地といった場所（不動産）に加え、禁教期における聖具や信心具等の発掘出土品・遺物、文献や地図といった記録資料等（動産）、キリスト教とともに西洋から伝来した絵画法や音楽、また、今に伝わる「かくれキリシタン」習俗といった無形の文化財等もある。

このような潜伏キリシタンの文化的伝統に関連する文化財等を「長崎と天草地方のキリスト教関連歴史文化遺産群（以下「キリスト教文化遺産群」という。）」としてネットワーク化し、一体的な説明や情報発信をすることにより、長崎と天草地方の奥深い歴史的背景の理解を促進するとともに、関連遺産の分布密度の濃さをアピールし、推薦資産のさらなる魅了向上を図る。この取組を通して、来訪者が、歴史的背景の下に

構成資産が交通アクセスの不便な地域に立地し、それらが海を介してつながっているという地理的な関係性を理解することにもつながる。このように、構成資産とあわせて理解することが望ましい関連遺産の情報を得ることができることから、各エリアを訪れた来訪者にとっては、交通アクセスの不便さはあるが、知的好奇心を満たす旅とすることができる。

関係地方公共団体は、既にキリスト教文化遺産群としてのデータベース化を進めており、ウェブサイト「おらしょーこころ旅」(<http://oratio.jp>)を開設し、キリスト教関連の遺産の紹介に加え、エリアごとの周遊ルートについても情報発信している。英語及び韓国語ページも公開している。なお、キリスト教文化遺産群の周知のための小冊子やポストカードの作成もあわせて展開し

ている。今後、構成資産が所在しない市町に所在するキリスト教関連の文化財等や資料館等もデータベースに加え、キリスト教文化遺産群の内容を充実させていく。

最後に、長崎県事業（ながさき歴史発見・発信プロジェクト）による「旅する長崎学キリシタン文化編」という小冊子でも、長崎と天草地方のキリシタン文化のストーリーをわかりやすく紹介していることも附記する。



写真 4-004 市民向けの世界遺産登録推進講座の様子



写真 4-005 英語・韓国語・中国語の説明シート



写真 4-006 長崎巡礼について紹介する冊子（日本語版・英語版・韓国語版）

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）



日野江城跡（南島原市）



田平天主堂（平戸市）



日本二十六聖人殉教地（長崎市）



宝亀教会堂（平戸市）



堂崎天主堂（五島市）



天草の今富集落の大山大神宮（天草市）



吉利支丹墓碑（南島原市）



青砂ヶ浦天主堂（新上五島町）



大曾教会堂（新上五島町）

写真 4-007 「長崎と天草地方のキリスト関連歴史文化遺産群」の登録例

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）



写真 4-008 ウェブサイト「おらしょーこころ旅」による情報発信

c) 適切な公開・活用施設の整備

世界遺産の顕著な普遍的価値を伝達するため、総合的な展示・解説を行っている。（世界遺産センター（仮称）の暫定で「長崎と天草地方の潜伏キリタン関連遺産インフォメーションセンター（長崎市）に展示。）構成資産が離島を含む2県6市2町に広がっている現状を踏まえ、来訪者に対して、どの構成資産においても他の構成資産との関連性を重視した展示等を市町ごとに配置したガイダンス施設で行い、ネットワーク型のセンター形態としている。「世界遺産センター（仮称）」は、ネットワークによる連携の要となり、



写真 4-009 長崎県企画で刊行された『旅する長崎学キリタン文化編』

包括して展示・学習等をサポートする総合的機能を持つ施設となる。

関係地方公共団体は、「世界遺産センター（仮称）」に求められる機能や整備の在り方に関して、2013年から検討を始め、2015年には基本構想を策定した。策定に当たっては、調査研究、観光・地域づくり、経済界、情報発信等の分野における有識者及び公募委員で構成する検討委員会を立ち上げ、必要な機能や施設規模、設置場所や運営方法、県・市町の役割分担等について協議を進めた。今後は、この基本構想に基づき、

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

具体的な県市町の役割分担のもとに、施設の整備を実施していくことになる。

なお、各構成資産への交通アクセスや構成資産をつなぐ交通アクセスの案内を充実させることは、来訪者の利便性の向上とい

c-1) 各エリアにおけるガイダンス施設の整備

関係市町は、各エリアにガイダンス施設を置き、構成資産の全体像が理解できる基本情報のほか、当該市町内の構成資産の詳細やその地域特有の歴史・文化等を深く紹介する。また、当該施設では、交通アクセスなど来訪者の利便性に係る情報も提供できるようにする。

これらのガイダンス施設としては、既存の資料館等を活用している。世界との交流の中で日本におけるキリスト教史の中心にあった長崎と天草地方には、ゆかりの文化財や教会堂（跡）が数多く密集しており、関連の展示を行う博物館や資料館が各地にある。その分布と展示概要は図4-013及び表4-012に示すとおりである。各市町では、規模、体制、来訪者の動線等の観点からガイダンス施設として活用する博物館等を選定し、推薦資産に関する展示・解説を充実させていく。なお、各ガイダンス施設における世界遺産の顕著な普遍的価値の全体像

う観点からも重要である。そのため、空港・駅・港といった主要な交通拠点では、地元市町や観光協会によるインフォメーションブースの設置やパンフレット等の媒体による案内に取り組んでいる。

に関する展示は、共通のものとし、来訪者がどのガイダンス施設を訪れても、共通の理解が深められるようにする。

最後に、長崎県が推進する「長崎県ミュージアム連携事業」において、キリストン文化を切り口として、関連の博物館・資料館が連携し、情報誌の発行、シンポジウムや企画展示の開催等にも取り組んでいることも附記する。

各構成資産におけるガイダンス施設

番号	名称	所在地
1	南島原市有馬キリストン遺産記念館 ※構成資産近接地に新たな施設を整備予定 HIAを実施の上、整備することとしている	南島原市
2	春日集落案内所「かたりな」	平戸市
3	平戸生月町博物館「島の館」	平戸市
4	崎津資料館みなと屋	天草市
5	長崎市外海歴史民俗資料館	長崎市
6	黒島ウェルカムハウス	佐世保市
7	野崎島ビジターセンター	小値賀町
8	世界遺産頭ヶ島の集落インフォメーションセンター	新上五島町
9	久賀島観光交流拠点センター	五島市
10	奈留島世界遺産ガイダンスセンター	五島市
11	大浦天主堂キリストン博物館	長崎市

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）



図4-013 構成資産に関連する公開・活用施設の分布

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

表 4-012 構成資産に関連する公開・活用施設の一覧

番号	名称	所在地	展示の概要
1	長崎歴史文化博物館	長崎市	近世長崎を中心とした展示のほか、長崎奉行所文書や大村藩、福江藩等の藩政文書や長崎県の近代文書を所蔵している。
2	日本二十六聖人記念館	長崎市	二十六聖人殉教の資料のほか、フランシスコ・ザビエルに始まるイエズス会の日本布教にまつわる資料や、長崎県内を中心とするかくれキリシタン習俗に関する資料を展示している。
3	浦上キリシタン資料館	長崎市	浦上天主堂近くに位置し、主に長崎浦上に潜伏していたキリシタンに関する資料の収集・展示を行い、浦上四番崩れなどキリスト教弾圧の歴史を伝える。
4	長崎市海外歴史民俗資料館	長崎市	外海地区の歴史・民俗資料を中心に、古代から現代までの歴史や暮らし、産業に関わる資料、特に、同地区におけるかくれキリシタンの民俗家系資料を展示している。
5	大村市歴史資料館	大村市	近世大村藩に関する藩政文書をはじめ、16世紀の宣教師記録などを収蔵・展示している。日本初のキリシタン大名である大村純忠や天正遣欧少年使節の派遣、これらの時代を象徴する南蛮美術等に関する資料も展示している。
6	松浦史料博物館	平戸市	近世平戸藩に関する藩政文書をはじめ、同藩が所蔵した絵画、調度品などを展示している。
7	平戸市生月町博物館 島の館	平戸市	平戸市生月島の捕鯨及びかくれキリシタンを中心に、豊富な民俗資料を収蔵・展示している。
8	平戸市切支丹資料館	平戸市	平戸市根獅子集落に伝わるかくれキリシタンの民俗資料を展示している。
9	五島観光歴史資料館	五島市	福江島を中心に、旧石器時代から近世にかけての歴史資料や、民俗資料を展示している。五島におけるキリスト教史の概要も紹介している。

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

番号	名称	所在地	展示の概要
10	堂崎天主堂キリシタン資料館	五島市	福江島・久賀島・奈留島から収集した潜伏キリシタンや教会堂関係資料を中心に展示している。
11	有馬キリシタン遺産記念館	南島原市	日野江城跡・原城跡から出土した遺物、遺構のレプリカ、キリスト教の教育機関セミナーヨに関する資料などを展示し、キリスト教の伝来から繁栄、そして弾圧までの歴史を解説している。
12	小値賀町歴史民俗資料館	小値賀町	近世に捕鯨、新田開発や殖産振興などで地域経済の発展に貢献した豪商小田家の屋敷を活用した資料館で、旧野首教会に関連する資料のほか、野崎島全体における資料も展示している。
13	新上五島町鯨骨館ミュージアム	新上五島町	近世から近代にかけての捕鯨業を中心に、新上五島町内の歴史に関する遺物を展示している。また、町内に所在する教会堂や、その建築で有名な鉄川与助に関する資料も展示している。
14	土井ノ浦教会カリスト記念館	新上五島町	若松島・中通島などから収集した潜伏キリシタン関係資料を展示している。
15	天草市立天草キリシタン館	天草市	天草島内におけるキリスト教史の概要と、島原・天草一揆や潜伏キリシタンに関する資料を展示している。
16	天草市立天草コレジヨ館	天草市	天草コレジヨ・天草本・天正遣欧少年使節団など、16世紀以降の南蛮文化に関する資料を中心に、崎津・今富地区に関する資料を展示している。
17	天草市立天草ロザリオ館	天草市	崎津・今富・大江地区におけるキリスト教布教から復活に至る概要と潜伏・かくれキリシタンに関する遺物を中心に展示している。
18	天草市立崎津資料館 みなと屋	天草市	崎津集落の歴史と文化や禁教期の漁村特有の潜伏キリシタンの信仰を解説している。

※なお、構成資産内の建造物を活用した展示施設については、本表には記載していない（第3章第4項に記載）。

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）



写真 4-010 「平戸市切支丹資料館」外観



写真 4-011 「切支丹資料館」で展示の「オラシヨ」



写真 4-012 「平戸市生月町博物館 島の館」で展示の「お掛け絵」と「コンタツ」



写真 4-013 「堂崎天主堂キリシタン資料館」内観



写真 4-014 「新上五島町鯨資館ミュージアム」の展示「教会をつくった大工道具～鉄川与助の知恵と工夫～」



写真 4-015 「有馬キリシタン遺産記念館」で展示の原城跡で発掘した遺物等

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

c-2) 総合的機能の整備

長崎県が設置する世界遺産センター（仮称）は、各ガイダンス施設とのネットワークの要として全体を包括し、ガイダンス施設の展示・学習等をサポートするとともに、各地のガイダンス施設では担うことのできない総合的な役割を受け持つ。例えば、各ガイダンス施設における共通展示や学習プログラムの提案を行うほか、来訪者の世界遺産に対する知的好奇心や来訪意欲をかきたてるような情報発信の総合窓口となり、来訪者を各構成資産へ誘導する役割を担う。そのため、世界遺産の顕著な普遍的価値

を伝達する展示施設（世界遺産センター（仮称）の暫定で「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター（長崎市）」に展示。）の運営に当たっては、交通アクセスの案内、解説ガイドの予約等の来訪者の利便性に資するサービスを提供する組織と連携している。また、世界遺産としての価値をより深く理解してもらうため、世界遺産センター（仮称）では、発掘調査や集落調査、海外の類似資産との比較研究等、包括的かつ多角的な調査研究成果の発信も行う。

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

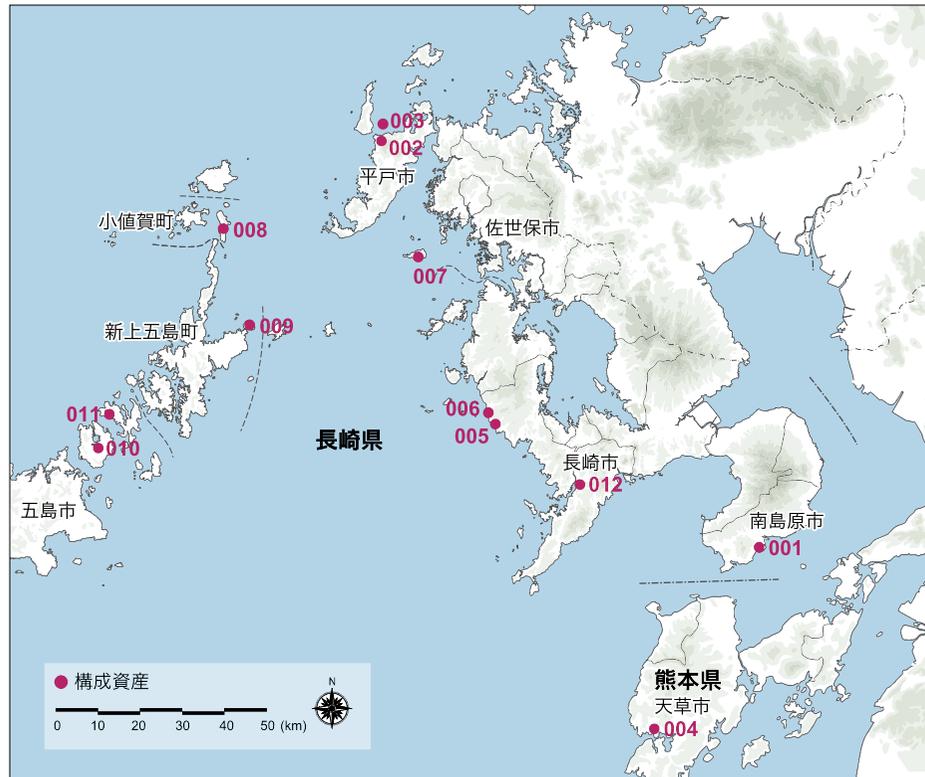


図 4-014 行政区域の地図

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

表 4-013 構成資産が所存する市町

番号	構成資産の名称	所在地
001	原城跡	長崎県南島原市
002	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
003	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
004	天草の崎津集落	熊本県天草市
005	外海の出津集落	長崎県長崎市
006	外海の大野集落	長崎県長崎市
007	黒島の集落	長崎県佐世保市
008	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
009	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
010	久賀島の集落	長崎県五島市
011	奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
012	大浦天主堂	長崎県長崎市

(2) 来訪者に対する利便性の提供

a) 総合窓口の設置

構成資産が2県6市2町に分布し、その所有者・管理団体も複数であるため、来訪者にとっては問合せ先がわかりにくいといった不便が生じていた。そのため、関係地方公共団体は連携して、構成資産全体を案内できる総合的な窓口を設置し、来訪者の利便性を図るとともに、地域住民の生活環境を保護することを目的として、2014年に「長崎の教会群インフォメーションセンター（2018年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」に改称）」を長崎市（長崎港）に開設した。その業務は、構成資産を含む長崎と天草地方のキリシタン関連遺産の啓発事業等を実施している前述のNPO法人世界遺産長崎チャーチトラストが担っ

ている。

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンターでは、来訪者や来訪に興味を抱く者に対し、その利便性・旅の満足度の向上に資するよう、構成資産に関する情報を発信するとともに、見学マナーや現地への交通アクセス（アクセスマップ）等に関する情報についても提供している。また、教会堂への外国人巡礼団の受入窓口ともなっている。さらに、後述する「(3) 秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり」においても重要な役割を担っており、教会守のマネジメントのほか、教会堂見学の事前連絡制を運用している。



写真 4-021 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」 外観



写真 4-022 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」 内観

b) モデルコースの設定

構成遺産を初めて訪れる来訪者にとっては見学ルートがわかりにくいと、長崎県では周辺散策マップを2015年に作成した。このほか、関係地方公共団体は、標準のモデルコースを設定するほか、教育旅行や巡礼（教会堂や殉教地を巡る旅）など、来訪者のニーズに応じた様々なコースを提案して普及を図っている。長崎と天草地方には構成資産以外にも多くのキリシタン関連の文化財や殉教地、資料館、教会堂等が存在しているため、これらを組み込むことにより、知的好奇心を満たすコースを設定することができる。

近年では、構成資産全体を3コースに分けて巡る「祈りと学びのプログラム」のほか、「外海道・ロ様ツアー」、「五島列島キ

リシタンクルーズ」、「五島-天草チャーター便利利用ツアー」等、交通の便が良くない構成資産を対象にした貸切バスや海上タクシー、航空機チャーターによるツアーも旅行社により催行されている。

なお、NPO法人長崎巡礼センターは、教会堂を中心とした巡礼（教会堂や殉教地を巡る旅）をコーディネートしており、モデルコースの設定や巡礼地マップや関連グッズの提供をはじめ、自らも専門性の高いガイド組織として活動している。



写真 4-023 周辺散策マップ



写真 4-024 構成資産を学び巡るコースの設定

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）



写真 4-025 長崎巡礼センターが作成した巡礼グッズ（スタンプ手帳・マップ・バッジ）

c) 交通インフラの整備

構成資産をつなぐ交通アクセスの中心は海路で、主な交通拠点及び定期航路については、図 4-015 及び図 4-016 に示すとおりである。

長崎と天草地方の特徴でもある離島・半島の魅力を損なわないよう、過度な利便性の追求のための整備は行わず、必要最低限の改善を図る。島から島への交通手段として、船を用いたルート設定などにより、島ならではの楽しみ方を提供できるように工夫する。公共交通手段が不便なエリアでは、周遊バスの運行等も試行している。また、地域住民の生活環境に配慮し、パーク＆ライドに取り組むほか、電動アシスト機能付きのレンタサイクルを設置しているエリア

もある。なお、レンタカーや徒歩で構成資産を訪れる来訪者のために、誘導サインを適切に整備するほか、ナビシステムやマップ等による情報提供も充実させる。

来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）



図 4-015 推薦資産への入口となる主要交通拠点（駅・空港）

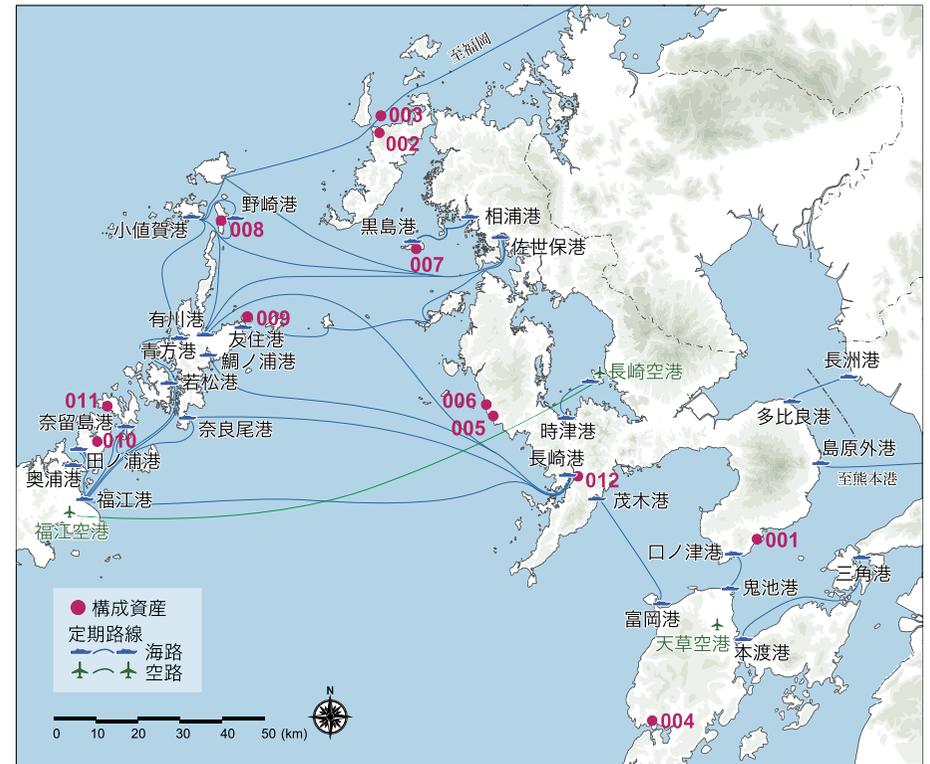


図 4-016 構成資産をつなぐ定期路線（航路・空路）

d) 適切な便益施設の整備・管理

関係地方公共団体が来訪者専用の便益施設を新たに設置する場合は、便利さの追求により構成資産及び周辺環境や雰囲気を損なうことのないよう、既存施設の利用可能性や景観に配慮した場所へ新設し、適切かつ計画的に整備した。このことにより、構成資産内の来訪者が多く訪れる教会堂で見られ

た、信徒用のトイレや駐車場を来訪者が使用することは解消された。



写真 4-027 出津集落の歩行者ルート



写真 4-028 大野集落の歩行者誘導サイン



写真 4-029 整備した便益施設の例（出津集落のトイレ）



写真 4-030 整備した便益施設の例（大野集落のトイレ）

(3) 秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり

a) 見学マナーの周知徹底

集落内の見学、特に教会堂内部の見学については、過去、見学マナーの無知による迷惑行為が発生していた。今後、来訪者の増加により、地域住民の生活・生業・信仰の場としての環境が阻害されることのないよう、十分な配慮が必要である。これまでも見学マナーについては、ポスター掲示や看板設置、しおりの配布、ガイドによる呼び掛け等、様々な手法によって周知に努めてきた。また、パンフレットやホームペー

ジ等で構成資産を紹介する際には、見学マナーの遵守についてもあわせて周知している。今後もこのような取組を継続し、地域住民から敬遠されることのないような、マナーのよい来訪を促していく。なお、外国人などの日常生活習慣が異なる来訪者に対しては、サインガイドラインで定めるピクトグラム等を活用しながら、見学マナーの周知を図る。



写真 4-031 来訪者に向けた教会堂見学マナーの案



写真 4-032 外国語にも対応した見学マナーのサイン

b) 教会堂（有形文化財）の見守り

構成資産内に建つ文化財指定を受けた教会堂（大浦天主堂を除く。）には、集落内でも特に多くの人が訪れるため、教会堂を見守る人（教会守）を配置している。地域の信徒等が担い手となり、来訪者に対して、見学マナーの伝達や迷惑行為の監視、質問への対応等を行っている。このような来訪者に目が行き届く仕組みづくりにより、文化財の保護と見学マナーの遵守はもちろん、来訪者は地域住民との触れ合いを通じ

てその土地の歴史や文化、人々の思いや信仰の姿を肌で感じることができ、これらの歴史ある教会堂を含めた文化的景観を大切に作る行動にもつながることが期待される。

なお、各教会守の業務に伴う課題の共有やそれぞれの技術の向上を図るため、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンターが中心となり、研修会も実施している。



写真 4-033 教会守による説明



写真 4-034 教会守研修会

c) 秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり

世界遺産登録による来訪者の増加が地域の生活・生業・信仰を阻害することのないよう、秩序ある来訪を促し、適切に受け入れる新しい仕組みの構築に取り組んでいる。

特に、信仰の場でもある教会堂の内部見学については、文化財保護という観点からも、物理的な劣化や構造上の過剰な負荷を避けるため、適切な規模（人数）の来訪者を迎え入れることができるよう、事前に調整を行う仕組みとして事前連絡を実施している。

この事前連絡は、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター（<http://kyoukaigun.jp/>）が、地元教会のほか、行政や関係機関とも連携しながら運用している。具体的には、受入人数の調整をはじめ、葬儀やミサ等の宗教行事が

急遽生じた際には、インフォメーションセンターが事前連絡者に対しその旨を連絡する仕組みが構築され、その結果、地元信徒は信仰の場を乱されることなく来訪者も神聖な空間を感じることができるようになった。

なお、教会堂以外の場所でも地域住民の暮らしに負荷をかけないような対応が必要であり、それぞれの地域の実情に応じた秩序ある受入れを目指していく。



写真 4-035 教会堂内見学の事前連絡ウェブサイト

5. 地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）

推薦資産を永続的に保護・維持・管理して後世に引き継いでいくためには、これまで構成資産や景観を形成し保護してきた地域コミュニティを守り、その営みを継続させていくことが重要である。地域住民を主役として、行政と民間が一体となり、世界遺産の公開・活用を協働していくことができる体制や仕組みをつくり、地域のアイデンティティ形成や活性化につなげていく必要がある。

なお、行政の施策としても、島の数が非常に多い長崎と天草地方にとって、離島・半島の活性化対策は最重要課題である。この世界遺産登録への取組は、構成資産の確実な保護と、それらが所在する地域の持続的な発展とを密接に関連付ける契機ともなっている。地域振興を促進する諸施策と連携し、人材育成や定住人口・交流人口の増加を促すことが、地域の持続的な発展を背景にした構成資産の永続的な保存管理に寄与することにもなる。

そのため、構成資産共通の方針として、これら構成資産とともに暮らす人々の営みを活性化する取組を官民一体となって協働

で推進していく。これらの活動を通して、世代間交流や地域間交流も促進され、多くの人々が世界遺産に関わることによって、構成資産の保存管理・公開活用のための取組を適切かつ着実に実施していくことにもつながる。

参考として、久賀島の集落においては、地域住民の積極的な関与により「久賀島景観まちづくり計画」が作成されたことや、住民自身が島の魅力を知り景観維持活動に参加していること、また、地域住民の利益につながるような観光客の受入体制づくりが進められていることなど、景観のみならず地域住民の暮らしに目を向けた官民協働のまちづくり活動が高く評価され、2015年度の「九州まちづくり賞」を受賞している。このように各地域では、地域住民による構成資産の保全活動が着実に実施されている。今後も先進事例を他の地域コミュニティへも波及させ、全体としての活動を活発化させながら、それぞれの地域の持続的な維持・発展につなげていく。

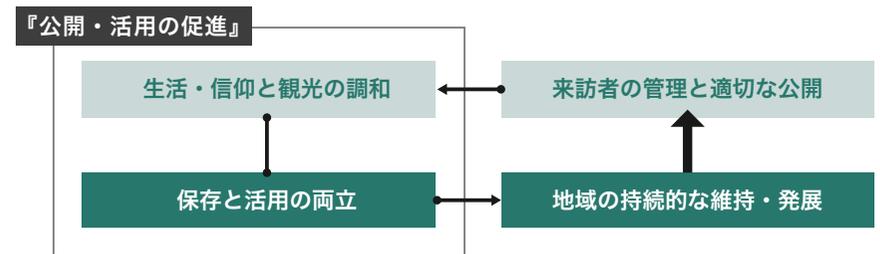
第3章で整理した課題番号5-(1)～5-(3)については、実現のための具体的な取組も

地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）

含め、下記のとおり記載した。実行する施策や事業の詳細については、計画番号に沿って、第5章を参照されたい。



写真 4-036 九州まちづくり賞の受賞の様子（久賀島の集落）



地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）

包括的保存管理計画の構成対応図（表1-001）のうち項目5の対応策と具体的な取組

課題	課題番号	構成資産共通の対応策	具体的な取組	計画番号
地域のアイデンティティ形成による誇りの共有	5-(1)	a) 地域住民等の理解促進	[1] 行政による地域住民を対象にした講座や研修会の開催	5-(1)-a-[1]
			[2] 生涯学習の取組の推進	5-(1)-a-[2]
			[3] 児童・生徒向けの取組の推進	5-(1)-a-[3]
交流による共通の意識づくりとネットワーク化	5-(2)	a) 地域における活動の充実	[1] 構成資産の保存・維持・管理の活動を支える住民組織の活性化	5-(2)-a-[1]
			[2] 住民組織同士の交流や連携の促進によるネットワークの構築	5-(2)-a-[2]
			[3] 地域住民への支援	5-(2)-a-[3]
			[4] ホスピタリティの醸成	5-(2)-a-[4]
地域社会の維持と活性化	5-(3)	a) 地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	[1] 地元産品の開発・販売や食事の提供促進によるマーケティングの推進	5-(3)-a-[1]
			[2] 民泊や体験観光の推進	5-(3)-a-[2]
			[3] 空き家や耕作放棄地の活用	5-(3)-a-[3]
			[4] 人材の育成及び技術的支援の実施（集落の維持）	5-(3)-a-[4]

地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）

(1) 地域のアイデンティティ形成による誇りの共有

a) 地域住民等の理解促進

関係地方公共団体は、構成資産間の関連性を重視しながら、推薦資産の価値や保護に関する啓発を行う。具体的には、地域住民等が推薦資産を総合的に理解するための講座や研修会等を実施するとともに、関連する生涯学習の機会の充実を図りながら、保存管理に必要な情報提供も行う。特に今後は、次世代を担う若年層の育成に向け、世界遺産の背景となっている地域の歴史・文化を通して、故郷への誇りと愛着を醸成できるような機会を提供することがますます重要になるため、学校教育や大学等と連携した取組も推進していかなければならな

い。その一環として、構成資産を小学生向けに紹介する「世界遺産ニュース」の発行や、地域の自然・歴史を学ぶ体験学習、子どもガイドによる案内等が実施されている。

なお、地域住民等の理解促進や意識醸成のための活動は、行政のみならず、民間の取組も大いに貢献している。世界遺産登録推進の動きとともに、構成資産や関連遺産を対象にした写真コンクールやパネル展、クリスマス市民イベント等も積極的に実施されるようになった。



写真 4-037 春日集落の潜伏キリシタンについて学ぶ小学生



写真 4-038 原城跡で「島原・天草一揆」について学ぶ小学生たち

地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）



写真 4-039 小学生向けに発行している「世界遺産ニュース」



写真 4-040 セミナリョの授業を再現した取組（当時をイメージした衣装で参加する中学生）

地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）



写真 4-041 各地域の学習講座やシンポジウム、住民の主体的な勉強会

(2) 交流による共通の意識づくりとネットワーク化

a) 地域における活動の充実

世界遺産登録推進を通して、先祖の歩みによって築かれた地域の歴史・文化に誇りを感じ、構成資産を含む歴史文化遺産を身近でかけがえのない「たからもの」として大切に生かす活動も活発化し始めている。

各地域において、住民が主体となった自発的な勉強会をはじめ、構成資産を含む地域の歴史文化遺産を熟知したガイドの会や、住民を主体とした清掃ボランティアや活性化グループ等の活動が見られ、今後、構成資産の保存管理を支える住民組織として、より一層の活発化が期待される。さらに、今後は構成資産全体の価値を踏まえた広域的な視点での学習やネットワーク化によって、関係地域が切磋琢磨して活動を充実させていくことも必要である。

参考として、前述の NPO 法人世界遺産

長崎チャーチトラストが 2015 年に立ち上げた「長崎の教会群保存サポーター制度」は、推薦資産の支援を行おうとする者がサポーターとして登録した上で構成資産の清掃活動等を実施するという取組である。このように民間の取組としても構成資産全体の活動につながるネットワーク化が進められている。

これらの地域における活動は、現地での来訪者対応のほか、住民の社会教育活動や児童・生徒に対する学校教育への拡がりにも貢献している。関係地方公共団体は、世界遺産の継承を担う地域コミュニティの意識醸成はもちろん、地域住民の保存管理への関わりを促進するため、これらの活動を支える人材育成や体制づくり等を支援していく。

(3) 地域社会の維持と活性化

a) 地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加

長崎と天草地方においても、人口減少や高齢化により地域経済の低迷や過疎化が進んでいる。構成資産及び緩衝地帯における人口の減少に対しては、各地方公共団体で策定済みの振興計画を計画的に推進し、地域の発展を促すとともに、文化的景観の整備活用計画等の中で目指している活性化策の実現に向けて取り組んでいく。

それぞれの地域では、民泊や体験観光による交流人口の拡大策をはじめ、生業や地場産業活性化につながる地産商品の開発・販売や体験プログラム、定住人口の増加に向けた担い手育成等による地域振興策に取り組んでいる。例えば、地域住民が主体となった土産品開発のワークショップ、地域外からの人材雇用による地域おこし事業¹、田舎暮らし希望者の移住等に対する行政支

援（体験ツアー、空き家バンク事業）等が行われている。

関係地方公共団体は文化庁とともに、構成資産の保存管理を担う所有者や、保存・公開を支える地域住民等に対し、周知啓発や研修活動など、今後とも専門的・財政的支援を実施することにより、構成資産の適切な保存管理や受入体制の充実を図る。

¹ 人口減少や高齢化の進行が著しい地域において、地域外からの人材を積極的に受け入れ、地域協力活動の担い手となってもらい、その定住・定着を図ることにより、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）



写真 4-042 各地域の住民によるボランティア清掃活動

地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）



写真 4-043 各地域の民泊事業者の研修会



写真 4-044 各地域の住民参加による防災訓練

'blank page'

第5章

行動計画

第5章 保護と管理

項目	第3章		第4章		第5章	第6章
	課題	課題番号	資産共通の対応策		具体的な取組	経過観察
1 構成資産の保護と調査研究	構成資産の適切な保存管理	1-(1)	a)	文化財保護制度に基づく構成資産の保護	[1], [2]	17~22
			b)	構成資産の保存管理	[1]~[6]	
	調査研究の推進	1-(2)	a)	構成資産の調査と研究	[1]	23
			b)	関連文化財の調査と研究	[1]	
c)			調査研究体制の充実	[1]		
2 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成	緩衝地帯の保全（世界遺産にふさわしい周辺景観の維持）	2-(1)	a)	構成資産の緩衝地帯の設定	[1]~[4]	3
			b)	法令・制度等による保全		
	構成資産周辺の修景・景観整備（世界遺産にふさわしい周辺景観の向上）	2-(2)	a)	構成資産共通の整備事業の方針	[1]~[3]	4
			b)	構成資産の類型ごとの修景・景観整備事業のあり方		
c)			整備検討プロセスの考え方の共有			
3 構成資産に影響を与える諸条件	開発の圧力	3-(1)	a)	法令制度の適切な運用	[1]~[3]	1~11
	環境変化	3-(2)	a)	構成資産保存のための環境対策	[1]~[3]	
	自然災害と危機管理	3-(3)	a)	災害予防と危機管理体制の充実	[1]~[3]	
4 来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）	顕著な普遍的価値の理解	4-(1)	a)	顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	[1]~[5]	13, 24, 27
			b)	構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存と活用	[1]~[3]	
			c)	適切な公開・活用施設の整備	[1]	
			d)	ガイド体制の確保	[1], [2]	
	来訪者に対する利便性の提供	4-(2)	a)	総合窓口の設置	[1]	14, 25, 26
			b)	モデルコースの設定	[1]~[4]	
			c)	交通インフラの整備	[1]~[4]	
			d)	適切な便益施設の整備・管理	[1]~[3]	
	秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	4-(3)	a)	見学マナーの周知徹底	[1]	12, 16
			b)	教会堂（有形文化財）の見守り	[1], [2]	
c)			秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	[1]		
5 地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）	地域のアイデンティティ形成による誇りの共有	5-(1)	a)	地域住民等の理解促進	[1]~[3]	24
	交流による共通の意識づくりとネットワーク化	5-(2)	a)	地域における活動の充実	[1]~[4]	28
	地域社会の維持と活性化	5-(3)	a)	地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	[1]~[4]	15

推薦資産の顕著な普遍的価値を次世代に確実に継承していくためには、保存管理を主体的に担う構成資産の所有者及び地方公共団体をはじめ、関係団体や地域住民、来訪者等が、その価値を十分に理解し、共通認識の下に一体的な保存管理を実施するといった、多くの人々の関わりが必要となる。

この本計画では、第3章において「1. 構成資産の保護と調査研究」、「2. 世界遺産に

ふさわしい周辺環境の保全と形成」、「3. 構成資産に影響を与える諸条件」、「4. 来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」及び「5. 地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）」の5つの課題（番号1-(1)~5-(3)）を抽出し、第4章において課題ごとの方針及び具体的方策を示した。本章では、それらを実行する上での各種事業を「行動計画」として、一覧にまとめた。

実施期間

事業実施に当たっては、課題を十分に認識したうえで、重要度や緊急性、さらには実現可能性も考慮しながら、達成時期の目標を設定して取り組むものとする。

事業の実施期間として、以下のとおり区分する。

- 短期：概ね5年以内に着手するもの
- 中長期：概ね5年後以降に着手するもの

事業推進及び進捗管理

事業の全体的な総合調整及び連携、進捗管理、見直し等を世界遺産保存活用協議会

が担い、円滑かつ確実に実施していく。

行動計画の総括表（凡例：◎主たる事業者 ○従たる事業者）

1. 構成資産の保護と調査研究

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期			
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期	
1-(1)	a)	[1]	文化財保護法等による構成資産の保護	文化財保護法等による法的保護を行う	許可・届出制による現状変更等の規制	◎	◎	◎国	●	—	—
		[2]	所有者が行う保存管理の支援	所有者による管理を技術的に支援する	文化財専門職員による指導・助言	◎	◎	◎国	●	—	—
					補助金による財政的支援	◎	◎	◎国	●	—	—
		[2]	所有者が行う保存管理の支援	所有者による管理を財政的に支援する	財政的支援に関する周知	○	◎		●	—	—
					清掃・草刈り・樹木の整枝剪定・点検等	○	◎	◎所有者	●	—	—
	[1]	日常の維持管理	構成資産について日常の維持管理を行う	清掃・草刈り・樹木の整枝剪定・点検等	○	◎	◎所有者	●	—	—	
	[2]	土地公有化の推進	利用されていない土地等の公有化を推進する	利用されていない土地の公有地化・公有地の管理	○	◎		●	—	—	
	b)	[3]	保存のための復旧・修理	城跡の地形の復旧や石垣の修理を行う	崩落箇所等の地形復旧・石垣改変箇所の修理	○	◎		●	—	—
				集落を構成する家屋や石積み等の修理を行う	集落の家屋や石積み等の修理	○	◎	◎所有者	●	—	—
				教会堂の保存修理	建造物保存修理事業の実施	○	◎	◎所有者	●	—	—
専門家等で構成する委員会の指導・助言		◎	◎		◎国	●	—	—			

構成資産の保護と調査研究

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期			
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期	
1-(1)	b)	[4]	集落の修景・景観整備	集落の景観阻害要因の修景や景観整備を行う	修景・景観整備事業の推進	○	◎		●	—	—
		[5]	防災対策の推進	構成資産の防災対策を行う	防災計画の策定	○	◎	◎所有者	●	—	—
					城跡や建造物周辺の崩落危険箇所の対策工事・危険木の除去	○	◎	◎所有者	●	—	—
					防火・防犯設備の設置・更新	○	◎	◎所有者	●	—	—
		[6]	巡視・監視体制の強化	構成資産の巡視や監視を行う	長崎県及び熊本県の文化財保護指導委員会や市町職員による巡視・監視	◎	◎		●	—	—
		1-(2)	a)	[1]	各種調査の推進	構成資産についての調査研究を行う	城跡の発掘調査、歴史史料調査の推進	○	◎		●
集落を構成する要素の調査の推進	○						◎		●	—	—
建造物の詳細調査の推進	○						◎		●	—	—
廃絶した資産の記録資料の作成	○						◎		●	—	—
b)	[1]		関連文化財の調査と研究	構成資産に関連する文化財の調査と研究を行う	関連文化財の調査と研究	◎	◎	◎所有者	●	—	—
		信心具等の動産資料の調査及び保全			○	◎	◎所有者	●	—	—	

構成資産の保護と調査研究

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体				時期		
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期	
1-(2)	c)	[1] 調査研究体制の充実	調査研究を推進するための体制を整える	調査研究体制の充実・関連資料の収集・調査成果の蓄積・研究者とのネットワーク形成	○	○				●	—

2. 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体				時期	
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期
2-(1)	a)・b)	[1] 景観法に基づく景観保全	市町の景観条例に基づいて周辺景観を保全する	市町景観計画による行為規制	○	○			●	—
		[2] 文化財保護法に基づく景観保全	重要文化的景観保存計画に基づいて周囲の景観を保全する	重要文化的景観保存計画による行為規制	○	○			●	—
			重要伝統的建造物群保存地区保存計画に基づいて周囲の景観を保全する	重要伝統的建造物群保存地区保存計画による行為規制	○	○			●	—
		[3] 自然公園法に基づく自然環境の保全	自然公園管理計画に基づいて周囲の自然環境を保全する	自然公園管理計画による行為規制	○	○	○国		●	—
2-(2)	a)・b)・c)	[1] 景観阻害要因の除去及び修景・景観整備の実施	上記以外の緩衝地帯に適用される法令制度による規制を行い、周囲の景観を保全する	都市計画法・漁港漁場整備法・屋外広告物法・農業振興地域の整備に関する法律・農地法による行為規制	○	○			●	—
			景観阻害要因を抽出し、改善に向け関係者と協議する	各種景観阻害要因の対策事業の推進及び支援	○	○	○民間団体等		●	—
				電柱・電線類の移設等事業の推進	○	○	○民間団体等		●	—

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期					
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期			
2-(2)	a)・b)・c)	[1] 景観阻害要因の除去及び修景・景観整備の実施	景観阻害要因について撤去や修景・景観整備を行う	優先順位の高い修景・景観整備事業の実施	○	◎	○ 民間団体等	●	●				
				修景・景観整備方針検討会やサイン検討会議等による専門家の助言	◎	○		●	●				
				関係行政の補助制度の活用	○	◎	○ 民間団体等	●	●				
	[2] 屋外広告物の規制及び違反広告物の撤去	a)・b)・c)		違反広告物の実態調査を行い、撤去等を行う	違反広告物の実態調査の実施	◎	◎		●	●			
					違反広告物（簡易広告物）の除却	◎	◎		●	●			
					屋外広告物適正化の促進	◎	◎		●	●			
				景観法に基づく景観計画によって、屋外広告物の適切な規制誘導を図る	各市町景観条例及び景観計画に基づいた規制誘導	○	◎		●	●			
					違反広告物掲出の予防的措置として、適切な屋外広告物についての啓発等を行う	屋外広告物の登録・講習の実施	◎			●	●		
						屋外広告物についての研修会の実施	◎			●	●		

世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期			
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期	
2-(2)	a)・b)・c)	[3] 既存及び新設の施設等における景観への配慮	景観に配慮したデザインのあり方について検討する	世界遺産の保存活用に向けた県公共事業のあり方ガイドラインの策定	◎	○		●	●		
				長崎県公共事業等デザイン支援会議による助言	◎	○		●	●		
			景観に配慮した受益施設や公共施設へと誘導する仕組みをつくる	世界遺産の保存活用に向けた県公共事業のあり方ガイドラインの実施	◎	◎		●	●		
				民間建築物の景観への配慮を促し、地域が主体的・継続的に取り組む良好な景観形成を推進する	○	◎		●	●		
			美しい景観形成の推進	○ 地域住民等	○	◎		●	●		

3. 構成資産に影響を与える諸条件

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期			
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期	
3-(1)	a)	[1]	法令制度による開発のコントロール	緩衝地帯に適用される法令制度を適切に運用して開発を抑制する	法令制度に基づく許可・届出	○	○	○ 国	●		
		[2]	公共事業ガイドラインの制定・実施	公共事業のガイドラインを定めて周辺景観と調和するよう誘導する	世界遺産の保存活用に向けた県公共事業のあり方ガイドラインの実施	○	○		●		
		[3]	遺産影響評価の実施	OUVへの負の影響が無い又は軽微となるよう開発行為等の事業者と調整を行う	各事案に対する遺産影響評価の実施	○	○	○ 民間	●		
3-(2)	a)	[1]	大気汚染の常時観測	大気監視システムによる大気観測を行う	大気汚染物質と酸性雨の観測	○	○		●		
		[2]	海岸の清掃活動	構成資産及び周辺の海岸美化や海岸保全に取組む	漂着ごみの回収、環境教育及び普及啓発、海岸清掃の実施	○	○		●		
		[3]	野生動植物の駆除	構成資産の保存に有害な野生動植物の駆除や被害防止に取組む	野生生物の侵入防止、棲み分け、計画的な捕獲の実施 異常繁殖植物の伐採駆除	○	○		●		
3-(3)	a)	[1]	災害情報の把握と共有	災害に関する情報を収集し、災害の発生に備える	災害情報の常時収集、危険箇所の巡視	○	○	○ 管理者	●		
		災害発生時に速やかに情報把握と共有を行い、被害の拡大を防止する		災害発生時の連絡体制の整備	○	○	○ 管理者	●			
		[2]	計画的な防災対策の推進	災害の予防及び防止対策を計画的に推進する	地域防災計画に基づく各種災害対策	○	○		●		
[3]	防災訓練の実施	災害の発生に備えて定期的に訓練を行う	所有者及び管理者、地域住民による災害訓練の実施	○	○	○ 所有者 管理者	●				

4. 来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期				
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期		
4-(1)	a)	[1]	統一イメージの構築	資産の魅力や価値を高めるためにブランドイメージを構築し、効果的な情報発信を行う	長崎の旅提案型情報発信事業の実施（ウェブサイト「ながさき旅ネット」による発信）	○	○		●			
				海外向けパブリシティ推進事業の実施	○	○		●				
		[2]	データベース化及び公式サイト開設	各構成資産に関する情報のデジタルデータベースを整備し、総合的な情報発信を行う	各構成資産のデータベース化	○	○		●			
				公式サイトを開設し、インターネットで関連情報を広く提供する	既存ホームページの充実 関連文化財等を含む情報発信（ウェブサイト「おらしょーこころ旅」による発信）	○	○		●			
		[3]	各種広報媒体の作成	ターゲットの関心に合わせたパンフレットや啓発グッズを作成する	総合パンフレットの作成・配布 外国人向けのパンフレット・ガイドブックの作成・配布	○	○		●			
				一般向けにわかりやすい映像コンテンツを作成する	啓発グッズ等の作成・活用 PR用DVDの作成	○	○		○ 民間団体等	●		
				多様なメディアや媒体を通じて、世界遺産の価値やストーリーの魅力を広げ発信する	行政広報誌等の積極的活用 メディアとのタイアップ事業の実施 教育情報誌による普及啓発	○	○		○ 民間団体等	●		

来訪者の管理と適切な公開

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期		
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期
4-(1)	a)	[5] 各種啓発イベント等の開催	地元の理解を深めるための催しを実施する	県民・住民向け講演会や文化遺産の公開活用事業の実施	◎	◎		●	●	
			県外で価値をアピールするための催しを実施する	シンポジウム・講座・パネル展等の県外開催	◎	○	○民間団体等	●	●	
			来訪者が地域の歴史・文化に触れ合う催しを実施する	来訪者参加型の伝統文化・食文化体験イベント等の開催	○	◎	○民間団体等	●	●	
	[1] キリスト教文化遺産群を生かした文化財保護と地域振興の取組	関連する文化財等の一体的な保存及び活用を図る	関連文化財等を含む情報発信（ウェブサイト「おらしょーこころ旅」による発信）※a)-[2] の再掲		◎	○		●	●	
			キリスト教文化遺産群としての文化財保護の推進		○	◎		●	●	
			キリスト教文化遺産群を活かした地域活性化事業の推進		○	◎		●	●	
	b)	[2] 伝統技術の保存・継承及び発信に資する取組	伝統技術を調査し、保存・継承・発信に資する取組を行う	長崎県の文化財ホームページの充実	◎	◎		●	●	
			伝統文化の保存活動を行っている団体等の連絡体制を整備する	伝統文化保存団体連絡会議の設置・運営	◎	◎	○民間団体等	●	●	
	[3] 伝統文化の記録保存	地域の伝統文化や伝承を映像等に記録保存する	文化財保存技術事業の実施		◎	◎	○国	●	●	

来訪者の管理と適切な公開

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期		
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期
4-(1)	c)	[1] 世界遺産センター（仮称）の整備	世界遺産センター（仮称）を整備する	世界遺産センター（仮称）の検討及び整備	◎	◎		●	●	
			ガイドの養成及び体制の確保	観光ガイド・巡礼ガイドの養成	○	◎	○民間団体等	●	●	
	d)	[2] 外国人観光客の受入体制の整備	ガイドを養成し、予約窓口機能を整備する	ガイド予約機能の構築	◎	◎	○民間団体等	●	●	
			外国人観光客受入れのグレードアップ・サポート事業の実施		◎	○	○民間団体等	●	●	
			外国人訪問者案内のための語学力やコミュニケーション能力の向上を図る	通訳案内士・地域限定通訳案内士の育成	◎	○		●	●	
			外国語教育における人材育成事業の推進		◎	○		●	●	
a)	[1] 総合窓口の一本化	問合せや交通案内に対応する総合窓口を運営する	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンターの運営	◎		○民間団体等	●	●		
		b)	[1] ツアーの創出	現地ツアーを企画・実施することで魅力をPRする	観光客受入体制の強化と地域経済の活性化	○	◎	○民間団体等	●	●
[2] モデルコースの設定	モデルコースのパフレット等を作成する			巡礼モデルコース等の提案		◎	◎	○民間団体等	●	●

来訪者の管理と適切な公開

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期		
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期
4-(2)	b)	[3] 国際観光対策事業の実施	民間による観光PR事業を展開する(特に海外向け)	外国人観光客の誘致対策事業の実施	○	○	○民間団体等	●		
				離島地域における外国人観光客受入支援事業の実施	○	○	○民間団体等	●		
	[4] 緊急受入対策	来訪者ピーク時の駐車場、代替交通、トイレ等の対応を検討し、整備する	来訪者ピーク時における受入対策の検討及び整備	○	○		●			
	c)	[1] 交通利便性の向上	交通利便性を向上させアクセスルートを整備する	離島航路や不採算バス路線に対する支援	○	○	○国・民間団体等	●		
				アクセス道路の改善	○	○	○国	●		
				海上タクシーの活用	○	○	○民間団体等	●		
		[2] 交通システム実証実験の実施	パーク&ウォークや電気自動車導入等による交通システム導入に向けた実証実験を実施する	パーク&ウォークの実施	○	○		●		
				長崎EV&ITSプロジェクトの推進	○	○		●		
		[3] 自然歩道の整備	九州自然歩道整備との連携を図る	九州自然歩道の整備	○	○	○国	●		
	[4] 道路案内標識の設置	道路案内標識を整備する	道路案内標識の整備	○	○		●			
	d)	[1] トイレ・駐車場・サイン・安全施設等の整備	トイレ・駐車場・サインの整備のほか、危険箇所に安全設備を設置し、周知を図る	各種支援制度を活用した整備事業の実施	○	○		●		
				各種アドバイス制度を活用した専門家による助言	○	○		●		

来訪者の管理と適切な公開

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期		
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期
4-(2)	d)	[2] 維持管理費用等に対する民間による新たな支援制度の構築	教会トイレ等の維持負担軽減のための支援方策を検討し、実践する	支援の仕組みづくりに向けた取組の推進	○	○		●		
			行政支援が難しいものを対象に、民間による支援体制を構築する	民間団体等による新たな支援制度の検討及び構築			○民間団体等	●		
		[3] ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進	ユニバーサルデザインを推進する	各種ハード設備の改善	○	○	○民間団体等	●		
			バリアフリー情報を提供する	ホームページやマップにバリアフリー情報を掲載	○	○		●		
	a)	[1] 訪問時の見学マナー周知	訪問者が生活や信仰環境を悪化させないためのマナーやルールの普及啓発を図る	巡礼マナーの掲示、しおり作成・配布、各種媒体による情報発信	○	○	○民間団体等	●		
			旅行社やバスガイドを対象とした研修会の実施	ゴミのポイ捨て禁止、喫煙ルールの周知	○	○	○地域住民	●		
4-(3)	b)	[1] 構成資産等の巡視・監視体制の強化	パトロール等による維持保全の強化を図る	文化財パトロールの実施	○	○	○民間団体等	●		
			[2] 信仰の場を守るための仕組みづくり(教会堂を見守る人の配置)	教会堂を見守る人(教会守)を配置する	教会守の配置と支援	○	○	○宗教学者・民間団体等	●	

来訪者の管理と適切な公開

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期		
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期
4-(3)	c)	[1] 信仰の場を守るための仕組みづくり（教会堂内の見学者数の調整）	教会堂内見学の事前連絡による調整の仕組みを構築する	見学者数調整の仕組みの試験的な運用の支援と検証	◎	○	◎ 宗教法人・民間団体等	●		

5. 地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期		
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期
5-(1)	a)	[1] 地域住民を対象にした講座や研修会の開催	地域住民向けに文化財の価値や保護への意識醸成を行う	講座や研修会・住民参加イベントの実施	○	◎		●		
			県政出前講座の開催		◎			●		
		[2] 生涯学習の取組の推進	地域住民等への各種学習機会の提供	「ながさき県民大学」生涯学習事業の実施	◎	◎		●		
5-(2)	a)	[3] 児童・生徒向けの取組の推進	小中学生向けの学習機会を提供する	子どもたちの「しま」体感促進事業及び交流事業の実施	○	◎		●		
			副教材や世界遺産ニュースの制作・配布		◎	◎		●		
		[1] 構成資産の保存・維持・管理の活動を支える住民組織の活性化	構成資産を支える集落等における人材育成や仕組みづくりへの支援を行う	保護に関わる人材の育成に対する支援	◎	◎	◎ 民間団体等	●		
5-(2)	a)	[2] 住民組織同士の交流や連携の促進によるネットワークの構築	構成資産の保存・活用に携わる人材のネットワークづくりを支援する	交流の場づくりやマッチングの支援	◎	◎	◎ 民間団体等	●		
		[3] 地域住民への支援	地域住民等が実施する取組への支援を行う	ボランティア振興基金による助成	○	○	◎ 民間団体等	●		
				NPO等の育成及び支援	◎	◎	◎ 民間団体等	●		

地域の持続的な維持・発展

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期			
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期	
5-(2)	a)	[4]	ホスピタリティの醸成	様々なツールを活用した地域全体のホスピタリティの向上を図る	県民総おもてなし運動推進事業の実施	○	○	◎民間団体等		●	●
		[1]	地元産品の開発・販売や食事の提供促進によるマーケティングの推進	地元産品の販売や食事の提供促進等によるマーケティングを推進する	農産物・水産物・地域産品の商品力強化・販路拡大への支援 長崎ブランドの認証制度やPR・営業力強化による販売促進事業の実施 生産・加工・販売のネットワーク促進事業の実施	○	○	◎民間団体等		●	
5-(3)	a)	[2]	民泊や体験観光の推進	地域の魅力を生かした民泊や体験観光を推進する	離島・半島地域の魅力を生かしたツーリズムの推進	○	○	◎民間団体等		●	
		農山漁村の魅力を生かしたツーリズムの推進			○	○	◎民間団体等		●		
		[3]	空き家や耕作放棄地の活用	空き家等を活用し、地域の活性化を図る	田舎暮らし希望者への情報提供や魅力発信	○	○			●	●
				耕作放棄地を活用し、地域の活性化を図る	空き家等を活用した交流施設等の整備		○			●	●
				耕作放棄地解消総合対策事業の実施	○	○	○農業者		●		
				耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による推進	○	○	○国・農業者		●		

地域の持続的な維持・発展

課題番号	対応策	具体的な取組	内容	事業概要	事業主体			時期			
					県	市町	その他	実施中	短期	長中期	
5-(3)	a)	[4]	人材の育成及び技術的支援の実施（集落の維持）	技術支援と後継者対策についての支援を行う	長崎県過疎地域自立促進方針に基づく事業の推進	○	○			●	●
					「しま」の文化・芸術活動推進事業の実施	○	○			●	
					漁業・農業の担い手の確保や育成に対する支援	○	○			●	

'blank page'

第6章

経過観察(モニタリング)の体制

第6章 経過観察(モニタリング)の体制

項目	第3章		第4章		第5章	第6章
	課題	課題番号	資産共通の対応策		具体的な取組	経過観察
1 構成資産の保護と調査研究	構成資産の適切な保存管理	1-(1)	a)	文化財保護制度に基づく構成資産の保護	[1], [2]	17~22
			b)	構成資産の保存管理	[1]~[6]	
	調査研究の推進	1-(2)	a)	構成資産の調査と研究	[1]	23
			b)	関連文化財の調査と研究	[1]	
c)			調査研究体制の充実	[1]		
2 世界遺産にふさわしい周辺環境の保全と形成	緩衝地帯の保全(世界遺産にふさわしい周辺景観の維持)	2-(1)	a)	構成資産の緩衝地帯の設定	[1]~[4]	3
			b)	法令・制度等による保全		
	構成資産周辺の修景・景観整備(世界遺産にふさわしい周辺景観の向上)	2-(2)	a)	構成資産共通の整備事業の方針	[1]~[3]	4
		b)	構成資産の類型ごとの修景・景観整備事業のあり方			
		c)	整備検討プロセスの考え方の共有			
3 構成資産に影響を与える諸条件	開発の圧力	3-(1)	a)	法令制度の適切な運用	[1]~[3]	1~11
	環境変化	3-(2)	a)	構成資産保存のための環境対策	[1]~[3]	
	自然災害と危機管理	3-(3)	a)	災害予防と危機管理体制の充実	[1]~[3]	
4 来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	顕著な普遍的価値の理解	4-(1)	a)	顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	[1]~[5]	13, 24, 27
			b)	構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存と活用	[1]~[3]	
			c)	適切な公開・活用施設の整備	[1]	
			d)	ガイド体制の確保	[1], [2]	
	来訪者に対する利便性の提供	4-(2)	a)	総合窓口の設置	[1]	14, 25, 26
			b)	モデルコースの設定	[1]~[4]	
			c)	交通インフラの整備	[1]~[4]	
			d)	適切な便益施設の整備・管理	[1]~[3]	
	秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	4-(3)	a)	見学マナーの周知徹底	[1]	12, 16
			b)	教会堂(有形文化財)の見守り	[1], [2]	
			c)	秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	[1]	
	5 地域の持続的な維持・発展(保存と活用の両立)	地域のアイデンティティ形成による誇りの共有	5-(1)	a)	地域住民等の理解促進	[1]~[3]
交流による共通の意識づくりとネットワーク化		5-(2)	a)	地域における活動の充実	[1]~[4]	28
地域社会の維持と活性化		5-(3)	a)	地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	[1]~[4]	15

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の顕著な普遍的価値を確実に保護するために、構成資産及び緩衝地帯を対象に経過観察を実施し、負の影響が確認された場合には原因を除去または影響を軽減させるための対策を立案・実施していくものとする。

本章においては、構成資産共通の方針を踏まえ、定期的かつ体系的な経過観察を行うために必要となる経過観察の方法、行政上の体制、資料等の一覧を記載する。

1. 構成資産共通の方針

推薦資産の経過観察については、次に掲げる3つの観点の下に、適切な観察指標を設定する。

- ①推薦書本文の「第3章 記載のための価値証明」に記された推薦資産の価値と真実性及び完全性が維持されているか。
- ②推薦書本文の「第4章 保全状況と資産に影響を与える諸条件」に記された諸条件(開発・環境問題・自然災害・観光・その他)が推薦資産とその緩衝地帯にどのような影響を与えているか・与えたか。
- ③推薦書本文の「第5章 保護と管理」に関連して、構成資産とその緩衝地帯及びそれらを取り巻く周辺の広い地域が、相互に呼応しつつ世界遺産としての顕著な普遍的価値に関する知識を発信する場として適切な発展を遂げているか。

2. 具体的な方策

(1) 経過観察の指標

設定する主な観察指標については、以下の表 6-001 から表 6-003 までに示すとおりである。

表 6-001 「推薦資産・緩衝地帯に影響を与える諸条件」に関する観察指標

推薦資産・緩衝地帯に対する影響		指標		周 期	観察記録主体
開発	社会資本整備による影響	1. 公共事業の実施件数	緩衝地帯における道路・河川・下水道・治山等の公共事業実施件数を測定する。	毎年	両県・市町
	民間による開発事業の影響	2. 民間の開発行為件数	緩衝地帯における開発許可申請及び建築確認の件数を測定する。	毎年	市町
		3. 景観条例に基づく届出件数	緩衝地帯における景観条例に基づく届出件数を測定する。	毎年	市町

推薦資産・緩衝地帯に対する影響		指標		周 期	観察記録主体
開発	景観保全	4. 景観阻害要因の数(定点測定)	視点場からの定点撮影により、視界に入り込む阻害要因を把握する。	毎年	市町
環境変化	大気汚染	5. 大気環境観測	大気の常時監視を行い、二酸化硫黄・一酸化窒素・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・非メタン炭化水素・浮遊粒子状物質・PM2.5等の大気汚染物質の含有量を測定する。	随時	県・市町
	海岸の漂着ゴミ	6. 清掃の実施回数	構成資産周辺における清掃の実施回数(海岸含む)を測定	毎年	両県・市町
	野生生物	7. 特定鳥獣の捕獲回数	特定鳥獣に指定されたシカ・イノシシ等の捕獲頭数を測定する。	毎年	両県・市町
自然災害	風水害・土砂災害	8. 気象・降水量・河川水位の観測・土砂災害の発生情報等	風水害及び土砂災害発生に関する情報を把握する。	随時	両県・市町
	地震・火災	9. 地震・津波・火山活動の観測	地震・津波・火山活動に関する情報を把握する。	随時	両県・市町
		10. 防火設備の点検回数	構成資産に関する防火設備の点検回数及びその実施状況を把握する。	毎年	市町

推薦資産・緩衝地帯に対する影響		指標		周期	観察記録主体
自然災害	地震・火災	11. 消火・防災訓練の実施回数	構成資産に関する消火・防災訓練の回数・実施状況を把握する。	毎年	市町
観光	来訪者の増加による影響	12. 来訪者数	構成資産への来訪者数を測定する。	毎年	市町
		13. 来訪者の理解度	来訪者アンケートを行い、構成資産全体又は各構成資産に対する理解度を把握する。	毎年	市町
		14. 来訪者の満足度	来訪者アンケートを行い、理解促進・深化に資する施設・設備（情報発信拠点施設、屋外解説板）、交通アクセス・便益施設などに対する来訪者の満足度を把握する。	毎年	市町
地域の活力	地域の持続性	15. 地域人口の推移	構成資産が所在する市町の人口を測定する。	毎年	両県・市町
		16. 構成資産・地域の世界遺産に対する受止め	地元聞き取りを行い、構成資産・地域における世界遺産に対する受止めの状況を把握する。	毎年	市町

表 6-002 「構成資産及びその要素の保護」に関する観察指標

保護に対する影響		指標		周期	観察記録主体
経年劣化	17. 構成資産・構成要素に含まれる建造物等の劣化状態	構成資産・構成要素に含まれる建造物等の巡視を行う		随時	両県・市町
現状変更等	18. 現状変更申請件数及び内容	文化財保護法に基づく現状変更許可申請・届出の件数及びその内容を把握する。		毎年	市町
き損	19. き損届出件数及び内容	文化財保護法に基づくき損届の件数及びその内容を把握する。		毎年	市町
遺跡の保護	20. 遺構の状態	目視により遺構の状態を把握し記録する。		毎年	市町
建造物の保護	21. 建造物の維持修理	建造物の維持修理の結果を記録する。		毎年	市町
集落の土地利用形態の保護	22. 農地法及び景観条例に基づく許可申請及び届出の件数	農地法及び景観条例に基づき、現状変更許可申請・届出の件数及びその内容を把握する。		毎年	市町

表 6-003 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する指標

項目	指標		周期	観察記録主体
顕著な普遍的価値の伝達	23.調査研究の実施状況	構成資産に関する調査研究の実施状況及びその内容、報告書の刊行等の成果を把握する。	毎年	両県・市町
	24.各種研修会・講座・見学会等の実施状況	構成資産に関する研修会・セミナー・講座・見学会等の実施状況を把握する。	毎年	両県・市町
来訪者の利便性	25.ガイダンス施設の設置	整備計画に則った施設の設置状況を把握する。	毎年	両県・市町
	26.便益施設の設置	整備計画に則った施設の設置状況を把握する。	毎年	市町
情報提供	27.パンフレット・ホームページによる情報提供数	パンフレット類の発行部数、各地方公共団体のホームページのアクセス数を把握する。	毎年	両県・市町
民間の活動	28.活動状況	構成資産に関する民間団体の活動内容・実施回数を把握する。	毎年	両県・市町

(2) 資産の経過観察のための行政上の体制

定期報告を含む経過観察（モニタリング）については、表 6-001 から表 6-003 までするように、関係地方公共団体（2 県 6 市 2 町）が文化庁の指導の下に表 6-004 に示す体制によって記録し、所有者等とともに構成する「世界遺産保存活用協議会」において集約のうえ、周辺環境を含めた構成資産の現況を把握する。この協議会がモニタリングによって実施した施策の評価を行い、必要に応じて見直すことにより、さ

らに実効性の高い計画へと改善を図ることとしている。

協議会は、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果を 6 年ごとに保存管理状況の評価としてまとめる。日本政府は、「世界遺産条約の履行のための作業指針」第 5 章に基づき、ユネスコ世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書を提出する。

表 6-004 モニタリング体制

分担	管轄区域	担当組織(2017年2月)
担当組織及び担当課	構成資産及び緩衝地帯	<p>組織名称及び組織代表者： 長崎市 市長 佐世保市 市長 平戸市 市長 五島市 市長 南島原市 市長 小値賀町 町長 新上五島町 町長 天草市 市長</p> <p>担当課及び担当責任者： 長崎市 企画財政部世界遺産推進室 室長 文化財課 課長 佐世保市 教育委員会社会教育課 課長 平戸市 文化観光部文化交流課 課長 五島市 市長公室 室長 南島原市 教育委員会世界遺産登録推進室 室長 小値賀町 教育委員会 教育長 新上五島町 教育委員会世界遺産推進室 室長 天草市 世界遺産推進室 室長</p>
監督組織	構成資産及び緩衝地帯	<p>組織名称： 文化庁 組織代表者： 文化庁長官 担当課及び担当責任者： 記念物課 課長</p>
指導組織	構成資産及び緩衝地帯	<p>組織名称及び組織代表者： 長崎県 知事 長崎県教育委員会 教育長 熊本県 知事 熊本県教育委員会 教育長</p> <p>担当課及び担当責任者： 長崎県文化観光国際部世界遺産登録推進課 課長 長崎県教育庁学芸文化課 課長 熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課 課長 熊本県教育庁文化課 課長</p>

(3) 以前の保全状況報告の成果

経過観察(モニタリング)に必要とされ適切に収集・保管されている。それらの一
 諸事項に関する現時点及び過去の資料・覧表は、以下のとおりである。
 情報については、関係地方公共団体の下に

表 6-005 モニタリングに関する資料・文書一覧

対象資産	資料名	発行者	発行年
原城跡	原城跡Ⅳ 南島原市文化財調査報告書	南島原市	2010
平戸の聖地と集落	平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書	平戸市	2009
天草の崎津集落	天草市崎津の漁村景観保存調査報告書	天草市	2010
外海の出津集落	長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書	長崎市	2012
黒島の集落	佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書	佐世保市	2011
野崎島の集落跡	小値賀諸島の文化的景観保存調査報告書	小値賀町	2012
頭ヶ島の集落	新上五島町崎浦の五島石集落景観保存調査報告書	新上五島町	2012
久賀島の集落	五島市久賀島の文化的景観保存調査報告書	五島市	2011
奈留島の江上集落	五島市文化的景観調査報告書 奈留島編	五島市	2020
大浦天主堂	大浦天主堂及び教会施設調査報告書	長崎市	2012
要素(建造物)	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物調査報告書	長崎県、長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、小値賀町、新上五島町	2011

'blank page'

第7章

体制の整備・運営

第7章 体制の整備・運営

推薦資産が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて継承していくためには、第1章「1.d) 所有者と地域関係者が一体となった保存管理体制」において示したとおり、構成資産の保存活用（保存・管理・整備・公開・活用）及びその周辺環境の保全を確実に行う上での体制の整備・運営が必要である。構成資産の所有者又は管理団体、行政

機関、その他の関係団体等が、顕著な普遍的価値を共通に認識し、統一した考え方の下に、包括的かつ一体的な保存活用を持続していくことが求められる。

本章においては、そのための体制整備及び運営を適切に行う上での方向性を明示するとともに、その具体的な方法について示す。

‘blank page’

1. 構成資産共通の方針

構成資産の保存活用及びその周辺環境の保全については、現在、関係法令等を所管する行政機関と、構成資産の所有者又は保護主体となる団体等、地域住民・信徒、構成資産の保存管理等に取り組む関係団体等が相互に連携して適切に実施している。関係地方公共団体は、日常的な情報共有に努めているほか、連絡調整のための会議を頻繁に開催し、構成資産保護のための連携を図っている。

今後、世界遺産として広範囲にわたる構成資産及びその周辺環境を一体的に保存活

用・保全し、遺漏のないものとしていくために、専門家による学術的な見地からの助言を踏まえつつ、関係者が十分に連携・協力することのできる包括的な保存管理体制を新たに構築し、これまでの体制をさらに強化して取り組んでいく。

包括的保存管理体制においては、

- a) 関係法令等に基づく保存・活用
- b) 学術的な見地を取り入れた保存・活用
- c) 官民協働による保存・活用

の3点を基本的な方針として位置付ける。

なお、緩衝地帯において、推薦書本文第5章に記載した「保護措置の実施手段」を適切に遂行するため、緩衝地帯に適用される法令・制度（図4-001～4-011及び表4-006を参照）を所管する関係省庁及び関係地方公共団体の所管部署においても、情報共有等に遺漏がない体制をとることとし

ている。このように、関係行政機関が漏れなく参画することにより各機関が世界遺産の保護に係る責務を自覚し、世界遺産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、構成資産とその周辺環境とが調和した景観の維持・形成が図られることになる。

2. 具体的な方策

(1) 包括的保存管理体制における各組織の機能

構成資産及びその周辺環境の現況の把握、構成資産の保存・活用、周辺環境の保全に係る事項、地域住民の意見等について、関係地方公共団体及び構成資産の所有者又は保護主体となる団体等が、相互の情報共有・協議・合意形成を行うための組織として、2014年に「世界遺産保存活用協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。なお、協議会には「作業部会」を設置し、協議会の円滑な運営に係る情報収集、現状把握、進捗管理等の実務的な調整を行うとともに、地域住民等と協働した取組をさらに推進する。また、文化遺産の保存・

活用に係る関係法令を所管し指導的役割を担う文化庁を協議会のオブザーバーとし、構成資産の保存・活用及びその周辺環境の保全についての指導・助言及び情報提供を求める。さらに、2007年に設置した「長崎県世界遺産学術会議」の流れを受け継ぐ「長崎世界遺産学術委員会」を専門機関と位置付け、イコモス会員を含む学識経験者、有識者等からの学術的な見地からの助言を求める。

以上の保存管理体制を図示したものが図7-001であり、各組織の役割については表7-001のとおりである。

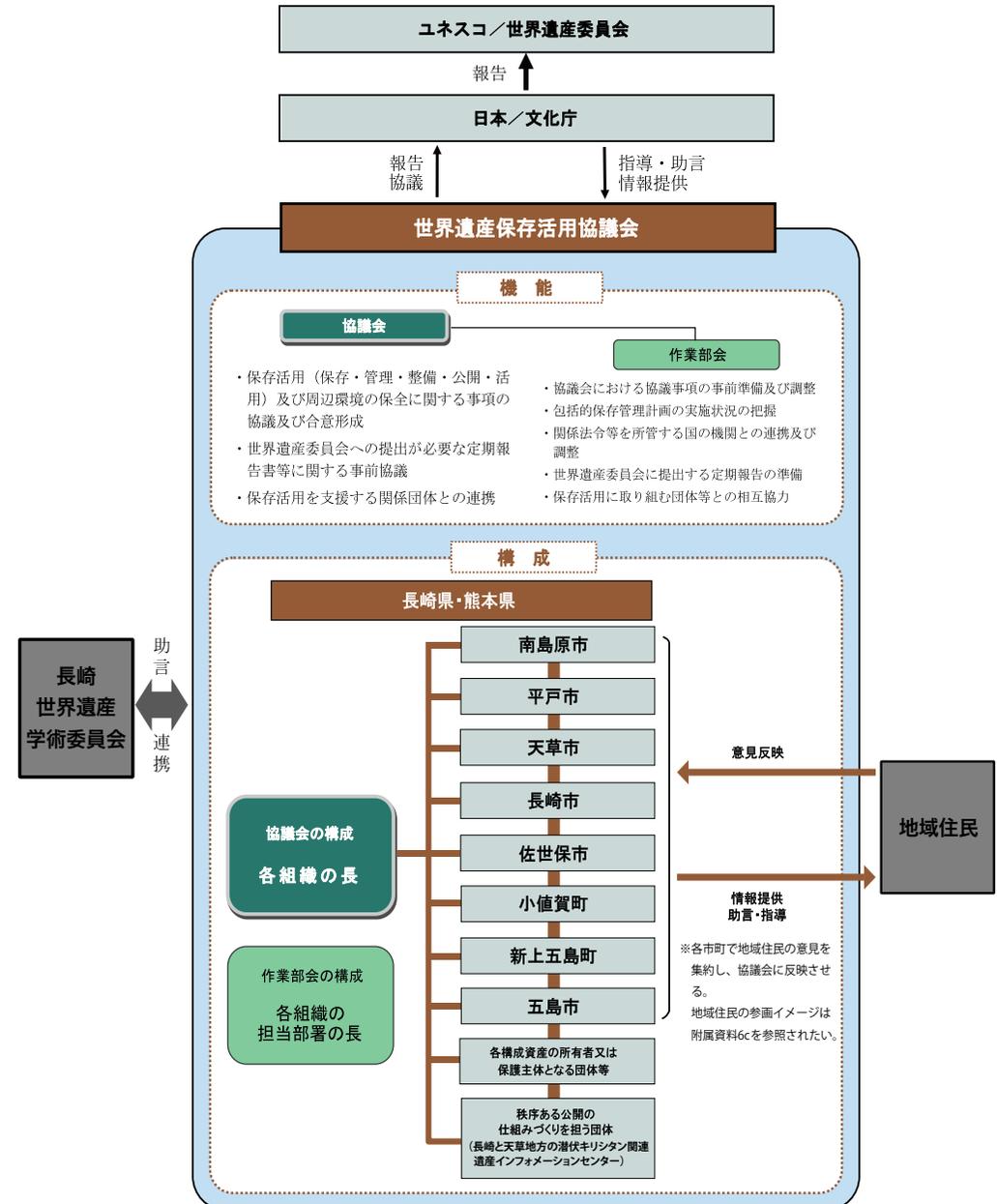


図 7-001 包括的な保存管理に関する組織体制図

表 7-001 包括的保存管理体制における各組織の機能

	世界遺産保存活用協議会	世界遺産保存活用協議会作業部会	長崎世界遺産学術委員会
1) 目的・機能	<p>a) 協議会は、周辺環境を含めた構成資産全体の現況の把握を行うとともに、関係法令等を所管する国の機関(文化庁等)と連携しつつ、以下の事項について協議し、合意形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 構成資産の保存・活用(保存・管理・整備・公開・活用)に関する事項 ● 構成資産の周辺環境の保全に関する事項 ● 体制の整備及びその運営に関する事項 <p>b) 世界遺産委員会への提出が必要な保存管理状況の定期報告書等について、協議を行う。</p> <p>c) 保存・活用を支援する関係団体と連携する。</p>	<p>a) 協議会による協議を円滑にするために、事前に協議事項の準備・調整を行う。</p> <p>b) 包括的保存管理計画の実施状況を把握し、協議会に対して、課題及び施策の案を提示する。</p> <p>c) 関係法令等を所管する国の機関と連携して、保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項について調整を行う。</p> <p>d) 世界遺産委員会への提出が必要な保存管理状況の定期報告書について、準備を行う。</p> <p>e) 保存・活用に取り組む団体等と相互に協力を行う。</p>	<p>協議会に対し、学術的・専門的な観点から、保存・活用及び周辺環境の保全について助言を行う。</p>

	世界遺産保存活用協議会	世界遺産保存活用協議会作業部会	長崎世界遺産学術委員会
2) 構成	<p>関係法令に基づき、構成資産が所在する現地において、保存・活用及びその周辺環境の保全に当たる地方公共団体及び各構成資産の所有者又は保護主体となる団体等の長に加え、所有者等と連携して秩序ある公開の仕組みづくりを担う団体(長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター)の長により構成する。地方公共団体は、長崎県及び熊本県並びに南島原市、平戸市、天草市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町及び五島市の2県6市2町である。なお、長崎県及び熊本県が、協議会の開催・運営の中心的役割を担う。また、文化庁は協議会においてオブザーバーとして助言を行う。</p>	<p>協議会の構成員である地方公共団体及び各構成資産の所有者又は保護主体となる団体等の担当部署の長に加え、所有者等と連携して秩序ある公開の仕組みづくりを担う団体(長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター)の委員をメンバーとする。</p> <p>なお、必要に応じて、保存管理及び周辺環境の保全に直接関係する地域住民、信徒の代表、現地で活動する関係団体等も参加する。なお、長崎県及び熊本県は、作業部会の開催・運営の中心的な役割を担う。</p>	<p>保存・活用及び周辺環境の保全に関し、キリシタン史、日本中世史、建築学、文化財保存学及び文化的景観の分野において、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者にて構成する。</p>
3) 開催の時期	<p>協議会は定期的を開催することとし、さらに必要に応じて追加的に開催する。</p>	<p>作業部会は、原則協議会の開催前に開催することとし、また、必要に応じて追加的に開催する。</p>	<p>協議会は、必要に応じて学術委員会の開催による助言を求める。</p>

(2) 各構成員の役割

協議会及び作業部会を構成する各構成員の役割並びにオブザーバーの役割については、以下に示すとおりである。

a) 長崎県及び熊本県

長崎県及び熊本県は、所管条例等の適切な運用を行うとともに、国、市町、構成資産の所有者、保護主体となる団体、関係団体等と緊密に連携して、推薦資産の保存・活用及び周辺環境の保全に関する現況及びそれらの課題を把握し、必要な措置を講ずる。両県は、そのために必要な体制を確保しており、市町等に対する技術的・財政的な支援を行う。また、推薦資産の全体に関する保存管理、調査研究、各構成資産をネットワークの下に相互に結び付ける事業等、構成資産全体に係る課題解決及び情報発信、整備・活用のために包括的に必要となる施策等について主体的に取り組む。

b) 市町

関係市町は、各構成資産の保存・活用に必要な体制を確保し、所管条例等の適切な運用を行うとともに、長崎県及び熊本県、所有者のほか、構成資産及び緩衝地帯内の

居住者、地域の住民及び信徒、関係団体等と連携を図りつつ、所有者等による日常的な保存管理業務の支援及び地域住民の文化財理解の向上に必要な施策を実施する。同時に、保存・保全・管理・公開・活用のための各種事業を推進する。また、文化財保護法に基づく管理団体である南島原市においては、自らの責務として構成資産の適切な保存・活用の施策を実施する。なお、地域住民の意見については、地域の自治会等を通じて各構成資産の整備活用委員会等に伝達・集約し、その内容を関係市町が協議会に反映させる。協議会での協議内容を踏まえ、地域住民に対して情報提供又は指導・助言を行う。

c) 構成資産の所有者、保護主体となる団体等

構成資産の所有者、保護主体となる団体等をはじめ、構成資産及び緩衝地帯の居住者は、文化財が貴重でかけがえのない財産であることを自覚し、国・県・市町の行政機関の指導・支援を受けつつ、点検・清掃等の日常的な管理・維持を行うとともに、大切に、かつ適切に保存・継承する。また、

市町と地域の自治会が良好な関係の下に連携し、できる限り広く公開に努める等、構成資産の価値の伝達と文化的な活用に積極的に取り組むとともに、秩序ある公開の実現に向けて連携協力する。

d) 文化庁

文化庁は、文化遺産の保護に関する国の機関として中心的な役割を担う官庁である。構成資産全体の保存・活用、その周辺環境の保全に係る重要事項、世界遺産委員会への提出が必要な構成資産の保存管理状況の定期報告に関して、協議会の中心的な役割を担う長崎県及び熊本県に対して、情報提供又は指導・助言を行う。また、文化財保護法に基づき、構成資産の所有者又は同法により指定された管理団体に対し、保存管理全般に関する助言はもとより、維持のための修理・復旧に関する技術的・財政的な支援を行う。なお、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為については、指導等も行う。さらに、国の関係省庁とも連携しつつ、国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、推薦資産の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。



写真 7-001 「世界遺産保存活用協議会」の開催

(3) 地域住民等との連携及び住民参画の推進

世界遺産の顕著な普遍的価値を適切に継承し保護していくためには、構成資産の物理的な保護はもとより、緩衝地帯を含めた総合的な保全が求められる。これらを確実にかつ円滑に実現するためには、構成資産の周辺に居住する地域住民等の自覚による自主的な活動とともに、官民一体となった協働による積極的な取組を推進していく必要がある。

そのため、関係地方公共団体は、各構成資産の価値に関する理解を深め、周辺環境を含めた保全に対する意識をより一層醸成させることを目的として、表 7-002 に示す地域住民参加型の講演会・研修会等の各種事業を実施している。

また、地域住民及び関係団体等が必要に応じて協議会の作業部会に参加することを通じて、地域住民・自治会との良好な関係を築いて連携を強化し、構成資産の保存・活用及び緩衝地帯の保全への住民参画の促進を図ることとしている。

現在、各構成資産及びその周辺の区域では、NPO 法人又はボランティア団体等が主体となって、自主的又は官民協働の下に

さまざまな活動等が実施されている。構成資産の保存管理のみならず、公開・活用の促進による来訪者対応の充実、さらには世界遺産への取組を契機としたまちづくりによる地域全体の振興・発展のためには、地域住民等の主体的な活動が必要となることから、関係地方公共団体は地域住民等が取り組む以下の諸活動を支援していくこととしている。

- 地域住民が構成資産及び関連する文化財等を貴重な宝として大切に思い、来訪者に誇りを持って紹介していくための教育・活動の機会の確保
- 生活・信仰と観光の調和に向けた秩序ある公開の実践
- 構成資産の保存修理費用及び来訪者用便益施設の維持管理費用のほか、新たな活動費用等のための財源の確保
- 来訪者の増加に伴う経済効果を高める観光プロジェクトへの参画
- 地域社会への経済的な還元につながる来訪者受入れと連動した仕組みづくり



写真 7-002 住民参加による草刈り・清掃（江上天主堂）

表 7-002 地域住民が参加する主な事業

事業主体	主な実施事業	開始年度
長崎県	県政出前講座	2010
熊本県	世界遺産講演会	2012
南島原市	世界遺産登録市民啓発事業	2007
平戸市	まちづくり勉強会	2008
	生涯学習まちづくり出前講座	2010
天草市	重要文化的景観からのまちづくり事業	2008
長崎市	長崎市出前講座	2010
佐世保市	親子で黒島体験ツアー	2010
小値賀町	住民を対象とした学習講座	2010
新上五島町	まちづくり出前講座	2010
五島市	世界遺産勉強会	2010



写真 7-003 西洋との交流の歴史を今に伝えるイベント「フェスティバス・ナタリス」

約400年前、日本で初めて創立されたイエズス会の中等教育機関「有馬のセミナリヨ」により伝えられたキリシタン時代のヨーロッパ文化を再現



写真 7-004 「原城一揆まつり」
「島原・天草一揆」の終焉の地である原城跡で犠牲者を追悼

表 7-003 地域住民等による自主的活動及び行政との協働事業

事業主体の団体名	活動の目的及び概要	設立年	主な活動エリア
長崎の教会群インフォメーションセンター	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の情報を発信し、構成資産の所有者及びその他の関係者等と連携して、秩序ある公開の仕組みづくりに取り組む。2018年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」に改称。	2014	長崎県域及び天草市
NPO法人世界遺産長崎チャーチトラスト	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の啓発、保存や周辺環境の整備、バランスのとれた保護と活用に関する事業を行う。	2007	長崎県域
NPO法人長崎巡礼センター	長崎の歴史・文化・風土を抱合する世界を知り、体験する旅として「長崎巡礼」を推進し、キリスト教関連の遺産の秩序と品格のある活用に資する。(巡礼ガイド)	2008	長崎県域
長崎の教会群を世界遺産にする会	長い信仰を背景に生み出された、価値ある教会群の歴史・建築・文化的景観等を国内外に広くアピールする活動を行う。	2001	長崎県域
南島原市世界遺産市民協働会議	市内のキリスト教関連の遺産を将来へ確実に引き継ぐための活動として、情報発信や書籍発行、シンポジウムや体験学習等を実施する。	2007	南島原市
南島原ガイドの会 有馬の郷(ありまのさと)	市内ガイド5団体を主体に設立され、地域の魅力や歴史を伝える観光ガイド同士の情報共有や研修を行う。	2014	南島原市
歓皆の会(かんなのかい)	島原・天草一揆の受難者の追悼と顕彰のイベントである「原城一揆まつり」を通して、町おこしを行う。	1999	南島原市
原城一揆まつり実行委員会	島原・天草一揆の受難者の追悼と顕彰のイベントである「原城一揆まつり」を通して、町おこしを行う。	1992	南島原市
有馬歴史研究会	南島原の自然や歴史を広く周知・啓発するため、地元小中学生への学習や清掃活動、関連イベントへの協力をを行う。	1992	南島原市
南島原市冬のおまつり実行委員会	400年前の西洋との交流をテーマにしたイベント「フェスティバス・ナタリス」を通して、南島原の歴史への理解を深める。	1997	南島原市

事業主体の団体名	活動の目的及び概要	設立年	主な活動エリア
南島原市聖歌隊コルス・アンジェリクス	イエズス会の中等教育機関「有馬のセミナリヨ」で教えられたグレゴリオ聖歌や西洋音楽を通して、南島原の歴史文化を啓発する。	2000	南島原市
安満の里 春日講	春日地区に残る地域資源を生かした持続可能なまちづくりを目指し、マップ作成や農村体験イベントの実施、バスツアーの受入れ等を行う。	2011	平戸市
平戸観光ウェルカムガイド	平戸地域の豊かな歴史や文化、自然や街並みを紹介するとともに、観光動向の調査研究、観光素材の開発、人材育成及び情報発信に関する事業を行う。	1999	平戸市
生月ボランティアガイド協会	平戸地域の歴史や自然、現在も続くかくれキリシタン信仰などを中心にしたガイドや情報発信を行う。	2003	平戸市
生月町玄関口活性化協議会	来訪者用の受入施設や民間店舗における高付加価値の商品づくりのための勉強会、世界遺産登録を見据えた「中江ノ島モニターツアー」の開催、地域散策マップづくりなどの活動を行う。	2013	平戸市
山田・館浦地区まちづくり運営協議会	生月町南部地区の住民全てがまちづくりに参加し、地域振興を図るための活動を行う。	2016	平戸市
富津地区振興会	崎津・今富地区のまちづくりに関する問題意識を共有し、清掃活動や地域案内活動を通して、協働によるまちづくりを行う。	2006	天草市
一般社団法人ド・ロさまの家	ド・ロ神父の長崎における活動の原動力となった愛と奉仕の精神を、多くの人々に伝えるための活動を行う。	2013	長崎市
外海地区まちづくり協議会	外海地区の自然や文化遺産等を守り育てるとともに、住みよい活力のある地域を目指し、住民が一体となったまちづくり活動を行う。	2010	長崎市

事業主体の団体名	活動の目的及び概要	設立年	主な活動エリア
外海バスカの里史跡顕彰会	外海の前駆者たちの足跡を訪ね、バスカ(復活)の喜びを分かち合い、史跡巡礼を通してキリスト教の歴史を伝える。	2012	長崎市
外海観光ボランティアガイド協会	地域資源を守りながら、観光資源の研究・開発に取り組み、観光客に対するガイドを行う。	2005	長崎市
フェルム・ド・外海	ド・ロ神父のフロンティア精神に学びながら、ボランティア活動や物産づくりを通じ、農家等の生活改善や地域活性化を目指す。	1983	長崎市
長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会	ド・ロ神父の故郷であるフランスのヴォスロール村との姉妹都市宣言の趣旨により、語学講座や料理教室など文化交流を行う。	1979	長崎市
さるくガイド(一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会)	まち歩きツアー「長崎さるく」のボランティアガイドとして活動する。大浦天主堂界隈のコース185人、外海界隈コース4人が登録している。	1954	長崎市
南山手地区町並み保存会	伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育て、さらに住みよい個性豊かな町としての発展を目指す。	1992	長崎市
黒島地区史跡保存会	黒島島内の文化財の清掃活動等を通して、島民への啓発を図り、来訪者へのガイド活動を行う。	1999	佐世保市
黒島地区生涯学習推進会	黒島地区の生活文化・福祉活動・環境整備を行い、生涯学習のまちづくりを推進する。	1988	佐世保市
NPO法人おぞかアイランドツーリズム協会	小値賀の特色を生かした島体験のツーリズムを推進するため、体験型観光の担い手の育成、地域文化の伝承、自然環境の保全等に取り組む。	2007	小値賀町
小値賀町文化財ボランティア清掃グループ	小値賀の文化財を地域の誇りとして大切に守り、後世に引き継ぐため、清掃活動を行う。	2012	小値賀町

事業主体の団体名	活動の目的及び概要	設立年	主な活動エリア
上五島ふるさとガイドの会	島の自然・歴史・文化等の地域資源を守りながら、来訪者の探究心に応えるよう、おもてなしの観光ガイドを行う。	2006	新上五島町
世界遺産の五島(しま)づくり市民運動	関連する団体や個人が一体となって、キリスト教の歴史を学ぶ学習会や教会堂の清掃活動を行い、相互の連携を深める。	2013	五島市
NPO法人DONDON奈留	五島の豊かな自然を生かした体験型観光を通じて、来訪者との交流を図りながら、五島の魅力を広める。	2005	五島市
五島市おもてなしガイド連絡協議会	市内ガイド4団体を主体に設立され、情報交換や相互交流を通してガイド資質の向上を図るとともに、地域魅力の向上とおもてなしの推進を図る。	2014	五島市

本計画は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産一覧表に文化遺産として登録されることが決定した第42回世界遺産委員会決議文において、将来にわたる確実な保全管理を担保する計画として位置づけられ、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）世界遺産センターのウェブサイト公表される。

《本計画の履歴》

- 1) 本計画は、2014年11月7日に策定した。
- 2) 本計画は、2017年1月10日に改訂し、世界遺産一覧表登録のための推薦書の附属資料6aとして、同年2月1日付けでユネスコ世界遺産センターへ英語版を提出した。
- 3) 本計画は、2023年3月28日に改訂し、ユネスコ世界遺産センターへ英語版を提出する。主な改訂内容は、登録後に整った法的保護措置の追加と、第4章の価値保全及び来訪者管理に資する構成資産共通の対応策の実効性強化に伴う更新である。
- 4) 今後、定期的な経過観察の結果を踏まえ、状況の推移と変化を検証しながら、必要に応じて現状・課題に適した『包括的保存管理計画』に改訂する。

(2023.3)